

近代イギリス  
予算制度成立史研究

佐藤芳彦著



## 目次 1

### 《近代イギリス予算制度成立史関係略年表》 13

(序) 前史：イングランド「封建王政」, 「絶対王政」期

(1) 市民革命(前後)期：1640年代～1714年

(2) 重商主義期：1714年～1815年

(3) 古典的自由主義期：1815年～1873年

### 序 課題と方法：19

#### 序章 前史：イングランド「封建王政」, 「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制：27

(1) イングランド古来の財務府と会計年度に関する最も古い記録：27

(2) イングランド「封建王政」における財政的＝国制的統治体制：29

(3) イングランド「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制：32

### 第1部 市民革命(前後)期 (1640年代～1714年)：37

#### 序 財政構造と予算制度：37

(1) 財政面：重商主義財政の原型の形成：37

(2) 予算制度面：予算制度における「立憲体制」の基本的成立：41

#### 第1章 「王政復古」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大：45

##### 第1節 予算の審議過程：45

(1) 1664年11月～1665年3月会期：開戦準備期：48

〈勅語と議定費譲与の議決〉

〈議定費調達(財源)の議決〉

〈法案審議と成立〉

〈1665年2月9日「援助金法」成立とその内容〉

〈1665年2月22日, 「国王のオランダ諸州に対する戦争宣言」〉

〈1665年2月22日、「議会で聖職者に課税するための法律についての説明」〉

(2) 1665年10月会期：開戦期：57

〈勅語と議定費譲与、調達(財源)の議決〉

〈法案審議と成立〉

〈1665年10月31日「議定費法」成立とその内容：「借入及び割当条項」等〉

(3) 1666年9月～1667年2月会期：終戦期：65

〈勅語と議定費譲与の議決〉

〈議定費調達(財源)の議決〉

〈法案審議と成立〉

〈1667年1月28日「人頭税法」成立とその内容〉

〈1667年2月8日「査定税法」成立とその内容〉

(4) 小括：「王政復古」期における予算審議過程の歴史的位罫：74

第2節 財政統制の漸次的拡大：76

(1) 歳出入、予算審議面：76

①1660年、国王への毎年援助として「年間£1,200,000」の収入の議決

②1665年、「借入及び割当条項」導入の開始

③1668年、全院委員会での財政負担の予備的審議の「決議」

(2) 国庫、決算審議面：77

①1665年、「基金」設定の開始

②1667年、「大蔵委員会」の設置

(3) 貴族院との関係：財政統制への参加からの貴族院の排除：1671年と1678年「決議」：79

第3節 小括：「王政復古」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大：80

## 第2章 「名誉革命」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大：83

第1節 予算の審議過程：83

(1) 仮議会[第1会期](1689年2月18日～8月20日)：1689年度予算審議：90

〈両陛下に対して年間£1,200,000の収入の、平時に国王を援助する一定の必要費用としての設定決議(3.20)に至る経緯〉

- 〈海軍歳出予算の提出 (3. 26) と海軍の要求と軍務のため£ 700, 000の金額を超えない議定費決議 (4. 25) に至る経緯〉
- 〈1689年5月7日対フランス戦争宣言と王国の防衛のための1年間「ポンド当たり12シリングの援助金」譲与法の成立 (6. 22) に至る経緯〉
- 〈アイルランド鎮定のための人頭税法の成立 (5. 1) と追加の人頭税法案をめぐる貴族院との対立 (5. 31, 法案放棄) に至る経緯〉
- (2) 仮議会第2会期 (1689年10月19日～1690年1月27日) 及び第2議会第1会期 (1690年3月21日～5月23日) : 1690年度予算審議 : 108
- [A] 仮議会第2会期 (1689年10月19日～1690年1月27日) の場合
- 〈勅語と£ 2, 000, 000の「信用議定費」の議決〉
- 〈議定費(調達)の議決〉
- 〈法案審議と12月16日「ポンド当たり2シリングの援助金」譲与法の成立〉
- 〈1690年1月16日「ポンド当たり12ペンスの追加的援助金」譲与法の成立〉
- [B] 第2議会第1会期 (1690年3月21日～5月23日) の場合
- 〈新議会での勅語, 担保条項付き国王収入の議決, 及び£ 1, 200, 000の信用議定費の議決〉
- 〈法案審議と4月23日人頭税法と一時的消費税関係法の成立, 5月2日トン税・ポンド税の臨時税関係法の成立〉
- (3) 第2議会第2会期 (1690年10月2日～1691年1月5日) : 1691年度予算審議 : 118
- 〈勅語での庶民院への議定費要求, 軍事歳出予算の提出と軍事議定費の議決〉
- 〈議定費調達(財源)決議と11月10日「1, 651, 702ポンド18シリングの援助金」譲与法の成立〉
- 〈11月25日勅語での庶民院議員への追加的議定費要求と1691年1月5日追加的消費税関係法の成立〉
- (4) 第2議会第3会期 (1691年10月22日～1692年2月24日) : 1692年度予算審議 : 124
- 〈勅語, 対フランス戦争遂行議定費の議決, 3軍事歳出予算の提出,

議定費(調達)財源決議

〈対フランス戦争遂行議定費調達(財源)の議決と12月31日

「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法の成立

〈対フランス戦争遂行の地上軍議定費(調達)財源の議決と1692年2月

24日四季每人頭税の成立

(5) 第2議会第4会期(1692年11月4日～1693年3月14日) :

1693年度予算審議 : 133

〈勅語での庶民院への議定費要求, 対フランス戦争遂行議定費の議決,

3軍事歳出予算の同日提出, 海軍・陸軍議定費の議決

〈議定費(調達)財源の決議

〈「議定費法案:地租」と「議定費法案:消費税」の提出と庶民院通過

〈「貴族」身分の自己課税権剥奪と1693年1月20日「ポンド当たり

4シリングの援助金」譲与法(=地租法)の成立

〈1693年1月26日「追加的消費税」法(=トンチン年金創設関係法)

の成立

〈対フランス戦争遂行の追加的議定費(調達)決議と3月14日商品への

追加的賦課金譲与法の成立

(6) 小括:「名誉革命」期における予算審議過程の歴史的位置 : 146

〈1689年度予算審議について

〈1690年度予算審議について

〈1691年度予算審議について

〈1692年度予算審議について

〈1693年度予算審議について

第2節 財政統制の漸次的拡大 : 152

(1) 歳出入, 予算審議面 : 152

①1692年, 「勅語」での「庶民院議員達」に対する議定費要求の慣例化

②1693年, 3軍事「歳出予算」提出と「1年間, 援助金譲与法」制定  
による年度毎予算審議の定着

③1698年, 「シビル・リスト法」の制定の開始

④1689年, 「抗命処分法」の制定の開始

⑤1689年, 「信用議定費」の議決の開始

⑥1691年, 包括的な特定の割当条項の導入の開始

- ⑦1707年, 全院委員会での財政負担の予備的審議の「議事規則」化
- ⑧1712年, (割当法での)陸軍(及び兵站部)費の「特定割当」の開始
- ⑨1689年, 国王の大権にもとづく課税賦課の破棄
- ⑩1700年頃, 収入部局会計の収入部局間のみならず同一部局の会計間での相違

(2) 国債, 国庫, 決算審議面 : 169

- ①1690年, 税金を先取りしての短期借入制度の(直接税から)間接税への拡大
- ②1693年, 「国債」の創設
- ③1694年, 「イングランド銀行」の創設,
- ④1696年, 「財務府証券」の発行の開始
- ⑤「受取と支出の公的会計」を記帳する様式
- ⑥1697年 - 1710年, 公債の支払のための基金の統合の開始

(3) 国王との関係:「発議権」の国王への限定:1706年「決議」と1713年「議事規則」化:177

第3節 小括:「名誉革命」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大:178

## 第2部 重商主義期 (1714年~1815年) : 183

### 序 財政構造と予算制度 : 183

- (1) 財政面:「軍事費及び国債費膨張型=間接税及び国債依存型」  
重商主義財政の本格的展開 : 183
- (2) 予算制度面 : 重商主義的予算制度の進展 : 188

### 第1章 国王ジョージ1世・2世期 (1714年~1760年) における重商主義的 予算制度 : 189

- (1) 歳出入, 予算審議面 : 189
  - ①1714年, 1727年「シビル・リスト法」  
 <1714年「シビル・リスト法」>  
 <1727年「シビル・リスト法」>
- (2) 国債, 国庫, 決算審議面 : 191

- ①1717年, いわゆる「減債基金」の設立
    - 〈「南海基金」の設立〉
    - 〈「集合基金」の永続化〉
    - 〈「一般基金」の設立といわゆる「減債基金」の設立〉
  - ②「減債基金」会計と新たな「その他の公的支出に適用」機能, 及び単一割当法の制定
    - 〈「減債基金」会計と新たな「その他の公的支出に適用」機能の開始〉
    - 〈単一割当法の制定の開始〉
  - ③前提: 1751年「暦(新暦)法」による財政的四季支払日等の変更
    - 〈制定理由〉
    - 〈規定内容〉
    - 〈予算及び会計上の年度の変更に関するもつ意味〉
  - ④1752年, 国債の統合(「コンソル」等の成立)と支払期日規定
- (3) 小括: 「国王ジョージ1世・2世期」における重商主義的予算制度: 212

## 第2章 国王ジョージ3世期(1760年～1815年)における重商主義的 予算制度: 215

- (1) 歳出入, 予算審議面: 215
  - ①1760年「シビル・リスト法」によるイングランド世襲的収入の放棄
  - ②1782年, シビル・リスト支出への議会の直接的干渉の開始
  - ③1798年, 海軍費の「特定割当」の開始
  - ④1799年, 戦時「所得税」の導入
- (2) 国債, 国庫, 決算審議面: 218
  - ①1786年, 新減債基金の設立と割当法
    - 〈「減債基金」の新たな「公債の利子支払に適用」機能の強化〉
    - 〈1786年, 新減債基金の設立〉
    - 〈1786年割当法の制定〉
  - ②1787年, 「統合国庫資金」の設立と統合国庫資金会計及び割当法
    - 〈1787年, 「統合国庫資金」の設立〉
    - 〈統合国庫資金の会計〉



〈1787年割当法の制定〉

- ③1802年法による1月5日に終わる会計年度規定及び公的会計の毎年議会提出規定

〈1802年法制定の一般的背景〉

〈1786年「財務委員会」の『報告書』と1797-98年「財務委員会」の『報告書』勧告〉

〈1802年法による1月5日に終わる会計年度規定及び公的会計の毎年議会提出規定〉

〈1月5日に終わる年度の「公的会計」(＝「国庫決算書」)の議会提出〉

- ④1808年「財務府証券法」と「議定費証券」発行の本格化

(3) 小括：「国王ジョージ3世期」における重商主義的予算制度：240

### 第3部 古典的自由主義期 (1815年～1873年)：245

#### 序 財政構造と予算制度：245

- (1) 財政面：「巨額国債残高」下での「緊縮財政型＝間接税依存(所得税補充)型」自由主義財政の形成と展開：245
- (2) 予算制度面：近代イギリス予算制度の成立：248

#### 第1章 1815年～1820年代：ナポレオン戦争終結とトーリー政権下での自由主義的財政統制の開始：249

- (1) 歳出入, 予算審議面：249
- ①1815年「穀物法」制定と1816年「所得税」廃止
- ②1820年「シビル・リスト法」によるアイルランド世襲的収入の放棄
- ③1819年, 海軍の全支出のための「歳出予算」提出の開始
- ④1821年, 軍事歳出予算の提出時期に関する庶民院決議
- ⑤1823年, インドでの陛下の軍隊の退役給料等のため年間£60,000の財務府支払の開始
- (2) 国債, 国庫, 決算審議面：253
- ①1816年「統合国庫資金法」による1817年「連合王国統合国庫資金」設立,

- <1707年「スコットランド連合法」の成立>
- <1707年「スコットランド連合法」の国制的・財政的諸規定>
- <18世紀初期におけるアイルランド議会の従属化>
- <アメリカ独立戦争とアイルランド議会の独立, アイルランド銀行の設立>
- <対フランス戦争と1800年「アイルランド連合法」の成立>
- <1800年「アイルランド連合法」の国制的・財政的諸規定>
- <ナポレオン戦争終結と1816年法による1817年「連合王国統合国庫資金」設立>
- ②1817年法による(四半期毎「既定費」支払不足時に)「不足証券」に対するイングランド銀行貸付規定
- ③1823年, 「国庫決算書」の最初の「貸借対照表」提出
- ④1829年法による新たな「減債基金」規定
- (3) 1828年, 議会の財政統制要求: 302
- (4) 小括: 1815年~1820年代における自由主義的財政統制の開始: 304

## 第2章 1830年~40年代: 第1次選挙法改正とホイッグ・ピール政権下での自由主義的財政統制の本格化: 307

### 第1節 1830年代における財政統制: 307

#### (1) 歳出入, 予算審議面: 307

- ①1830年ホイッグ政権の成立と1831年「シビル・リスト法」によるスコットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄, 「王室費」と民事費の分離完成
  - <国王ウィリアム4世によるスコットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄>
  - <トーリー党ウェリントン政権の「シビル・リスト」動議の否決, ホイッグ党グレイ政権の成立>
  - <「シビル・リスト調査特別委員会」報告書>
  - <1831年「シビル・リスト法」の成立>
- ②1832年における議定費年度, 歳入予算年度の採用
  - <前提: 1832年, 第1次選挙法改正>
  - <会計年度変更の背景>

〈1832年、議定費年度として3月31日に終る1年の採用、その経緯と意味〉

〈1832年、歳入予算年度として4月5日に終る1年の採用、その経緯と意味〉

③「割当法」に先立つ、「統合国庫資金法」制定の定着

(2) 国債、国庫、決算審議面：332

①1830年、(統合国庫資金「余剰」から「議定費」譲与金支払不足時に「財源証券」に対するイングランド銀行貸付規定の開始

②1832年、海軍費の「割当決算書」作成、会計検査、議会提出規定

③1833年～1834年、財務府の廃止、「陛下の国庫勘定」等の設置

〈1833年、上級財務府の廃止〉

〈1834年、下級財務府の廃止、陛下の「国庫勘定」、国庫監理長官等の設置〉

④1835年法による「支払総監」の設置

⑤1830年代、国庫面における「既定費」と「議定費」の2区分の定着

第2節 1840年代における財政統制：341

(1) 歳出入、予算審議面：341

①1846年、「陸軍と兵站部譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用

②1846年、「割当法」における軍事費の「費目流用」条項の導入

③1849年、「民事」歳出予算の提出開始

④1848年、「内国収入委員会」の設置＝統合

(2) 国債、国庫、決算審議面：344

①1846年、陸軍費の「割当決算書」作成、会計検査、議会提出規定

②1848年、国庫支払行政の「支払総監」への統合＝簡素化

第3節 小括：1830年～40年代における自由主義的財政統制の本格化：346

### 第3章 1850年～60年代：自由貿易推進・緊縮財政決議と自由主義的財政統制の完成：351

第1節 1850年代における財政統制の進展：351

(1) 歳出入、予算審議面：351

①1854年、「収入諸部局歳出予算」の提出開始

- ②1854年, 「収入諸部局譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用
- ③1857年, 所得税の「毎年税」化
- (2) 国債, 国庫, 決算審議面 : 353
  - ①1854年「公的收入及び統合国庫資金負担法」成立と3月31日に終わる財務会計年度規定
    - 〈政策的意図〉
    - 〈審議過程における発言〉
    - 〈「公的收入及び統合国庫資金負担法」の成立とその具体的内容〉
- (3) 1856~57年, 「公金調査特別委員会」の設置と1857年『報告書』: 360
- 第2節 1860年代における財政統制の完成 : 361
  - (1) 歳出入, 予算審議面 : 361
    - ①1861年, 諸部局の「歳出予算」の大蔵省による事前承認規定
    - ②1862年, 「民事費譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用
    - ③1863年, 「民事費(内金議定費) 予算」提出の開始
    - ④1861年, インドで陛下の軍隊のため退職給等に年間1人当たり£3. 10s., 及び1862年, 在インド戦闘的兵士に年間£10. の頭割り補助金の支払開始
    - ⑤1863年, 茶税の「毎年税」化
  - (2) 国債, 国庫, 決算審議面 : 367
    - ①1861年, 収入諸部局の「割当決算書」作成, 会計検査, 議会提出規定
    - ②1861年「決算委員会」の設置と1862年「議事規則」化
    - ③1866年「国庫及び会計検査院法」の成立とその適用, 統制循環の完成
      - 〈諸勧告と1865年国庫監理長官の引退表明〉
      - 〈1866年法案の政策的意図と審議過程〉
      - 〈1866年「国庫及び会計検査院法」の成立とその具体的内容〉
      - 〈1866年法の適用とそれによる財政統制「循環」の実際の完成〉
    - ④1867年, インド会計年度の4月30日から「3月31日に終わる年度」への変更

第3節 1850年～60年代における貴族院関係及び国王関係に関する議事規則の修正＝完成：382

(1) 貴族院との関係：1861年、貴族院の金銭法案に対する否決権行使の制約化：382

(2) 国王との関係：1866年、「発議権」を国王へ限定する「議事規則」の修正＝完成：382

第4節 小括：1850年～60年代における自由主義的財政統制の完成：383

#### 第4章 1871-72年度予算の審議過程：庶民院の財政統制の「循環」過程：389

第1節 予算の審議対象と編成：389

(1) 予算の審議対象：389

(2) 予算の編成：392

第2節 1871-72年度予算の予算審議過程：395

(1) 会期開始期＝予算審議準備期：395

(2) 「統合国庫資金（金額）法」成立までの時期：399

(3) 歳入関係での「財政演説」以後、「関税及び所得税法」成立までの時期：405

(4) 「割当法」成立までの時期：410

第3節 1871-72年度予算の決算審議過程：423

(1) 「国庫決算書」の提出：423

(2) 「既定費支出決算書」と「国庫及び会計検査院長の報告書」の提出：425

(3) 各種「割当決算書」と「国庫及び会計検査院長の報告書」の提出：425

(4) 庶民院への「決算委員会報告書」の提出：429

第4節 小括：1871-72年度予算審議における庶民院の財政統制「循環」過程の完成：431

総括：近代イギリス予算制度成立の歴史的意義：435

(1) 近代イギリス予算制度成立の歴史的意義：435

(2) 近代イギリス予算制度成立の客観的効果：435

**補論** :437

補論 (1) : イギリスにおける「地方会計年度」制定の経緯とその意味 : 437

〈19世紀末「大不況」と1888年「地方政府（イングランド及びウェールズ）法」成立〉

〈1888年「地方政府（イングランド及びウェールズ）法」と3月31日に終わる「地方会計年度」規定〉

補論 (2) : 日本における「会計年度」制定の経緯とその意味 : 439

〈1868年9月「明治」改元と1869年「10月より翌年9月に至るまでを1年度」とする会計年度制定〉

〈1872年「暦法の改定」と1872年「1月より12月に至るまでを以て1周年度」とする会計年度制定〉

〈1873年「地租改正」開始と1874年「7月1日より翌年6月30日迄」の会計年度制定〉

〈多数の「租税法の改正」と1884年「4月1日より翌年3月31日に至る1周年」の会計年度制定〉

〈1886年「勅令」による「歳計予算」公布〉

〈1889年勅令による「明治22 [=1889] 年度歳入歳出総予算」公布と天皇制絶対主義的予算制度の成立〉

(3) 小括 : イギリスと日本における会計年度制定の歴史的位罫 : 443

**表一覧** : 445

**あとがき** : 447

《近代イギリス予算制度成立史関係略年表》

(序) 前史:イングラランド「封建王政」,「絶対王政」期

経済的基礎過程	政治過程	歳出入, 予算審議関係 国王関係	国債, 財務府 (国庫), 決算審議関係	貴族院関係
1107, ロンドン政教協約 ⇒ 教皇と国王による「聖俗二元的支配体制」 [1215, 「マグナ・カルタ」] 1285, 模範議會 (Edward I召集) [1297, 「承認されざるタリジ」[特別賦課金]] イングラランド封建制確立 1337までに「聖職者歳入金」が『聖職者會議』のみでなされる慣行が確立された] 1339以降, 議會における貴族院と庶民院の分化=成立 ⇒ 14c. 中葉, イングラランド「封建王政」の完成 1337~1453, 百年戦争 14世紀末, 両院の簡單な議決 1508, 会計年度の最初の記録: [1508年 Michaelmasに終る1年のための] 財務府の受取と支出の毎年の宣言	歳出入, 予算審議関係 国王関係	国債, 財務府 (国庫), 決算審議関係	貴族院関係	
13c. 後半, 1530年代, 1536, 1543, ウェールズのイングラランドへの包含 1541, アイルランド制定法 (Henry VIII=「アイルランド国王」規定) 1571, 法定利子10% (→1623, 8%→引下げ)	1534, 「聖職者服従・上訴禁止法」[25 Hen. VIII, c. 19] 1534, 「ローマ司教 (教皇) への初収入税支払禁止法」[25 Hen. VIII, c. 20] 1534, 「ピーター・ペイトン・タックス: 教皇特免禁止法」[25 Hen. VIII, c. 21] 1534, 「国王至上法」[26 Hen. VIII, c. 1] 1534, 「国王への初収入税」, 毎年年金[10分の1税]課税法 [26 Hen. VIII, c. 3] 1540, 「聖職者臨時税確立法」[32 Hen. VIII, c. 23] 1540, 「初収入税及び510分の1税裁判所」設置 [32 Hen. VIII, c. 45] ⇒ 国王による権限と財源の両面での「聖俗一元的支配体制」の成立 イングラランド絶対王制確立 ⇒ 16c. 中葉, イングラランド「絶対王政」の完成	歳出入, 予算審議関係 国王関係	国債, 財務府 (国庫), 決算審議関係	貴族院関係
			イングラランド古来の財務府; ノルマン期に財政を取扱う 2 部門 1, 保蔵室 (Treasury; 王のために金銭を受領し支払, Exchequer 2, 財務府 (Upper Exchequer (「会計裁判所」 Court of Account; 王の会計を規制することに関連する法廷) 「上級財務府」 Lower Exchequer (「受領裁判所」 Court of Receipt; 金銭を受領した保蔵室と関連する) 「下級財務府」 1110年頃から chequered table使用→財務府は年 2 回開催→イースター会期とミカエルマス会期	貴族院関係

(1) 市民革命(前後)期:1640年代～1714年

経済的基礎過程	政治過程	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1642,清教徒革命 1651,航海法	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国王関係	貴族院関係
1651, 法定利子6%へ引下げ	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1660, 9, 航海法(1651法の再制定)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1660, 12/24, 軍事的士制保有能廃止法(c. 24)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1665-67, 第2次オランダ戦争	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1689, 2/13, 権利宣言提出→ウィリアム3世, メアリー2世即位 (=1689年名誉革命)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1689, 4/3, 「抗命処分法」制定開始	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1689-97, 対フランス＝プロファルツ継承戦争	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1689, 5/24, 「非国教徒宣誓法」(→非国教徒プロテスタントを刑罰から免除, 但しカトリック教徒を除く)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1689, 12/16, 権利章典 →「議会主権」成立 [1689, 権利章典下, 国王大権にもとづく課税賦課の破棄(→議会の課税同意権確立) →「国王による」一元的支配体制の「立憲体制」化 1690, 10/2, 「開院勅語」で特に「庶民院議員達」に向って議定費要求 1693, 1/26, 「追加的消費税法」(=トーチン年年金創設関係法) (→議会の負債を承認し, その利払いを保証した最初の「国債」の創設) 1694, トン税法(→イングラント銀行創設)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1660, 9/4, Charles IIに「陛下の一定の毎年の援助のため」年間1,200,000の収入を議決	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1660, 法[c. 23] (→「消費税収入」の1/2, 「一時的消費税」と呼ばれ, 生涯間課与)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1660, 法[c. 24] (→「権利廃止代償として永久に国王に支払う」「世襲的消費税」賦課=「永久税」賦課)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1663, 援助金法 (=「議定で聖職者に課税するための法律」) (→「聖職者会議」独自の自己課税機能が剥奪され, 議会(庶民院)と「貴族院」の下へ包摂=一元化)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1665, 議定費法 (初めて, 「借入及び割当事項」導入→議会ととりわけ庶民院による割当=支出統制開始)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1667, (財務府長官→)「陛下の大蔵委員会」設置 (→1707, 「議事規則」化)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係
1671, 1678, 庶民院「決議」(援助金, 議定費法案先議, 貴族院変更不可) (→「貴族院」の支出, 収入法案先議, 修正権からの排除)	1640, 11/3, 長期議会議決 1642,清教徒革命 1651,航海法	国債,財務府(国庫),決算審議関係 国王関係	貴族院関係



1696, 「財務証券」発行規定 1698, 地租のボンド当たり税率方式廃止し, 配賦税方式定着 (→「地租」定着) 1698, 「シビル・リスト法」制定の開始 1700年頃, 収入部局の会計が収入部局間のみならず, 同一部局の会計間でも相違 1702-13, スペイン継承戦争, アン女王戦争 1706, 「発議権」の国王への限定の「決議」(→1713, 「議事規則」化) → 18c. 初頭, イングランド「立憲王政」の成立 1707, スコットランド連合法 1712, (制当法での)陸軍・兵站部費の「特定制当」の開始 1714, 法定利子5%へ引下げ 1714, 8/1, Anne死亡
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 重商主義期：1714年～1815年

経済的基礎過程	蔵出入, 予算審議関係 国王関係	国債, 財務府「国庫」, 決算審議関係	貴族院関係
政治過程	1714, George I即位 1727, George II即位 1740-48, オーストリア継承戦争・ジョージ王戦争 1751, 「歴(新型)法」 (→予算乃至予算審議期間の「従来の8月25日から」実際上, 新財務四季支払日である1月5日に終わる年度へ変更) 1756-63, 7年戦争 1760年代後半, 産業革命開始 1775-83, アメリカ独立戦争	*重商主義財政の本格的展開：「軍費及び国債償還型＝間接税及び国債依存型」財政 1717, 集合基金法 1717, 南海基金法 1717, 一般基金法 (→Walpoleの最初の「減債資金」設立) 1730年代, 「制当法」制定の定着 1752, 国債の統合(「コンソールド国債」等の成立)	
1797, 兌換停止	1782, シビル・リスト支出への議会の直接的干渉の開始 1786, 「財務委員会」(=庶民院特別委員会)の『報告書』 1786, 減債基金法 1787, 統合国庫資金法(→「大ブリテン」統合国庫資金)設立 1797-8, 「財務委員会」の『報告書』勅告 1799, 戦時「所得税」導入		
1800, アイムラント連合法 1802, 3/25, アミアン条約 1803, 5/18～1815, II/20, ナポレオン戦争	1798, (制当法での)海軍費の「特定制当」の開始 1802, 6/22, 「1月5日に終わる」財務会計年度規定及び公的会計[=「国庫決算書」]の毎年議会提出規定 1808, 2/27, 「財務証券」の発行と支払を規制するための法律[48 Geo. III, c. 1] (→「鑑定費財務証券」発行へ)		

(3) 古典的自由主義期：1815年～1873年

経済的基礎過程	政治過程	歳出入、予算審議関係 国王関係	国庫、財務府〔国庫〕、決算審議関係	貴族院関係
1815、過渡的恐慌	1815、3/23、1815年穀物法	* 自由主義財政の形成と展開：「巨額国債償還」下での「緊縮財政型＝間接税依存（・所得税補完）型」財政		
1821、金兌換再開	1816、戦時「所得税」廃止 1819、海軍の会支出のための「歳出予算」提出の開始 1820、シビル・リスト法（→アイルランド世襲的歳入の放棄） 1821、軍事歳出予算提出時期に関する庶民院行決議 1822、麦芽税、毎年税を止める	1816、統合国庫資金法 （→1817年1月5日から、「大ブリテン及びアイルランド連合王国統合国庫資金」、「連合王国大蔵省」設立） 1817、（四半期毎「既定費」支払不足時に「不足証券」に対するイングランド銀行貸付規定（→「不足証券」発行開始） 1820、シビル・リスト法（→アイルランド世襲的歳入の放棄） 1821、軍事歳出予算提出時期に関する庶民院行決議 1822、麦芽税、毎年税を止める	1816、統合国庫資金法 （→1817年1月5日から、「大ブリテン及びアイルランド連合王国統合国庫資金」、「連合王国大蔵省」設立） 1817、（四半期毎「既定費」支払不足時に「不足証券」に対するイングランド銀行貸付規定（→「不足証券」発行開始） 1820、シビル・リスト法（→アイルランド世襲的歳入の放棄） 1821、軍事歳出予算提出時期に関する庶民院行決議 1822、麦芽税、毎年税を止める	
1825年恐慌、イギリス産業資本の確立	1820、George IV即位 1821、金兌換再開	1823、インドでの陛下の軍隊の退役給料等のため、年間£60,000の財務府支払の開始 1829、カトリック教徒解放法	1823、国庫決算書の最初の「貸借対照表」提出 1829、カトリック教徒解放法 1830、新「漸進基金」規定 1830、（統合国庫資金「剰余剰」から「議定費」譲与金支払不足時に「財源証券」に対するイングランド銀行貸付規定	
1830、William IV即位 1830、11/15、ホイッグGrey内閣	1829、カトリック教徒解放法	1829、カトリック教徒解放法	1830、新「漸進基金」規定 1830、（統合国庫資金「剰余剰」から「議定費」譲与金支払不足時に「財源証券」に対するイングランド銀行貸付規定	
1832、7/7、国民代表（イングランド及びウェールズ）法 1832、8/7、国民代表（アイルランド）法	1831、4/22、シビル・リスト法（→スウェットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄） （→「王室費」と民事費の分離完成） 1831、7/8、「公会計調査委員会」設置（→10/10、『財務府に関する報告書』）	1831、4/22、シビル・リスト法（→スウェットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄） （→「王室費」と民事費の分離完成） 1831、7/8、「公会計調査委員会」設置（→10/10、『財務府に関する報告書』）	1831、4/22、シビル・リスト法（→スウェットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄） （→「王室費」と民事費の分離完成） 1831、7/8、「公会計調査委員会」設置（→10/10、『財務府に関する報告書』）	
1842、ビールの第1回開税＝財政改革 1846、6/26、穀物法撤廃	1832、「議定費年度」として3月31日に終る1年」の採用 1832、「歳入予算年度」として4月5日に終る1年」の採用 1833、「海軍歳入金」への「当該会計年度内になされる支払」適用	1832、「議定費年度」として3月31日に終る1年」の採用 1832、「歳入予算年度」として4月5日に終る1年」の採用 1833、「海軍歳入金」への「当該会計年度内になされる支払」適用	1832、海軍の「副当決算書」作成、会計検査、議会提出規定 1833、上級財務府の廃止 1834、国庫法（→下級財務府の廃止、陛下の「国庫勘定」、国庫監理長官の設置等） 1835、「支払総額」の設置（=陸軍支払官・海軍財務官等の役職統合） 1830年代、国庫面における「既定費」と「議定費」の2区分の定着	
	1842、ビールの第1回開税＝財政改革 1846、6/26、穀物法撤廃	1842、ビールの第1回開税＝財政改革 1846、6/26、穀物法撤廃	1842、ビールの第1回開税＝財政改革 1846、6/26、穀物法撤廃	
	1846、6/26、穀物法撤廃	1846、6/26、穀物法撤廃	1846、6/26、穀物法撤廃	
	1846、6/26、穀物法撤廃	1846、6/26、穀物法撤廃	1846、6/26、穀物法撤廃	
	1846、6/26、穀物法撤廃	1846、6/26、穀物法撤廃	1846、6/26、穀物法撤廃	

1847年恐慌	<p>1846, 「割当法」における軍事費の「費目流用」条項の導入  1846, 陸軍省の「割当決算書」作成, 会計検査, 議会提出規定  1848, 2/22, 「種々雑多費支出調査特別委員会」設置 (→7/27, 『報告書』)  1848, 8/14, 支払総監法  (→国庫支払行政の「支払総監」への統合=簡素化)</p>	<p>1849, 「民事」歳出予算の提出開始  1852, 11/28, 庶民院「自由貿易推進決議」(468対53票)  1853, グラッドストーン首相, グラッドストーン蔵相  1854, 3/28→5/6, 3/30, クリミア戦争</p>	<p>1854, 「収入諸部局歳出予算」提出の開始  1854, 「収入諸部局歳入予算」への当該会計年度内になされる支払」適用  1854, 公約収入及び統合国庫資金負担法 (→3月31日に終わる財務会計年度規定等)  1857, 所得税の「毎年税」化  1856→57, 「公金調査特別委員会」設置 (→1857, 『報告書』)</p>
1857年恐慌	<p>1860, 英仏通商条約  1860, グラッドストーンの算, 2回間税=財政改革</p>	<p>1861, 収入諸部局の「割当決算書」作成, 会計検査, 議会提出規定  1861, 「決算委員会」設置 (→1862, 「議事規則」化)  1861, 間税及び内国税収入法  (→貴族院の金銭法案に対する否決権行使の制約化)</p>	<p>1860, 紙幣確保法案否決  1861, 収入諸部局の「割当決算書」作成, 会計検査, 議会提出規定  1861, 「決算委員会」設置 (→1862, 「議事規則」化)  1861, 間税及び内国税収入法  (→貴族院の金銭法案に対する否決権行使の制約化)</p>
1866年恐慌	<p>1867, 8/15, 国民代表法</p>	<p>1861, インドで陛下の軍隊のため人当たり£3.10s.の頭割費用の支払開始  1861, 諸部局の「歳出予算」の大蔵省による事前承認規定  1862, 「民事費歳入金」への当該会計年度内になされる支払」適用  1862, 6/3, 庶民院「財政緊縮決議」(367対65票)  1863, 茶税の「毎年税」化  1863, 茶税の「毎年税」化  1863, 茶税の「毎年税」化  1866, 「免議権」を国王へ限定する議事規則の修正=完成</p>	<p>1866, 国庫及び会計検査院法  1867, インド会計年度の4月30日から10月31日に終わる年度」への変更  1868, インド政府国内決算書の庶民院「決算委員会」提出開始  (→直轄植民地インドに対する財政統制の完成)</p>
⇒ 連合王国「立憲王政」の完成	<p>1868, 12, グラッドストーン首相, ローエ蔵相  1868-69年度予算  1871-72年度予算</p>	<p>1870, 2/16, (1868-69年度)『民事-収入部局割当決算書: 院長報告書付き』提出  1870, 6/22, 決算委員会(の民事及び収入部局に関する)『第1次報告書』提出  1870, 7/18, 決算委員会(の軍事費に関する)『第2次報告書』提出  (→1868年度予算に対する庶民院の財政統制「循環」の完成)</p>	<p>1873, 3/20, (1871-72年度予算に関する)『決算委員会報告書』提出  (→1871年度予算に対する庶民院の財政統制「循環」完了)</p>



## 序 課題と方法

本書は近代イギリス予算制度成立史を考察対象としているので、予め、わが国における研究史を検討し、それを踏まえて、本書の課題と方法を明らかにしたい。

わが国における近代イギリス予算制度ないし財政制度に関する研究史として、(1)国庫制度の全体像について、主として財政実務家による研究<sup>1)</sup>、(2)予算制度に関するより限定された研究対象である大蔵省統制について、主として行政史ないし財務行政史家による研究<sup>2)</sup>、(3)予算制度の法律学的ないし憲法学的研究<sup>3)</sup>などがあるが、(4)歴史学、とりわけ経済史学ないし財政史学からの研究<sup>4)</sup>は、なお限定されたままである<sup>5)</sup>。

---

<sup>1)</sup> 戦前の研究としては、鈴木庫太郎『英国国庫制度調査』日本銀行、1907年；内池廉吉「英国の会計制度」(其一)(其二)『国民経済雑誌』28-3, 4, 1920年；石黒利吉『英国予算制度論』八州社、1924年；大蔵省主計局『1英国議会制度大要〔野木寛稿〕、2英国予算制度の法制—金銭法案解説〔原純夫稿〕』大蔵省主計局、1934年など。また戦後の研究としては、国立国会図書館調査立法考査局『米・英・仏・財政制度概要』(国調立資料B50)、1949年；平井龍明『イギリスノ予算制度』港出版、1950年；大蔵省主計局総務課『英国予算(第1部予算制度)』、1961年；大蔵省主計局総務課『英国予算(第2部予算の内容、第3部予算法規)』、1962年など。

<sup>2)</sup> 小島昭「大蔵省統制の形成とその論理的展開—英国における大蔵省・各省関係を中心にして—」(辻清明編『現代行政の理論と現実』勁草書房、1965年、所収)；大河内繁男「英国における大蔵省統制の展開過程」(1)(2)(3)(4)(5)『国家学会雑誌』82巻9・10, 11・12号, 83巻7・8, 9・10号, 1969年；西山一郎「19世紀中葉における大蔵省統制の実態について」『経済論叢(香川大学)』47-4・5・6, 1975年；西山一郎「イギリスにおける19世紀の大蔵省統制」(大川政三・石弘光編『財政学研究』春秋社、1976年、所収)など。

<sup>3)</sup> 小嶋和司「イギリスにおける財政体制および国政体制の成立」(同『日本財政制度の比較法史的研究』[1962年学位論文]、信山社、1966年、所収)；吉田善明「研究ノートイギリスにおける内閣のEstimate提出からAppropriation ActおよびFinance Actの制定まで」『法律論叢(明治大学)』39-4・5・6合併号, 1966年；安澤喜一郎「イギリスの予算制度」(同『予算制度の憲法学的研究』成文堂、1974年、所収)など。

<sup>4)</sup> 市民革命期については、とりわけ、長谷田泰三『英国財政史研究』勁草書房、1951年に所収の諸論文、また18世紀末期については、山根誠一郎「研究ノート18世紀イギリスの戦争と財政」『経済学論集(筑波大学)』第2号, 1978年；金子勝「[1780-87年の]『自由主義』的行政改革の形成」(1)(2)『社会科学研究(東京大学)』34巻2・3号, 1982など。なお、20世紀初頭の完成形態に関する比較的最近の研究としては、吉岡昭彦「近代イギリス予算制度の特質—19世紀後半～20世紀初頭を対象として—」『西洋史研究』16輯, 1987年；拙稿「イギリス予算制度と1911年『国会法』の成立」『アルテス・リベラレス(岩手大学人文社会科学部紀要)』41号, 1987年など。

<sup>5)</sup> わが国における研究状況は、欧米におけるそれをほぼ反映しているのであるが、欧

このような研究史の中から、ここでは、「近代イギリス予算制度」そのものを考察対象として取り上げている唯一の本格的な研究として、吉岡昭彦氏の研究論文である、「近代イギリス予算制度の特質—19世紀後半～20世紀初頭を対象として—」（『西洋史研究』16輯，1987年）を検討し、問題の所在を確定することにした。

第1の問題は、「近代イギリス予算制度」の成立過程、その時期についてである。

吉岡氏は、「1787年のイングランド『統合国庫』の成立を以って予算制度の整備・統一が開始され、その後、第1次選挙法改正（1832年）前後における重要な改革…を経て、『支払総監』新設（1848年）、庶民院における『決算委員会』の設置（1861年）などの組織改革を重ねたのち、1866年、イギリスの近代的予算制度を包括的に規定する『国庫・会計検査院法』が制定されるまでの約80年間、この間はまさにイギリスが家産制国家から脱却して近代的予算制度もしくは『財政制度』に移行した時期であると看做しうる」（9頁、アンダーラインは筆者による。以下の引用文でも同様）と指摘し、また「本文の如き認識は、わが国の予算制度に関する研究において通説になっている」（10頁）、とも記している。

---

米における研究として、以下のような研究がある。

(1) 財政制度全体に関するものとしては、H. Higgs, *Financial System of the United Kingdom*, London, 1914; E. H. Young, *The System of National Finance*, 2nd edn., London, 1924; W. F. Willoughby, W. W. Willoughby, S. M. Lindsay, *The System of Financial Administration of Great Britain: A Report*, New York, 1922. など。

(2) 大蔵省統制に関するものとしては、Lord Bridges, *The Treasury*, London, 1964; M. Wright, *Treasury Control of the Civil Service, 1854 - 1874*, 1969; do., “Treasury Control 1854-1914”, in G. Sutherland (ed.), *Studies in Growth of Nineteenth Century Government*, 1972; H. Roseveare, *The Treasury: The Evolution of a British Institution*, London, 1969; do., *The Treasury 1660 - 1870: the Foundations of Control*, 1973. など。

(3) 財政の憲法学的研究としては、周知のF. W. Maitland, *The Constitutional History of England*, Cambridge, 1908, 小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社, 1981年など。

(4) 加えて、議会の財務手続き、及び現行政統制に関しては、Sir T. E. May, *A Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, London, 1906; A. J. V. Durell, *The Principles and Practise of the System of Control over Parliamentary Grants*, London, 1917; G. F. M. Campion, *An Introduction to the Procedure of House of Commons*, London, 1929; B. Chubb, *The Control of Public Expenditure: Financial Committees of the House of Commons*, Oxford, 1952; P. Einzig, *The Control of the Purse: Progress and Decline of Parliament's Financial Control*, London, 1959; G. Reid, *The Politics of Financial Control: The Role of the House of Commons*, London, 1966. など。

成立過程＝時期をこのように、「1787年から1866年まで」と理解した場合、この時期の間に、そのように成立した成立内容が成立しているはずであるが、結論的にいって、氏の場合、このような「成立時期」と「成立内容」が整合的に把握されているとは言い難い、という問題があるのではあるまいか。

というのは、氏は、成立過程の指摘につづいて、「近代的予算制度とは、…統合国庫を制度的基礎として、…『内閣統制』＝『議會統制』の体制が完成し、かつその国の中央銀行が国庫金取扱業務を統括するに至ること」（9頁）である、といわば抽象的・一般的に把握したうえで、歴史・具体的には、「とりあえず国庫金と予算審議に限定し、近代予算制度が確立した19世紀後半を対象として、そのイギリス的特質に迫りたい」（9-10頁）としてそれを検討し、その「特質」を指摘してくるのであるが、その特質として指摘されてくるのが、先の「1787年～1866年」の成立時期ではなく、むしろそれ以前に成立しているからである。

この点、具体的に2点のみに限定して指摘すれば、形式的特質の「(1) 統治原理と予算審議」で、いわゆる「国王の発議権」（限定）と「貴族院」の「同意」を指摘している（31 - 32頁）のであるが、これらが成立した時期は、「1787年～1866年」ではなく、（後述するように）市民革命期である。また特質の「(2) 『予算』の概念」で、イギリスの予算が「議會制定法によって規定された、議定費支出・割当および財源調達方法の体系」であることを指摘している（32頁）のであるが、このような「議會制定法によって規定された、議定費支出・割当」、つまり「割当法」制定が成立した時期は、「1787年～1866年」ではなく、（後述するように）市民革命期である。

要するに、近代イギリス予算制度の「特質」の成立過程は、1787年からの時期ではなく、市民革命期にまで遡って、検討されねばならないといえよう。

加えて、近代イギリス予算制度の成立過程＝時期を「1787年～1866年」と一括して把握することは、氏の名著『近代イギリス経済史』（岩波書店、1981年）等における、1815年のナポレオン戦争終結時点での前後の時期への時期区分とも整合していない。やはり、予算制度の成立史の場合にも、ヨリ包括的な経済政策史の場合と同様に、1815年以前の重商主義期と以後の自由主義期を区別して検討されねばならないといえよう。

第2の問題は、近代イギリス予算制度の成立内容、その特質についてである。吉岡氏は、成立過程＝時期については「1866年、イギリスの近代的予算制度を

包括的に規定する『国庫・会計検査院法』について指摘しているが、「とりあえず国庫金と予算審議に限定し、…そのイギリス的特質に」迫るという方法的視角(=限定)の故に、1866年法の規定する会計検査等に関する一切の特質把握を欠落しているといえる。

近代イギリス予算制度の成立内容=特質を把握するためには、予算審議過程に限定せずに、それに続く決算審議過程を含めて検討しなければならないといえよう。そうすることによって、「イギリスの近代的予算制度を包括的に規定する」という、1866年法成立のもつ意義を把握しうるはずである。

第3の問題は、近代イギリス予算制度の「特質」についてである。

吉岡氏は、「近代イギリス予算制度」を19世紀後半～20世紀初頭の「予算審議の手続き」と「統合国庫金の制度別・種類別構成」に(方法的に)限定して検討したのち、最後に「近代イギリス予算制度」の「特質」をその形式的側面と実質的側面から「要約」している(31-43頁)。このような要約内容それ自体は有益であるとしても、問題は、「特質」として指摘されている内容が、先立って検討した「近代イギリス予算制度」に関する論述内容からいわば内在的に導きだされたものではなく、むしろ(「大陸諸国や日本」(32頁)と対比しての)イギリス的特質であり、その諸側面を、形式的・実質的の区別をつけつつも、列挙して解説・説明するだけに留まっていること、従って、「近代イギリス予算制度」に関して、そのような制度の成立の経緯から内在的に導きだされてくるような、統一的な「意義ないし意味」を把握するには至っていないこと、である。

これは言うまでもなく、氏の方法的視角(=限定)により、「近代イギリス予算制度」に関する「成立史」を、全く捨象=課題外として検討していないためである。いうまでもなく、このような方法的視角(=限定)は、氏の名著『近代イギリス経済史』において提示された、いわゆる「戦後歴史学」が到達した研究方法、すなわち、「歴史学的なアプローチ」に従って、「経済的基礎過程の分析を国家の構造と機能に収斂せしめることによって、統一的な歴史像に接近する」(同書、5頁)という接近方法とは異なっている。

従って今後、「近代イギリス予算制度」に関する「成立史」として、「制度」の諸側面それぞれが成立するに至った歴史的経緯についての本格的な研究により、歴史学的観点から、「近代イギリス予算制度」のもつ独自の「歴史的意義ないし意味」を統一的に把握することが必要であるといえよう。



第4の問題は、会計年度についてである。

吉岡氏は、会計年度に関して、単に「1887年より1914年に至る各会計年度（4月1日より翌年3月31日まで）について・・・」（7頁）、あるいは、「会計年度は1854年の公収入（国庫金）法により、4月1日より翌年3月31日までに統一された」（8頁）、と指摘するに留まっている。しかし、本文（表5）で依拠している周知の歴史統計書たる、B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics* では、財政関係統計諸表の注記として、[会計]年度に関して、「1688年11月5日から1691年9月29日」に続いて「1751年までは9月29日に終わる」こと、「1799年までは10月10日に終わる」こと、「1854年までは1月5日に終わる」こと、それ以後「3月31日に終わる」ことを明記している（pp. 388ff）。

このようなイギリスの会計年度に関しては、氏の指摘する「4月1日より」という開始期日ではなく、「3月31日に終わる」という終わる期日で規定していることを確認したうえで、予算制度の一環として、このような会計年度が成立するに至った経緯とその意味をも検討しなければならないといえよう<sup>9)</sup>。

以上のような研究史上の具体的な問題点の指摘に加えて、ヨリ一般的にいえば、わが国におけるイギリス予算制度に関する歴大な研究の多くは、制度（の諸側面）それ自体について、いわば事実としての指摘（＝「制度」研究）に集中し、また多くはそれに留まり、その限りでは十分であるが、そのような制度（の諸側面）が成立するに至った歴史的経緯とその意味に関する把握（＝「制度成立史」研究）については、率直に言って十分とは看做し難い。

このような研究史を踏まえて、本書では、対象時期をイギリス資本主義の推転過程に対応させて、（1）市民革命（前後）期（1640年代から1714年のアン女王の

---

<sup>9)</sup> 「会計年度」について、研究史では、単なる「事実」としての指摘に留まり、そのような制定に至る経緯とその意味に関する本格的研究は、管見の限り、わが国は勿論、欧米においても欠落しているといえる。しかし、「会計年度」の制定の経緯を調べてみると、それは単に会計上の技術的問題ではなく、イギリスの「国制」constitution と「統治」government に関わる問題である。つまり、一方では、名誉革命後の「立憲君主制」による統治、他方では、それに対するその後の選挙法改正等による議会制民主主義の進展、この両者の結果として制定されてくる。従って、「会計年度」の制定過程は、すぐれて「財政民主主義」の進展過程を表示するものであり、このような基礎的視角からの本格的研究が必要であるといえよう。

死まで)、(2)重商主義期(1714年のハノーヴァー朝の成立から1815年のナポレオン戦争終結まで)、(3)古典的自由主義期(1815年のナポレオン戦争終結から1873年の「大不況」開始まで)に3区分する。

その上で、時期毎に、いわば段階的に、近代イギリス予算制度の成立過程を、それを規定した歴史的要因を踏まえつつ、歴史的な「量出制入」の観点から、予算制度の諸側面、具体的には、(1)歳出入、予算審議面、(2)国債、国庫、決算審議面、さらに(3)庶民院の財政的議事手続き面、貴族院との関係面、国王との関係面について、それぞれの側面で成立に至る主要な経緯とその意味を中心に歴史・具体的に検討し、またそれに即した会計年度制定の経緯<sup>7)</sup>をも検討するこ

---

<sup>7)</sup> 予算制度の成立過程に即して、会計年度制定に関する経緯を検討していく場合、暦に関する予備知識が必要になるので、予め、技術的事項として簡単に確認しておきたい。

#### 1, 地球の公転

暦の出発点は天体の観測、つまり地球、太陽、月のそれぞれの位置と運動の観測であるが、太陽暦に限定していえば、まず地球の太陽との関係を確認すると、地球の公転は365.24219878日である。これを簡単に365.25日として暦を作成すると、その後、実際の季節と一定のズレが生じてくることに留意しておきたい。

次に地球の運動を観察して、昼と夜の同一な春分と秋分、そして昼の最も長い夏至と逆の冬至として、具体的には冬至が12月21日頃、春分が3月21日頃、夏至が6月21日頃、秋分が9月23日頃という4分割の考えがでてくる。これは予算との関連では四半期毎のいわゆる四季支払日 quarter days——具体的にいえば、(後述する)1751年「暦(新暦)法」Calendar(New Style)Act成立以前の場合、お告げ祭日 Lady Day(3月25日)、ヨハネ祭日 Midsummer Day(6月24日)、ミカエルマス Michaelmas Day(9月29日)、クリスマス Christmas Day(12月25日)——の背景になるのである。

#### 2, エジプト暦

さて、このような観察に基づいて作成された太陽暦の最初であるといわれるのが、エジプト暦である。まず紀元前2900年頃、全天で最も明るい恒星シリウス Sirius が夏至頃の7月19日に日出前に東から出てくることを目安に、1年が約365.25日であることを知る。この7月19日はちょうどナイル河の洪水が始まる時でもあり、当時この日から1年が開始していた。その後、プトレマイオス朝期になって、紀元前239年に4年に1度の閏日(366日)が設定される。

#### 3, ユリウス暦 Julian Calendar

ユリウス・カエサル Julius Caesar がこのエジプト暦を採用してユリウス暦を作成する。紀元前46年に開始して、翌紀元前45年から1年を365日とし、月名にローマ月名を使用し、4年に1回閏年を設定する(2月24日を2度数える)。その後、西暦325年、ニカイアの宗教会議 Council of Nicaea で、復活祭日 Easter day を決定するのに必要な春分の日を3月21日に定めた。

#### 4, グレゴリウス暦 Gregorian Calendar

ところがその後、1582年頃になると、春分点が3月21日より10日ほど遅れて3月11日と暦日が季節より遅れ、復活祭の設定に困ったので、ローマ教皇グレゴリウス13世 Gregorius XIII がグレゴリウス暦を作成する。具体的には、400年に97回閏年を設定し、

とによって、近代イギリス予算制度成立に至る歴史的経緯とその歴史的意義を説明することを課題としたい<sup>8)</sup>。

なお、必要により、本書冒頭に掲載した《近代イギリス予算制度成立史関係略年表》を参照されたい<sup>9)</sup>。

---

1582年10月4日の翌日を10月15日、閏日を2月末日とし、春分を3月21日頃に戻した。イギリスの場合、(後述する)1751年「暦(新暦)法」によってこれを採用するのである。これが今日の暦である。 Cf. *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803*, Vol. XIV, 1809, pp. 986-987.

なお、カレンダーについては、簡単には『ブリタニカ国際大百科事典』の各関係項目を参照。また数学的研究としては、石川栄助「暦のはじまり」『数理科学』No. 235, January 1983, 文化史的研究としては、岡田芳朗『グレゴリー暦の文化史的研究—現行暦の起源と普及および改良問題—』日本史攷究会, 1959年などを参照。

<sup>8)</sup> なお、本書では、1751年以前の年初開始について、同時代の3月25日ではなく、1751年「暦(新暦)法」に規定するように、暦年の開始日たる1月1日に換算して、年次を表記していることをお断りしておきたい。

<sup>9)</sup> なお、本書の読み方について、順序として最初に、第3部の第4章、さらにはその第4節に記述した、いわば「完成形態」に関する記述を読み、その上で、最初の部分から通読され、そのような完成形態(の諸側面)の成立に至る歴史的経緯とその意味をご理解いただく方法もあることを指摘しておきたい。というのは、イギリスのように、歴史的に他の国の先例に依拠することがほとんどなく、ほとんどすべてを自ら、経験的に、時間をかけて漸進的に進展させてきた国における予算制度の成立過程は、予想されるように、非常に複雑で錯綜しているからである。



## 序章 前史：イングランド「封建王政」，「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制

近代イギリス予算制度成立史を検討するに先立ち、予め、その過程の理解に必要な限りで、その前史として、(1)イングランド古来の財務府と会計年度に関する記録について、また(2)イングランド「封建王政」、及び(3)「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制について、わが国の研究史で殆ど欠落している「諸身分」に即しつつ、簡単に検討しておきたい。

### (1) イングランド古来の財務府と会計年度に関する最も古い記録

まず、イングランド古来の財務府等を確認しておく、イングランドの場合、ノルマン朝期に財政を取扱う2部門が存在し、1つは「保蔵室」Treasuryであり、これは王のために金銭を受領し支払う。2つ目は「財務府」Exchequer<sup>10)</sup>であ

---

<sup>10)</sup> 財務府に関するわが国の研究としては、佐藤伊久男「イングランドにおける財務府(Exchequer)の成立について」(服藤弘司・小山貞夫編『法と権力の史的考察—世良教授還暦記念—上』創文社、1977年、所収)；城戸毅『中世イギリス財政史研究』東京大学出版会、1994年、第1章、一「国家財政の起源—初期の財政機構と財源」等を参照。

なお、「財務府」Exchequerという言葉は、フランス語を通してラテン語の“Scaccarium”又は市松模様の布 chequered cloth——これは常に古来の財務府裁判所におけるテーブルの上に使用され、また受取った鑄造硬貨の計算を容易にするのに役立った——から由来した。Cf. *House of Commons Parliamentary Papers 1868-69, Vol. XXVI, Public Income and Expenditure, Part II [366-I]*, Appendix 13. Explanatory and Historical Notices of the Several Heads of Public Income and Expenditure, included in the Preceding Accounts, from 1688 to 1869, and of Matters relating to these Financial Accounts, p. 334. この「報告書」Returnは、その末尾(p. 733)に記載されているように、1866年7月24日におけるグラッドストーン W. E. Gladstone の要求により、最終的にはチザム H. W. Chisholm が1871年3月31日付で作成し提出したものである。以下では、*H. W. Chisholm's Return* と略記する。

この *H. W. Chisholm's Return* は、1688年の「革命」開始から1869年度までの時期を対象にしているのであるが、大ブリテンに関するその初年度は、先の B. R. Mitchell の歴史統計書が引用していたように、「1688年11月5日から1691年9月29日」である (*H. W. Chisholm's Return*, pp. 4-5)。この「1688年11月5日」は、オレンジ公 Prince of Orange のイングランド上陸の期日である (Cf. *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803, Vol. V, p. 15.*) が、

り、これは更に2つの部分からなる。1つは「上級財務府」 Upper Exchequer、又は「会計裁判所」 Court of Account と呼ばれ、王の会計を規制することに関連する法廷。もう1つは「下級財務府」 Lower Exchequer又は「受領裁判所」 Court of Receipt と呼ばれ、金銭を受領した保蔵室と関連していた<sup>11)</sup>。

このような財務府は年2回開催され、それはイースター開廷期 Easter term とミカエルマス開廷期 Michaelmas term と呼ばれていた<sup>12)</sup>。州長官 sheriffs of counties及びその他の会計官 accountable officersは、イースター開廷期に、財務府に分割払金額を支払い、そしてミカエルマス開廷期に残額を支払うことが慣行であった<sup>13)</sup>。

ところで、このような財務府における財務会計年度に関していえば、会計年度 financial yearの終了 terminationの時期に関して、「記録」で最も早い時期から、この国の公的受取と支出の毎年の会計 yearly accounts は、ミカエルマスまで作成されたようである。というのは、チザムによれば「記録」として、「財務府での受取と支出の毎年の宣言」 yearly declarations of the receipts and issues at the Exchequerがあり、その最も早いものは、「ヘンリー7世の治世第24年たる、1508年ミカエルマスに終る1年のため」のものであった<sup>14)</sup>からである。まさに絶対王政の成立とともに、公的受取と支出の毎年の会計が作成される期間として「ミカエルマスに終わる1年」という財務会計年度が記録されてくるのである<sup>15)</sup>。

---

この期日から「会計」 Account の開始を議会が命じたので、開始期日に行っていることに留意しておきたい。

<sup>11)</sup> H. W. Chisholm' s Return, p. 334. 「保蔵室」と「財務府」の関係について、「古来の慣行によると、「財務府」ですべての公金が受領され、それからそれぞれの公的役務の支払に支出されたとしても、このような受領と支払のための必要な指示 requisite directionsは「保蔵室」 Treasury からでた」と言われている。Cf. H. W. Chisholm' s Return, p. 332.

<sup>12)</sup> H. W. Chisholm' s Return, p. 338.

<sup>13)</sup> R. C. Jarvis, 'Official Trade and Revenue Statistics', *Economic History Review*, 2nd series, xvii, 1964, p. 44. ジャーヴィスは、続けて言う、「このような状況で、財務会計年度 financial accounting yearがもともとミカエルマスからミカエルマスに及ぶことは便宜的であった」と。

<sup>14)</sup> H. W. Chisholm' s Return, p. 329. これらの「毎年の会計」は、その後1793年まで、ミカエルマスに終る年のために続けて作成されたようであるが、最終的には(後述する)1802年法の第II条で「イースターとミカエルマス [の開廷期] になされる財務府での受取りと支出の宣言が、廃止される」ことが規定されるのである。

<sup>15)</sup> このことは、「公的受取と支出の毎年の会計」といういわば決算書が作成される期

## (2) イングランド「封建王政」における財政的＝国制的統治体制

さて、イギリス封建王政における（国王の金銭要求に対する）諸身分による国王への援助金乃至議定費讓与の議決方法について、憲法学者メイ Sir Thomas Erskine May は次のように指摘する。

すなわち、エドワード1世 Edward I [在位 1272 年 - 1307 年] の治世 25 年 [1297 年] に周知の制定法たる「承認されざるタリッジ [特別賦課金]」De tallagio non concedendo によって、「いかなる特別賦課金 tallage も援助金 aid も、大司教、司教、伯、直臣、騎士、市民及びこの国のその他の自由人の善意と同意なしには取得或いは賦課されないこと」が宣言された。このように庶民 Commons の発言権が課税の事柄で承認されたので、以後、俗人 laity は議会における彼らの代表たちの議決によって課税された。他方、聖職貴族 と 俗貴族 たちは彼らのための別個の臨時税 subsidies を議決した。また 聖職者 clergy は、エドワード1世の治世から1つの団体として、議会との関連では聖職者の全国的評議会 a national council of the clergy としてか、或いは、後の時期に、聖職者会議 Convocation で、臨時税を讓与した、と<sup>16)</sup>。

---

間として、「ミカエルマスに終わる1年」が採用され記録されたことを意味していること、これに対して、公的受取と支出に関するいわば予算乃至予算審議の期間としては、むしろ当時の3月25日に開始する暦年乃至法律上の年度が採用されてくることに留意しておきたい。

因みには、チザムは、(後述する) 1751 年「暦 (新暦) 法」成立以前には、(決算書に関しては) 「財務諸部局において、年度のための所得と支出の会計を 1752 年における暦法の変更以前には、ミカエルマスまで・・・作成することが慣行であった」こと、これに対して (予算乃至予算審議の期間としては) 「1751 年以前、会計年度と同様に、法律上の年度 legal year は 3 月 25 日 [=お告げの祭日] に開始した」ことを指摘している。Cf. *House of Commons Parliamentary Papers, National Debt. Return "of the whole Amount of the National Debt of Great Britain and Ireland (including any Foreign Loans which have been considered as forming part of the National Debt of Great Britain), Funded and Unfunded, separately; also, of all Annuities for Terms of Years; and also, of Charge for Management of the National Debt, stated Year by Year, from the Year 1691 (as far as practicable) to the 5th day of January 1857; the Irish Debt only to be included from the date of the Union"*, [No. 443 of 1858], 1858, Notices of the various forms of the Public Debt, its Origin and Progress, p. 104. この Notices を、以下、*H. W. Chisholm's Notices* と略記する。

<sup>16)</sup> Sir T. E. May, *A Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, London, 1906, p. 586.

次に、このような聖職者会議での譲与にいたる経緯についていえば、*Catholic Encyclopedia* は「イングランド聖職者会議」Convocation of English Clergy の項目の中で次のように指摘している<sup>17)</sup>。

すなわち、1295年以前にイングランドにおける教会は、聖職者の団体に関する規律およびその他の事柄を規制するために司教管区 diocessan 及び管区 provincial の教会会議 Synods で会合した。また大司教、司教、大修道院長及び小修道院長は国王の直属受封で in chief (in capite) 保有した身分 estates のために、全国評議会 national council に席を占めるのが常だった。ところが、国王の金銭譲与要求が頻繁となり、司教達はそれを認める責任を引受けるのが不本意であったので、早くも1225年、[カンタベリー Canterbury 大司教] ラングトン Stephan Langton は、彼の管区教会会議に出席させるために、司教座聖堂 cathedral、共住聖職者団聖堂 collegiate、また修道院 conventual の教会の代理人 proctors を召集させるに至った、また漸次的にその代議制原則が「聖職者会議」Convocation 制度の一部になった。そして1283年、エドワード1世がロンドンで「聖職者会議」を開催する目的で、大司教宛てに令状 writ を発行し、その会合で「強制献金」benevolence を議決させた。

ところが、1295年[模範議会]以後、王国のバロン Baronage と庶民 Commons に加えて、聖職録付き聖職者 beneficed clergy の1代表団が「議会」Parliament に個人として personally 出席するべく召集された。その召集は司教の議会召集令状へのプラエムニエンテス Proemunientes 条項<sup>18)</sup>の挿入によって伝達された。エドワード1世は、金銭譲与 money grants の獲得を容易にするために、世俗財産 temporal property に基づいて構成される1つの審議集会 one deliberative assembly [たる議会]に聖職者と俗人の代表を統合するべく努力したのだった。これに対して、聖職者は「聖職者会議」で彼らの金銭譲与を行う彼らの憲法上の権利を主張した。結局、国王と聖職者間でのこの闘争は1337年まで継続し、この時国王が屈した、と。

クラーク M. V. Clarke もまた、議会議事録 Parliament Rolls で、1身分としての議会における聖職者代表 proctors の存在への最後の決定的言及が1332年であること、1337年までには聖職者の代表がすべての実際的な目的のために議会

---

<sup>17)</sup> <http://www.newadvent.org/cathen/04348a.htm>. [2007年12月15日閲覧]

<sup>18)</sup> いわゆる「前以って招集し」条項である。O・ヒンツェ著、成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』、創文社、1975年、141頁参照。



の1身分であることを止めたこと、そして「ほぼ同一時期に、聖職者譲与金が「聖職者会議」のみでなされる慣行が確立された」ことを指摘している<sup>19)</sup>。

他方、庶民院の形成に関して、結論的にいえば、「1339年から、この[貴族院と庶民院の]分割が永続的なものと看做されてよい」ことが指摘されている<sup>20)</sup>。

以上のことを踏まえて、前史として議会、とりわけ庶民院の歴史的位置の把握に必要な限りで、イングランド「封建王政」の完成過程とその形態について、次のように把握しておきたい。

すなわち、①まず、宗教面で、イギリスにおける叙任権闘争の決着を示す、1107年「ロンドン協約」<sup>21)</sup>により、当時の国王と教皇による俗権と教権の「二元的支配体制」が成立する。②この二元的支配体制の下で、経済面では、封建化が進行し、周知のように、13世紀後半にイギリス「封建制」が確立する<sup>22)</sup>。③それを基礎として、王政の物的基礎をなす財政=国制面では、1337年までには聖職者の譲与金が「聖職者会議」でなされる慣行が確立する、また1339年以降、議会における貴族院と庶民院の分化=成立が永続的なものになる。④こうして、イングランド「封建王政」は、物的基礎をなす財政機構の面からいえば、14世紀中葉に、(国王の金銭要求に対して)「聖職者」身分の場合には譲与金を譲与する会議であるカンタベリーとヨークの「聖職者会議」が成立すること、また俗人の場合には「庶民」身分と「貴族」身分がそれぞれ譲与金を譲与する会議である「庶民院」と「貴族院」が分化して成立することにより、聖俗二元的に、また身分として「聖職者」、「貴族」、「庶民」という3つの身分別に譲与する形態をもって、「完成」したといえる、と<sup>23)</sup>。

---

<sup>19)</sup> M. V. Clarke, *Medieval Representation and Consent*, 1964, pp. 126, 150.

<sup>20)</sup> T. P. Taswell-Langmead, *English Constitutional History: From the Teutonic Conquest to the Present Time*, London, 1946, p. 169. なお、庶民院の形成に関するわが国の研究として、北野かよる「研究報告 初期のイングランド議会—下院の成立をめぐる—」(1)(2), 『法学(東北大学)』45巻3号, 4号, 1981年等を参照。

<sup>21)</sup> 山代宏道「1107年ロンドン協約の成立—『英国叙任権闘争』についての一考察—」『史学研究』, 126号, 1975年を参照。更に、「教皇改革」というより包括的視点からの最近の研究としては、関口武彦「教皇改革(二)」『山形大学紀要(社会科学)』, 42(2), 2012年, 21-23頁を参照。

<sup>22)</sup> 吉岡昭彦『イギリス地主制の研究』未来社, 1967年, 10頁。

<sup>23)</sup> このような把握にもとづいていえば、いわゆる1295年「模範議会」の歴史的位置付けは、「聖職者会議」との関連において、わが国の教科書を含めて、再検討されるべきではあるまいか。

### (3) イングランド「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制

続いて、このようにして確立した「聖職者会議」での聖職者譲与のその後の変化についていえば、いわゆるイギリス「宗教改革」<sup>24)</sup>期に、まず1534年の「聖職者服従法」、正式には「聖職者の服従と上訴の禁止」<sup>25)</sup>によって、聖職者会議は、王命によってのみ開催しうるのみならず、国王の許可なしには憲章又はカノン<sup>26)</sup>を制定するのを禁じられた。続いて、1534年「ローマ司教〔教皇〕への初収入税〔・10分の1税〕支払禁止法」<sup>26)</sup>と1534年「ピーター祭税と教皇特免禁止法」<sup>27)</sup>が制定された後、周知の1534年「国王至上法」<sup>28)</sup>、更に1534年「国王への初収入税・毎年年金〔10分の1税〕譲与法」<sup>29)</sup>の制定によって、いわば権限

---

<sup>24)</sup> わが国における古典的研究としては、とりわけ、大野真弓「イギリスの宗教改革と絶対主義—ヘンリー8世の国王至上法—」『横浜大学論叢(人文科学系列)』, 10(2・3), 1959年を参照。

<sup>25)</sup> The Submission of the Clergy and Restraint of Appeals (25 Hen. VIII, c. 19).

<sup>26)</sup> An Act for the Non-payment of First-fruits to the Bishop of Rome (25 Hen. VIII, c. 20). 本法は教皇への表題の2つの税の支払を禁止したのであるが、この税について、次のことを指摘しておきたい。

まず、「初収入税」annates, あるいは「聖職禄初収入税」first-fruits of benefices について。(1)歴史的経緯として、イングランドにおける「初収入税」は、通常、カンタベリー大司教に支払われたのだが、最初、1306年にローマ教皇クレメント5世Clement V〔在位1305-14年〕によって、また教皇ジョン22世John XXII〔在位1316-34年〕によって3年間、そして後の教皇達によって1531年まで要求されていたこと。Cf. T. P. Taswell-Langmead, *op. cit.*, p. 307. (2)1534年法に先立つ1532年「ローマ司教〔教皇〕への初収入税支払禁止法」An Act against Payment of First Fruits to the See of Rome (23 Hen. VIII, c. 20)の制定理由を引用すると、教皇及びローマの裁判所は「これまで長い間、イングランド王国内で大司教又は司教であると指名、選出、推薦又は任命された全ての及び単一の聖職者達から、さもなくば初収入税 first-fruits と呼ばれる初収入税 annates の表題の下に、財産を取得した」こと、それを彼らは、彼らの選出が確認されるための教皇の大勅書 popes' s bullsを受けうる前に支払うことを強いられたこと。Cf. *Ibid.*, p. 307.

次に、「10分の1税」について。これは教会聖職禄 a church benefice の年間利益の10分の1の部分であり、それは十字軍の時期に始まり、以来、大なり小なり、規則的に支払われていたこと。Cf. *Ibid.*, p. 307; S. Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England: from the Earliest Times to the Present Day, Vol. One: Taxation from the Civil War to the Present Day*, New York, 1965, p. 133.

<sup>27)</sup> The Act concerning Peter-pence and Dispensations (25 Hen. VIII, c. 21).

<sup>28)</sup> The King's Grace to be authorized Supreme Head (26 Hen. VIII, c. 1).

<sup>29)</sup> The Bill for the First-fruits, with the yearly Pensions to the King (26 Hen.

と財源の両面から、国王の「聖俗一元的支配体制」が実現した。

これに続いて、毎年10分の1税が支払われた後に、聖職禄の価値のうち残る部分の£当たり一定数シリングの税を査定する<sup>30)</sup> 聖職者臨時税 clerical subsidiesに関して、1540年の「聖職者臨時税確認法」, 正式には「カンタベリー管区聖職者によって国王に譲与されるポンド当り4シリングの、またその後、ヨーク管区聖職者によって国王に譲与されるような金銭額の、2年間以内に支払われる臨時税の確認」<sup>31)</sup>以来、常に、聖職者会議で譲与された臨時税は議会制定法によって確認されることになったのである<sup>32)33)</sup>。

#### VIII, c. 3).

本法は、(1)初収入税に関して、第I条「全ての高位聖職者 all Dignities spiritualの初収入税 First-Fruits が国王に支払われる」こと、第II条「全ての聖職禄 every spiritual Livingの初収入税及び1年間の利益 Profits が国王に譲与される」こと、第III条「委員会が聖職禄の価値 Value of Benefices を調査すること」等を規定し、続いて(2)10分の1税に関して、第IX条「全ての聖職禄の毎年10分の1税が国王に与えられる」こと、「この10分の1税はクリスマスに支払われねばならない」こと、第X条「委員会が全ての聖職禄の価値 Value of every spiritual Living を調査すること」等を規定している。従って、本法は、(1)従来、(教皇への支払では叙任権を持つ高位聖職者に限定された)初収入税と10分の1税を、今や(下級聖職者を含む)「全ての聖職禄」=聖職者に拡大して、その上でそれを国王に譲与したこと、(2)また10分の1税を毎年税として「聖職者毎年10分の1税」として譲与したこと、(3)そのために、従来の1291年の「教皇ニコラス4世の [10分の1税賦課のための] 査定」 assessment of pope Nicholas IV が、当時殆どの場所で、聖職禄の本当の価値の5分の1以上でなかったので( Cf. S. Dowell, *op. cit.*, p. 132 ), それに代わり、新たに「全ての聖職禄の価値」の調査=査定を規定したことを指摘しておきたい。なお、この1534年法にもとづく新査定は「教会評価」 *Valor Ecclesiasticus* と呼ばれたことに留意しておきたい。 Cf. F. C. Dietz, *English Public Finance 1558-1641*, 1932, p. 394.

<sup>30)</sup> Cf. F. C. Dietz, *op. cit.*, p. 394.

<sup>31)</sup> A Confirmation of a Subsidy to be paid within two Years, of four Shillings in the Pound granted to the King by the Clergy of the Province of Canterbury, and of such Sums of Money which after shall be grantede to him by the Clergy of the Province of York (32 Hen. VIII, c. 23).

なお、付言すると、同法に続いて、翌1535年、「初収入税を支払った初年について聖職者毎年10分の1税を支払わない」ことが制定された。 Cf. An Act that the King's Spiritual Subjects shall pay no Tenths of their Spiritual Promotions for that first Year for which they paid their First-Fruits (27 Hen. VIII, c. 8).

<sup>32)</sup> Cf. T. P. Taswell-Langmead, *op. cit.*, p. 160.

<sup>33)</sup> 同じ1540年、国王収入部門の1つを規制するため、次の法律によって、「初収入税及び10分の1税裁判所」 Court of First-Fruits and Tenths が設置されたことにも留意しておきたい。すなわち、正式には、「制定法 26 Hen. VIII, c. 3 [=1534年「国王への初収入税・毎年年金 [10分の1税] 譲与法」] によって国王に譲与された初収入税及び10分の1税の徴収と管理のため、普通「初収入税及び10分の1税裁判所」と呼ばれる記録裁判所が

このことを踏まえて、前史として議会、とりわけ庶民院の歴史的位置の把握に必要な限りで、イングランド「絶対王政」の完成過程とその形態について、次のように把握しておきたい。

すなわち、①まず、宗教面で、イギリス宗教改革は、権限の面では1534年「国王至上法」の成立、また財源の面では同じ1534年の「国王への初収入税譲与法」の成立によって基本的に実現したといえるのであるが、これにより、国王による権限と財源の両面での「聖俗一元的支配体制」が成立する。②この一元的支配体制の下で、経済面では1530年代にイギリス「絶対王制」が「確立」する<sup>34)</sup>。③それを基礎として、王政の物的基礎をなす財政＝国制面では、1540年「聖職者臨時税確認法」成立以来、常に「聖職者会議」で譲与された臨時税が議会制定法によって確認されるようになる。④こうして、イングランド「絶対王政」は、物的基礎をなす財政機構の面からいえば、16世紀中葉に、(国王の金銭要求に対して)「聖職者」身分の「聖職者会議」を俗人の「議会」に従属化させることにより、今や聖俗一元的に、身分的には(聖職者身分に従属化させつつも)なお3身分別に譲与する形態をもって、「完成」したといえる、と<sup>35)</sup><sup>36)</sup>。

---

設置される・・・」 There shall be erected a Court of Record, commonly called the Court of the First-fruits and Tenth, for the Levying and Government of the First-fruits and Tenth granted the King by the Statute of 26 H. 8. c. 3. which shall have a seal; the Officers whereof shall be the Chancellor, the Treasurer, the King's Attorney, two Auditors, two Clerks a Messenger, and an Usher: Their several Oaths, Charges and Duties (32 Hen. VIII, c. 45).

<sup>34)</sup> 吉岡昭彦、前掲書、89頁。

<sup>35)</sup> 以上の把握を踏まえて、わが国におけるイングランド封建王政及び絶対王政に関する研究史についていえば、周知のように、歴大な研究史が存在するにもかかわらず、管見の限りでは諸身分、とりわけ「聖職者」身分とその会議である「聖職者会議」に関する本格的研究が殆ど欠落しており、そのため、諸身分から成る「封建王政」及び「絶対王政」の完成に至る経緯と「完成形態」そのものについて、十分には把握されるに至っていないという問題点を指摘しうるのであるまいか。

従って、王政の物的基礎をなす財政＝国制史的観点からいえば、長期的視野から封建王政、絶対王政、さらには続く立憲王政それぞれの「完成形態」を把握し、その上でその完成過程を究明するという方法的視角が必要であるように思われるのである。まさに「戦後歴史学」(とりわけ、吉岡昭彦氏)が指摘する「視野は広く、課題は狭く鋭く」を継承しつつ。

<sup>36)</sup> もう1つ、以上のようにイギリスにおける「封建王政」、「絶対王政」について把握しうるとするならば、大陸ヨーロッパのフランス、ドイツ、更にはオーストリア等におけるそれほどのように把握しうるのであろうか。

このような3身分のその後については順次、後述するが、予め、結論的にいえば、市民革命期に入ると、まず① 経済面で、封建的土地所有が廃止される、② それを基礎として宗教面で、国王による「一元的支配体制」が「権利章典」により「立憲体制」化する、② その上で、王政の物的基礎をなす財政=国制面では、(国王の金銭要求に対して)まず「王政復古」期に「聖職者」身分の自己課税権が剥奪され、続いて「名誉革命」期に「貴族」身分の自己課税権も最終的に剥奪されて、庶民院のその下に包摂され一元化されてくる、③ こうして、イングランド「立憲王政」の成立に向かうことに留意しておきたい。

---

例えば、同じく12世紀初頭における叙任権闘争決着による俗権と教権の「二元的支配体制」の下で、それぞれの「封建王政」乃至「封建領邦君主政」は、集権的或いは分権的体制をとりつつ、どのような財政=統治機構をもって、14世紀に「完成」されてくるのであろうか。また同じく16世紀における宗教改革による俗権と教権の二元的支配体制再編の有無とその程度如何を含めて、それぞれの「絶対王政」乃至「絶対領邦君主政」は、同じく集権的或いは分権的体制をとりつつ、どのような新たな財政=統治機構をもって、17世紀に「完成」されてくるのであろうか。言うまでもなく、イギリスとはそれぞれ異なる財政=統治機構をもって完成されてくるのであるが、それは何故であろうか。またそれは何を意味しているのであろうか。

イギリス史の観点からいえば、この両者の相違は、端的には、イギリスにおける(1)「庶民院」と「貴族院」の分化=成立、及び(2)「聖職者会議」の成立という2つの史実の同時存在と大陸ヨーロッパにおけるその同時欠如であるが、この点は、従来のわが国の西洋史研究においては明確には自覚されてこなかった、その意味ではわれわれ歴史学徒にとっての「盲点」であったのではあるまいか。このような「盲点」の解消はイギリス史と大陸ヨーロッパ史の比較史的研究の座標軸を明確にすることによって、とりわけ、今日求められている財政史的=国政史的観点からの、真の比較史研究を可能にするであろう。

なお、関連していえば、2001年「9・11」事件以来の世界事象は、われわれ西洋史学徒に対しては、西欧キリスト教世界における独自の「聖職者」身分の歴史的 position と意味を解明する課題を提起しているといえるのであるが、このような観点から最近の成果として特に注目すべきは、関口武彦「聖職者独身制の形成—教皇改革の理解のために—」『歴史学研究』No. 754, 2001年10月である。



## 第1部 市民革命(前後)期 (1640年代～1714年)

さて、市民革命(前後)期。これは時期的には、「ピューリタン革命」Puritan Revolutionないし「内乱」English Civil Warが開始する1640年代<sup>37)</sup>から、1660年の「王政復古」Restoration, 続いて1689年の「名誉革命」Glorious Revolutionを経て、1714年のアン・Anne 女王の死までの時期である。

### 序 財政構造と予算制度

#### (1) 財政面：重商主義財政の原型の形成

まず、予算制度面を検討するに先立ち、その背景として財政の数量的実態をごく簡単に検討しておきたい。

この時期には、周知の1651年「航海法」Navigation Act 制定後のオランダとの第1次戦争(1652～54年)、王政復古期の第2次戦争(1662～67年)と第3次戦争(1672～74年)、続いて名誉革命後にはいわゆる対フランス＝ファルツ継承戦争(1689～97年)、さらにスペイン継承戦争(1702～13年)が勃発し、

---

<sup>37)</sup> 従来の予算制度との関連で、ケネデー W. Kennedy はこの内乱が「イングランドで約3世紀間支配的な財政制度」を最終的に解体させたとして、それまでのいわゆる「区分財政制度」a sectional financial systemについて、概略、次のように説明していることを指摘しておきたい。

すなわち、この3世紀間、収入と支出の双方は理論上、3つの別個の部分に分割された。第1の部分は、王領地と封建的諸権利からの収入であり、それは国家の通常の内部的行政支出を支給すると考えられた。(例えば、1610年に通常の収入見積もり£461,500—これは関税収入£247,800を含む—のうち、£144,000がそれである。)これは、全く税収入ではなかった。第2の部分は、関税からの収入であり、それは商人の保護と王国の防衛のため、「海の維持」—すなわち、海軍に対する支出—を支給すると考えられた。この税は全国的税 national taxes とは看做されなかった。第3の部分は、言葉の近代的意味で、直接税からの収入であり、それは通常、戦争のような特別の国家的目的のために賦課された。と。Cf. W. Kennedy, *English Taxation 1640-1799: An Essay on Policy and Opinion*, London, 1913, pp. 8-9.

なお、このような3区分に対して本書では、後述するように、第1と第2を一緒にして「通常の」支出、これに対して第3を「通常ならざる」支出と2区分して論述していきたい。

そのために軍事費が増加した。

その金額と支払財源を数量的に確認しうる名誉革命後の時期に関してみると、表1「1688年～1815年、戦争の費用とその歳入・国債別支払額(£)と割合(%)」として表示したように、1688年～97年のアイルランド及び対フランス等(ファルツ継承)戦争では戦費3,264万ポンドのうち51%を、またスペイン継承戦争では戦費5,968万ポンドのうちさらに多い64%をも国債によって調達して支払っていた。

年次別推移を確認すると、表2「1688年～1714年の純歳出、歳入額(大ブリテン)、及び国債残高(連合王国)の推移(£m.)」として表示したように、歳出面では網掛した戦争の期間に、軍事費の増加により歳出総額が増加している。他方、歳入面では直接税の地租、間接税の関税と消費税を中心に歳入総額も微増しているが、これでは歳出額の増加を賄いえずに、結局、借入のため国債残高<sup>38)</sup>が顕著に増加し、またそれに伴い、元利払のため、歳出面で国債費<sup>39)</sup>が増加している。特に1710年代になると、歳出面では国債費が増加していること、歳入面で従来の地租に代わり、とりわけ消費税の比重が増加していること、また国債残高では従来の(後述する)無基債(ないし短期債)に代わり、有基債(ないし長期債)の比重が顕著に増加していることが注目される<sup>40)</sup>。

---

<sup>38)</sup> この国債残高とは、依拠したミッチェル B. R. Mitchell の資料では、「各会計年度末における連合王国の公債 Public Debt の未償還元本の名目金額」であり、それは「有基債」Funded と「無基債」Unfunded の合計額である。

<sup>39)</sup> この国債費とは、依拠したミッチェルの資料では、「国債費」Debt charge であり、それは「有基債」Funded、「有期年金」Terminable Annuities、及び「無基債」Unfunded の合計額である。

<sup>40)</sup> 後述する国債の成立史との関連で、「有基債」、「有期年金」、及び「無基債」という国債(費)の区別について、本表で依拠したミッチェルの資料の元 Source になっている H. W. Chisholm' s Return の時点における、チザムの次のような3区分を指摘しておきたい。

まず、(1)「永続年金の形態の有基債」Funded debt of permanent annuities。これは、「公債」Public Debt のより永続的な形態 permanent form であり、この場合、「有基債」Funded Debt の明記された元本額に対して、その元本が返済されるまで、固定利子での年金 an annuity が公的債権者に支払われる。この永続年金は、具体的には、次を含む。すなわち、「イングランド銀行」Bank of England に対する「負債」；「アイルランド銀行」Bank of Ireland に対する負債；「南海会社」South Sea Company に対する負債；「東インド会社」East India Company に対する負債；及び明記された利子付きのそれぞれの「永続年金公債」Stocks of Permanent Annuities。この「公的有基債」Public Funded Debt の金額は一般的にその名目元本によって表わされるが、その元本の返済は政府の選択である。

次に(2)「有期年金の形態の有基債」Funded debt of terminable annuities。この「有期年金債」Terminable Annuity Debt、又は生涯間か固定年数間かに授与される年金の場合、



表 1 「1688年～1815年,戦争の費用とその歳入・国債別支払額(£)と割合(%)」

年次	戦 争	戦争費用 (100%)	歳入からの支払額 (割合)	国債による支払額 (割合)
1688-1697	アイルランドで、またフランス等との戦争	32,643,764	16,000,373	49%
1702-1713	スペイン継承戦争	59,684,956	21,279,873	36%
小計		92,328,720	37,280,246	40%
1718-1721	スペインとの戦争	4,547,324	3,545,122	78%
1739-1748	スペイン (搜索権Right of Seearch)との、またオーストリア継承の戦争	43,655,192	13,930,997	32%
1756-1763	7年戦争	82,623,738	22,605,495	27%
1776-1785	アメリカ戦争	97,599,496	3,039,427	3%
1793-1815	フランスとの戦争	831,446,440	391,148,370	47%
小計		1,059,872,190	434,269,411	41%
合計				
				625,602,788
				59%

[*H. W. Chisholm's Return*, pp. 707-709. より作成.]

表2 「1688年～1714年の純歳出、歳入額(大ブリテン)、及び国債残高(連合王国)の推移(£m.)」

年次	純歳出総額				純歳入総額				年次	国債残高	
	国債費	民事費	軍事費	軍事費	関税	消費税	印紙税	郵便局		地租・査定税	有基債
1688-91(a)	11.5	0.2	1.8	9	8.6	1.9	2.4	0.2	3.2	3.1	3.1
1692(b)	4.3	0.2	0.7	3.4	4.1	0.9	1.2	0.1	1.6	3.3	3.3
1693	5.6	0.2	0.7	4.6	3.8	0.7	0.9	0.1	1.7	5.6	5.9
1694	5.6	0.4	0.7	4.5	4	0.9	0.9	0.1	1.9	6.1	5.5
1695	6.2	0.6	0.9	4.9	4.1	0.9	0.9	0.1	1.8	8.4	7.2
1696	8	0.7	0.7	3.9	4.8	1	0.9	0.1	2.5	10.6	10.4
1697	8	1	0.9	5.9	3.3	0.7	1.1	0.1	1	16.7	13.3
1698	4.1	1.5	0.4	2.2	4.6	1.1	1.4	0.1	1.5	17.3	5.1
1699	4.7	1.5	0.9	2.2	5.2	1.5	1.4	0.1	1.6	15.4	10.6
1700	3.2	1.3	0.7	1.3	4.3	1.5	1	0.1	1.5	14.2	4.7
1701	3.4	1.2	0.7	1.5	3.8	1.6	1	0.1	1.5	14.1	4.7
1702	5	1.2	0.5	3.2	4.9	1.5	1.4	0.1	1.8	14.1	4.6
1703	5.3	1	0.6	3.7	5.6	1.6	1.8	0.1	2	13.6	4.4
1704	5.5	1	0.7	3.9	5.4	1.6	1.7	0.1	1.9	13.4	4.3
1705	5.9	1	0.7	4	5.3	1.1	1.8	0.1	2.1	13	4.1
1706	6.7	1.1	0.7	4.9	5.3	1.3	1.7	0.1	2.1	13	4.5
1707	8.7	1.8	1.1	5.8	5.5	1.4	1.7	0.1	2	14.5	4.3
1708	7.7	1.6	0.8	5.3	5.2	1.2	1.7	0.1	2	15.2	4.8
1709	9.2	2	0.8	6.4	5.2	1.3	1.6	0.1	2.1	19.1	7.4
1710	9.8	1.8	0.9	7.2	5.2	1.3	1.5	0.1	2.1	21.4	7.3
1711 (d)	15.1	1.8	0.7 (d)	12.7	5.2	1.1	1.7	0.1	2.1	22.4	11.8
1712	7.9	2.4	0.7	4.8	5.7	1.5	1.8	0.2	2.2	34.9	25.6
1713	6.4	2.9	0.7	2.9	5.8	1.4	2.1	0.1	1.9	34.7	26.1
1714	6.2	3	1.2	2	5.4	1.6	2.1	0.1	1.3	36.2	27.8

[B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, pp. 386, 389, 401. より作成。]

(a) 1688年11月5日から1691年9月29日。

(b) 以後1714年まで、9月29日に終わる年度。

(c) 会計年度は次の期日で終わった: Great Britainの1691-1714は9月29日; Irelandの1691-1714は12月25日。

(d) 有基債の一部(約£7.6m.)を含む。

従って、財政構造としていえば、いわば「軍事費及び国債費増加型＝間接税及び国債依存型」として、イギリス重商主義財政の原型が形成されつつあるといえるであろう。

このような財政構造の原型の形成を背景にして、その形成を促進し確実にする方向で、議会、とりわけ庶民院による財政統制が展開されてくるのである。

## (2) 予算制度面：予算制度の「立憲体制」の基本的成立

この時期には、結論的にいえば、とりわけ1689年の名誉革命により、「国王の家計」から「国家の財政」への基本的移行が実現し、財政面での「立憲体制」が基本的に成立してくるといえる。

具体的に検討するのに先立ち、予め、庶民院の「財政的手続」Financial Procedureについて、(1) 17世紀前半と(2) 17世紀後半以降の発展過程について指摘しておきたい。

(1) 17世紀前半における庶民院の財政的審議手続きの発展：1641年頃、「議定費委員会」と「財源委員会」の設置

[国王の金銭要求に対して] 庶民院の財政的手続きは、国王からの苦情救済の約束等の見返りに、国王のために「援助金及び議定費」法案 a Bill of 'aids and supplies' を通過させることであった<sup>41)</sup> <sup>42)</sup>が、17世紀前半に庶民院が「援助

---

負債元本 principal の返済はその年金に含まれる。この有期年金は、具体的には次を含む、すなわち、①「終身年金」Life Annuities、これは「トンチン年金」Tontine Annuities を含む；②「定期間年金」Annuities for terms of years、これは、「富籤年金」Lottery Annuities、「長期年金」Long Annuities 等を含む。

最後に(3)「無基債」Unfunded debt。これは、「公債」のヨリー時的形態 temporary form であり、その元本は明記された一定期間に支払われる。この無基債は、具体的には次を含む。すなわち、収入を先取りしての「貸付割符」Loans upon Tallies；「国庫証券」Exchequer Bills と「アイルランド大蔵省証券」Irish Treasury Bills；「国庫債券」Exchequer Bonds；「陸軍債務証券」Army Debentures；「海軍、兵站部及び輸送証券」Navy, Ordnance, and Transport Bills で、利子付き。H. W. Chisholm's Return, p. 512. 以上に区分された国債(費)が漸次的に成立してくることに留意しておきたい。

<sup>41)</sup> G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 23.

<sup>42)</sup> このような「法案」の開始時期について、リード G. Reid は、「14世紀末になって初めて、『法案』'bill' によって国王に『援助金』'aids' を譲与するための手続きが、

金及び議定費」法案の審議手続きを進化させた。

すなわち、庶民院議長の下でのいわゆる「本会議」での法案審議に先立ち、新たに委員長の下での「全院委員会」での予備的審議を導入し、こうして、このような法案が予備的に全院委員会における「諸項目」headsの議決で始まり、その諸項目の議決＝「決議」に基づいて「法案」が作成されて（本会議に上程され）、その第2読会後に再び全院委員会に付託されてくるようになるのである<sup>43)</sup>。

この（財政負担の全院委員会での予備的審議）手続きの導入理由は、次のように指摘しうる。すなわち、(1) 国王の影響力との関連では、「17世紀初頭の議長たちは忠実な被指名者であったので、この手続きは通常、本院の財政的討論中における国王の影響力から免れたいという本院の懸念と結合される」としても、(2) 手続き面では、「議長を排除することによって、また彼の代わりに委員長を任命することによって、本院はそれの全議員の委員会として機能するようになった、またそれによって、あらゆる財政的提案の発議段階でさほど公式的でない審議方法を享受した」こと、つまり、当時、本会議では「誰も1日に、また1つの議題で1度以上発言してはならない」のに対して、全院委員会では討論がヨリ「自由」で「全ての人が彼の理由を加えること、また他人の理由と議論を聞いて回答すること」が許されたことである<sup>44)</sup>。

具体的にいえば、予備的な決議段階を扱うため、1641年頃に全院委員会が（18世紀末に明白に区別されるようになる）2つの異なる機能を発展させはじめた。1つの機能を果たす上でその全院委員会は「議定費委員会」Committee of Supply と呼ばれ、他の機能を果たす上でそれは「財源委員会」Committee of Ways and Means と呼ばれた。この区別は最初、後の機能である議定費の議決と課税の賦課に対応しなかった。何故ならば、18世紀まで「国王への金銭の譲与は課税の賦課であった」からである。

したがって、この2つの全院委員会は同一の機能、つまり金銭の調達という機能をもった。その相違は、「議定費委員会は承認された諸税の賦課によって金銭

---

両院の簡単な議決 vote に取って代わった」ことを指摘しているが、このリードによれば、「リチャード2世 Richard II の治世[在位1377 - 99年]の終わりから、全ての譲与金 grants が、庶民院で貴族院の助言と同意つきで、議会制定法 an Act of Parliament と呼ばれるかも知れない文書形態で行われた」ことをスタップズ W. Stubbs が主張していたようである。Cf. G.Reid, *op. cit.*, p. 53.

<sup>43)</sup> G. F. M. Campion, *op. cit.*, pp. 25-26.

<sup>44)</sup> G. Reid, *op. cit.*, pp. 45-46.

を調達した、これは（だから、大雑把に、各々の機会に同一額をもたらすと査定されたところの）財政制度のずっと前からの部分である、他方、財源委員会は金銭を調達する新しい方法を工夫する目的のために成立した」ことにあった。因みに、後者の委員会について最初の言及は、1641年12月1日付けの庶民院議事録 Journal of the House of Commonsにおいて「本院は、金銭を調達する方法を審議するために委員会になった」ことである。実際にも、金銭は最初、借入によって調達されていたが、内乱期に財源委員会が多数の新しい税（例えば、消費税）を工夫したのである<sup>45)</sup>。

このような2つの委員会の機能の分割がチャールズ2世の治世に明白になり、また会期を通して継続的に存続したようである<sup>46)</sup>。

## (2) 17世紀後半以降における庶民院の財政的審議手続きの発展過程

ところで、この「援助金及び議定費法案」は、實際上、国王に対して国王の役人による課税賦課を承認する法案であり、また庶民院はこのような課税の収益（の使途）に対してどんな統制も有していなかったのであるが、庶民院は17世紀後半に新しい主張、すなわち、議決した金額がそれを議決した際の目的に対して以外には費やされるべきでないことを要求し始めた。この割当権能 power of appropriationとそれをより広範な（支出）領域に、またより正確に実施するために採用された種々の方法が、(1689年名誉革命後の)ウィリアム3世 William IIIの治世から、財政的手続の発達を決定する主要要素である<sup>47)</sup>。

チャンピオン G. F. M. Championによると、この権能の発展、それによる財政における庶民院の支配的地位の確立の主要な諸段階は、(1) 国家の支出と収入の全領域を含むまで、財政に対する庶民院の統制の漸次的拡大<sup>48)</sup>、(2) 財政統制への

---

<sup>45)</sup> G. F. M. Champion, *op. cit.*, p. 26.

<sup>46)</sup> G. Reid, *op. cit.*, pp. 46-47.

<sup>47)</sup> G. F. M. Champion, *op. cit.*, p. 23.

<sup>48)</sup> このような拡大の契機についてチャンピオンは次のように指摘している。すなわち1688年以前に国王は、議会から独立し、かつ「通常の」支出を賄うのに十分であると考えられたところの一大収入——具体的には、王領地、慣習的賦課金 customary dues、生涯間譲与される制定法上の税から生じる収入——を有していた。それ故に、理論上、国王は「通常ならざる」支出のためを除いて、議定費を要求する必要はなかった。しかし、實際上、殆んど常に、議会外収入 non-parliamentary revenue のみによっては賅い得ない支出の部分があった。この部分の統制として、庶民院の財政権能が開始したのである、と。G. F. M. Champion, *op. cit.*, p. 24.

参加からの貴族院の排除、(3) 財政統制を効果的にするための庶民院による財政機構の確立、であった。

このようなチャンピオンの指摘する3つの段階を念頭にしつつ、我々の考察する3つの時期のそれぞれにおいて、庶民院による財政統制が、具体的にはどのように進展し、またそれが会計年度制定の経緯とどのように関連してくるかを、順次、検討していきたい。

まず、以下では、市民革命(前後)期について、それを「王政復古」期と「名誉革命」期に2区別して、具体的に検討していきたい。

## 第1章 「王政復古」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大

市民革命(前後)期の前半の「王政復古」期について、予め、1660年5月における「王政復古」に続いて、12月24日に成立したいわゆる「軍事的土地保有態様廃止法」Military Tenures Abolition Act<sup>49)</sup>によって、軍事的土地保有=封建的土地所有が原則的に廃止されたことを確認し、その上で、この時期における(1)予算の審議過程と(2)財政統制の漸次的拡大について検討していきたい。

### 第1節 予算の審議過程

まず、Web上で利用しうる史料<sup>50)</sup>を利用して、「王政復古」期、とりわけ、その中でも「第2次オランダ戦争」Second Dutch War期(1665年～1667年)に限定して、(1)イングランド議会における予算の審議過程、及び(2)そのような審議過程を経て制定されたいわゆる「援助金及び議定費」法 Act of ‘aids and supplies’において初めて導入されてくる<sup>51)</sup>「借入及び割当条項」の内容を具体的に明らかにすることにしたい<sup>52)</sup>。

---

<sup>49)</sup> 正式には、「後見裁判所、直属土地保有、騎士奉仕土地保有、及び徴発権を廃止するため、またその代りに陛下に収入を設定するための法律」An Act for taking away the Court of Wards and Liveries, and Tenures *in Capite*, and by Knights-Service, and Purveyance, and for settling a Revenue upon his Majesty in lieu thereof (12 Chas. II, c. 24).

<sup>50)</sup> すなわち、British History Online

(<http://www.british-history.ac.uk/subject.aspx?subject=6>)における『庶民院議事録』Journal of the House of Commons, 『貴族院議事録』Journal of the House of Lords, 及び『英国制定法』Statutes of the Realmである。

本書ではこれらの史料に関する限り、紙幅の制約上また関係箇所の個別的列挙による煩雑さを避けるために、個別的な典拠箇所を明示せず利用していることを予めお断りしておきたい。

<sup>51)</sup> Cf. G. Reid, *op. cit.*, p. 56; G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 27.

<sup>52)</sup> 予め、「借入条項」との関連で、金銭の借入利子について、その歴史的推移を確認しておきたい。

(1) 早い時期に、金銭のための全ての利子、或いは当時呼ばれたように高利は違法であると普通に述べられているが、それは教会法 ecclesiastical lawによって禁止されたようである。高利を禁止する明示的制定法は、1486年の法律(3 Hen. VII, c. 6)であった。

(2) このような禁止に対して、利子の受領を承認する最初の制定法は、1545年の「高利

王政復古期の議会として、周知の『コベットのイングランド議会史』<sup>53)</sup>によれば、(国王の召集状なしに召集された)「仮議会」Convention Parliament (1660年4月25日～同年12月24日解散)に続いて、翌1661年春に召集され1679年に解散されるまで続く新議会、通常、恩給議会 Pensionary Parliament、又は騎士議会 Cavalier Parliamentと呼ばれる「チャールズ2世 Charles IIの長期議会」が開催された。

この第2議会の第1会期(1661年5月8日～1662年5月30日)、第2会期(1663年2月8日～同年7月27日)、第3会期(1664年3月16日～同年5月17日)の後に、「第2次オランダ戦争」——公式的な国王の対オランダ戦争宣言 King's Declaration of War against the States of Hollandの期日は1664年2月22日であるが、(後述するように)その前にいわば開戦準備期がある。他方、その終結は1667年7月31日の「ブレダ条約」Treaty of Bredaによってである——に関連する議会展期として、(1) 第2議会第4会期(1664年11月24日～1665年

---

禁止法案) A Bill against Usury (37 Hen. VIII, c. 9)であり、それは罰則付きで利率を年間10%に制限した。

(3) この1545年法は1552年法(5 & 6 Edw. VI, c. 20)によって撤廃されたが、この1552年法は、続く1571年の「高利禁止法」An Act against Usury (13 Eliz., c. 8)によって撤廃され、最大利子10%を認めた1545年法が1571年6月25日から復活した。

(4) 続いて、1623年の「高利禁止法」An Act against Usury (21 James I, c. 17)によって法定利率が1625年6月24日から7年間、8%に引き下げられた。本法は、1627年に「種々制定法の継続と撤廃のための法律」An Act for Continuance and Repeal of divers Statutes (3 Charles I, c. 4)の第5条によって永続的にされた。

(5) 1651年、共和国の時期に、利率は6%に引き下げられた。そしてこの利率が、王政復古で1660年に「高利制限法」An Act for the restraining the taking of excessive Usury (12 Charles II, c. 13)によって確認され、利率は1660年9月29日から6%に引き下げられた。

(なお、続けていえば、(6)その後1714年7月9日に成立した法律、正式には「議会担保の侵害なしに利率を引下げる法律」An Act to reduce the Rate of Interest, without any Prejudice to Parliamentary Securities (12 Anne, Stat. 2, c. 16)によって、5%に引き下げられるのである。) Cf. *H. W. Chisholm's Notices*, pp. 85–86.

留意すべきことは、17世紀の諸法下の最大利子が「金銭の借入のための…どんな契約においても」超過されないことになったのであるが、これらの制定法は国王を拘束しなかったこと、彼はその債権者が要求するどんなものであれ利子を提供することが自由だったことである。Cf. P. G. M. Dickson, *The Financial Revolution in England: A Study in the Development of Public Credit*, London, 1967, p. 39.

<sup>53)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803*, Vol. IV.



表3「第2次オランダ戦争」期(1665年～1667年)における予算審議の期日と成立した法律の一覧表

表3-1 1665年度予算審議	
(1) 第2議会第4会期(1664年11月24日～1665年3月2日)：開戦準備期	
年月	日 成立した法律等
1664年11月	24 勅語King's Speech
1665年2月	9 1665年援助金法, 正式には「3年の期間内に[1664年12月25日から36カ月間 <b>査定税</b> によって]調達され賦課され支払われる, 2,477,500ポンドの国王援助金を国王陛下に譲与するための法律」(c.1) 22 「国王のオランダ諸州に対する戦争宣言」 22 「議会で聖職者に課税するための法律についての説明」
3月	2 会期閉会

表3-2 1666年度予算審議	
(2) 第2議会第5会期(1665年10月10日～1665年10月31日)：開戦期	
年月	日 成立した法律等
1665年10月	10 会期開始の勅語 31 1665年議定費法, 正式には「現在の追加的議定費のため,[2年の期間内に][1665年12月25日クリスマスに開始する]毎月 <b>査定税</b> への比例的追加によって調達される11,250,000ポンドの金額を陛下に譲与するための法律」(c.1) (「借入及び割当」条項を含む) 31 1665年査定税, 正式には「陛下に[1667年12月26日開始し1668年1月26日終わる]1カ月 <b>査定税</b> を譲与するための法律」(c.9) 31 閉会

表3-3 1667年度予算審議	
(3) 第2議会第6会期(1666年9月21日～1667年2月8日)：終戦期	
年月	日 成立した法律等
1666年9月	1-4 「ロンドン大火」Great Fire of London 21 会期開始の勅語
1667年1月	28 1667年人頭税法, 正式には「現戦争継続のため, <b>人頭税その他</b> によって金銭を調達するための法律」(c.1) (借入及び割当規定を含む)
2月	8 1667年査定税法, 正式には「現戦争持続のため,[1667年1月26日に始まる11か月期間内に <b>査定税</b> によって]£1,256,347,13s.の金額を国王陛下に譲与する法律」 (借入及び割当規定を含む→追加的な特定の割当条項：割当規定の特定化=限定化)
7月	8 閉会 31 「ブレダ条約」Treaty of Breda

[各年度の関係する, *Journal of the House of Commons*, *Journal of the House of Lords*, 及び*Statutes of the Realm* 等から作成。]

3月2日)、(2)第2議会第5会期(1665年10月10日～1665年10月31日)、(3)第2議会第6会期(1666年9月21日～1667年2月8日)が開催された<sup>54)</sup>。

したがって、以下、この3つの会期について、国王の「通常の」支出<sup>55)</sup>とは異なる、戦争等のいわゆる「通常ならざる」支出のための経費を、国王がどのように要求し、それに対して議会、とりわけ庶民院がどのように対応してくるのかという観点から、順次、予算の審議過程及び制定された援助金又は議定費法における「借入及び割当条項」を検討していくことにしたい。(なお、必要により、表3「第2次オランダ戦争」期(1665年～1667年)における予算審議の期日と成立した法律の一覧表」参照。)

### (1) 1664年11月～1665年3月会期：開戦準備期

まず、「第2次オランダ戦争」の開戦準備期といえる第2議会第4会期(1664年11月24日～1665年3月2日)の場合について検討していきたい。

#### 〈勅語と議定費譲与の議決〉

1664年11月24日、貴族院での会期開始のため「勅語」King's Speechにおいて国王は、防衛準備としてロンドン市からの(借入)援助等により£800,000にも値する1艦隊 a Fleet を用意したこと、そして今や全ての可能な遠征艦隊 all possible Expedition を用いるために「議定費が実際的でかなりのものになる」ことを求めた。これに対して貴族院は「オランダに対する準備のため国王への感謝」と「国王への援助金のためロンドン市への感謝」を決議した。

翌25日、庶民院は、本会議において、その決議に同意する旨を決議した。続いて(予め、ここで指摘しておくならば、後に議事規則化されるように、事前に

---

<sup>54)</sup> 予算審議面で、以上の3つの会期の開始期日が、いずれも各年のミカエルマス(9月29日)の前後になっていることが注目されるが、これは、「ミカエルマスに終わる1年」について「毎年の会計」(＝決算書)が作成され、それを受けて(「3月25日に終わる1年」という)次年度の予算審議のために会期が開始される、という方向を示しているといえよう。

<sup>55)</sup> この「通常の」支出のために、「王政復古」直後の1660年9月4日に仮議会は、チャールズ2世に、全治世の間、「年間£1,200,000」の収入を「議決」していた。Cf. *Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol. IV, p. 118.

「全院委員会」での「決議」に基づくことなく、直ちに「本会議」において「議定費」Supplyについて、パストン Sir Robert Pastonが「現議定費は敵を国王に対して恐れさせるほどのものたるべきである」との観点から、陛下に£2,500,000を与えることを提案し<sup>56)</sup>、討論後、「陛下のため£2,500,000の議定費が3年間で調達され、オランダ戦争の援助に適用されること」を172対102票で決議した。このように、本会議において£2,500,000の議定費が「オランダ戦争の援助に適用される」(つまり、割り当てる)ことが「決議」された事実に留意しておきたい。

#### 〈議定費調達(財原)の議決〉

翌26日、「財原」Ways and Meansについて、まず本会議において「本院が、陛下のため£2,500,000の議定費を調達する方法 Method and Manner を審議するため、全院委員会 a Committee of the whole House に移行すること」を決議して、議長退席後、ブランプトン Sir John Brampton が委員長席に就いて審議を行い、それを受けて28日、本会議において、「全院委員会が、£2,500,000の議定費を調達することを一定の臨時税の方法で in a regulated Subsidiary way 審議し;不動産又は動産をもついかなる人も免除されないように、全てのカウンティでそれを確実なものにすること」を決議した。

これを受けて、調達方法を具体化するためまず、12月1日、全院委員会に移行して審議をした後、その委員長アトキンズ Sir Robert Atkyns からの報告に基づいて、本会議において「(法務長官 Mr. Solicitor General, 他42人、又はそのうちの5人からなる)ある委員会に、£400,000の臨時税の査定額 Rates<sup>57)</sup>、それぞれの船舶税 Ship-Rates, £1,260,000の査定額<sup>58)</sup>、4つの最近の臨時税

---

<sup>56)</sup> *Ibid.*, p. 306.

<sup>57)</sup> 具体的には、王政復古後の1660年8月29日に制定された「陸と海双方によるこの王国の軍隊を解散し支払うための金銭を迅速に支給するための法律」An Act for the speedy provision of money for disbanding and paying off the forces of this Kingdome both by Land and Sea (12 Charles II, c. 9)において、地位によって累進化された「人頭税」Poll Taxで調達することを意図した「£400,000」である。

しかし、王国で施しを受けない16歳以上のあらゆる人が6ペンスを賦課され、また高い税率が有産者と高位者に賦課されたとしても、徴収が非常に怠慢だったので、この人頭税は結局、1660年11月までに£252,167にしかなかったようである。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 417.

<sup>58)</sup> 具体的には、1661年12月20日に制定された「18ヶ月間、月毎に£70,000の査定税によって査定されて賦課される、£1,260,000を陛下に譲与するための法律」An Act for granting unto the Kings Majestie twelve hundred and threescore thousand pounds to

の査定額<sup>59)</sup>、及び適切と考えるその他の査定額を審議し、そしてそれぞれのカウンティに対するそれらの割当 Proportionsとともに、それらを本院に報告することが付託されること」を決議した。6日、この委員会からの報告を受けて、本会議は更に、これらの査定額の「概要と見積り」 an Abstract and Estimateを作成することを先々の委員会に付託した。8日、この委員会からの報告を受けて、本会議は、「本院は全院委員会に移行すること；この全院委員会は本院に報告されたそれぞれの査定額の概要の審議に、それらが述べられた順序で着手すること；£2,500,000の金額とそれの調達のために限定された期間に関する本院の諸議決に基づいて。」と決議し、全院委員会に移行して審議を続行した。

更に調達方法を具体化するため、12日、委員長アトキンズによる全院委員会からの報告に基づいて、本会議において、「(アトキンズ他30人、又はそのうちの7人からなる)ある委員会が、陛下のための£2,500,000を調達するために、それぞれのカウンティに対する割当を設定するため、£400,000の臨時税、1639年における船舶税及び£70,000の〔月割査定〕税 Tax per mensem から、中位 a medium を抽出するために、設置されること」を決議した。

以上のような審議と決議を経て、12月15日、本会議において「法務長官に直ちに、£2,500,000を調達するための法案を作成し上程することが付託されること」を決議したのである。

#### 〈法案審議と成立〉

12月17日、「議定費法案」Supply Billとして、本会議において「陛下のために£2,477,500の議定費を調達するための法案」が第1読会を読まれた。19日にはその第2読会を読まれたのち、「本法案が全院委員会に付託されること」を決議した。

翌1665年1月12日、委員長アトキンズの全院委員会からの報告に基づいて、本会議において、法案の最初の制定する条項の「修正」として、「オランダに対

---

bee assessed and levied by an assessment of threescore and ten thousand pounds by the moneth for eigheteen moneths (13 Charles II, c.3) によって、18ヶ月間、月毎に£70,000の査定税 Assessment で調達することを意図した「£1,260,000」である。この場合、調達されるべき総額を、共和政下に採用された仕組みに従って、カウンティ間に割り当てていたことに留意しておきたい。Cf. A. Browning, ed., *English Historical Documents 1660-1714*, 1966, p. 318.

<sup>59)</sup> 後述する1663年7月27日に制定された法律によるものである。

して、陛下と陛下の臣民の権利回復 Righting のため」という語が挿入されること」を決議した。

続いて16日、同様の報告に基づいて、「それぞれのカウンティ、都市及びバラ選出の議員がそれぞれのカウンティ、都市及びバラ内で、本法のための〔査定〕委員 Commissioners となる人物名を…までに提出すること」を決議し、また翌17日には、「…〔各カウンティの査定額の〕金額の挿入を本院にゆだねること」を決議した。そして28日、査定委員会 Assessment Commissioners について法案に挿入される委員の目録、そして空白の査定金額を埋める決議を、順次、行った。

そして2月3日、本会議において清書された法案が（第3読会を）読まれたのち、「法案が通過すること」を可決するとともに、「〔法案の〕表題が『3年の期間に調達され賦課され支払われる、2,477,500ポンドの国王援助金 a Royal Aid を国王陛下に譲与するための法律』であること」、また「法案を貴族院に送付すること」を決議したのである。

続いて貴族院の本会議において、4日、同法案の第1読会が読まれ、また6日にその第2読会が読まれた後、「法案の審議が全院委員会に付されること」を命じた。翌7日、本会議において、まず、宮内長官 Lord Chamberlain が「全院委員会は国王陛下に国王援助金を譲与する法案の審議を行い、その中で、幾つかの修正をすること、また貴族の古来の権利と特権の除外のための但し書を加えることを適切であると考え、それを本院の審議に提出すること」を報告した。これに基づいて、「本法案が、修正と但し書付きで、今〔第3読会を〕読まれる」ことを可決したのち、庶民院に送付する際、「陛下に国王援助金を譲与する法案を返送すること、その中に貴族院は幾つかの修正を行い、また但し書を加えた、またそれについて庶民院の同意を望むこと」を伝えた。

同7日、庶民院にお返送された法案における「但し書が修正とともに同意されること」を決議したのち、9日、両院間「協議会」Conference を経て、宮内長官が国王に「両院は国王援助金を陛下に譲与する法案を可決した」ことを告げて「裁可」の期日指定を求めた。

こうして裁可の用意ができたので、同9日、国王が貴族院に出席し、そこで庶民院議長 Speaker of the House of Commons が前記法案を国王に提出する際に、およそ次のように演説した。

すなわち、本議会の前会期に、貴族と庶民は陛下に、「〔オランダ〕連合州 United Provinces の臣民たちによって、陛下に対してなされた諸悪と侮辱、また陛下の

商人たちに対してなされた多くの危害」を提示し、「その除去のため幾つかの効果的な方策が取られること」を懇願しました。今会期の開始時に陛下は両院に対して、願望に従って陛下が官吏により要求されたような満足を得たこと、しかしその方法は効果的ではなく、また多くの新たな挑発がなされ、それによって陛下が戦争のような準備を必要にされたこと、そのため〔艦隊の〕迅速な派遣によって、議会が会合する前に、自らと臣民を彼らの横柄から防衛しえたことを知らせました。今や、庶民院は、会合したのち 24 時間以内に最も早く陛下に £2,400,000 以上を与えました。そしてイングランドの庶民全ての名で陛下にこの法案を提出します。これによって、われわれは陛下に昨年の 12 月 25 日から開始する、12 の四季支払によって 3 年間に支払われる £2,477,500 の国王援助金を与えました。陛下がそれを受け取ることを慎んで懇願します、と。

これを受けて国王は前記法案を裁可＝通過させたのち、「勅語」において、「議長及び庶民院議員」に対して、「感謝」し、また「この金銭はあなた方自身が欲するように用いられることを私は確約する」旨を告げた後、貴族及び庶民院議員に向かって、可能なだけ早く会期を終わらせることを望まれたのである。

#### 〈1665 年 2 月 9 日「援助金法」成立とその内容〉

さて、以上の予算審議をへて 1665 年 2 月 9 日に制定された 1665 年援助金法、正式には、「3 年の期間内に調達され賦課され支払われる、2,477,500 ポンドの国王援助金を国王陛下に譲与するための法律」<sup>60)</sup>は、借入及び割当に関する条項を有していたのであろうか。

本法の最初の制定する条項では、およそ次のように規定する。すなわち、われわれ、陛下の最も従順で忠実な臣民、議会に召集された庶民院は、今やこの王国を脅かす重大にして明白な危険を、またその防止のため、陛下が陛下の海上における古来の疑いのない主権と支配及び陛下の臣民の貿易を保持するために海軍を装備し海に乗りだす義務があることを自ら認めたことを考慮した、また巨額な経費でこれらの準備をするために陛下が強いられるそれぞれの財源を正当に考察した、また陛下のわれわれの保持のための十分な配慮を謙虚にまた感謝して認め、また陛下の現在の取組みを援助する際のあの通常ならざる負担と費用、ま

---

<sup>60)</sup> An Act for granting a Royall Ayd unto the Kings Majestie of Twenty fower hundred threescore and seaventeene thousand and five hundred Pounds to be raised leavyed and paid in the space of Three Yeares (16 & 17 Charles II, c. 1).

たもしもわれわれがこの重大で重要な機会に事欠くならばこの国に生じるに違いない不都合を深く意識するので、快くまた全会一致して譲与し、本法によって陛下に、以下の方法で調達され賦課される2,477,500ポンドの金額を譲与すると。

その上で続いて、陛下によって、召集された本議会における聖俗貴族及び庶民の助言と同意によって、また同一の権威によって、オランダ人に対する陛下と陛下の臣民の権利確保のため、2,477,500ポンドの金額が、以下の方法で3年の期間内に調達され賦課されて陛下に支払われることが制定される。すなわち、1664年12月25日から始まる36ヶ月間、月毎に68,819ポンド9シリングが、イングランドとウェールズのそれぞれのカウンティ、市、自治都市、町、場所で…それぞれの規則と割当に従って、また以下で表明されるような方法、すなわち、前記36ヶ月の月毎に、査定、賦課、徴収され、12の四季支払によって支払われると。

要するに、本法においては、陛下に2,477,500ポンドの金額を譲与すること、またその金額を、1664年12月25日から始まる36ヶ月間、12の四季支払で、月毎に68,819ポンド9シリングの査定税によって調達することを規定したのである。なお、この場合、調達されるべき総額のカウンティ間での割当に際しては、1661年法で採用された共和政下の仕組みに一定の「変更」を加えている<sup>61)</sup>。加えて、(後述する大執事エチャードの「説明」のように)、第XXX条では「本法によって賦課される教会収入 Spiritual Revenuesが法律15 Car. II, c. 10 [=1663年の確認法]により聖職者によって譲与された4つの臨時税のうちの最後の2つから支払われる」旨をも規定している。

しかし、本法には、このような金額に関して借入又は割当に関する条項はなかった。従って、「第2次オランダ戦争」のいわば開戦準備期に制定された本法の段階においては、庶民院の本会議において、「割当」が議決されるに留まり、立法化されるには至らなかったのである。借入又は割当条項の導入のためには「戦争宣言」による開戦が必要であったのである。

<1665年2月22日、「国王のオランダ諸州に対する戦争宣言」>

---

<sup>61)</sup> Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 318.

このような1665年「援助金法」成立後、(3月2日の議国会期の閉会前の)2月22日における次の2つ出来事に言及しておきたい。

1つは、こうして議会在本法による国王援助金によって国民の判断を示し、またこの国の貿易業者の心が今や全く反オランダ人に転じたので、国王は公式の「戦争宣言」の作成を命じ、1665年2月22日に署名して承認したことである<sup>62)</sup>。こうして「第2次オランダ戦争」が開始したのである。

<1665年2月22日、「議会で聖職者に課税するための法律についての説明」>

2つ目は、同22日、イングランド国教会の大執事 archdeacon であるエチャード Echard が「今議会 [1664~1665年会期] 中に、イングランドの聖職者の自由と特性 properties において以前のように自らに課税する方法を変更し、そして議会における人々と同じように課税されることによって、きわめて通常ならざる変化が始まった」として、表題の「議会で聖職者に課税するための法律」である前記の1665年援助金法に至る経緯を「説明」したことである。

予め、直接的な前史<sup>63)</sup>として、議会制定法によって確認される、聖職者会議での譲与の最後について確認しておきたい。それは、王政復古期の1663年7月27日に制定されたところの、俗人の場合の「俗人による4つの臨時税を陛下に譲与するための法律」<sup>64)</sup>に続く、聖職者の場合の「聖職者によって譲与された4つの臨時税を確認するための法律」<sup>65)</sup>によってである。

同法の要点を確認すれば、(1) 最初の制定する条項(第I条)では、カンタベリー管区の高位聖職者 Prelates 及び聖職者 Clergy が「聖職者会議」に会合して、陛下の通常ならざる要求を審議し、£当たり4シリングの4つの臨時税を陛下に譲与すること、但し、その場合、課税基準となる聖職禄 Benefices の評価額

---

<sup>62)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol. IV, p.308.

<sup>63)</sup> 予め、革命開始期について一言しておく、1641年に、聖職者会議が議会によって停止され、また聖職者は「王政復古」まで俗人とともに課税された。しかし、聖職者の別個に課税される権利は、まもなくチャールズ2世によって元にもどされた。Cf. <http://www.nationalarchives.gov.uk> > Records > In-depth research guides > Taxation before 1689, Clerical Taxation (2008年4月4日閲覧)。

<sup>64)</sup> An Act for granting Fower intire Subsidies to His Majestie by the Temporaltie (15 Charles II, c.9).

<sup>65)</sup> An Act for confirming of Fower Subsidies granted by the Clergy (15 Charles II, c.10).



は、「ヘンリー8世の治世26年に〔先の1534年「国王への初収入税・毎年年金〔10分の1税〕譲与法〕によって、教皇に代わって今や国王に（課税対象者を下級聖職者に拡大して）譲与された永続的な10分の1税 a perpetual Disme or Tenthの支払のために、〔1534年新査定による「教会評価」として〕陛下の財務府裁判所に記録として今残る評価額であること、更に、続く第II条では、「前述の評価額の10分の1の部分は、陛下に前述の永続的な10分の1税のため毎年支払われ、10分の9のみが残るので、£当たり4シリングの4つの臨時税は前述の10分の9のみに対して」支払うこと、(2) またこれら4つの臨時税の「確実に真の支払のため」、この譲与が「陛下の議会の権威によって批准、確立、確認されること」(第XVII条)、(3) 最後に、本法はヨーク管区の臨時税に拡大されること (第XXI条)、以上を規定している。

この1663年の両法で賦課された臨時税は、税収面では£280,000のみに結果し、また国王が議会への演説のなかで年間£3,000から£4,000の所領が4つの臨時税全てのために£16以上を支払わないと述べたほどに、非生産的になっていたので、これが臨時税の名称下に調達される金銭の最後の事例となったのである<sup>66)</sup>。

さて、このような前史をもつ聖職者課税に関して、1665年2月22日、イングランド国教会大執事エチャードは、2月9日に成立した「議会で聖職者に課税するための法律」について、およそ次のように「説明」した<sup>67)</sup>。

すなわち、(1) この国のもともとの憲法によって、聖職貴族 Lords Spiritualと高位聖職者 prelatesと聖職者 clergyは王国の3つの身分の1つであると考えられ、それ故に、彼ら自身の金銭を与え、また彼ら自身の世俗的権利と自由を確保するという世俗的考慮 civil accountにおいて「聖職者会議」Convocationで会合した。

(2) この自らに課税し議会によって課税されない権利は、「宗教改革」後にも、次の小さな相違、すなわち「宗教改革」後には彼らの臨時税の譲与がそれらを徴収することの一層の確実さのために通常議会制定法によって確認されることはあるが、遵守されていた。

(3) 故チャールズ1世の治世における反乱、それに続く略奪は、この世俗的特

---

<sup>66)</sup> H. W. Chisholm's *Return*, p. 416.

<sup>67)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol. IV, pp. 309-311.

権を侵害した最初だった、というのはその当時の大臣たちは、彼らの聖職禄に対して、〔国王によって召集されない〕偽りの議会における俗人とともに課税させたので。しかし、〔現〕国王の王政復古で、この教会の古来の権利は彼とともに回復され、こうして最初の4年間が続いた。

(4) しかし今や、実際、司教と聖職者それぞれは彼らの前任者たちのそれとは非常に異なる感情に陥った。つまり、彼らはこの自らに課税するという慣習の方法が幾分負担であると考え始めた。彼らはおそらく、宮廷 Court の期待が彼らに対して今度は余りにも高く置かれるかもしれない、また庶民院はしばしば、もしも彼らが自らに過度負担し、彼らの臨時税をある合理的割合を超えて増加しないならば、不満であると考えただろう。

(5) その結果、あれこれの不都合についての懸念が大司教シェルドン Sheldon とその他幾人かの指導的高位聖職者を大法官クラレンドン Clarendon、財務長官サウサンプトン Southampton 及び政府のその他幾人かと提携させたと言われた。そして今やある協議 consultation で、聖職者が彼ら自身の団体に課税するという古来の慣行を放棄し、そして自らを庶民院によって作成される金銭法案に黙って含ませることが決定された。また彼らのこの放棄への同意を鼓舞するために、彼らが昨年〔前記の1663年7月制定法で〕譲与していた彼らの4つの臨時税のうち2つが免除されることになった。

(6) その結果、「議会で聖職者に課税するための法律」である「国王陛下に国王援助金を譲与する法律」に「但し書」が、挿入された。すなわち、〔前記1663年制定法である〕「聖職者によって譲与された4つの臨時税を確認するための法律」によって譲与された4つの臨時税のうち最後の2つから絶対的に解放され取り消される旨が規定された。

(7) 他方、自己課税権の放棄の代わりに、教区聖職者は彼らが以前に持たなかった1つの特権を獲得した、それは庶民院議員〔選挙で〕の投票権だった。しかし彼らが全体として獲得者が損失者かどうかは論争のある事柄である、と。

かくして、「聖職者」身分の場合、1660年王政復古後の1665年「援助金法」の成立に至って、(第2次オランダ戦争)遂行のための議定費の増加による、俗人(「庶民」身分と「貴族」身分)の譲与金の審議と譲与の会議としての議会(「庶民院」と「貴族院」)の譲与権限の強化の故に、「復古王政」の物的基礎をなす予算の審議機構の面で、封建王政以来の「聖職者」身分の譲与金の審議と譲与の会

議としてのカンタベリーとヨークの両管区＝首都大司教区「聖職者会議」の独自の自己課税権能が剥奪され、俗人の譲与金の審議と譲与の会議としての議會（「庶民院」と「貴族院」）の下へ包摂＝一元化されるに至ったといえるのである。

## (2) 1665年10月会期：開戦期

次に、「第2次オランダ戦争」の開戦期たる第2議會第5会期（1665年10月10日～1665年10月31日）の場合、結論的にいえば、「借入及び割当条項」を含む法律が制定されてくるので、その点を中心に検討していくことにしたい。

予め、「割当」の前史について確認しておきたい。

金銭の割当は支出の、従って行政府の統制を意味するが、その方法について庶民院は、憲法 constitutional lawによってではなく、手続きの方法、すなわち、毎年、その年度に議決された金銭が述べられた諸目的に割り当てられるべきことを制定することによって達成することになった。その理由として、（1）庶民院は議定費の譲与を、規則的なものではなく、通常ならざる拠出と看做したこと、また（2）庶民院が割当原則を、新しい権利としてではなく、古来の権利と看做したことが指摘されている<sup>68)</sup>。

割当の先例は、エドワード3世 Edward III[在位1327年 - 1377年]の治世にあった。簡単に確認すれば、最初の明白な事例として、1353年に羊毛に対する臨時税が譲与され、戦争目的のみに適用されることになった。また1385年に、リチャード2世 Richard II[在位1377年 - 1399年]の議會は「10分の1税と15分の1税」の譲与金を割り当て、また監視者たちを指名した。また1405年にヘンリー4世 Henry IV[在位1399年 - 1413年]の議會は（後述する関税である）「トン税とポンド税」を割り当てた<sup>69)</sup>。

しかし、国王が収入の殆どを議會に依存するようになった時になって初めて、この手続はその意図と効果において包括的になるのであり、とりわけ、（これから検討する）1665年に庶民院がオランダとの戦争のため税を譲与する法案の中に、その税の収益をその目的に割り当てる条項を挿入した時に、規則的慣行にな

---

<sup>68)</sup> G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 27.

<sup>69)</sup> B. Chubb, *op. cit.*, pp. 7-8 ; T. P. Taswell-Langmead, *op. cit.*, pp. 179, 207.

り始めた、といわれているのである<sup>70)</sup>。

〈勅語と議定費譲与、調達(財原)の議決〉

さて、疫病がロンドンとウェストミンスターで猛威をふるっていたため、オックスフォードで、1665年10月10日、議会が召集されたのであるが、第5会期開始の「勅語」で国王は、「戦争を継続するため諸君の心からの議定費の継続」が必要であるとの観点から、「[前会期に] この戦争のために非常に気前よく、諸君が私に与えた多額の議定費がすでに費やしたものに対してであること」を指摘したうえで、「[今会期には] この戦争を遂行するために諸君から援助を期待しなければならないのみならず、このような援助が、ヨリ強力な隣人 [= フランス国王ルイ 14 世] に対して私と諸君を防衛することを可能にするようなものであること」を強調した<sup>71)</sup>。

これを受けて、庶民院は本会議において、同10日、「勅語に対する感謝」として、次の2つを全会一致で決議した。すなわち、(1)「国民の保護とこの国の名誉のうえでの陛下の配慮と活動に対して」、陛下に感謝すること；また「本院はオランダ、又は陛下に反対して彼らを援助するその他に対して、生命と財産を持って陛下を援助すること」。(2)ヨーク公爵 Royal Highness the Duke of Yorke [後のジェームズ2世] 個人について陛下が有する配慮に対して、陛下に感謝すること。またこの両決議に対して、貴族院も心から同意した。

この決議を履行すべく、翌11日、庶民院は直ちに「本会議」において、討論後に順次、次のことを決議した。すなわち、「陛下の要求に合った現在の追加的議定費が陛下に与えられること」、「国王の議定費の割合が本院で指定されること」、「現在の議定費のため£1,250,000が陛下に与えられること」、そして「陛下の議定費のための£1,250,000の金額が次のクリスマスに開始する月毎査定税 monthly Assessment への比例的追加によって調達されること」、と。

続いて、「法務長官が直ちに陛下の議定費のための議決に従って、法案を作成し上程すること」を命じた。

なお、『コベットのイングランド議会史』によると(期日不明であるが)、その後、庶民院は、陛下がヨーク公爵に譲与することを願望して、陛下に譲与されるどころの、以前の査定税の満了後に始まる£120,000の追加的な1ヶ月査定税

<sup>70)</sup> G. Reid, *op. cit.*, p. 56 ; G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 27.

<sup>71)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England*, Vol. IV, pp. 312-313.

Month ' s further Assessmentのためのもう1つの法案を上程したようである<sup>72)</sup>。

#### 〈法案審議と成立〉

10月13日、「議定費法案」として、庶民院で「陛下の現在の追加的議定費のため、£1,250,000の金額を陛下に譲与するための法案」が第1読会を読まれた。翌14日、その第2読会を読まれたのちに、庶民院はわれわれが注目すべき次の決議をした。すなわち、「この法案が全院委員会に付されること…。またその委員会は陛下を利子支払で容易にするべく；また陛下がこの法案を担保にして陛下の要求を満たす金銭を集めうるべく、法案に規定を作成するように取り計らうこと」と、と。こうして新たな借入及び割当条項が導入されてくるのである。

全院委員会での審議とその委員長アトキンズからの本会議への報告等を繰り返したのち、21日、庶民院は「法案が通過すること」、また「表題が、『陛下の現在の追加的議定費のため、£1,250,000の金額を陛下に譲与するための法律』であること」を決議して、法案を貴族院へ送付した。

同21日、貴族院は本会議において、法案の第1読会、続いて第2読会が読まれたのち、「本法案の審議が全院委員会に付されること」を命じた。23日、本会議において、宮内長官が「変更又は修正なしに法案を通過させるのを適切と考えること」を報告したのち、その第3読会が読まれ、「法案が通過すること」を可決した。こうして同法案は両院を通過したのである。

同様に、27日、貴族院において「陛下に1ヶ月査定税を譲与する法案」の第1読会、続いて第2読会の後、財務府長官 L. Treasurer 及び宮内長官他17人の貴族、又はそのうちの3人(の委員会)に付託された。そして30日、その報告後、第3読会を読まれ、「法案が通過すること」を可決した。こうして同法案も両院を通過したのである。

翌31日、貴族院での会期閉会に先立ち、国王に法案を提出する際に庶民院議長は演説の中で、次のように述べたことに注目しておきたい。すなわち、「[この法案によって]以前の国王援助金に加えて、四季支払によって、次のクリスマスから開始する2年間に賦課される£1,250,000の現在の議定費を与えました。また、この追加的援助金が調達されうる前に、陛下の要求が即金 ready Money で支給されるために、われわれは本法案によって、財務府の公金庫に金銭を持ち

---

<sup>72)</sup> *Ibid.*, pp. 327 - 328.

込むような全ての人々のために疑いのない担保 an undoubted Security を用意しました」と。

この演説に続いて、陛下による両法案の裁可＝成立後に、会期が閉会されたのである。

#### 〈1665年10月31日「議定費法」成立とその内容〉

さて、概略以上のような予算審議を経て、1665年10月31日に制定された1665年議定費法、正式には「現在の追加的議定費のため、1,250,000ポンドの金額を陛下に譲与するための法律」<sup>73)</sup>は、先に注目した「陛下を利子支払で容易にするべく；また陛下がこの法案を担保にして陛下の要求を満たす金銭を集めうるべく」、具体的にはどのような借入及び割当条項を規定したのであろうか。初めての条項であるので、幾分、立ち入って検討していきたい。

まず、本法の最初の条項「制定する理由」では、庶民院が「連合州諸州 States of the United Provinces [=オランダ] との戦争」のため、陛下に1,250,000ポンドを譲与したこと。またこの1,250,000ポンドの金額が以下の方法で2年の期間内に調達され賦課され陛下に支払われることが制定される。

具体的には、第II条「24ヶ月間月毎に£52,083.6s.8d.の支払による本税の譲与」で、前会期の1665年援助金法によって更に24ヶ月間に支払われる月毎に68,819ポンド9シリングの金額に加えて、1665年12月25日から始まる24ヶ月間、月毎に52,083ポンド6シリング8ペンスの金額(の査定税)が査定、賦課、徴収されて、8つの四季支払により支払われることを規定した。

このように賦課される査定税を「担保」に、「連合州諸州 [=オランダ] との戦争」継続のために、新たな資金の貸付と戦争用財貨の納入を促進するような借入及び割当条項が導入されてくるのであるが、順次、具体的にその内容を確認していきたい。

まず、借入及び割当規定を含む点で特に注目すべき、第V条「簿記は財務府で記帳される、また金銭は前記前法下に調達された金銭から別個に記帳される；また貸付者と商品等供給者への支払帳簿も」は、およそ次のように規定する。

---

<sup>73)</sup> An Act for granting the summe of Twelve hundred and fiftie thousand pounds to the Kings Majestie for His present further Supply (17 Charles II, c.1).

(1)「陛下に貸付けられる全ての金銭及び本軍務のために供給されるような商品と財貨の契約に基づいて支払われる金銭が、本法によって生じ支払われる金銭から十分に担保されることを意図して」、次のように制定されること。すなわち、

(2) 陛下の財務府の受領会計検査官室 Office of the Auditor of the Receipt に1冊の帳簿又は登録 Book or Register が備えられて記帳される、その帳簿又は登録においては、本法によって財務府に支払われる全ての金銭は、前記 [1665年援助金]法に基づいて陛下に支払われた又は支払われるべき金銭及びどんなものであれその他全ての金銭又は陛下の歳入部門から、別個に記帳されること。(3) また、本戦争の軍務に関連して貸付けられた金銭、購入された商品又は財貨、又は陛下によって命じられたその他の支払のためすべての人に対する全ての金額の支払のために、当面の財務府長官 Lord Treasurer と財務府次官 Under Treasurer によって、又は大蔵委員会によって作成される全ての「[支払] 命令と指図書」Orders and Warrants について、前記の室に他の1冊の帳簿又は登録が記帳されること。(4)「本法によって賦課される金銭は、本戦争の間、このような命令又は指図書によって支払う金銭がそれぞれ前記戦争における陛下の軍務のためであると言及するような命令又は指図書によって以外、財務府から支出されないこと」、と。

第(1)項の借入等の「担保」のためにこそ、第(4)項の「割当」規定が導入されていることに留意しておきたい。

続いて、戦争のための金銭貸付と財貨供給を鼓舞するため、第VII条「貸付者と商品等供給者は帳簿を自由に閲覧しうる」は、およそ次のように規定する。

すなわち、(1) 本法の信用に基づいて、金銭を貸付、又は商品、食糧、必需品又は財貨を供給する人又は人々が、財務府が開いている通常の時に、それらの金銭の状態とそれらに基づく全ての約束についての彼らの情報のため、前記のように金銭を貸付又は財貨を供給することへの彼らの一層の鼓舞のため、前記の帳簿を閲覧することは合法的であること。(2) また…陛下に金銭を貸付、また財務府受領官に同一物を支払う全ての人は直ちに同一物のために刻印された「貸付割符」a tally of loan、及び彼の割符と同一期日をもつ彼の「返済指図書」an order for his repayment を持つ。その指図書の中に、彼の元本の返済まで6ヶ月毎に支払われることになる、「年間6 %の利率」で、その間の利子の支払の指図書も含まれること。(3) また陛下に、海軍又は兵站部の役人に、前記の軍務のための

商品、財貨、食糧又はその他の必要品を供給する全ての人は、海軍又は兵站部の役人又は彼らそれぞれの「〔納品〕 証明書」に基づいて、遅れなしに直ちに、彼らに、彼らに支払われる金銭の支払のための「〔支払〕 指図書」 warrants or orders を作成させる。その証明書を、前記の海軍、兵站部の役人は手数料、費用又は遅れなしに作成すること。(4) また貸付けられた金銭の返済のための全ての〔支払〕指図書 orders は、それぞれ割符の期日に従って登録されること。(5) また陛下、前記の役人又は委員会に供給された財貨、商品、食糧その他の必需品に対する金銭の支払のため、財務府の財務長官と次官によって署名された〔支払〕指図書は、受領会計検査官室に上述の証明書を持参する期日に従って登録されること。(6) また陛下によって指示された支払のためそのように署名された全ての指図書は、それらそれぞれの期日に従って記帳され、前記の指図書の種類のどれも、金銭の貸付、商品、財貨、食糧又は必要品のためであれ、特別な指示によってであれ、互いに優先せずに、全て割符の期日、証明書持参の時期及び陛下によって指示された支払のための指図書の期日に従って記帳されること。(7) また全ての人は、かれらの指図書が前記の登録に記帳されているのに従って支払われる、それが陛下によって指示された支払のための指図書であれ、貸付けられた金銭のためであれ、前記のように供給された商品、その他必要品のためであれ…、と。

更に、指図書への裏書による譲渡とそれによる流通性を付与するため、第X条「割符は譲渡されてもよい」は、およそ次のように規定する。

すなわち、(1) 金銭が本法によって、その支払のため記帳された指図書に従って支払われる全ての人、彼の指図書の「裏書」によって、彼の遺言執行者、遺産管理人又は譲受人は、彼のこのような指図書の利子と利益を、他人に譲渡し移転してもよい。それは〔財務府に〕届けられること。(2) またこのような譲受人は同様な方法で、再度、譲渡してもよい、また繰り返してそうであること、と。

最後に、納税促進のための前払への利子支払について、第XI条「年間100ポンド当たり6ポンドの利子が税の前払に対して支払われる等」はおよそ次のように規定する。

すなわち、(1) 人が自ら支払うべき税、又は村区 tithing, ハンドレット, 教区, 地区又はカウンティの税を、その場所又はカウンティの収税官 receiver-general に6ヶ月又は以上の間、前払する場合、前記収税官は同一物



を受領し、前払額から「年間 6 %の利率」での利子額を控除する権利を付与されること。(2) また収税官の領収証が同一物の十分な免責となる、またそのように前払された金銭は四半期毎に使途明細報告されて財務府に払込まれること、と。

以上が、本法で初めて導入された借入及び割当を規定する諸条項であるが、このような条項が導入されたことはいかなる意味を有していたのであろうか。

ローズベア H. Roseveareによれば、この条項を作成して、それを国王と庶民院に強く勧めたのは、ダウニング街の名称でも知られるところの、ダウニング Sir George Downingであった<sup>74)</sup>。

まず導入の理由についていえば、ダウニングは、1665 年の大部分、オランダのハーグ The Hagueで国王の代表であり、また彼の財務府金銭出納官 Teller of the Exchequerとしての機能は次官によって行われていたようであるが、このようなオランダでの地位がイングランドの財政的及び行政的欠陥を認識させることになった。すなわち、国王諸収入は、財務府に支払われ、それから財務府長官の監督の下で支出される代わりに、それらはあまりにもしばしば源泉で逸らされ、半ば独立の歳入徴税請負人 farmersによって直接的に政府債権者と役人たちに移転された。そしてこれが、国王に高いコストとなるような共謀、不正流用及び遅延という危険な機会を創出した。その結果として、国王収入の流用が財務府の信用を掘り崩したこと、また国王の金銭欠如ではなくこの信用欠如こそが国王を破滅させている。従って、国王の全収入を財務府の統制下に置くことによって、オランダの信用貸に値するものを凌駕するべく始めるべきである、と<sup>75)</sup>。

このようなダウニングの認識に基づいて作成されて、制定された借入及び割当条項を、ローズベアは箇条書き<sup>76)</sup>に整理した上で、とりわけ、本税の信用に

---

<sup>74)</sup> H. Roseveare, *The Treasury 1660 - 1870 : the Foundations of Control*, 1973, p. 23.

<sup>75)</sup> *Ibid.*, pp. 23-24.

<sup>76)</sup> 念のために確認しておけば、次の 8 点である。

すなわち、(1) £1, 250, 000 の税——24 ヶ月割賦金で賦課する——が、どんな流用もなしに財務府に直接支払われること。(2) この税は本戦争の費用に割り当てられ、またその金銭は全くその目的のために支払われること。(3) この金銭の受領と支出は 2 つの登録——財務府で保管されるが自由な閲覧を許される——で別々に記録されること。(4) 第 3 の登録簿で、財務府長官のその資金を支出する指示が、財務府が従うことを厳格に求められるところの番号をつけられ、期日順の連続で、列挙されること。(5) 財務府は大蔵省指図書 Treasury Orders——フールスキャップ判 [約 40×32 cm] の文書で、資金の支出を行う財務府長官の指示を具体化し、彼と大蔵大臣の署名及び登録での記入と同一の番号をもつ

基づいて国王に貸付けられた貸付金に対して、個人に返済する指図書を作成し、これに対して成文化された 6 %の議会保証をつけ、また裏書によって譲渡され流通性あるものにし、そしてその持参人の地位がどうであれ、全ての人は時が来れば彼らの指図書が前記の登録に記入された順に支払われることに注目して、その意味を次のように指摘している。

すなわち、このような条項は、大法官クラレンドンが、それを財務府長官の裁量の放棄と看做して、最も激しく嘆いたところの、危険な平等主義原則だった。しかし、ダウニングにとってそれは彼の計画の本質、つまり、大蔵省が依怙ひいきなしにその義務を履行するという、小投資家に対する強力な議会保証だった。ダウニングは、「王政復古」以来、10%又は 12%もの収益率で政府借入を独占していたところの金匠銀行家 goldsmith-bankersのグループの力を損なうのに熱心だったので、小投資家こそを引付けようとしたのだった、と<sup>77)</sup>。

最後に、本法と同じ 1665 年 10 月 31 日に制定された 1665 年査定税、正式には「陛下に 1 カ月査定税を譲与するための法律」<sup>78)</sup>について一言すれば、本法は「オランダ艦隊に対するヨーク公爵による勝利」に対して、公爵への £120,902. 15s. 8d. の譲与金を、1667 年 12 月 26 日に始まり [1668 年] 1 月 26 日に終わる 1 ヶ月査定税によって、調達し支払うことを規定したものである。

---

——をも作成すること。この大蔵省指図書は 3 つの異なるタイプのものとなる。すなわち、(a) 海軍財務官 Treasurer of the Navy 或いは陸軍支払官 Paymaster of the Forces のような部局役人へ資金を前払する、或いは割り当てる指図書；(b) 戦争のために供給される財貨と役務に対して商人と契約者に支払う指図書；そして (c) 本税の信用に基づいて国王に貸付けられた貸付金に対して個人に返済する指図書。(6) この最後の部類の「大蔵省指図書」には、半年毎に支払う、成文化された 6 %の議会保証をつけること。(7) 3 タイプの全ての大蔵省指図書（本質的に、24 ヶ月のうちに本税の金銭が利用しうようになる時の支払約束 promises-to-pay だった）は、その指図書に書いた裏書——財務府に通知すべき——によって人から人に売却され移転されえたこと。こうして、それらは、その他の信用証券が殆どそうではない時期に法的に流通性あるものだった。(8) 指図書のタイプが、或いはその持参者の地位がどうであれ、枢密院議員であれひどく貧乏な商人であれ、「全ての人はいずれ時が来れば、彼らの指図書が前記の登録に記入されるに従って支払われる」こと。Cf. *Ibid.*, p. 24.

<sup>77)</sup> *Ibid.*, p. 25.

<sup>78)</sup> An Act for granting One Months Assessment to His Majestie (17 Car. II, c. 9).

### (3) 1666年9月～1667年2月会期：終戦期

最後に、「第2次オランダ戦争」の終末期たる第2議会第6会期（1666年9月21日～1667年2月8日）の場合にも、結論的にいえば、同様な「借入及び割当条項」を含む法律が制定されてくるので、その点を中心に検討していくことにしたい。

#### 〈勅語と議定費譲与の議決〉

さて、1666年9月1日～4日の「ロンドン大火」 Great Fire of London 後の9月21日、再びウェストミンスターでの第6会期開始の「勅語」において国王は、とりわけ、「国民に出来るだけ負担にならないように、この戦争を遂行するため最良の手段を見出すこと」を求めた。

これを受けて、庶民院は本会議において、同21日、「勅語に対する感謝」として、「現戦争の運営における陛下の大いなる配慮に対して」感謝すること；また「本院が陛下の現在の必要に比例して陛下に与えること」を決議した。

続いて、（陛下の現在の必要を判断するため）26日、庶民院は「公的会計」 Publick Accompts について、具体的には海軍について、「海軍、兵站部及び貯蔵部の役人のそれぞれの会計を検査する委員会 a Committee が設置されること」、またそれが ロウザー Sir Wm. Lowther 他 54 人に付託されること；「…海軍委員会ができるだけ早く本委員会に対して、用いられている船舶と人員の数；及びそれらが軍務中である期間についての説明を提出すること」を決議した。続いて、10月4日、庶民院は、今度は「陸軍歳出予算」 Army Estimate について、「公的会計を検査するため設置された委員会が、最近2年間について戦争の費用の見積もり Estimate of the Charge of the War の報告を急ぐこと」等を命じた。

こうして、ようやく12日、「議定費」について、庶民院は本会議において（この場合には、従来のように直ちに議決することなく、事前に）「本院は陛下の議定費を審議するため、全院委員会に移行すること」を命じて、ミルウッド Mr. Millward が委員長席に就いた。その報告に基づいて、本会議において、「この全院委員会に対する付託事項として、陛下の議定費のための£1,800,000を調達するため、最も効果的な財源 Means を審議することが付託されること」を決議したのである。

### 〈議定費調達(財源)の議決〉

その後、この全院委員会での財源関係の審議と本会議へのその報告を繰り返したのち、11月8日、本会議において、まず「£1,800,000の議定費の一部が人頭税法案 a Poll Bill に基づいて調達されること」、続いて「£1,800,000の議定費の一部が印紙税 an Imposition on sealed Paper によって調達されること」を決議した。また「蝋燭 [への税] が加えられること」、及び「£1,800,000の議定費の一部が外国商品に対する賦課金によって調達されること」をも可決した。

その後も審議と報告を繰り返したのち、17日、報告に基づいて、本会議において、「全ての人が人頭税を賦課され、12ペンス以下でなく支払うこと」を決議し、続いて「法務長官、ミルワード Mr. Millward, サーランド Sir Edw. Thurland, メイナード Sir John Mainard, チャールトン Sir Job Charlton が本院の議決に基づいて、人頭税法案を作成し上程すること」を命じた。さらにこの「人頭税」に関する決議として、23日には「名誉と称号 Honours and Titles [=端的に言えば、貴族] がこの人頭税法案で賦課されること」、 「名誉と称号が最近の人頭税法案にあったものの半分で査定されること」、翌24日には「聖職者は人頭税において彼等の称号と威厳 Tiyles and Dignity のために評価されること」を決議した。

続く法案審議の検討に先立ち、後述する貴族の自己課税権の主張と関連する限りで、この「最近の人頭税法案」、具体的に言えば、王政復古後の1660年8月29日に制定された「陸と海双方によるこの王国の軍隊を解散し支払うための金銭の迅速な供給のための法律」<sup>79)</sup>によって賦課された人頭税について、貴族の自己課税権に関連する諸規定を確認しておきたい。

すなわち、この1660年法においては、最初の制定する条項である「本法を制定する理由」で貴族の支払額が、王国に居住する公爵£100、侯爵£80、伯爵£60、子爵£50、男爵£40・・・である旨が規定されたのち、第XV条では「貴族に対して賦課される税が貴族によって指名される徴収者 a Collector によって受領されること」等が規定され、更に、最後の第XVIII条では、「元々の法律に別表 a separate Schedule として添付された」ものであるが、但し書として、「もし

---

<sup>79)</sup> An Act for the speedy provision of money for disbanding and paying off the forces of this Kingdome both by Land and Sea.

も貴族のうちの誰かが本法で特に表示された地位に従ってよりも高く査定されるならば、彼らはアルベマール公爵 Duke Albemarle…〔他7人の貴族〕又はそのうちの5人によって査定されること」が規定されていた。このように貴族が同じ貴族によって「徴収」されること、また「査定」されることが、まさに貴族の自己課税権を表現していることに留意しておきたい。

#### 〈法案審議と成立〉

さて、続く法案審議に注目すると、こうして11月24日、本会議において「人頭税法案 Poll Bill」によって、陛下のための£1,800,00の議定費の一部を調達するための法案」が第1読会を読まれた。26日にはその第2読会が読まれたのち、「この法案が全院委員会に付託されること：またその全院委員会は法案の諸項目を検査し；見積もり、この法案に基づいてどんな金銭額が調達されるのかを提出するため、幾人かを任命する権能を付与されること」を決議し、シチューアード Mr. Steward が委員長席に就いた。29日、その報告に基づいて、本会議は「全院委員会が本院の議決に従って、人頭税法案に聖職者に対する査定額 Rates on the Clergy を挿入する権能を付与される」ことを命じた。

このような人頭税法案審議と平行して、12月4日には、「議定費法案」について、本会議において「11ヶ月査定税のための法案が明日上程されること：また法務長官がその法案を上程すること」を命じた。そして7日、「次の賦課 Post Charge で、11ヶ月査定税 Eleven Months Assessment によって、陛下のための£1,800,000の議定費の一部を調達するための法案」が第1読会を読まれた。10日にはその第2読会が読まれた。

同10日には「人頭税法案」に関して、本会議は「(17人、又はそのうちの5人からなる)ある委員会が人頭税法案の諸項目を審議し；また陛下の議定費のためそれによって調達されるものを見積もりを作成し提出するために、設置されること」を決議した。そして13日、清書された「人頭税によって、陛下のための£1,800,000の議定費の一部を調達するための法案」が〔第3読会を〕読まれたのち、「法案が通過すること：またその表題は、『現戦争継続のため、人頭税その他によって金銭を調達するための法律』であること」を決議し、貴族院に送付した。

貴族院審議の検討に先立ち、両法案で調達する金額の配分に関する庶民院審議を確認すると、まず12月15日、「議定費法案」に関して、「明日、本院は月割

査定税法案に進むため全院委員会に移行すること：また陛下のための £1,800,000 の議定費全体のうち、人頭税見積もりで不足するだけ調達するために、その法案の空白を埋めること」を決議した。続いて17日、「人頭税法案」に関して、「人頭税法案に基づく見積もりが£500,000 であること」を決議した。従って、19日、「議定費法案」に関して、「全院委員会は、以前の法案の方法に従って、月割査定税法案で、陛下の議定費の残額である£1,300,000 の全体を調達するために、空白を埋めることに進むこと」を決議し、こうして金額を確定したのである。

さて、貴族院での「人頭税法案」審議については、封建王政以来の貴族の自己課税権との関連で注目に値する。

まず、12月14日、庶民院から送付された「現戦争継続のため、人頭税その他によって金銭を調達するための法律」が第1読会を読まれた。翌15日、その第2読会を読まれたのち、「本法案に関連する先例が審議される」として、「本院の慣習と規則及びこの王国の貴族と貴族院の諸特権を審議するために設置された貴族院委員会 Lord Committee が会合して、金銭を調達する法律の以前の先例を審議し、そして現在の人頭税等によって金銭を調達する法案との関連で、その諸特権に関して審議されるのが必要で適切であると考えられる事柄を提出すること」を命じた。

そして18日、国璽尚書 Lord Privy Seal がこの委員会からの報告として、「本委員会は、人頭税によって金銭を調達する法案を読んで、前記法案の中で貴族が特定金額を賦課されることを知る、これは貴族の侵害であると考えられる；従ってこの特権侵害 Breach of Privilege に対する回復を要求する方法を審議することが適切であると考えられること」を報告した。この報告に基づいて、「明日、本院がこの議題の審議を再開すること；特権委員会が会合し、以前の人頭税法案でなされたこと、その際の手続きを吟味し、そして本院にそれを報告すること」を命じた。そして22日、国璽尚書は全院委員会からの報告として、「全院委員会が人頭税によって金銭を調達するための法案を審議した、そこで幾つかの変更と追加をした；また、貴族を評価する貴族院委員会 Lords Commissioners を設置する制定条項を作成した；また庶民院との協議会の事項となるそれぞれの項目を作成したこと」を報告し、本会議はこのような変更、追加、制定条項に同意した。続

いて「人頭税法案に関する〔庶民院との〕協議会のための諸項目」として、具体的に「庶民院に、貴族を査定する権利を持たないことを宣言する；またその特権の侵害の通知を与える、今後、庶民院が同じことをしないことを期待して」、「貴族院によって指名された委員会によって、貴族、その妻、貴族未亡人を査定するため制定条項の追加の理由を表明する」こと等が読まれたのち、本会議はこれにも同意した。

貴族院におけるこのような審議を経て29日、「人頭税法案」の第3読会が読まれたのち、「本法案が変更、追加及び但し書付きで通過すること」を決議し、庶民院に返送した。

これを受けて、庶民院では審議し、1667年1月12日に、クラークス Sir Thomas Clergis が、貴族院との協議会が開催されるための理由を作成するために設置された委員会からの報告として、とりわけ、「貴族院による〔委員会に幾人かの〕名前を追加することに同意しないこと」の理由として、「全ての臨時税及び人頭税法において、委員の数が多くなればなるほど、調達される金銭は益々少なくなることが観察されたこと；というのは、多くの委員は互いに邪魔をして、国王の軍務及び公益の前進というよりもむしろ、互いを、また彼らの多くの友人を軽減させるからである」こと等を報告したのち、本会議は修正についての協議会に望むことを命じた。

同12日、「協議会の報告」として、貴族院ではアングルシー Earl of Anglesey が人頭税に関する庶民院との協議会の結果をおよそ次のように報告した。

彼らと貴族院間で相違する4点がある…第2の相違点は、貴族院が〔査定〕委員会に名前を追加すること。〔庶民院は〕この種の名前を追加する貴族院の権能を争うのではなく、すでに指名された委員会の多数に関して、余りにも多くを指名することで、それが議定費を減ずるだろうと。…第4の相違は、貴族を査定するための条項を削除すること。これに庶民院は同意しないと言う、ここでは貴族の自己課税する特権 the Privileges of Peer to tax themselves を議論しないと言ったのだが。(1) 何故ならば、議会議事録 Rolls of Parliament を調査すると、それはどんなものであれ先例によって、貴族院が提出したようには修正されえない。エドワード3世治世13年とエドワード4世治世12年の援助金は、条件付きの先例であるが、悪い先例である、しかし、貴族院のこの方法を正当化しない。貴族 Lords と庶民 Commons は税の種類で相違した。しかし、税が全く同一だった場合、彼らは言うのだが、彼らはこの場合の先例を探すと、貴族は単

独で別個に譲与した。もしも彼らがある法案を貴族に課税することなしに送付するならば、貴族は貴族院によって単独で課税されるかもしれない。(2) 何故ならば、人頭税法案は空白では決して送付されなかった。また彼らは言うのだが、彼らは貴族に賦課するのではなく、提案している。それをあなた方は別個に、好むように、変更し変えるかもしれない。(3) 何故ならば、裁可は分割されえない。また貴族院は自ら査定することによってどんな实际的利益もないだろう。これは、国王に議定費を譲与する上で聖職者会議がする以上のことではない、それは貴族院と庶民院によって制定〔＝確認〕される。彼らは言うのだが、もしもある査定が再度おこなわれるとしても、貴族は別個には課税されえずに、庶民とともにである、従来の全ての査定におけるように、また目下賦課されているように、と。

この報告を受けて、本会議は貴族の査定と課税に関する条項に関して審議するため委員会に移行して審議したのち、14日、バックス Duke of Bucks が報告として、「全院委員会は人頭税法案における貴族の査定に関する条項を審議した；また本委員会は貴族が彼ら自身の委員会 Commissioners によって査定されることに関するある条項を作成したこと」を報告し、本会議はこれに同意した。

これを受けて、同14日の両院協議会の後、庶民院において、法務長官が両院協議会からの報告として、「貴族院は次のことを除き、すべてのことで本院に同意したこと、すなわち、貴族が自らに課税するための以前の条項の代わりに、彼らは以前の人頭税法案〔＝1660年法〕における先例に従って、もう1つの条項を送付したこと」を報告した。これを受けて、本会議は「法案にその修正が挿入され、またその条項が確定されること」を命じた。

こうして、結論的にいえば、貴族院が「貴族が貴族自身の委員会によって査定される」という封建王政以来の自己課税権を堅持しつつ、この人頭税法案が両院を通過し、そして1月18日、裁可を受けて、成立したのである。

さて、もう1つの「議定費法案」についていえば、庶民院で、審議と報告を繰り返したのち、ようやく1月25日、「本法案が通過すること：その表題が『現戦争持続のため£1,256,347.13s.の金額を国王陛下に譲与する法律』であることを」を決議し、貴族院に送付した。

送付された貴族院では、同25日に法案の第1読会、翌26日にはその第2読会后に全院委員会に付託され、それから「修正又は変更なしに通過するのが適切で



ある」旨の報告を受けた。そして28日、その第3読会が読まれたのち、その「通過」を可決し、こうして両院を通過した。

2月8日、貴族院で、庶民院議長が「最近通過した人頭税法案と一緒にして陛下に約束していた£1,800,000を十分に埋め合わせる」旨を演説して、国王に法案を提出し、裁可を受けて成立し、同時に会期が閉会した。

そして7月31日、「ブレダ条約」によって「第2次オランダ戦争」も終わったのである。

#### 〈1667年1月28日「人頭税法」成立とその内容〉

さて、概略以上のような予算審議を経て、1667年1月18日に制定された1667年人頭税法、正式には「現戦争継続のため、人頭税その他によって金銭を調達するための法律」<sup>80)</sup>は、具体的にはどのような借入及び割当条項を規定していたのであろうか。前会期の1665年議定費法と対比しつつ検討していきたい。

まず、本法の最初の条項「ある臨時税を陛下に譲与する人々」では、庶民院が「現戦争を遂行するため、陛下に以下で表明されるような方法で賦課されるそれぞれの金銭額の自由な贈与を贈呈する」こと。また王国内の全ての人々が「人的財産権」 personal Estateを持つ…場合、100ポンドについて、以下で言及される方法で査定、賦課、徴収される20シリングの金額を陛下に支払うことが制定されること。但し、1665年議定費法、本法及び今会期に制定される議会制定法を担保として陛下に貸付け、本法施行時に返済されていない金銭は「本法のために評価又は査定されないこと」。

次に貴族に関連する条項を確認すると、第X条「貴族等による支払の査定額で〔1660年人頭税法の場合の半額である〕査定額を規定する。すなわち、王国に居住する公爵£50、侯爵£40、伯爵£30、子爵£25、男爵£20、21歳の公爵の長男£30、侯爵の長男£25、21歳の伯爵の長男£20、21歳の子爵の長男£17.10s.、21歳の男爵の長男£15、准男爵£15等、と。また聖職貴族等の場合、第XII条で査定額を規定する。すなわち、大司教£50、司教£20、首席司祭£10、大執事£2等、と。

その上で、第XXIII条「貴族のための徴収者」では、王国の貴族が本法によって支払う税が「貴族によって指名される徴収者によって受領されること」等を規

---

<sup>80)</sup> An Act for raising Moneys by a Poll, and otherwise towards the Maintenance of the present Warr (18 Charles II, c.1).

定する。更に第 XXXII 条「誰によって貴族は彼らの役職及び人的財産権について査定されるのか」では、[1660 年法の場合と同様に]「元々の法律に別表として添付された」ものであるが、「本法によって、役職及び人的財産権のために査定されるすべての貴族は、王璽尚書 Lord Keeper of the Privy Seale・・・[他多数の貴族]又はそのうちの5人によって査定されること」を規定する。このように貴族が同じ貴族によって「徴収」され、また「査定」されるとして、貴族の自己課税権を規定していることを確認しうるのである。

さて、このように賦課される査定税を「担保」に、現戦争を遂行するために、新たな資金の貸付と戦争用財貨の供給を促進するような借入及び割当条項が導入されてくるのである。

まず、借入及び割当規定を含む、第 XXXIII 条「貸付けられた金銭の返済はいかに担保されるのか」は、先に検討した前会期の 1665 年議定費法の第 V 条と殆ど同一のことを規定し、割当規定も全く同一である。但し、末尾に (6) 項に相当するものとして、「このような指図書によって支払われた又は支出された全ての金銭について、前記会計検査官によって備えられ記帳されるような帳簿又は登録が存すべきこと」を追加し、より厳格化しているといえる。

続いて、戦争のための金銭貸付と財貨供給を促進するための、第 XXXIV 条「貸付者と商品等供給者は帳簿を自由閲覧しうる」は、1665 年議定費法の第 VII 条と同じであるが、利子払い方法が、6 ヶ月毎から「3 ヶ月毎」に短縮し、より促進化しているといえる。

#### <1667 年 2 月 8 日「査定税法」成立とその内容>

次に、1667 年 2 月 8 日に制定された 1667 年査定税法、正式には「現戦争持続のため、£1, 256, 347. 13s. の金額を国王陛下に譲与する法律」<sup>81)</sup>の場合。

まず、本法の最初の条項「£1, 256, 347. 13s. の譲与」では、庶民院が「現戦争の間、陛下の追加的援助金及び援助 a further Aid and Assistance として」、陛下に以下の方法で調達され賦課される £1, 256, 347. 13s. の金額を譲与すること。またこの £1, 256, 347. 13s. の金額が以下の方法で 11 ヶ月の期間内に調達、賦課され陛下に支払われることが制定される。

---

<sup>81)</sup> An Act for granting the Summe of Twelve hundred fifty six thousand three hundred forty seven pounds thirteene shillings to the Kings Majestie towards the Maintenance of the present Warr (19 Charles II, c. 8).

具体的には、1665年2月の援助金法によって賦課された「1664年12月25日から始まる36ヶ月間、月毎に68,819ポンド9シリングの金額」、また1665年10月の議定費法によって賦課された1665年12月25日から始まる24ヶ月間、月毎に52,083ポンド6シリング8ペンスの金額（双方の金額は一緒にして、月毎に£120,902.15s.8d.になる）、更に1665年10月の査定税法によって賦課された「1667年12月26日に始まり〔1668年の〕1月26日に終わる1ヶ月査定のための120,902ポンド15シリング8ペンスの金額」に加えて、本法の第II条「11ヶ月〔査定〕税」で、「1667年1月26日に始まる11ヶ月間、月毎に114,213ポンド8シリング5と1/2ペンスの金額」が、査定、賦課、徴収され、4つの四季支払によって支払われることを規定した。

このように賦課される査定税を「担保」にして、現戦争のために、新たな資金の貸付と戦争用財貨の供給を促進するような借入及び割当条項が導入されてくるのである。

まず、借入及び割当規定を含む、第VI条「このような金銭の返済はどのように担保されるのか」もまた、その冒頭項で規定する制定理由の箇所では、（1）「陛下に貸付けられる全ての金銭及び本法の信用に基づいて陛下の軍務のために供給されるような戦艦、財貨又は食糧又はその他必要品のための契約に基づいて支払われる金銭が、本法によって生じ支払われる金銭から十分に担保されることを意図して」と、今や「戦艦」や「食糧」の用語の明示はあるが、基本的には、先に検討した前会期の1665年議定費法の第V条と殆ど同一のことを規定しており、割当規定も全く同一である。

また戦争のための金銭貸付と財貨供給を鼓舞するための、第VII, VIII, IX条の規定も基本的には同じである。利子払い方法は再度「6ヶ月毎」に戻っているが。

本法で注目に値するのは、更に追加的な特定の割当条項として、第X条「本法によって調達された金銭のうち、£380,000は水兵の支払等に適用される」が導入され、およそ次のように規定していることある。すなわち、「£380,000が、財務府受領会計検査官室で記帳されるべく本法によって指定された帳簿で、負担され登録されて、当面の海軍財務官に支払われる。本法によって譲与される11ヶ月査定税の最後の10ヶ月間に支払われる金銭から、1666年1月1日に始まる今冬のため海外の陛下の海軍で、また西暦1667年の夏のため海外の陛下の海軍で、雇用されるような士官、水兵、海兵隊と兵士の俸給と賃金のために」、と。このように、割当規定が更に特定化＝限定化されてくるのである。

#### (4) 小括：「王政復古」期における予算審議の歴史的位置

以上の王政復古期イングランド議会における予算の審議過程に関する考察を踏まえて、王政復古期の予算審議の歴史的位置について概括しておきたい。

(1) 王政の物的基礎をなす財政＝国制面で、「聖職者」身分の独自の自己課税権について

封建王政下の3身分のうち、「聖職者」身分の場合、1660年王政復古後の1665年「援助金法」の成立に至って、「第2次オランダ戦争」遂行のための議定費の増加による、俗人の譲与金の審議と譲与の会議としての議会（「庶民院」と「貴族院」）の譲与権限の強化の故に、カンタベリーとヨークの両管区＝首都大司教区「聖職者会議」における独自の自己課税権能を最終的に剥奪され、議会（「庶民院」と「貴族院」）の下へ包摂＝一元化されるに至った。

(2) 「議定費法」等における「借入及び割当条項」について

① 「借入条項」について

従来、借入は基本的には国王の私的借入＝負債であり、信用面で限界があったのであるが、「収入 [= 税収] を先取りして金銭を調達するための、ヨリ公式的で組織的な様式」<sup>82)</sup>として、最初には1665年「議定費法」、続いて1667年「人頭税法」及び「査定税法」において、第2次オランダ戦争のための「即金」の必要性により、賦課される金銭を「担保」として、「貸付割符」と「返済指図書」によって（従来の銀行家団等からの10～12%と異なり、広範な小投資家大衆から）6%という低利子で資金を借入れ、返済順位を確定する「借入条項」を導入した。

これにより、短期ではあるが、「議会保証の下で発行される最初の譲渡可能な公的証券 negotiable public securities」<sup>83)</sup>が出現するに至った<sup>84)</sup>。

---

<sup>82)</sup> H. W. Chisholm's *Notices*, p. 90.

<sup>83)</sup> P. Einzig, *The Control of the Purse: Progress and Decline of Parliament's Financial Control*, London, 1959, p. 98.

同様に、チザムも最初の1665年議定費法を「利子付で譲渡可能な公的証券の発行に対する最初の議会承認」であると看做している。Cf. H. W. Chisholm's *Notices*, p. 90.

なお、(後述するように)これ(＝短期証券)に続いて、1689年の名誉革命後には、そ

## ② 「割当条項」について

従来、議会、とりわけ庶民院は、「援助金及び議定費」法案を通過させるのみで、このような課税の収益(の使途)に対してどんな統制も有していなかった<sup>85)</sup>のであるが、最初には1665年「議定費法」、続いて1667年「人頭税法」及び「査定税法」において、第2次オランダ戦争のための「即金」の必要性により、借入等の「担保」のため、最初には行政府側のダウニングの提言を受けて、そのような法案で賦課する金銭を、賦課する目的に厳格に割り当てる「割当条項」を初めて導入した。

これにより、議会とりわけ庶民院による割当＝支出統制が開始した<sup>86)</sup>。

## (3) 国庫面について

従来、国王の種々の収入は、財務府で「単一資金」 a single fundを形成し、そのいずれかの部分がいずれかの役務のために支出されていたのであるが、1665年「議定費法」、続いて1667年「人頭税法」及び「査定税法」における「借入及び割当条項」により、賦課される金銭が、財務府で他の金銭とは別個に記帳＝保管されることになったため、単一資金を形成することを止め<sup>87)</sup>、以後、特定の収入を特定の支出に割り当てることにより、種々の「基金」設定が開始するに至った<sup>88)</sup>。

王政復古期イングランド議会における予算の審議過程は、以上のような歴史的  
位置を占めていたのである。

---

の限界＝「担保」不足の故に、対フランス戦争＝ファルツ継承戦争(1689年～1697年)の必要性の下に、1693年法により(より長期の)最初の「国債」が創設されてくることに留意しておきたい。

<sup>84)</sup> なお、借入に関して、このように査定税や人頭税という「直接税」の税収を先取りした短期借入制度が、「直接税の短期先取り制度」 a system of short-term anticipation of direct-taxes であることに留意しておきたい。 Cf. P. G. M. Dickson, *op. cit.*, p. 42. この制度は、(後述するように) 名誉革命後には、「間接税」に拡大されるのである。

<sup>85)</sup> G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 23.

<sup>86)</sup> このような割当は1689年の革命後、慣行化し、また不正流用 misappropriation に対して罰則が制定されることになった。 Cf. G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 27.

<sup>87)</sup> J. E. D. Binney, *British Public Finance and Administration 1774-92*, Oxford, 1958, p. 248.

<sup>88)</sup> (後述するように) こうして1689年の名誉革命以後、いわゆる「基金制度」 Funding System として定着してくるのである。

## 第2節 財政統制の漸次的拡大

次に、王政復古期における財政統制について検討していきたい。

### (1) 歳出入、予算審議面

量出制入の観点から、まず歳出面に注目すると、財政統制の漸次的拡大過程は、主として、支出の諸部分が次々と庶民院の審議対象とされてくる過程である<sup>89)</sup>といえる。

#### ① 1660年、国王への毎年援助として「年間£1,200,000」の収入の議決

「通常の」支出に対する議会統制として、(1689年名誉革命後のシビル・リストの前史=出発点としていえば)、1660年5月の「王政復古」後の9月4日、スチュアート Stuart朝の復古を歓迎した大衆的熱狂の影響下に<sup>90)</sup>、仮議会は、国王の現収入の状態を審議するために設置していた「委員会」からの報告を受け、それにもとづいて、国王チャールズ2世に対して、全治世の間、「陛下への一定の毎年援助」constant yearly Supportのため「年間£1,200,000」の収入を議決した<sup>91)</sup>。続くジェームズ2世に対しても、1685年の即位の際に、1685年5月30日に制定した「陛下に生涯間、故陛下に生涯間設定した収入を設定するための法律」<sup>92)</sup>によって、同一額が議決された。これが先例となるのである。

#### ② 1665年、「借入及び割当条項」の導入開始

割当=支出統制の開始についていえば、予算審議で言及したように、第2次オランダ戦争のための「即金」の必要性により、借入等の「担保」のため、1665年「議定費法」において、(1)賦課される金銭を「担保」として、「貸付割符」と「返済指図書」によって6%という低利子で資金を借入れ、返済順位を確定する「借入条項」を導入した。(2)同時に、このような借入等の「担保」のため、そのような法で賦課する金銭を、賦課する目的に厳格に割り当てる「割当条項」

<sup>89)</sup> Cf. G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 24.

<sup>90)</sup> P. Einzig, *op. cit.*, p. 141.

<sup>91)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803*, Vol. IV, pp. 117 - 118.

<sup>92)</sup> An Act for settling the Revenue on his Majesty for His Life, which was settled on His late Majesty for His Life (1 James II, c. 1).

を初めて導入した。こうして、議会とりわけ庶民院による割当=支出統制が開始した。

### ③ 1668年、「全院委員会」での財政負担の予備的審議の「決議」

財政統制を有効にするための庶民院の全院委員会に関する手続きとして、庶民院は、「…1666年の会期に譲与された議定費が浪費されていたこと」を不満として、「国王の財政上の必要の審議のため彼らの手続き」を公式に宣言するべく、特別委員会の勧告に基づいて、1668年2月18日に、次のように「決議」した。

すなわち、「…もしも本院において公的援助金又は国民に対する負担を求める動議がなされるならば、それについての考察と討論は直ちには始められるべきではなく；本院が指定するのが適切と考えるような更なる日まで延期される；またその時それが全院委員会 Committee of the whole Houseに付託されるべきである；また彼らの意見がそれについて報告される；本院の決議又は議決がそこで下される前に、と<sup>93)</sup>。この決議は（後述するように）1707年に「議事規則」化されてくることに留意しておきたい。

## (2) 国庫、決算審議面

### ① 1665年、「基金」設定の開始

借入、国庫面についていえば、予算審議で言及したように、1665年「議定費法」における「借入及び割当条項」により、賦課される金銭が、財務府で他の金銭とは別個に記帳=保管されることになったため、従来のように単一資金を形成することを止め、以後、特定の収入を特定の支出に割り当てることにより、種々の「基金」設定が開始した。

### ② 1667年、「大蔵委員会」の設置

支出統制のため財務部局としての保蔵室（のちの大蔵省）の発展について、その重要な1歩としての「大蔵委員会」の設置に注目したい。

まず前史として「委員会」化についていえば、1612年にまた再度1614年と1618年に、ジェームズ1世 James I [在位1603年 - 1625年]は、「財務府長官」 Lord High Treasurerの地位を委員会に置いて、その職務を短期間5人ないし6人の「委員会」 Board に託した。また続くチャールズ1世は1635年に「大蔵委員会」 Treasury Commission を設置した<sup>94)</sup>。

<sup>93)</sup> G. Reid, *op cit.*, pp. 47-48.

<sup>94)</sup> Lord Bridges, *op cit.*, p. 17. なお、このように財務府長官職を一時的に委員

次の段階としての「枢密院」 Privy Council からの「大蔵委員会」 Treasury Board or Commission の分離についていえば、ジェームズ1世及びチャールズ1世の下での短命な「委員会」、及び1660年の「王政復古委員会」 Restoration Commission は、「枢密院の委員会」 Committees of Privy Council であり、これは大法官 Lord Chancellor, 2人の主要な国務大臣 Secretary of State, 大蔵大臣 Chancellor of Exchequer及び幾つかの場合にはカンタベリー大司教を含めて、全く「枢密院顧問官」から構成されていた。また初期には、これらの「大蔵委員会」の書記は枢密院書記だった。ところが、王政復古後の1667年、チャールズ2世は、「財務府長官」の第4代サウザンプトン Southampton 伯の死の際にこの伝統を破り、「大蔵大臣」を除いては主要な枢密院顧問官のいずれをも含まず、またダウンニング Sir George Downingをその書記にした完全に新しいタイプの委員会を任命した<sup>95)</sup>。

このようにして「陛下の大蔵委員会」 the Commissioners of his Majesty's Treasuryが設置されたことの国制史的意義についていえば、最後の「財務府長官」たるシュローズベリー Shrewsbury 伯が1714年に辞職して以来、財務府長官の役所は以来ずっとこの「大蔵委員会」に存しているのであるが、まもなくしてウォルポール Sir R. Walpoleがその「第一大蔵卿」として最初のイギリス首相になり、続いて大蔵大臣がまさに財務大臣として大蔵省部局の長になる道を開始することである<sup>96)</sup>。財政史的意義についていえば、1667年6月に、「それぞれの（すなわち、部局の）財務官達 treasurers はこの陛下の大蔵委員会からの指図 directionsなしにはどんな支払も控えることが命じられ、こうして、金銭がすでに議会によって議決されていたとしてさえ、すべての支出は明示的な大蔵省承認 specific Treasury approval を受けねばならないという原則が成立して行くことである<sup>97)</sup>。

---

会に置くうえで初期スチュアート朝の動機は、過度に強力な家臣を創らないという願望とおそらく結合して、「財務府長官」として特定個人の任命についての一時間の時間が過ぎに過ぎなかったと思われる。

<sup>95)</sup> *Ibid.*, p. 18; H. Roseveare, *The Treasury 1660-1870: The Foundations of Control*, pp. 17-18.

<sup>96)</sup> Lord Bridges, *op. cit.*, p. 19.

<sup>97)</sup> Cf. HM Treasury, *History of the Treasury, Tudors and Stuarts*, [http://www.hm-treasury.gov.uk/about\\_history/](http://www.hm-treasury.gov.uk/about_history/) (2007年10月21日、閲覧)。



(3) 貴族院との関係：財政統制への参加からの貴族院の排除：1671年と1678年「決議」

貴族院との関係についていえば、国王への議定費譲与の権限は非常に早い時期から1つの立法行為であり、貴族院の助言と同意が求められたのであるが、庶民院が貴族院を財政統制への参加から排除するために採用した方法は、「援助金と議定費」法案をその他の法案から区別し、前者に関して貴族院に対する庶民院の諸特権を主張してくることであった<sup>98)</sup>。

具体的にいえば、まず1407年、国王ヘンリー4世は、The Indemnity of the Lords and Commonsと呼ばれる布告 ordinanceの中で、譲与金が「庶民院によって譲与され、そして貴族院によって同意される」こと、加えて「貴族院と庶民院によって同意されたすべての譲与金についての報告は、これまで慣習化されたような方法と形式で、すなわち、時の庶民院議長が発言によって、なされること」を指摘していた<sup>99)</sup>。この段階では庶民院は譲与を貴族院の同意つきでおこなっていた。

しかし、17世紀になると庶民院はその譲与を単独で行うことを主張し始めた。まず(1) 制定定式として、1626年、チャールズ1世の最初の議会で、(援助金及び議定費法案に適用されてくる)制定する定式文句 formulaが導入された。それは庶民院が税を譲与したことを述べる、そして次に、その税が賦課されることが(その他の諸法のための制定の定式文句に従って)「貴族院の助言と同意により」国王によって制定される等を述べるのである<sup>100)</sup>。

続いて(2) 決議として、革命期における財政事項をめぐる両院間での闘争のなかで、庶民院が貴族院に対する庶民院の諸特権を一方的に決議＝主張してくる。

まず1671年に、庶民院は「庶民院によって国王に与えられるすべての援助金において、その率又は税は貴族院によって変更されるべきでないこと」を決議した。続いて、1678年7月3日に、庶民院は、「すべての援助金と議定費、及び議会における陛下への援助金は庶民院の単独の贈与である；またこのような援助金と議定費の譲与のためのすべての法案は庶民院で始まるべきであること；またこのような法案で、このような譲与金の目的、対価、条件、制限を命じ、限定し、指定することは庶民院の疑いのない単独の権利であり、それは貴族院によって変

---

<sup>98)</sup> G. F. M. Champion, *op. cit.*, pp. 24-25.

<sup>99)</sup> Sir T. E. May, *op. cit.*, p. 587.

<sup>100)</sup> G. F. M. Champion, *op. cit.*, p. 25.

更されるべきでないこと」を決議した<sup>101)</sup>。

これらの決議によって基礎づけられた慣行によって、貴族院は、単に「国家の支出あるいは収入を取扱う法案を先議する、あるいは修正する権能」からのみならず、「地方税 local and other rates の賦課により国民に対してある負担を創出する、もしくはこの負担の管理ないし使用を取扱う [ 救貧法法案 Poor law billsのような] 公法案 public billsを先議すること」からも排除され、このような権能は「庶民院の特権」Commons' privilegesと見做されてくるのである<sup>102) 103)</sup>。

### 第3節 小括：「王政復古」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大

「王政復古」期における以上の考察を概括しておきたい。

(1) 予め、市民革命の経済的な基本的課題である封建的土地所有についていえば、1660年「軍事的土地保有態様廃止法」により軍事的土地保有＝封建的土地所有が原則的に廃止された。

(2) その上で、王政の物的基礎をなす財政＝国制面では、封建王政下の3身分のうちの「聖職者」身分に関して、1665年「援助金法」の成立に至って、「聖職者会議」における独自の自己課税権能が最終的に剥奪され、議会（「庶民院」と

---

<sup>101)</sup> Sir T. E. May, *op. cit.*, p. 574 ; G. Reid, *op. cit.*, p. 55.

<sup>102)</sup> Sir T. E. May, *op. cit.*, p. 574.

しかしながら、貴族院はなおこのような金銭法案を否決する権能を有しており、またこの点は、1689年に庶民院によって認められていた。

すなわち、同年に、庶民院は、庶民院による税の独占的承認権を主張しつつ、次のように主張した。「貴族院は…庶民院によるこのような [税の] 賦与、承認、制限、指定ないし修正を変更すべきでない、あるいは…いかなる変更ないし修正もなしに、このような法案を全体として通過させるか、あるいは、否決する以外に、それに干渉すべきでない…貴族院は、削除ないし変更なしに、全体を通過させるかあるいは全体を否決すべきである」、と。Cf. *Hansard's Parliamentary Debates*, 5th Ser., Lords, IV, 732-733.

<sup>103)</sup> このような特権、とりわけ庶民院による財政的譲与金の排他的譲与の原則を反映して、(後述するように)1689年名誉革命によるウィリアムとメアリーの即位後まもなく、「開院勅語」における財政的援助への言及が特に庶民院に向けられるという慣行が成立してくることに留意しておきたい。

「貴族院」の下へ包摂＝一元化された。

(3) 歳出入、予算審議面について

① 「通常の」支出に対する議会統制として、(1689年名誉革命後のシビル・リストの前史＝出発点としていえば) 1660年の「王政復古」後の9月、仮議会が国王チャールズ2世に対して、全治世の間、「陛下への一定の毎年援助」のため「年間£1,200,000」の収入を議決した。続くジェームズ2世に対しても、1685年の即位の際に、同一額が議決された。これが先例となる。

② 割当＝支出統制の開始として、第2次オランダ戦争のための「即金」の必要性により、借入等の「担保」のため、1665年「議定費法」において、(1)賦課される金銭を「担保」として、「貸付割符」と「返済指図書」によって6%という低利子で資金を借入れ、返済順位を確定する「借入条項」を導入した。(2)同時に、このような借入等の「担保」のために、そのような法で賦課する金銭を、賦課する目的に厳格に割り当てる「割当条項」を初めて導入した。こうして、議会とりわけ庶民院による割当＝支出統制が開始した。

③ 庶民院の財政的審議手続きとして 1641年頃に、(本会議での法案審議に先立ち) 予備的な決議段階を扱うために「全院委員会」を導入し、その(18世紀末に明白に区別されるようになる) 2つの異なる機能を発展させはじめ、こうして「議定費委員会」と「財源委員会」を設置した。この2つの機能の分割がチャールズ2世の治世に明白になり、会期を通して継続的に存続した。その上で、さらに 1668年に、「全院委員会」で財政負担の予備的審議をすることを「決議」した。こうして予算審議の機構を構築し始めた。

(4) 国庫、決算審議面について

① 「基金」の開始として、1665年「議定費法」における「借入及び割当条項」により、賦課される金銭が、財務府で他の金銭とは別個に記帳＝保管されることになったため、従来のように単一資金を形成することを止め、以後、特定の収入を特定の支出に割り当てることにより、種々の「基金」設定が開始された。

② 支出統制のため財務部局としての保蔵室(のちの大蔵省)の発展の重要な1歩として、1667年、「大蔵委員会」が設置された。

(5) 貴族院との関係について

貴族院との関係として、庶民院は1671年と1678年の「決議」とそれによって基礎づけられた慣行により、貴族院を「国家の支出あるいは収入を取扱う法案を先議する、あるいは修正する権能」から排除し、このような権能を「庶民院の特権」と見做してくるようになった。

このように、「王政復古」期に予算審議と財政統制を漸次的に拡大した。

## 第2章 「名誉革命」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大

次に、市民革命(前後)期の後半の「名誉革命」期について、予め、主権面で、周知のように1689年2月13日の「権利宣言」Declaration of Rightsが同年12月16日に「権利章典」Bill of Rights<sup>104)</sup>として制定され、いわゆる「議会主権」Sovereignty of Parliamentが成立<sup>105)</sup>してくること、これにより宗教面では、国王の「一元的支配体制」がいわば「立憲体制」化したことを確認し、その上で、この時期における(1)予算の審議過程と(2)財政統制の漸次的拡大について検討していきたい。

### 第1節 予算の審議過程

まず、Web上で利用しうる前章と同様の史料を利用して、「名誉革命」後、とりわけ、その中でも「対フランス=ファルツ継承戦争」(1689年～1697年)期に限定して、イングランド議会における予算の審議過程を検討する場合、王政復古期に導入された「借入及び割当条項」に加えて、新たにどのような点に注目すべきであろうか。

名誉革命による「議会主権」下の議会、とりわけ庶民院による財政統制の進展如何という観点から、予算の審議過程において特に注目すべきことは、予め結論的にいえば、(1)王命により陸海軍等の「軍事歳出予算」Military Estimatesが議会に提出され始めてくること、そしてこれを受けて、「1年間、援助金を両陛下に譲与する法律」An Act for granting to Their Majesties an Aid of… for

---

<sup>104)</sup> 正式には、「臣民の諸権利と諸自由を宣言し、また王位の継承を決定する法律」An Act declaring the Rights and Liberties of the Subject, and settling the Succession of the Crown (1 Will. & Mary, Sess. 2, c. 2). 周知の解説と訳文として、高木・末延・宮沢編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、78—89頁 [田中英夫稿]を参照。

<sup>105)</sup> このように、1689年「権利章典」によって成立した「議会主権」は、その後、最終的には1911年「国会法」Parliament Actによって「完成」されてくるのであるが、そこに至る財政史的・国制史的経緯については、拙著『近代イギリス財政政策史研究』勁草書房、1994年、とりわけ、同書「第III部 古典的帝国主義期における財政政策」のうちの「第3章 古典的帝国主義期における貴族院問題—1911年「国会法」の成立—」を参照されたい。

One Year が制定され始めてくること、(2) このようにして3月25日という、当時の年の初日であると同時に財務四半期末日である3月25日 [お告げの祭日] に終わる1年毎に、いわば年度毎の予算審議 (従って、年度毎の議会開催) が漸次的に実現していくことではあるまいか。

このような観点から、3月25日に終わる1年間を当該年度と見做したうえで、「対フランス=ファルツ継承戦争」 War of the Palatine Succession (乃至「アウグスブルク同盟諸国戦争」 War of the League of Augsburg, 又は「9年戦争」 Nine Years' War) (1689年5月7日の対フランス戦争宣言から1697年9月「ライスウィック条約」 Treaty of Ryswick まで) 期に開催された議会の会期の開会と閉会の期日、及びその会期に成立した援助金譲与関係法を集計して表示したのが、表4「『対フランス=ファルツ継承戦争』期(1689年5月～1697年9月)における予算審議の期日と成立した法律の一覧表」である。

本表において「会期開始」の期日が1689年以降、いずれも各年の10月乃至11月であることが注目されるが、これは、それに先立つ各年のミカエルマス(9月29日)に「ミカエルマスに終わる1年」について「毎年の会計」(=決算書)が作成され、それを受けて(「3月25日に終わる1年」という)次年度の予算審議のため「会期開始」されてくることを示しているといえよう。

さて、本表に表示した1689年度から1697年度までの予算審議過程のうち、特に注目に値すると想定しうるのは、表4-5に表示した1693年度予算審議である。何故ならば、まず、本表から、1692年11月4日の会期開始後、同月25日に1693年度の「海軍」、「陸軍」そして「兵站部」という軍事関係歳出予算の全てが同一日に議会に提出されていること、それを受けて翌1693年1月20日に1年間「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法が成立してくること、そして3月14日に、周知のように同じく1年間を限度とするいわゆる「抗命処分法」 Mutiny Act 等の成立とともに、会期が閉会していることを確認しうるからである。

このことを確認したうえで、先行する表4-1に表示した1689年度以来、表4-4に表示した1692年度までの予算審議について、同様な審議内容の有無如何を確認すると、それらは1693年度の予算審議に至る経過段階にあると推断しうる。他方、続く表4-6に表示した1694年度以来、表4-9に表示した1697年度までの予算審議についても1693年度と同様な審議内容の有無如何を確認すると、それらはいずれも1693年度のそれと基本的に同一であると推断しうる。

従って、名誉革命後、軍事歳出予算の提出とそれを受けての1年間援助金譲与

表4 「対フランス＝フアブルツ継承戦争」期（1689年5月～1697年9月）における予算審議の期日と成立した法律の一覧表】

表4-1 1689年度予算審議 依議会Convention		
年月	日	成立した法律等
1689年・2月	13	権利宣言、国王と女王の即位
	3	18 勅語King' s Speech 8 勅語 21 「現在の援助金を両陛下に譲与するための法律」 26 <b>【1689年度】「海軍歳出予算」【巻1, 128, 140】提出</b> 3 抗命処分法：「両陛下の軍務に抗命する又は脱走する將校又は兵士を罰するための法律」（～1689年12月25日） 24 「妒税によって生じる取入を廃止するための法律」 5 1 「アイルランドを鎮定するため、人頭税及びその他によりって金銭を調達する法律」 1 「公的収入を徴収することに関する疑念と質問を先んじて処理する法律」 7 対フランス戦争宣言 24 非国教徒寛容法 6 <b>【王国の必要な防衛のため、1年間、ポント当たり12ペンスの援助金を両陛下に譲与するための法律】</b> 7 「ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税のための法律」 8 25 「一定の税を「オランダ＝」連合州全国会議States General of the United Provincesに陛下のイングランド王国遠征費用を支払うために、またその他の用途に割り当てるための法律」 20 「『王国の必要な防衛のため、1年間、ポント当たり12ペンスの援助金を両陛下に譲与するための法律』と題された本議会の法律を執行する委員会を配置するための追加法」 20 開会の勅語

表 4-2 1690年度予算書審議	
仮議会の第2会期	
1689年10月	19 会期開始の勅語
11	2 「信用議定書」【£2m.】議決
12	16 「1年間、ポントダタリ2シリングの援助金の同陛下への譲与のための法律」
	16 権利章典：「臣民の語権利と諸自由を宣言し、また王位の継承を決定する法律」
	16 「公的収入を徴収することに關する疑念と質問を先んじて処理する法律」
	23 「同陛下の軍務に抗命する又は脱走するすべての將校あるいは兵士を罰するための、また虚偽の召集を罰するための法律」
1690年1月	16 「1年間、ポントダタリ12ペンスの追加的援助金の同陛下への譲与のための法律」
	16 「税関でコビーヒン茶及びチヤコレードに税を賦課し徴収するための法律」
	27 「同陛下に譲与された最近の人头税の見直しのため、及びアイルランド鎮圧のための追加的人頭税のための法律」
	27 閉会の勅語、議会解散
第2 議会の第1会期	
1690年3月	21 会期開始の勅語
4	1 「信用議定書」【£1.2m.】議決
	23 「アイルランドの鎮定とフランスとの戦争遂行のため、人头税及びその他 によって金銭を調達する法律」
	23 「同陛下に同生涯間または生存者の生涯間、ビール、エールその他の酒類に対する一定の賦課金を譲与するための法律」
5	2 「トン税・ポントダタリ輸出税の臨時税及び輸出入商品に対して支払うその他の金銭額を同陛下に譲与するための法律」
	23 閉会の勅語
7	12 ボイーン川の戦いBattle of the Boyne

表 4-3 1691年度予算書審議	
第2 議会の第2会期	
1690年10月	2 会期開始の勅語
	9 1691年度「陸軍歳出予算」【£1,910,560】提出
11	9 1691年度「海軍歳出予算」【£1,791,696】提出
	10 「£1,651,702ポントダタリ2シリングの金額の援助金を同陛下に譲与するための法律」
	25 議定書に關する勅語
20	25 「1690年12月25日以後に輸入される、全ての車インド商品と全ての精製酒その他幾つかの商品に対する一定の賦課金を同陛下に譲与するための法律」
	20 「ワイン、ライネガー、タバコに対するそれぞれ別の税を賦課する以前のそれぞれの法律の継続のための法律」
1691年1月	5 「同陛下の軍務に抗命する又は脱走するすべての將校あるいは兵士を罰するための、また虚偽の召集を罰するための法律」
	5 「穀物からブランドイと蒸留酒の醸造を鼓舞するため、またローワインズと最初の抽出の蒸留酒に税を賦課するための法律」
	5 「1年間、ビール、エールその他の酒類 に対する消費税を倍加するための法律」が満了する時から、4年間、ビール、エールその他
	5 会期閉会の勅語



表 4-4 1692年度予算書編	
第2議会の第3会期	
1691年10月	3 リメリック条約
	23 会期開始の勅語
11	9 1692年度「海軍歳出予算」【£1,855,054】提出
	9 1692年度「陸軍歳出予算」【£2,255,671】提出
12	28 1692年度「兵站補給出予算」【£254,608】提出
	24 「1年間、ビール、エールその他の酒類に対する一定の賦課金を両陛下に譲与するための法律」
1692年 2月	31 「フランスとの強力な戦争遂行のため、1年間、四半毎に支払う人頭税に基づいて金銭を調達するための法律」
	24 「フランスとの戦力な戦争遂行のため、1年間、四半毎に支払う人頭税に基づいて金銭を調達するための法律」
	24 「ローワインズと蒸留酒に対する税をよりよく整理し徴収するため、またその適用を阻止するための法律」

表 4-5 1693年度予算書編	
第2議会の第4会期	
1692年11月	4 会期開始の勅語
	25 1693年度「海軍歳出予算」【£2,077,216】提出
	25 1693年度「陸軍歳出予算」【£1,448,732】提出
1693年 1月	25 1693年度「兵站補給出予算」【£739,886】提出
	20 「フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を両陛下に譲与するための法律」
	26 「フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を任意に貸付ける人々に本法で一定の報酬と利益を確保するため、ビール、エールその他の酒類に対する一定の消費税を両陛下に譲与するための法律」
3	14 「両陛下の軍務に抗命する又は逃走するすべての將校あるいは兵士を罰するための法律」
	14 「現議会の昨年の会期に陛下に譲与された四季每人頭税の吟味のための法律」
	14 会期閉会の勅語

表4-6 1694年度予算書巻	
第2議会の第5会期	
1693年11月	7 会期開始の勅語
12	18 1694年度「海軍歳出予算」【£2,346,132】提出
1	5 1694年度「地上軍費用」【£2,881,194】提出
2	25 「フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を両陛下に譲与するための法律」
3	8 「『フランスとの戦争遂行のため、1,000,000のポンド金額を任意に前貸したような人々に、本法で言及される前述法律で一定の報酬と利益を確保するため、ピール、エールその他の酒類に対して一定の税を両陛下に譲与するための法律』と題された以前の法律によって調達される金銭の不足を支給するための法律」
3	23 「フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を任意に前貸したような人々に、本法で言及される前述法律で一定の報酬と利益を確保するため、塩に対する、またピール、エールその他の酒類によって金銭を調達するための法律」
4	16 「フランスとの戦争遂行のため、1年間、四季毎に支払う人頭税によって金銭を調達するための法律」
4	16 「両陛下の軍務に抗命する又は脱走するすべての將校あるいは兵士を罰するための法律」(～1695年3月1日)
5	16 「フランスとの戦争遂行のため、1,500,000ポンドの金額を任意に前貸したような人々に、本法で言及される前述法律で一定の報酬と利益を確保するため、船舶トナーに対する、またピール、エールその他の酒類に対するそれぞれの税を両陛下に譲与するための法律」
5	25 「フランスとの戦争遂行のため、4年間、羊皮紙及び紙に対する一定の税を両陛下に譲与するための法律」
5	25 「貸し馬車及び驟馬車に免許を付与し規制するたための法律」
5	25 会期閉会の勅語

表4-7 1695年度予算書巻	
第2議会の第6会期	
1694年11月	12 会期開始の勅語
12	26 1695年度「海軍歳出予算」【£2,705,102】提出
2月	26 1695年度「海軍歳出予算」【£2,603,493】提出
2月	22 「トン稅・ポンド稅の臨時稅及び輸出入商品に対して支払うその他の金銭額を両陛下に譲与するための法律」
2月	11 「強力にフランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を陛下に譲与するための法律」
4	22 「強力にフランスとの戦争遂行及び輸出入商品に対して支払うその他の金銭額から、5年間、毎年300,000ポンドの金額を運用するための法律」
4	22 「フランスとの戦争遂行のための金銭を調達するため、本法で言及される以前の幾つかの諸法律によって支払う、終身年金をもつような人々がこのような年金で追加的な一定の利子を購入或いは獲得するための法律」(併換法)
4	22 「フランスとの戦争遂行のための金銭を調達するため、またそれが履行されない場合、他の人々が同一物を購入或いは獲得するのを認めるための法律」(併換法)
4	22 「強力にフランスとの戦争遂行のため、5年間、婚姻、出生、及び埋葬に対する、また独身者と寡婦に対する一定の税を陛下に譲与するための法律」
4	22 「アイerlandの征服のため、運輸サーヴィイスのために支払われる債務の返済のため、コーヒー、茶、チョコレート及びひ番辛料に対する追加的税を陛下に譲与するための法律」
5	22 「両陛下の軍務に抗命する又は脱走するすべての將校あるいは兵士を罰するための法律」(1695年4月10日から1966年4月10日まで)
5	3 「フランスとの戦争遂行のため、フランス製品、石製・陶製瓶、石製・陶製瓶、石製・陶製瓶、石製・陶製瓶、石製・陶製瓶に対する一定の税を陛下に譲与するための法律」
5	3 閉会の勅語、議会解散

<b>表 4-8</b>	<b>1696年度予算審議</b>	
1695年11月	23 会期開始の勅語	
12	3 1696年度「海軍歳出予算」【£2,765,148】提出	
	3 1696年度「陸軍歳出予算」【£2,709,713】提出	
1696年1月	21 「フランスと」の戦争遂行のため、本法で言及される一定の年金を取得する期間を拡大するための、またローワインズ或いは最初の抽出の蒸留酒に以前に賦課された諸税を継続するための法律」（借換法）	
	2 「フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり40リンドの援助金を陛下に譲与するための法律」	
	3 「フランスとの戦争遂行のため、ワイン、ヴィネガーに対して、またタバコ、東インド商品及びその他の輸入商品に対して、以前に課税された税を継続するための法律」	
	4 「Clint Money」の不足を埋め合わせるため、家庭に対する税を陛下に譲与するための法律」	
	10 「全てのフランス商品に対する追加的税を陛下に譲与するための法律」	
	10 「両陛下の軍務に抗命する又は脱走するすべての将校あるいは兵士を罰するための、また虚偽の召集を罰するため、またローワインズ或いは最初の抽出の蒸留酒に税を賦課するための法律」	
	27 「人々の詐欺と不正を阻止するための法律」	
	27 「フランスとの戦争遂行のため、塩、ガラス製品、石製・陶製製品に対する一定の諸税を継続するための、また煙管その他の陶製製品に対する諸税を陛下に譲与するための、また全国土地銀行a national Land-Bankを設立するため、また船舶トン数に	
	27 会期閉会の勅語	

<b>表 4-9</b>	<b>1697年度予算審議</b>	
1696年10月	20 会期開始の勅語	
	28 1697年度「海軍歳出予算」【£2,709,714】提出	
1697年1月	28 1697年度「陸軍歳出予算」【£2,623,964】提出	
3	29 「1年間支払う、臨時税及びその他の税によってと同様に、地租によって援助金を陛下に譲与するための法律」	
	8 「銅貨にされるべく造幣局への貨幣 Plate and Hammered Money の増込を致舞するため、紙、子牛皮紙、羊皮紙に対するそれぞれの税を陛下に譲与するための法律」	
4	1 「両陛下の軍務に抗命する、又は逃走するすべての将校あるいは兵士を罰するための、また虚偽の召集を罰するため、また四季支払いのための以前の幾つかの法律を、1年間より長く、継続するための法律」(~1698年4月10日)	
4	1 「本法で言及される資金の不足を埋め合わせるため、またイングランド銀行の株式を拡大するため、	
	16 「船舶トン数及び塩に対する税に負担された着くし年金債及び終身年金債を支払うためと同様に、最近の石炭及び粉炭税の不足を埋めるため、3年間、皮革に税を課し、またその他の規定をするための法律」	
	16 「王室の必要な費用及びその他の要求のためと同様に、フランスとの戦争遂行のため、モルト、マンム、砂糖菓子、リンゴ酒及びペリー-perryに対する一定の税を陛下に譲与するための法律」	
	16 「フランスとの戦争遂行のため、2年と4分の3年の期間、輸入商品に譲与する追加的トン税・ポンド税を、また1年間、追加的地租を陛下に譲与するための法律」	
	16 会期閉会の勅語	
9	20 「ライスウィック条約」=終結	

[各年度の關係する、Journal of the House of Commons, Journal of the House of Lords, 及びStatutes of the Realm 等から作成。]

法の成立による、年度毎予算審議の漸次的実現という観点からいえば、1693年度予算審議はいわば到達点たる位置を占めており、先行する1689年度以来のそれはこの到達点に至る諸段階として、他方、続く1694年度から1697年度のそれはこの到達点の継続段階として位置づけうる。

今1つ、庶民院による財政統制の進展如何という観点から、貴族院との関係についていえば、1693年度予算審議を経て制定されてくる1年間援助金譲与法（具体的には後述する「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法＝「地租法」）の成立に至って、イギリス封建王政以来の「貴族」身分の自己課税権能が剥奪されるに至る、という点でも1693年度予算審議は注目に値するのである。

さらに、対フランス戦争遂行のための財源としての借入の方法との関連についていえば、この地租法に続いて（1月26日に）制定されてくる追加的消費税関係法の成立により、イギリスで最初の「国債」national debtが創設されてくる、という点でも1693年度予算審議は注目に値するのである<sup>106)</sup>。

本節では、このような見通しにもとづいて、1689年度予算審議から1693年度予算審議に限定して、名誉革命後に始まる(1)「軍事歳出予算」の提出と(2)それを受けての「1年間援助金譲与法」の成立という年度毎予算審議の漸次的実現過程を、その過程で漸次的に実現してくる「貴族」身分の自己課税権能の剥奪過程、更には長期借入＝国債の成立過程とともに、具体的に検討していくことにしたい。

### (1) 仮議会[第1会期](1689年2月18日～8月20日)：1689年度予算審議

まず、名誉革命直後の「対フランス＝ファルツ継承戦争」準備期にして開戦期といえる(国王の召集状なしに召集された)仮議会 Convention Parliament [第1会期](1689年2月18日～8月20日)における1689年度予算審議を検討していきたい。

検討するに先立ち、予め、指摘しておきたいことは、表4—1に表示した1689

---

<sup>106)</sup> 但し、このような「地租」と「国債」については、周知のように内外に多数の研究史があるので、本書では予算の審議過程との関連で言及するに留めていることを、予め、お断りしておきたい。

年度予算審議において、歳出予算提出に先立ち、一定の援助金譲与法が成立していることから部分的に明らかになるように、この時期には、一方では名誉革命＝新国王ウィリアム3世 William III と女王メアリー2世 Mary II の即位に伴う両陛下への新たな平時の収入設定に関連する一連の予算審議、他方では、対フランス戦争のための予算審議、加えてフランス支援下での前王ジェームズ2世の 아일랜드上陸に伴うアイルランド鎮定戦争のための予算審議、これらが同時に進行していることである。従って、この年度の予算審議を検討する場合、時系列的に検討するとその記述は非常に錯綜したものになるので、次のような4つの論点に整理しつつ、「歳出予算」が初めて提出され、それを受けて1年間援助金譲与法が制定されてくる経緯、加えて「貴族」身分の自己課税権能をめぐる両院の対立の経緯を中心にして論述していくことにしたい。

すなわち、(1) 両陛下に対して年間£1,200,000の収入の、平時に国王を援助する一定の必要費用としての設定決議(3.20)に至る経緯。(2) 海軍歳出予算の提出(3.26)と、海軍の要求と軍務のために£700,000の金額を超えない議定費決議(4.25)に至る経緯。(3) 1689年5月7日対フランス戦争宣言と、王国の防衛のための1年間「ポンド当たり12シリングの援助金」譲与法の成立(6.22)に至る経緯。(4) アイルランド鎮定のための人頭税法の成立(5.1)と、追加的人頭税法案をめぐる貴族院との対立(5.31 法案放棄)に至る経緯、である。以下、順次、検討していきたい。

＜両陛下に対して年間£1,200,000の収入の、平時に国王を援助する一定の必要費用としての設定決議(3.20)に至る経緯＞

まず、1689年2月13日の新国王ウィリアム3世と女王メアリー2世の即位に伴い、両陛下に新たな平時の収入を設定する過程で「歳出予算」が提出されてくる経緯に注目したい。

同2月18日、仮議会における両院宛「勅語」King's Speechのなかで、国王は「海外におけるわれわれの同盟者、特にオランダのその状態が、もしも迅速な配慮がないならば、諸君が考える以上に重大な危険に陥るような状態であること」を知らせたうえで、それに対する「最も効果的な方法」を審議すること、また「国民の利益」のために「最も適切な形態」を判断することを求めた。(続く

3月8日、「援助金」を求める「勅語」の中で、具体的に要求した<sup>107)</sup>。)

これを受けて同日、庶民院は「勅語に対する感謝」を決議したのち、勅語についての審議を開始し、まず20日、全院委員会報告後に本会議は「仮議会が議会である」旨を議決した。続いて26日、「国王と女王に収入を設定する」旨の動議が出され、これを受けて、翌27日、本会議は「[収入] 設定の審議資料として」  
「ハワード Sir Robert Howard が各歳入諸部門の年額 yearly Valueを提出すること」を決議し、これに基づいて、3月1日、「歳入の会計」として、ハワードが「各歳入諸部門の年額の会計を作成したこと」を報告した<sup>108)</sup>。

---

<sup>107)</sup> すなわち、(1) アイルランドの鎮定に20,000人以下でない騎兵と歩兵が必要であること、(2) フランスとアイルランド双方に対して、海の完全な支配をわれわれに与えるような1艦隊がなければならぬこと、(3) 国王収入の審議をも勧奨しなければならぬこと、と。

<sup>108)</sup> この「収入」審議と並行して、当面の援助金譲与の審議も行われ、それが当面の援助金譲与法として成立したのであるが、同法は後述する1689年頭税法案の査定「委員会」、及び1691年援助金譲与法案のカウンティ「割当」との関連で言及するので、その経緯と規定内容について付言しておきたい。

すなわち、まず2月27日、「国王を援助する決議」として、「本院は海外で同盟者を援助する上で、アイルランドを鎮定する上で、また新教と王国の法の擁護において、国王を生命と財産でもって援助すること」を決議し、これを受けて、「援助金 an Aid が陛下に譲与される」旨の動議が出された。それに基づく全院委員会審議の報告後、本会議は「陛下に与えられる現在の援助金は£420,000の金額を超えないこと」、「前記援助金は[1679年に成立した]1677年9月以後に徴集された軍隊に支払ひ解除するため[陛下に206,452ポンド17シリング3ペンスの議定費を譲与するため]にチャールズ2世の治世31年に作成された法律[31 Car. II, c. 1][の最初の制定する条項]における[カウンティ]割当 Proportions に従って、6ヶ月間、月当たり£68,820.19s.1d.の割合での月割査定税 a monthly Assessment によること」を決議し、そして「ポレクスフィン Mr. Pollexfen とソマーズ Mr. Sommers が前記決議に基づいて法案を作成し上程すること」を命じた。

これを受けて3月1日、法案が提出され、18日庶民院を通過し、続いて20日(修正等なしに)貴族院をも通過したのち、21日、裁可に先立ち貴族院で庶民院議長が「陛下の統治が時宜にかなった議定費の不足のために弊害を受けないように、陛下の現在の要求のために£412,000の譲与金に全院一致で同意しました」として法案を提出し、こうして同日、「現在の援助金を両陛下に譲与するための法律」An Act for the granting a present Aid to Their Majestyes (1 Will. & Mary, Sess. 1, c. 3)として成立したのである。

本法は、**第II条**「2つの四季毎支払による、6ヶ月間、毎月£68,820.19s.1d.の譲与」において「各カウンティによる支払の割当」を具体的に規定するとともに、続く**第III条**「以下で指名される人が以下で示される各カウンティ等のための委員会となる」においては、このような委員会が、「[1677年4月16日に成立した]「30隻の戦艦を迅速に建造するため、584,978ポンド2シリング2と1/2ペンスの金額を調達するための法律」An Act for raising the Summe of Five hundred eighty four thousand nine hundred seventy eight pounds two shillings and two pence halfe-penny for the speedy building Thirty Shippes of Warr (29 Car. II, c. 1)における「委員会」と同様な権限等を持ち執行する旨を規定し

提出された「歳入の会計」のうち、「各歳入諸部門の計算表」として、次のような年間結果(=収入額)が記載されている。合計額は約£1,500,000である<sup>109)</sup>。

「各歳入諸部門の計算表」

旧関税(1685~1688年の4年間の中位額等)	£ 602, 126. 17s. 2 と 1/4d.
消費税(1685~1688年の4年間の中位額)	£ 610, 486. 10s. 9d.
戸税(年間, 約)	£ 200, 000

たのち、「委員会の氏名」を具体的に規定している。(このような本法における「委員会」について、後述する「追加的人頭税法案」の審議過程で庶民院が「貴族」の自己課税権能に対抗しつつ言及してくることに留意しておきたい。)

なお、本法は借入条項として、第XX条「本法の信用に基づいて [総額で£300,000を超えない] 金銭を[年間6%の利子付きで]貸付ける人が財務府から貸付割符 Tally of Loan を受ける」ことを規定している。

<sup>109)</sup> 加えて「故国王ジェームズ2世の時期に譲与された新税」として、次の3項目が記載されている。総収入額を知るために必要なので、付言しておきたい。

すなわち、(1) [1685年6月16日成立の「陛下に1685年6月24日と1693年6月24日の間、輸入される全てのワインとヴィネガーに対する賦課金を譲与する法律」An Act for Granting His Majestie an Imposition upon all Wines and Vineger Imported betweene the Foure and twentieth day of June One thousand six hundred eighty five and the Foure and twentieth day of June One thousand six hundred ninety three (1 James II, c. 3) に基づいて] 8年間 [譲与された], ワインとヴィネガー税のうち、1685年ミカエルマスから1688年ミカエルマスまでの結果: £172,901. 10s. 8 と 3/4d. (昨年クリスマスから1693年6月24日に終わる4年半については、今後入るべき残額のままである);

(2) [1685年6月16日成立の「陛下に1685年6月24日と1693年6月24日の間、輸入される全てのタバコと砂糖に対する賦課金を譲与する法律」An Act for Granting to His Majestie an Imposition upon all Tobacco and Sugar Imported betweene the Foure and twentieth day of June One thousand six hundred eighty five and the Foure and twentieth day of June One thousand six hundred ninety three (1 James II, c. 4) に基づいて] 同一期間 [譲与された], タバコと砂糖税の、同一期間の結果: £148,861. 8s ;

(3) [1685年6月16日成立の「全てのフランス製リネン…に対する賦課金によって、陛下に援助金を譲与する法律」An Act for Granting an Aid to his Majestie by an Imposition on all French Linnens and all East-India Linnen and severall other Manufactures of India and on all French wrought Silks and Stuffs and on all other wrought Silks and on all Brandyes Imported after the First Day of July One thousand six hundred Eighty five and before the First Day of July One thousand six hundred and ninety (1 James II, c. 5) に基づいて] 5年間 [譲与された], フランス製リネン, ブランデー, 絹税等の、前記期間の結果: £93,710. 8s. 1 と 1/2d. この(3)に関しては、利子付きで£84,888. 6s. 9d. の借入金<sup>109)</sup>が賦課されていること、それは支払の時期がくれば支払われる旨の覚書が記されている。

以上の(1)と(2)の合計額£321,762が、先の約£1,500,000に追加されると、総歳入額が約£1,821,762になる。

郵便局(年間, 約)	£ 55, 000
諸小部門(年間, 約)	£ 26, 350. 15s. 5 と 1/2d.
合計	<u>£ 1, 500, 964. 3s. 4 と 3/4d.</u>

続いて、同3月19日、本会議は、次のように決議した、「明日本院は、収入及び国王を援助する一定の必要費用を審議するため、全院委員会に移行すること」、「ハワードがその討論で本院のために必要であると考えような会計 Accounts と歳出予算 Estimates を提出すること」、「バーチ Col. Birch が、明日、彼の帳簿に従って、消費税会計を提出すること」、と。加えて、「海軍歳出予算」について、「海軍委員会 Lords Commissioners of the Admiralty が続く年度のための海軍の費用の計算書 a State を提出すること」を命じた。

これを受けて翌20日、ハワードが、「消費税収入」として、「1688年6月24日に終わる4年間における、イングランドとウェールズの消費税の粗と純の結果の要約」と「最初に開始した1685年7月1日から1688年6月24日まで、輸入ブランデーと国産蒸留酒 Strong Waters に対する追加的消費税の粗と純の結果」を提出した。加えてハワードが、「いわば統治費用の歳出予算として」「1685年お告げの祭日 Lady-day [3月25日] から1688年お告げの祭日までの3年間、実際の金銭支払による、故国王ジェームズ2世の経費 Expences の要約」を提出した。その総計は中位(=年間平均)で£1,699,363、概数で約£1,700,000である。

本会議は、両資料を全院委員会に付託する旨を決議したのち、収入及び国王を援助する一定の必要費用、及びアイルランドの状態を審議するため、全院委員会に移行し、議長が退席してハムデン Mr. Hamdenが委員長席に就いて審議を開始した。同委員会からの報告を受けて、本会議は「年間£1,200,000の収入が両陛下に対して、平時に国王を援助する一定の必要費用のために設定されること」を決議した。この金額は、先の前王ジェームズ2世の(平均的な)歳入額や統治経費額との対比では、抑制されたものであるが、周知のように王政復古後のチャールズ2世及び続くジェームズ2世の即位時に議会在設定した金額と同額である<sup>110)</sup>。

---

<sup>110)</sup> このような「収入」設定の審議と並行して、その財源に関する審議も行われ、関係法も制定されてくるので付言しておきたい。

すなわち、その関係法案の裁可に先立つ庶民院議長の演説によれば、「陛下の収入とそれ



この金額は以前と同じく平時の支出全体を賄うと解釈されるのであるが、革命後の今や、庶民院は、[2月13日の「権利宣言」における規定、すなわち「平時に王国内で常備軍 standing Armyを徴集し維持することは、もしも議会の同意を得ていないならば、法に反する」旨の規定を確実にするための明白な方法<sup>111)</sup>として]新たにその全体のうちの民事統治支出と防衛支出を別々に見積るために、続いて次のように決議した。「[ジョーンズ Sir Hen. Johns他30人からなる]委員会が、£1,200,000から平時に海上での夏期と冬期守備隊と地上での親衛隊と守備隊及び兵站部の費用のため、年間いくらの金額を認める必要があるのかを審議し本院に報告するために設置される」と。同委員会の設置を受けて、防衛支出が見積もられ、歳出予算が提出されてくるのである。

<海軍歳出予算の提出(3.26)と海軍の要求と軍務のために£700,000の金額を超えない議定費決議(4.25)に至る経緯>

3月23日、全院委員会の報告を受けて、本会議は陛下に歳出予算の提出を求めべく決議した。「陛下は、いかなる艦隊が夏期軍務のため必要であるのかについて歳出予算 Estimateを本院に提出するべく命令することを望まれている」と。こうして、3月26日、陛下から、概略、次のような「[1689年度]海軍歳出予算」が提出され、それは前記設置の全院委員会に付託された。その合計額は、£1,128,140である。

---

に対する負担を、最近の徴収で実施された各強制取立てに対する不平と同様に、審議しました；しかし、これらの事柄は審議するためには予想したより長い期間を要するので、次のクリスマスまで、今と同一の状態での継続のための短い法案を可決しました；その期間内に、国民を抑圧することなしに国王の経費を十分に支給するような体制」として、表4-1に記載したように、5月1日、「公的收入を徴収することに関する疑念と質問を先んじて処理する法律」An Act for preventing Doubts and Questions concerning the Collecting the Publique Revenue (1 Will. & Mary, Sess. 1, c. 14)が制定された。

同法は、最初の制定条項「2人の前国王に支払われるすべての収入が、次の12月[25日]まで現両陛下に支払われる」ことを規定した。こうして、前国王達に生涯間譲与された、とりわけ、一時的消費税及びトン税・ポンド税の臨時税が少なくとも12月25日までは、譲与=支払われるのである。

<sup>111)</sup> J. E. D. Binney, *British Public Finance and Administration 1774-92*, Oxford, 1958, p. 117.

## 「[1689年度] 海軍歳出予算」

「2, 3, 4等級 Ratesの戦艦50隻；狭い海と地中海で用いられる小型船15隻と火船8隻；及び植民と護衛のための 3等級 1隻, 4等級19隻, 5等級 2隻と火船 2隻の, 1年間の賃金, 食糧と摩損の費用の歳出予算」

- ・前記65隻の戦艦と8隻の火船で仕える17, 155人の費用のため, 1人1ヶ月当たり £4で計算して, 1ヶ月 £68, 620 ; 13ヶ月で次になる: £829, 060
- ・前記22隻の戦艦と2隻の火船で仕える4, 540人の費用のため, 1人1ヶ月当たり £4で計算されて, 1ヶ月 £18, 160 ; 13ヶ月で次になる: £236, 080
- ・合計: £1, 128, 140

4月 5日, 前記委員会からの報告を受けて, 本会議は順次, 次のように決議した。すなわち,

決議1 「平時に, 海上での夏期と冬期守備隊のため, 7, 040人で48隻の戦艦, 火船, ヨットとケッチ Ketchが必要であること」,

決議2 「前記船の費用のため, 兵站部費用を含めて, 1人1ヶ月£4 が割り当てられる；それは7, 040人のため, 月当たり £28, 160になる；また月当たり28日で13ヶ月の 1年間について, £366, 080になること」,

決議3 「£200, 000の金額が, 平時に地上での親衛隊と守備隊の年間費用のため割り当てられる必要があること」,

決議4 「£22, 600の金額が, 武器, 弾薬, 備品その他必需品を備え支給する上で兵站部の毎年の費用のため, また平時に親衛隊と守備隊のため砲座 Platforms と馬車 Carriagesを維持するため, 割り当てられる必要があること」, と。

この合計額は, £588, 680である。

このような議決をへて, 同 4 月20日, 「議定費が海軍のために与えられる」旨の動議が出され, 以後, 全院委員会で審議されることになった。そして25日, 委員会報告を受けて本会議は, 民事統治費と海軍議定費について次のように決議した。すなわち,

決議1 「公的歳入から, 民事統治(この中に, 女王, 皇太后, デンマーク王子と王女, 及びシヨンバーグ元帥 the Mareschal Schombergのために支給されるものを含む)の費用のために, 年間£600, 000の金額が割り当てられること」,

決議2 「海軍の要求と軍務のために, £700, 000の金額を超えない議定費が与

えられること」と。

両者の合計額は先の£1,200,000を超過するのであるが、こうして、いわゆる「シビル・リスト」としての年間£600,000とともに、海軍議定費£700,000が議決されたので、次にはその財源の調達方法が審議されるのである。

<1689年5月7日対フランス戦争宣言と王国の防衛のための1年間「ポンド当たり12シングの援助金」譲与法の成立(6.22)に至る経緯>

4月30日、「財源」について、本院は海軍の議定費のための金銭を調達する方法を設定するため、全院委員会に移行し、議長が退席してハムデンが委員長席に就いて審議を開始した。その委員会報告を受けて、本会議は、次のように(実現した決議のみを列挙すると)決議した。すなわち、…決議3「海軍の議定費のための£700,000の調達のため、『ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税』と題されたチャールズ2世治世29年[=1677年4月1日成立]の法律における税率に従って、1689年6月24日から開始する3年間、追加的消費税がビール、エールその他の酒類(コーヒー、チョコレートと茶を除く、また醸造されて販売される蒸留酒 Strong-water or Aquq Vitaeを除く、またローワインズを除く)に対して賦課されること」、また「法務長官 Attorney Generalと法務次官 Solicitor General及びバーチ Colonel Birchが追加的消費税を賦課するための法案を作成し上程すること」と。これを受けて法案が提出され、それが、結局、表4-1に表示したように、7月25日、「ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税のための法律」<sup>112)</sup>として成立した。

海軍議定費のもう1つの財源の決議を検討するためには、それに先立ち、対フランス戦争宣言に言及する必要がある。まず4月25日、庶民院は「フランスとの戦争を求める庶民院の上奏文」Address of the Commons for a War with Franceを提出し、その中で、「陛下がフランス国王と戦争を始めることが適切であると考える時、われわれは議会的方法で、陛下が(全能の神が陛下に与える保護と祝福の下で)その戦争を完遂しうるのを可能にするような援助を陛下に与えること」を約束した<sup>113)</sup>。この「本院が援助を与える保証」によって鼓舞されて、5月7

---

<sup>112)</sup> An Act for an Additionall Duty of [Excise] upon Beere Ale and other Liquors (1 Will. & Mary, Sess. 1, c. 24).

<sup>113)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066,*

且、「陛下がフランスとの戦争宣言を發する」ことを、枢密院議員の1人であるハムデンが本院に知らせた。こうして「対フランス＝ファルツ継承戦争」が開始したのである<sup>114)</sup>。

これを受けて10日、本院によってすでに議決された金銭を調達する方法を審議し、また更に海軍のための議定費の審議を進めるため、全院委員会に移行して審議し、その報告に基づいて、本会議は「従来の特定金額をカウンティ「割当」によって割当＝査定する援助金譲与とは異なり」、1年間、「ポンド当たり税率」による援助金譲与を次のように決議した。

すなわち、「現在の本当の価値 present true intrinsic Value に従って、市、バラ、町における全ての土地と家屋に対して、1年間、ポンド当たり12ペンスの臨時税 Subsidy が陛下に譲与されること；同様に、世帯道具と家畜以外の全ての人的財産に対して；及び陸軍と海軍での軍務職以外の役職と利益ある雇用に対して、本当の年利益 true yearly Profit に従って、1年間、ポンド当たり12ペンスのそれが譲与されること」、と。課税対象が、このように(1)土地と家屋、(2)人的財産、そして(3)役職の3種類であることに留意しておきたい。

続いて13日、そのための法案を法務長官と法務次官が「作成し」上程することを命じた。これを受けて23日、「議定費法：地租」として、法案が提出され、それが6月17日、庶民院を通過し、20日、修正等なしに貴族院を通過して、表4-1に表示したように、6月22日、「王国の必要な防衛のため、1年間、ポンド当たり12ペンスの援助金を両陛下に譲与するための法律」<sup>115)</sup>として成立した。

---

*to the Year 1803, Vol. V, p. 234.*

<sup>114)</sup> この対フランス戦争宣言に続いて、表4-1に表示したように、5月24日、いわゆる「非国教徒寛容法」Act of Toleration が制定されたので、その背景ないし理由について指摘しておきたい。

同法、正式には「イングランド教会に同意しない陛下のプロテスタント臣民を一定法律の刑罰から免除するための法律」An Act for Exempting their Majestyes Protestant Subjects, dissenting from the Church of England, from the Penalties of certaine Lawes (1 Will. & Mar., c. 18) は、その前文が明記するように「陛下のプロテスタント臣民を統合するための効果的手段」として制定され、その第XIV条は「ローマ・カトリック教徒等は本法の利益から除外される」ことを規定していた。従って、同法は、第一義的には、対フランス戦争遂行（加えて、アイルランド鎮定）のために制定された、と理解しうる。

従って、このような対フランス戦争遂行の背景＝意図を全く無視して、例えば「信仰の自由を法的に確定した」（浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店、1987年、178頁）という理解については、見直しが必要ではあるまいか。

<sup>115)</sup> An Act for a Grant to Their Majestyes of an Ayde of Twelve pence in the Pound for One Yeare for the necessary Defence of Their Realmes (1 Will. & Mary, Sess. 1, c. 20).

こうして（防衛のための議定費議決に対応して）「1年間」を限度とする「ポンド当たり12ペンスの援助金」譲与法が制定されたのである。

同法は、課税対象と税率について、最初の制定する条項では「（負債等の支払後の）人的財産に対して、その年利益 yearly Profit に従って£当たり12ペンス [=5%]；すなわち、このような財産の価額100ポンド毎に6シリング」であること、続いて第II条「役職に対して20シリング毎に12ペンス [=5%]」、また第III条「土地、鉱山の賃借料 Rents of Lands, Mines, 10分の1税 Tythes 等に対して20シリング毎に12ペンス [=5%]」であることを規定する。

さらに、「貴族」身分の自己課税権との関連では、第V条「両陛下が本法を実施するための[査定]委員会を任命する」旨を規定しており、そのため、貴族院では貴族の自己課税権が問題にならなかったことに留意しておきたい。加えて、借入条項として、第XXIV条「人は本法に基づいて国王に金銭を7%で貸付けてもよい、このような金銭は査定されない」ことを規定していた<sup>116)</sup>。借入利子として、今や7%が必要であった。

＜アイルランド鎮定のための人頭税法の成立（5.1）と、追加的人頭税法案をめぐる貴族院との対立（5.31，法案放棄）に至る経緯＞

最後に、アイルランド鎮定のための人頭税法の成立と、それに続く法案との関連で発現した「貴族」の自己課税権をめぐる両院の対立の経緯を検討しておきたい。

まず、3月8日、貴族院で国王は、援助金を求める「勅語」の中で、「アイルランドの嘆かわしい状態」の鎮定に20,000人以下でない騎兵と歩兵が必要であること、また費用が多額になることを告げた。これを受けて庶民院では、21日、全院委員会での審議後、その報告に基づいて、「アイルランドを鎮定するため議定費が陛下に与えられる」旨の動議が出された。翌22日、この動議に基づく全院委員会審議の報告を受けて、本会議は、アイルランド鎮定の議定費について、次のように決議した。

すなわち、

決議1「アイルランド鎮定のため、6ヶ月間、22,330人の兵士と士官の維持及

---

<sup>116)</sup> この「ポンド当たり12ペンスの援助金」(First aid for 12d. In the Pound for 1689)の税收結果は、£496, 108. 6s. 1d. であった。Cf. A. Browning, ed., *English Historical Documents 1660-1714*, 1966, p. 339.

び同一に属する臨時出費のための、£ 302, 361. 17s. 10と1/2d. の金額の議定費が陛下に与えられること」,

決議2「前述の金銭賦課と軍隊輸送のため£ 27, 451. 13s. 4d. の金額の追加的議定費が陛下に与えられること」,

決議3「前述軍隊の使用のため、兵站部による大砲その他必要品の支給のため、£ 81, 935. 17s. 3d. の金額の追加的議定費が陛下に与えられること」,

決議4「その後、もしもアイルランドでの戦争が長く続くならば、更に6ヶ月間、前述軍隊に支払うため、また臨時出費のため、同様な£ 302, 361. 17s. 10と1/2d. の議定費が譲与されることが必要であること」、と。

決議1～3の合計額は、約£ 411, 747である<sup>117)</sup>。

この議定費の議決を受けて、4月4日、アイルランド鎮定のため、陛下に与えられる議定費を調達するための方法を審議する権能を付与された全院委員会の報告に基づいて、本会議は「アイルランドを鎮定するため、税が人頭税法案によって陛下に与えられること」を決議した。続いて、人頭税法案を構成する諸項目を審議するため全院委員会に移行して審議し、その決議報告に同意したのち、本会議は「法務長官と法務次官が、前述の諸項目にもとづいて、前記法案を作成し；迅速に本院に提出すること」を決議した。

これを受けて13日、人頭税法案が提出され、それが26日、庶民院を通過した後、貴族院に送付されたのであるが、貴族院での同法案審議において、特に注目しておきたいことは、同26日、法案の第1読会が読まれたのち、翌27日、法案の第2読会と第3読会が読まれ、どんな修正等もなしに、「法案が通過すること」が可決されたことである。従って、この人頭税法案の場合、王政復古期における1660年法及び1667年法の場合<sup>118)</sup>と異なり、また同様な1678年法の場合<sup>119)</sup>

---

<sup>117)</sup> このようなアイルランド鎮定のための議定費審議と並行して、表4-1に記載しておいたように、4月3日、(後述する)最初の「抗命処分法」が制定されたことに留意しておきたい。

<sup>118)</sup> なお、この1667年人頭税の税収結果は£ 246, 000であった。Cf. G. D. Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688*, Oxford, 1975, p. 181.

<sup>119)</sup> すなわち、1678年3月20日に成立した「陛下がフランス国王と実際に戦争するのを可能にするため人頭税その他によって金銭を調達するための、またフランス商品を禁じるための法律」An Act for raising Money by a Poll and otherwise to enable His Majestie to enter into an actual Warr against the French King and for prohibiting severall French Commodities (29 & 30 Charles II, c. 1)であるが、同法においても、貴族院の修正により、貴族の自己課税権能を表示する条項として、とりわけ、第XXIII条「貴族は本

とも異なり、「貴族」の自己課税権を表現する修正条項は挿入されなかったのである。(このことが続く法案での両院間での対立点の1つになることに留意しておきたい。)

このようにして法案が両院を通過したのちの5月1日、庶民院議長は、貴族院で法案を陛下に提出する際の演説の中で、庶民院が「アイルランドの嘆かわしい状態」を真剣に審議し、この「王国を鎮定する必要性」、そのための「多額の経費」を認めて、この「人頭税法案」による援助金を「この要求に基づいて即金を調達する最も迅速で効果的な方法」と見做して、譲与すること、更に「継続する限り戦争費用に比例するような追加的援助金を支給することを約束する」旨を表明した。続く裁可を受けて法案は、表4—1に表示したように、同日、「アイルランドを鎮定するため、人頭税及びその他によって金銭を調達する法律」<sup>120)</sup>として成立したのである。

同法は、課税対象と税率について、最初の制定する条項では、人的財産の価額「100ポンド毎に10シリング」[当時の最大利子6%での仮定年利得6ポンド当たり10シリング [=約8%]] であること、また第II条「先の[1689年3月21日に成立した]法律1 W. & M., c.3の月割査定税を支払う公的役職の場合、その役職の利得のポンド当たり12ペンス [=5%]」、「月割査定税を賦課されない公的役職の場合、その役職の利得のポンド当たり3シリング [=15%]」と規定する。

また貴族の査定額について、第V条「貴族等による支払の査定額」では、王国に居住する公爵£50、侯爵£40、伯爵£30、子爵£25、男爵£20等と、また第VII条「高位聖職者による支払の査定額」では、大司教£50、司教£20、首席司祭£10等と規定する。

更に、「(「貴族」の自己課税を表現する条項の代わりに) 人的財産等の査定「委員会」について、第XII条「先の法律1 W. & M., c.3下の一定の委員が本法下の委員会となる」として、具体的には「前述のように限定された各金銭額のヨリよい査定と賦課のため、また本法のヨリ効果的な執行のため、[1689年3月21日に成立した]現在の援助金を両陛下に譲与するための法律と題された現議国会

---

法で指名される人々によって査定される」こと、及び第XXIV条「貴族の税は貴族達によって指名される徴収者によって受領される」ことが規定されていたのである。なお、この1678年人頭税の税收結果は£261000であった。Cf. G. D. Chandaman, *op. cit.*, p. 188.

<sup>120)</sup> An Act for raising Money by a Poll and otherwise towards the Reduceing of Ireland (1 Will. & Mary, Sess. 1, c. 13).

期の法律 [1 Will. & Mary, c. 3 ] によって、委員会であると指名された人々のうち、イングランド国璽の下で前記両陛下によってその目的のために指名されたような人が本法を執行するための委員会となる」ことを規定している。(この規定について、後述する「追加的人頭税法案」をめぐる貴族院との対立の中で庶民院が言及してくるので留意しておきたい。)

また借入条項として、第XXV条「本法の信用に基づいて [収入見積りである] £300,000 を超過しない金銭を貸付ける人が [7%の利子付きで] 貸付割符を受ける」ことを、「海軍又は兵站部に財貨を支給する人がその[納品]証明書に基づいて支払指図書 Warrant for Payment を受ける」こととともに規定している<sup>121)</sup>。

この1689年人頭税法成立に続いて、翌2日、庶民院においては、この「継続する限り戦争費用に比例するような追加的援助金を支給する」べく、「追加的人頭税のための法案」が上程され、6日、その第3読会が読まれた後、本会議は、「法案が通過すること；また表題が『「アイルランドを鎮定するため、人頭税その他によって金銭を調達するための法律』と題された法律に対する追加的法律」であること」を決議した。

続く貴族院でのこの「追加的人頭税法案」審議について、封建王政以来の「貴族」の自己課税権との関連で注目していきたい。

まず8日、貴族院で法案の第1読会と第2読会が読まれたのち、「法案が次の

---

<sup>121)</sup> この1689年人頭税の税収結果は、£288,438.2s.1.5d.であった。Cf. A. Browning, ed., *English Historical Documents 1660-1714*, 1966, p. 340.

なお、「人頭税」が人的財産と公的役職にも課税する点で、先の「ポンド当たり12ペンスの援助金」等と類似しているのであるが、後者の場合、厳格な査定上の困難性のために、結果として人的財産は非常に過少査定され、また土地は異なる地区で非常に異なる査定額を支払うことになったので、それに対する「補充税」Supplemental Taxes が、「人頭税という不正確な名称」inaccurate name of Poll Taxes によって、殆ど毎年譲与されてくることに留意しておきたい。Cf. W. Kennedy, *English Taxation 1640-1799: An Essay on Policy and Opinion*, London, 1913, p. 45.

また、この時期の「人頭税」については、「地租」とは対照的に、わが国で研究が殆ど全く欠落しているのであるが、具体的内容とその相互比較のためには、T. Arkell, “An Examination of the Poll Taxes of the Later Seventeenth Century, the Marriage Duty Act and Gregory King”, in *Surveying the People: the Interpretation and Use of Document Sources for the Study of Population in the Later Seventeenth Century*, edited by Kevin Schurer and Tom Arkell, 1992, pp. 146-151 に掲載の表を表示した後掲の表7「人頭税一覧」参照。



貴族〔28人の全院委員会〕に付託されること」が命じられた。翌9日、その審議報告として、デラメア Lord Delamer は、「貴族自身の指名する委員会 Commissioners によって貴族に査定し課税するため、また貴族の査定と税を受領する徴収官 a Collector を指名するため、同様な場合における以前の先例に従って、小修正をして1条項を作成した」ことを報告し、それが「同意」されたのち、「法案が修正付きで第3読会を読まれること」が命じられて通過し、庶民院に返付された。

これを受けて、同9日、庶民院は、貴族院の修正条項、すなわち「貴族院が彼らの役職及び人的財産権に関して自ら査定するための委員会を任命するための；また彼らの査定額 Assessment を受領する徴収官を任命するための、条項を挿入すること」に「本院が同意する」ことを「否決」したのち、「(リー Sir Tho. Lee 他11人又はそのうち3人からなる)委員会が、本院が前述修正で貴族院に同意しない理由を作成するために任命されること」を決議した。

そして15日、同委員会からの報告として、ウィリアムズ Sir W. Williams は、『アイルランドを鎮定するため、人頭税その他によって金銭を調達するための法律』と題された法律に対する追加的法律と題された法案に対する修正で貴族院に同意しない諸理由を、(後述する「庶民院の古来の疑いのない権利」の観点から)実に長文であるが、次のように報告した。すなわち、

(1) 貴族院は、次の条項、すなわち、貴族院が彼らの役職及び人的財産権に関して自己査定する委員会を指名し、…そして彼らの査定額を受領する徴収者を指名するための条項を挿入する。

(2) 貴族院は、本法案におけるこの条項によって、アイルランドを鎮定するため人頭税その他によって金銭を調達するための現議会のもう1つの法律〔=5月1日成立の人頭税法〕において、彼らの役職及び人的財産権のために貴族を査定する人々を指名する；…また更に、王国の貴族が人頭税によって金銭を調達するため前記法律によって賦課される税が貴族によって指名される徴収者によって受領される；この徴収者は同一物を陛下の財務府受領部に払い込むことを宣言する。

(3) 人頭税によって金銭を調達するための前記法律は、アイルランド鎮定のため国王と女王への援助金のために、王国の臣民に対する金銭の調達と賦課のための法律である；また議会で臣民に対して調達又は賦課される全ての金銭、援助

金及び税は、議会における庶民院の譲与 Gift and Grantであり、議会における庶民院によって贈与される；また常に、憲法と古来のコースと議会の法によって、またイングランドの庶民院の古来の疑いのない権利によって、議会における庶民院の単独の完全なる譲与 Gift, Grant and Presentであったし、あるべきであり、また庶民院が同一物を命じ、限定し、指定し、また修正するように、公的サービスと政府の使用のために、設定、査定、調達、徴収、支払、賦課、そして報告される；また貴族院はどの部分であれ庶民院のこのような譲与、限定、指定又は修正を変更すべきでない、或いは臣民の軽減のためであれ、変更又は修正なしに、全体として同一物を通過又は否決する以外、このような法案に異議を差し挟むべきでない。国王と女王たちが、憲法と議会の法によって、庶民院からのこのような譲与を全て受ける、又は全て断つ；一部を受け一部を断ち得ないように；貴族院は減少又は変更なしに全てを通過させるか全てを否決すべきである。

(4) 貴族院は、この条項で憲法、古来のコース、議会の法に反して、彼らの役職及び人的財産権のために区別なしに全ての貴族を査定するため、この条項で一定の貴族たちを委員会に指名することによって、この法案において多くの実質的変更を制定するだろう：この法案では誰であれ人又は人々を査定するために、どんな委員会も庶民院によっては指名されず、法案が表現するように、委員会を指名することを国王に委ねているのに対して。またこの条項は貴族が別様には査定されないことを制定する；これはこの法案における庶民院による査定の方法を排除する。

(5) また、法案——そこでは貴族の役職及び人的財産権は、関連と言及があるとしても、決して賦課されないのだが——に挿入された1条項で、単にこの現議会で既に可決されたもう1つの法律における課税と手続きの方法を変更するのみならず；この条項で提案された変更又は修正なしに、聖俗貴族の同意によって通過したまさにあの法律をも変更する。…

(6) また、この条項は、貴族のための徴収者の指名で、また彼らの税の財務府への支払で、既に通過した前記法律を変更する：この新しい手続きの方法は、もしも承認されるならば、援助金と議定費を国王に譲与する上で、またこのような譲与における議会のコースで、庶民院の古来の疑いのない権利を非常に弱めるに違いない；また議会における庶民院の権利に反対して、以後、先例になるかもしれない、と。

このような「庶民院の古来の疑いのない権利」の観点からの報告に対して、本会議 [=仮議会] は、[そのまま議決=同意することなく]「前記理由が同一委員会に再付託」されることを決議し、また、新たに「3人が追加される」ことを命じた。また18日には更に「法務長官、法務次官、その他 2人が加えられること」を命じた。

こうして22日、今度はリトルトン Sir Thomas Littleton が同委員会からの報告として、同じく「法案に対する修正で貴族院に同意しない諸理由」を、実に簡潔に、次のように報告した。すなわち、

「その条項に庶民院は同意しない。1、けだし、今問題の法案は庶民 Commoners のみに課税する故に。2、けだし、すでに通過した人頭税法案は、すべての貴族階級 Nobility に課税することを十分に規定した；それに貴族院は同意していた故に」と。

先の憲法的観点から、今や、単なる審議技術的な観点に限定されるに至ったといえよう。

同22日に開催された両院協議会で庶民院はこの「同意しない諸理由」を提出したのである。

それに対して、同日、貴族院では、ノッティンガム Earl of Nottingham から「追加的人頭税法案についての協議会の報告」を受けたのち、貴族院はこの条項を削除することで「庶民院に同意しない」こととした。

そして24日、「追加的人頭税についての協議会のための諸項目」のため、(8人の) 貴族 [からなる委員会] を、本院が追加的人頭税法案において本院によって作成された条項を削除することで庶民院に同意しない理由を作成するために任命した。翌25日、同委員会からの報告として、サルム司教 Lord Bishop of Sarum は、「貴族院が追加的人頭税法案に対する修正を主張する諸理由」を次のように報告した。すなわち、

(1) 同一会期に通過した他の法律で、省略された、或いは悪く表現されたものについて説明的法律を通過させることは議会の普通のコースであること：またその種の1つがこの現会期に通過していたこと。

(2) 庶民院は、この法案でサージャント・イン Serjents Inn、及びインズ・オヴ・コート Inns of Court [法曹学院] とインズ・オヴ・チャンサリ Inns of Chancery [アトニー法曹院] を取扱うこと、それらはそれ自身の成員たちによつ

て査定されるべきであること；またそれらとイングランド貴族の間にどんな区別もないので、貴族は彼ら自身の院にいるもの以外によって査定されるべきではないこと。

(3) 貴族院は、アイルランドを鎮定するため通常ならざる熱意から、(この人頭税法案は庶民院から余りにも遅く送付されたので彼らはその全ての部分を熟考する十分な期間を持たなかった、たとえかくも急迫した必要がそれを許したであろうとしても) この不作為 Omission をした；それは、その理由のために貴族院の侵害 Prejudice にすべきではない；それは彼らの疑いのない権利であり、それは以前の全ての人頭税法案で保持されている；また特に、チャールズ2世の治世29年に通過した最近の法案〔1678年3月20日成立の「陛下がフランス国王と実際に戦争するのを可能にするため人頭税その他によって金銭を調達するための、またフランス商品を禁じるための法律」(29 & 30 Charles II, c. 1)〕において；その法案の但し書は今提出された但し書と同一の用語で表されたこと、と。

これらの理由に、本院は「同意」した。

27日に開催された両院協議会で、貴族院はこの「修正を主張する諸理由」を提出したのである。

これに対して、31日に開催された自由協議会からの報告として、庶民院でリトルトンは、まず、「庶民院が追加的人頭税法案に提案された条項を追加する貴族院に同意しない諸理由を主張した」ことを報告した<sup>122)</sup>。続けて、リトルトンは、同じく自由協議会からの報告として、貴族院について、次のように報告した。

---

<sup>122)</sup> その内容は基本的には繰り返してであり、実に冗長ではあるが、次のように報告した。すなわち、

(1) この〔現〕追加的人頭税法案において、庶民以外の誰も課税されなかった；それ故、貴族院は、その法案に介入して、貴族に課税しない法案で貴族に課税する委員会を指名するどんな理由も持たないと推断すること。

(2) 通過され、貴族院によって同意された〔5月1日成立の〕以前の人頭税法案において、彼らに課税する委員会の指名の欠如のための不作為はなかった。しかし、この〔5月1日成立の〕他法案の通過時に、両院の同意によって、その〔委員会〕指名が国王に委ねられた；実にそのように抑制されたので、国王は彼ら〔委員会〕を〔先立つ3月1日成立の〕援助金法における委員会の中から指名することになった。しかし、彼ら〔委員会〕は全国王臣民、貴族と庶民に課税することになった。また貴族院はその法案を通過させたので、庶民院は、彼らがこの事柄で自ら結論を出していたと考えた；また貴族院が続く法案で以前の法案の欠陥を埋め合わせると考えることは困難だったこと。

(3) 貴族院は次のように言った、彼らは急迫する要求という理由により、迅速な処理を

すなわち、ロチェスター Earl of Rochester が貴族院のためにそれを運営し、そして次のように言った、「彼が最近の自由協議会から、庶民院によって与えられた諸理由と彼ら自身のそれを彼らの院に報告した。それに対して、同一物を審議し、貴族院は彼ら自身の諸修正に固執する決議に至った。またロチェスターがその理由を与えた；というは、彼は言ったのだから、以前の人頭税諸法案では、貴族院は彼ら自身の委員会を指名する権利をもったので。尤も、彼らはこの以前の法案を迅速に処理する熱意からそれを省いていたのだが。だが彼はその後に言った、庶民院がこの追加的法案において、他法案における以外の委員会が作られるように配慮したので、それを口実として彼らは彼らの権利を回復し始めた；そして彼らはこの条項に固執していた」と。

この報告を受けて、庶民院本会議は、「本院は貴族院によって提案された修正なしに、法案に固執すること」を決議した。また、それを貴族院に知らせる書信 Message を今や貴族院に送付することも。

これに対して、同 31 日、貴族院では、「追加的人頭税法案についての協議会の報告」として、ロチェスターは報告した。庶民院は自由協議会で主張する、追加的人頭税のための法案に対する貴族院修正の承認は、ある方法ではその税のための法案を撤廃するだろう；またそれ故に貴族院の修正には同意しない、と。この報告を受けて、貴族院は、「本院は修正に固執すること；またこの決議がある自由協議会で表明されること」を命じた。

これに対して同 31 日、庶民院は貴族院に対して、「庶民院は追加的人頭税法案における貴族院の修正に同意しないことに固執すること」を知らせた。

---

与えたいと望んで、不適切にもこの以前の法案を通過させていたこと。また彼らは、それによって委員会を指名したかもしれないところの多数の先例をもった；しかし、彼らはそれを以前の法案では看過した、またそれが彼らの侵害になると考えることは困難だった、と。

(4) 庶民院は次のように回答した、もしもこのような不作為があったので委員会がまったく指名されていなかったならば、庶民院は、貴族が課税されないことよりもむしろ、貴族が委員会を指名することに同意していただろう。しかし、その時までには委員会があった；また庶民院は、それがその法律を撤廃するのに大いに役立つと考えた；というの、以前の人頭税法案で指名された委員会は、おそらく、彼らの役職に基づいて指名され、そして貴族に課税しただろうが故に。それ故に、もしもこれらの委員会が、その法律が有効でありまた貴族院が同意したように、彼らに課税する権限をもつならば、庶民院は、それは、少なくともその程度にまで、あの法律の撤廃であろうと考えた；というの、以前の法律によって権限をもつ、彼らの権限は止むに違いない故に。・・・総じて、庶民院は貴族院に、かれらが同意するかしないかを審議することを委ねた、と。

以上の経緯を経て、庶民院は、結局、この追加的人頭税法案を「放棄」したのである<sup>123)</sup>。庶民院が「庶民院の古来の疑いのない権利」を貴族院の修正に対して断固として主張してくるためには、仮議会ではなく、選挙による新議会が必要となるのである。

## (2) 仮議会第2会期 (1689年10月19日～1690年1月27日) 及び第2議会第1会期 (1690年3月21日～5月23日) : 1690年度予算審議

名誉革命 (=新国王と女王の即位) 後の 1689 年度予算審議において導入されはじめたところの、庶民院の要求による 1689 年度海軍「歳出予算」の提出、対フランス戦争宣言後、それに対する「1年間援助金譲与法」の制定という、いわば年度毎の予算審議過程は、その後、「対フランス=ファルツ継承戦争」(及びアイルランド鎮定戦争)の本格化とともに、どのように進展してくるのであろうか。続く、仮議会第2会期 (1689年10月19日～1690年1月27日) 及び第2議会第1会期 (1690年3月21日～5月23日) を一括して、1690年度予算審議として検討していきたい。

### [A] 仮議会第2会期 (1689年10月19日～1690年1月27日) の場合

〈勅語と£2,000,000の「信用議定費」の議決〉

1689年10月19日、貴族院での会期開始の「勅語」の中で国王は、前年度会期に求めた「多額の議定費」が「諸君の助言と援助の保証を得て私が始めた戦争を遂行する」目的のためであったことを指摘したうえで、「次年度のため、戦争費用として与えるのが適切である」ものが迅速に決定されることを求めた。加えて「すでに与えたものからどれほど金銭が使われたのか」を確信させるために「会計 Accounts を諸君に提出させることを命じた」ことも知らせた。

これを受けて24日、庶民院では全院委員会審議の報告に基づいて、「本院は陛下をアイルランド鎮定で、また海外で同盟者とともに対フランス戦争の強力な遂

---

<sup>123)</sup> W. R. Ward, *English Land Tax in the Eighteenth Century*, 1953, p. 17.

行で援助すること」を決議したのち、「議定費が陛下に与えられる」旨の動議が出された。それに基づいて本会議は、まず「大蔵委員会 Commissioners of the Treasury の1人であるケーペル Sir Henry Capell が昨年度の軍事費用の会計を提出すること」を命じるとともに、枢密院顧問官であるような議員による国王への「上奏文」Addressとして、「次年度のための軍事計算書 a State of the War が本院に提出されるべく作成することを陛下が命じること」を決議した。このように庶民院が上奏＝要求したことに留意しておきたい。

こうして翌11月1日、まず、ケーペルが本院に、歳入によって生じる金銭と、前渡金によってそれから支出した金銭について2つの会計（すなわち、1つは1688年12月28日から1689年6月24日までの会計、他は1689年6月24日から9月29日まで会計）を提出した。次に、王命によるとして、ラネラ Earl of Ranelaghが本院に、「地上軍について次年度陸軍計算書」State of the War for the ensuing Year（すなわち、イングランドでのイングランド軍のため、イングランドでのオランダ軍のため、オランダでのイングランド軍のため、アイルランドでの軍隊のためのもの）を提出し、リー Sir Thomas Lee が本院に、「次年度海軍計算書」State of Navy for the ensuing Yearを提出し、そしてグッドリック Sir Henry Goodrickが兵站部計算書を提出した<sup>124)</sup>。これらの計算書のすべてが読まれた。さらに、本会議は「(シーモア Sir Edw. Seymour他55人からなる)委員会が、昨年度軍事経費を検討し本院に報告するために設置されること」を決議した。

翌2日、議定費についての全院委員会審議の報告に基づいて本会議は、「アイルランドの鎮定に、また次年度、海外同盟者ととも海上と陸上双方で対フランス戦争の強力な遂行に加わるために、£2,000,000の金額を超えない議定費が両陛下に与えられ、公的収入に加えられること」を決議した。こうして、初めて、(使途を限定しない、一括額での)いわゆる「軍事信用議定費」War Vote of Credit<sup>125)</sup>が議決されたのである。

#### 〈議定費(調達)の議決〉

続いて、その財源について、陛下に譲与された議定費を調達する方法を審議するための全院委員会の審議報告に基づいて本会議は、7日の人頭税に関連する決

---

<sup>124)</sup> ただし、これらの「計算書」に関する数量的記載は、依拠している『庶民院議事録』には全くないので、金額等は不明である。

<sup>125)</sup> Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 687.

議<sup>126)</sup>に続いて、9日には、地租に関連する決議を次のように決議した。すなわち、「両陛下に与えられる議定費を調達するため、£1,400,000を超えない金額が土地に賦課されること」、「土地に賦課される金額はポンド当たり税率 a Pound Rateの方法によって調達されること」、「前記ポンド当たり税率は、ポンド当たり12ペンスの援助金のための [=1689年6月22日成立した] 最近の法律によって賦課された全ての人と財産権に対して、[カウンティ] 割当ての負担と一緒に、1年間、ポンド当たり2シリングであること」等を決議し、加えて、「法務長官と法務次官が前記決議に基づいて諸法案を作成し上程すること」を命じた。

この決議に基づいて、19日、「1年間、ポンド当たり2シリングの援助金を両陛下に譲与する法案」が提出され、翌20日にその第2読会が読まれた後、全院委員会に付託されたのであるが、その審議報告に基づいて、22日には、査定委員会に関して、本会議は「本院議員が、[査定委員として] 仕えるカウンティと場所の名称及び陛下に譲与されるポンド当たり2シリングの援助金を査定する委員 Commissioners であるのが適切であるような人の目録を提出すること」を決議した。

#### 〈法案審議と12月16日「ポンド当たり2シリングの援助金」譲与法の成立〉

---

<sup>126)</sup> 人頭税に関する決議について、具体的にいえば、決議1「アイルランド鎮定とフランス戦争遂行のため、両陛下に与えられる議定費を調達するため、人頭税が見直しされること」、決議2「同一法案において、20シリングの税が純人的財産£300に値する全ての店主、商人、細工人に賦課されること」、決議3「前記議定費を調達するため、£100,000の税がユダヤ人に賦課されること」であり、続いて「法務長官と法務次官が前述決議に基づいて諸法案を作成し上程すること」を命じた。

更に、貴族の自己課税権との関連で付言しておくならば、この決議に基づいて提出された法案が、翌1690年1月27日、「両陛下に譲与された最近の人頭税の見直しのため、及びアイルランド鎮王のための追加的人頭税のための法律」An Act for Review of the late Poll Granted to Their Majestyes and for an Additionall Poll towards the Reduceing of Ireland (1 Will. & Mary, Sess. 2, c. 7) として成立したのである。その裁可に先立ち、陛下に同法案を提出する演説の中で、庶民院議長は次のように法案を説明した。すなわち、「庶民院は、以前に陛下に議定費を人頭税の方法によって譲与しました、またそれを査定するために任命された人々によって王国の種々の部分で非常に不公正に執行されたという不平を受けたので、彼ら [庶民院] はその見直しのための法案を、以前の法律で省かれた人々に対する新税とともに、作成しました。また委員会の指名を陛下に付託しましたので、陛下が本法でその任務に用いられる人々が、全ての人が彼の正当な割当てにしたがって査定されるべく、厳密に配慮するように命令することを望みます、と。

要するに、本法の場合、「委員会の指名を陛下に付託」する旨を規定していたので、貴族院は修正なしに同法案を通過させたことに留意しておきたい。



続いて、譲与金からの支出の特定割当に関して、12月7日、本会議は「前記法案によって与えられる金銭のある部分を、水兵に支払うことと海軍のための糧食と備品を支給することに割り当てる条項が導入されること」を決議し、加えて「サシュヴェレル Mr. Sacheverell と法務長官がこのような条項を作成し上程すること」を命じた。そして9日には、具体的に、「割り当てられる金額の空白は£400,000で埋められること」、「水兵に支払うために割り当てられる金額の空白は£200,000で埋められること」、「海軍のための備品を支給するために割り当てられる金額の空白は£100,000で埋められること」、そして「前記条項が法案の一部にされること」を決議した。こうして特定の割当条項が挿入されてくるのである。

このような法案が11日に庶民院を通過し、続いて14日には貴族院を修正なしに通過したので、16日、貴族院で庶民院議長が陛下に法案を提出したのであるが、その演説の中で、法案について次のように説明した。すなわち、「庶民院は、陛下が今従事する戦争の遂行のために担う多額の必要な経費を考慮して、今会期の最初の会合で、全院一致で両陛下に£2,000,000の議定費を譲与することに同意しました。その最大部分を、この必要のために現在金銭を調達する最も迅速で効果的な方法として、彼らは彼らの土地に賦課することを決定しました」と。同日、同法案が「1年間、ポンド当たり2シリングの援助金の両陛下への譲与のための法律」<sup>127)</sup>として成立したのである<sup>128)</sup>。

この「ポンド当たり2シリングの援助金」譲与法は、課税対象と税率について、最初の制定する条項で「人的財産の年価値 yearly Value に対して1年間、ポンド当たり2シリング [=10%]」の譲与、また第II条「(陸軍と海軍役職等を除き) 役職者とその書記はその手数料又は利得に対してポンド当たり2シリング [=10%] を支払う」こと等を規定する。

---

<sup>127)</sup> An Act for a Grant to Their Majestyes of an Ayd of Two shillings in the Pound for One Yeare (1 Will. & Mary, Sess. 2, c. 1).

<sup>128)</sup> 同16日、表4-2に記載したように、続いて「権利章典」が制定されたのであるが、裁可に先立ち庶民院議長は次のように言及していることを付記しておきたい。

すなわち、「同様に彼ら [庶民院] は彼らの権利と自由を宣言する法案に同意しました、それ [=権利と自由] は故 [ジェームズ2世] 治世で非常に犯されました；陛下に、裁可によってそれに生命を与えることを望みます、単に以後同様な企図から彼らにとつての担保としてのみならず、全ての子孫にとつて、解放を陛下に負うことからの持続的な記念碑となるように」と。

また借入条項として、第XXV条「金銭が本法を担保にして年間7%で国王に貸付けられてもよい」ことを規定している。

更に、特定の割当条項として、第XLVIII条は、財務府の役人が£400,000に関する会計を別に記帳すること、また大蔵委員会がその金額の支出のための指図書 Warrants等に署名することに関する規則を規定する。続く第XLIX条は、海軍財務官 Treasurer of Navyがこのような£400,000をその他の金銭から別個に記帳し、それを海軍の主要役人等の指図書によって支出し支払うことを規定する。さらに第I条は、海軍委員会 Commissioners, &c. of the Navyが指図書又は海軍証書を、金銭が割り当てられる以外の目的のため、またこのような指図書又は海軍証書で表明される用途以外のために発行しないことを規定する。従って、先に確認した王政復古期の1667年査定税法に続き、革命後においても、援助金譲与法という同じく直接税法において、厳格な特定の割当条項が規定されていることを確認するのである<sup>129)</sup>。

〈1690年1月16日「ポンド当たり12ペンスの追加的援助金」譲与法の成立〉

ところで、本法は、「両陛下に与えられる議定費を調達するため、£1,400,000を超えない金額」を調達するべく決議=提案されていたのであるが、その後、不十分であることがわかったので、翌1690年1月3日、財源に関する全院委員会審議に基づいて、本会議は「陛下に与えられる議定費を調達する更なる手段として、『1年間、ポンド当たり2シリングの援助金の両陛下への譲与のための法律』によって賦課される、全ての人と財産権に対して、1年間、ポンド当たり1シリングの更なる金額が賦課されること」を決議し、それに基づく法案が、13日に庶民院を通過し、続いて16日には貴族院を修正なしに通過したので、同日、貴族院で庶民院議長が陛下に法案を提出したのであるが、その演説の中で、法案について次のように説明した。すなわち「庶民院は、現年の国務のため、土地に対する£1,400,000の金額を陛下に譲与する以前の決議を公正に考慮して；またなしうる最良の見積りによって、既に与えたポンド当たり2シリングがその金額に達しないことを知りましたので、全院一致で、更にポンド当たり12ペンスの追加的税を賦課することに同意しました。それが、他の法律が調達する不足分を十分に支給することを望みます」と。

---

<sup>129)</sup> この「ポンド当たり2シリングの援助金」(2s. aid for 1690)の税収結果は£1,015,732.2s.7d.であった。Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 339.

こうして、同法案が、同日、「1年間、ポンド当たり 12 ペンスの追加的援助金の両陛下への譲与のための法律」<sup>130)</sup>として成立したのである。同法は、先の「ポンド当たり 2 シリングの援助金」に対する「ポンド当たり 12 ペンスの追加的援助金」の譲与を規定するとともに、借入条項として、第VII条「人は本法に基づいて国王に金銭を年間 7% で貸付けてもよい、このような金銭は査定 [=賦課] されない」ことを規定している。借入利子として 7% が必要であった<sup>131)</sup>。

[B] 第 2 議会第 1 会期 (1690 年 3 月 21 日～5 月 23 日) の場合

〈新議会での勅語、担保条項付き国王収入の議決、及び £ 1, 200, 000 の信用議定費の議決〉

1690 年 3 月 21 日、「選挙」後の新たな第 2 議会<sup>132)</sup>第 1 会期の会期開始の「勅語」の中で、国王は、「アイルランドのより迅速な鎮定」と「(対フランス) 戦争を迅速かつ強力で遂行するのを可能にする援助」のために、(国王収入について)「直ちに収入設定 a Settlement of the Revenue をすること」を求めるとともに、(議定費について)「即金 ready Money (それ無しには、任務は果たされえない) の調達のために、もしもより迅速ないし適切な方法が見つけれないならば、それをこの緊急事態において、私と同様に諸君にも有益であるような信用資金 a Fund of Credit にすることで満足する」旨を表明した。国王からのこの「信用資金」要求に対して、新議会＝庶民院は具体的にどのように対応してくるのであろうか、注目していきたい。

「勅語」を受けて、26 日、庶民院で「議定費が両陛下に譲与される」旨の動議が出され、翌 27 日、それに基づいて全院委員会に移行し、大蔵大臣ハムデンが委員長席に就いて審議し、その報告を受けて本会議は、「陛下が迅速かつ強力で対フランス戦争を遂行し、またアイルランドを鎮定するための議定費が両陛下に与えられること」を決議した。翌 28 日、この議定費について、全院委員会に

---

<sup>130)</sup> An Act for a Grant to Their Majestyes of an Additionall Ayd of Twelve Pence in the Pound for One Yeare (1 Will. & Mary, Sess. 2, c. 5).

<sup>131)</sup> この「ポンド当たり 12 ペンスの追加的援助金」(Additional 12d, for 1690) の税収結果は £ 507, 866. 0s. 8. 5d. であった。Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 339.

<sup>132)</sup> 新議会では前日の 20 日、トレヴァー Sir John Trevor が庶民院議長に選出された。Cf. *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803*, Vol. V, p. 547.

「両陛下に対する収入を審議すること」を指示決議し、その審議報告を受けて、この国王収入について、次のように決議した。すなわち、

決議1「故国王ジェームズ2世が1688年12月10日に権利を有した世襲的収入がイングランド国王の権利において、現陛下である国王ウィリムと女王メアリーに帰属すること（炉税 Hearth-money<sup>133)</sup>によって生じる最近の収入を除いて）」、

決議2「前記収入がそのように譲渡されることを宣言する法案が上程されること；またそこで、それらが将来、国王から譲渡されない、また贈与又は譲与も課されない規定がなされること」、

決議3「故国王チャールズ2世と国王ジェームズ2世又はいずれかに彼らの生涯間、譲与された消費税の半分 [=一時的消費税] を、現両陛下たる国王ウィリアムと女王メアリーに、彼らの生涯間及び生存者の生涯間、設定する法案が上程されること；また両陛下が前記収入を、・・・[空白]の金額を超えない議定費のための金額を調達するための担保にしうる条項付きで」、

決議4「現両陛下たる国王ウィリアムと女王メアリーに、次のクリスマスから4年の期間、故国王チャールズ2世と国王ジェームズ2世に彼らの生涯間譲与された関税 [=トン税・ポンド税の(形態での)臨時税] を譲与する法案が上程されること；両陛下が前記収入を、・・・[空白]の金額を超えない議定費のための金額を調達するための担保にしうる条項付きで、と。

このうち、第3と第4の決議の後半部分が、「勅語」における「信用資金」要求を具体化したものであることに留意しておきたい。また翌29日、本会議は「法務長官が、昨日の本院の決議に基づいて、両陛下に収入を設定する法案又は諸法案を作成し上程すること」を命じた。

このように収入設定を議定費調達担保条項付きで、しかもトン税・ポンド税の臨時税の場合、従来のように生涯間ではなく、今や4年間のみに限定して<sup>134)</sup>、決議した後、続いて4月1日、両陛下に与えられる議定費をさらに審議するため

---

<sup>133)</sup> この炉税は、表4-1に表示したように、1689年4月24日に制定された「炉税によって生じる収入を廃止するための法律」An Act for the taking away the Revenue arising by Hearth-Money (1 Will. & Mary, Sess. 1, c. 10) により廃止されていた。

<sup>134)</sup> このような限定は、「一定の短期間のための収入[譲与]は国民が頻繁な議会のために持つ最良の担保である」と考えられたことによる。Cf. S. Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England: from the Earliest Times to the Present Day, Vol. Two: Taxation from the Civil War to the Present Day*, New York, 1965, p. 42.

の全院委員会審議の報告を受けて、本会議は「£1,200,000 を超えない金額が、迅速かつ強力なフランスとの戦争遂行とアイルランド鎮定で、この時期とミカエルマス間、公的要求のために両陛下に与えられる議定費であること」を決議した。これは（1689年11月2日のそれに続いて）2度目の「信用議定費」の議決である<sup>135)</sup>。

この信用議定費の決議に基づいて、3日、全院委員会報告を受けて、「両陛下に与えられる£1,200,000の〔収入設定後の〕残りである、£200,000の金額の調達のため人頭税のための法案が上程されること」を決議した。

〈法案審議と4月23日人頭税法と一時的消費税関係法の成立、5月2日トン税・ポンド税の臨時税関係法の成立〉

以上の議定費関係決議を受けて、順次、法案が上程され、審議されてくるのであるが、まず、「貴族」身分の自己課税権に関連する人頭税法案の審議についていえば、4月5日に法案が上程され、14日に庶民院を通過したのち、同日貴族院に送付されて第1読会を読まれ、翌15日、第2読会が読まれて、全院委員会に付託され、そして17日、「法案が修正付きで通過」し、庶民院に返付された。これを受けて同17日、庶民院では、貴族院の修正として、「次の条項、すなわち、『各貴族が貴族を査定するための委員会となるための、また貴族院が貴族によって支払われる金銭の受領者を指名するための』諸条項を挿入すること」が読まれたのち、これに「同意」した。こうして、貴族の自己課税権を表示する条項を含む人頭税法案が両院を通過したのである。

続いて、一時的消費税関係法案の場合、9日に法案が上程され、21日に庶民院を通過し、23日には修正なしに貴族院を通過した。同23日、人頭税法案と一時的消費税関係法案の裁可に先立ち、庶民院議長は両法案を提出する際の演説の中で次のように説明した。「陛下の勅語のうち収入と議定費に関連する部分を真剣に審議し、われわれは手続きについての規則と方法が許すかぎり迅速に、この時点で陛下に2つの法案を慎んで贈呈します。1つは、一時的消費税を両陛下に両生涯間、また生存者の生涯間、譲与し設定し、それを、迅速かつ強力なアイルランド鎮定とフランスとの戦争遂行のため、£250,000のための信用資金 a Fund of Credit にするもの…。他は同一目的のため、人頭税その他によって、金銭

---

<sup>135)</sup> H. W. Chisholm's *Return*, p. 687.

を調達するためのもの」です、と。続く裁可を受けて、表4-2に表示したように、同日、両法が成立した。

両法の内容を簡単に確認しておくならば、まず人頭税法、正式には、「アイルランドの鎮定とフランスとの戦争遂行のため、人頭税及びその他 によって金銭を調達するための法律」<sup>136)</sup>の場合、最初の制定条項で「人的財産の価額 100 ポンド毎に 10 シリングの譲与」、第II条「公的役職保有者 (例外あり) はその役職の利得 20 シリング毎に 1 シリング」、第V条「貴族等による支払の査定額」、第VII条「大司教£50, 司教£20, 首席司祭£10, 大執事£2. 10s.」等を規定したのち、貴族の自己課税権を表示する条項として、第XIII条「誰によって、貴族はその役職及び人的財産を査定されるのか」を規定し、また続く第XIV条「貴族に対する査定額が貴族によって指名される徴収者によって受領される」旨を規定している<sup>137)</sup>。

次に、一時的消費税関係法、正式には、「両陛下に両生涯間また生存者の生涯間、ビール、エールその他の酒類に対する一定の賦課金を譲与するための法律」<sup>138)</sup>の場合、「信用資金」に関連する条項に注目すると、第III条「人々は 8 % で£250,000 を貸付けてもよい」という条項において、人々が陛下に対して、「本法の信用に基づいて、総額で£250,000 の金額を超過しない金額」を貸付け、

「1690年6月10日以前に貸付けられたような金銭」に対しては「年間 8 % の利率を超過しない利子」を、また前述の6月10日以後に貸付けられたようなもの」に対しては「年間 7 % を超過しない利子」を受領することを規定している。また続く第IV条は、「(一時的消費税収の) 4分の3が消費税委員会 Commissioners of the Exciseによって1693年12月まで別に記帳され、またその金銭が毎週財務府に支払われる」ことをも規定している。このように「勅語」を受けて、(生涯間譲与された)一時的消費税(の4分の3)を担保にして、6月10日以前に£250,000

---

<sup>136)</sup> An Act for Raising Money by a Poll and otherwise towards the Reduceing of Ireland and Prosecuting the Warr against France (2 Will. & Mary, Sess. 1, c. 2).

<sup>137)</sup> この1690年4月制定の人頭税等の税収結果は、£239,958. 7s. 11. 5dであった。Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 340. 従って、1689年のそれ (£288,438. 2s. 1. 5d) との対比で減少していることに留意しておきたい。

<sup>138)</sup> An Act for granting to their Majestyes for their Lives and the Life of the Survivour of them certaine Impositions upon Beere Ale and other Liquors (2 Will. & Mary, Sess. 1, c. 3).

の金額を、今や8%という高利子によって誘引しつつ、まさに「即金」として借入＝調達することが規定＝企図されたのである。

最後に、もう1つ、トン税・ポンド税の臨時税関係法案の場合、9日に法案が上程され、28日に庶民院を通過し、30日に修正なしに貴族院も通過した。5月2日、裁可に先立ち、庶民院議長は法案を提出する際の演説の中で次のように説明した。「庶民院は、陛下が、王国に侵入を企てる全ての者に対して海を防衛し、また貿易と商業で臣民を妨害する全ての者に対する保護者であることを信頼して、その必要な費用のために、われわれは、今度は、トン税・ポンド税の臨時税を次のクリスマスから始まる4年間、両陛下に最も快く与え贈与します。また陛下がフランスとの戦争遂行とアイルランド鎮定をヨリよく出来るために、われわれはこの収入部門に基づいて、£500,000の信用資金を調達しました」と。続く裁可を受けて、表4-2に表示したように、同日、同法が成立した。

同法、正式には、「トン税・ポンド税の臨時税及び輸出入商品に対して支払うその他の金銭額を両陛下に譲与するための法律」<sup>139)</sup>の場合、信用資金に関連する条項に注目すると、先の一時的消費税法の場合と同様に、第IV条「人々は前記税の信用で国王に£500,000を貸付けてもよい」という条項において、人々が陛下に対して、「本法の信用に基づいて、総額で£500,000の金額を超過しない金額」を貸付け、「1690年6月10日以前に貸付けられたような金銭」に対しては「年間8%の利率を超過しない利子」を、また前述の6月10日以後に貸付けられたようなもの」に対しては「年間7%を超過しない利子」を受領することを規定している。また続く第V条は、「(前記税収の)4分の3」が別に記帳され、また毎週財務府に支払われる旨を規定している。こうして、同じく「勅語」を受けて、[今や、4年間のみ譲与された]トン税・ポンド税の追加的臨時税等(の4分の3)を担保にして、6月10日以前に£500,000の金額を、今や8%という高利子によって誘引しつつ、まさに「即金」として借入＝調達することが規定＝企図されたのである。

かくして、従来の査定税や人头税という直接税に加えて、今や、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定のため議定費の「即金」の必要性により、1690年度には国王収入(財源)としての一時的消費税とトン税・ポンド税の臨時税という間

---

<sup>139)</sup> An Act for granting to Their Majesties a Subsidie of Tonnage and Poundage and other Sums of Money payable upon Merchandizes Exported and Imported (2 Will. & Mary, Sess. 1, c. 4).

接税に、税金を先取りしての短期借入制度が拡大されるに至ったのである。

以上のような1690年度予算審議による、新たな援助金譲与を得て、国王ウィリアムは、アイルランド鎮定において、表4-2に記載したように、1690年7月12日、周知の「ボイン川の戦い」Battle of the Boyneで勝利するのである。

### (3) 第2議会第2会期(1690年10月2日～1691年1月5日)：1691年度 予算審議

続いて、1691年度予算審議について検討していきたい。

〈勅語での庶民院への議定費要求、軍事歳出予算の提出と軍事議定費の議決〉

1691年度予算審議について、庶民院の財政統制の観点から、まず、注目すべきことは、(庶民院による財政的譲与金の排他的譲与の原則の実現過程を反映しつつ)「開院勅語」における財政的援助への言及が特に庶民院に向けられるという慣行が開始してくることである。

すなわち、1690年10月2日、第2議会第2会期の「開院勅語」において国王は、「貴族及び庶民院議員」My lords and gentlemen 双方に向かって、前年度について次のように言及する。アイルランドについて「最早、イングランドに負担でない状態にアイランドを鎮定するべく最善の努力をした」、この戦争の負担について、すでに「公的会計」を作成し庶民院に提出するべく命令しておいたので、それによって「譲与された資金を超過して、必要であるもの実際の不足」を知るのであろう。また「その資金を、割り当てられた正当な時期に得ないこと」が、陸軍の支払で非常に延滞し、また海軍と兵站部双方のため備品が支給されるべく支給されないことの主要な原因であった」と。続いて、新年度について、「今や、現[対フランス]戦争が強力に遂行されないならば、どの国もより大きな危険に曝される」として言う、「この主題について、あなた方、庶民院議員達 Gentlemen of the House of Commons に、艦隊と陸軍の援助のために必要となるものの計算書 [=1691年度歳出予算] を提出する」、また「私が自活シビル・リストの費用を維持しうるように、私の収入の支払にも配慮を勧奨する；収入は契約で縛られているので、それは来る11月1日以後すでにそれに賦課されている負債を支



表5 「1691年度歳出予算」

表5 - 1 「1691年度陸軍歳出予算：次[1691]年度に維持する必要があると陛下が考える陸軍の目録」		年間の賃金
隊 Troops and Companies	人数	
騎兵 Horse 合計	144	£ 605, 102. 14s. 2d.
竜騎兵 Dragons 合計	52	£ 142, 808. 8s.
歩兵 Foot 合計	855	£ 1, 162, 648. 14s. 2d.
総計	1, 051	£ 1, 910, 560. 7s.

表5 - 2 「1691年度海軍歳出予算：1691年度海軍費用及び船舶建造のための歳出予算(兵站部が含まれる)」		人数	月数
夏季艦隊		28, 710	8
冬季艦隊		51, 150	5
護送と巡洋艦、種々の月のため		7, 071	13
これは、13ヶ月に還元されると、29, 026人；金銭では			
海軍の通常経費			
3隻の3級船、8隻の火船、8隻のケッチをプリマス造船所で建造			
合計		£ 1, 603, 636. 10s.	£ 100, 000
		£ 88, 008. 11s. 6d.	£ 1, 791, 695. 1s. 6d.

払うことに全く適用されねばならない；またそれ故に、現在の審議は陸軍の延滞金について行われねばならない、それを同様に諸君に提出させる；またその全てのために、私は十分に時宜にかなった議定費を望まねばならない」と。

このように専ら庶民院に向けられた議定費要求に対して、庶民院はどのように対応してくるのであろうか。新たな対応策の有無如何に注目していきたい。

8日、庶民院で、勅語に対する「奉答文」Addressesが決議されたのち、「議定費が両陛下に与えられる」旨の動議が出され、これを受けて翌9日、勅語で言及された軍事「計算書」＝歳出予算が、今や（従来のような庶民院の上奏＝要求なしに）王命によって、次のように提出された。

まず、「陸軍歳出予算」Army Estimateについて、陸軍支払長官 Paymaster of the Army のラネラ Lord Ranelagh が本院に、王命によって、次年度の陸軍の目録乃至計算書を作成したこと、またそれ以上は国王自身の領土内で使用されないこと、また前記計算書の他に、陸軍が£800,000を延滞したことを伝えたくて、「次年度に維持する必要があると陛下が考える陸軍の目録」を提出した。この目録を合計して表示したのが、表5-1「1691年度陸軍歳出予算：次[1691]年度に維持する必要があると陛下が考える陸軍の目録」である[合計£1,910,560]。これが兵員数とその賃金のみ費用であること（つまり、後述するその他の備品等の費用を含まないこと）に留意しておきたい。これを受けて本会議は、「前記計算書の審議が、両陛下に与えられる議定費の動議の審議を付託した全院委員会に付託されること」を命じた。

次に「海軍歳出予算」Navy Estimateについて、海軍委員会 Commissioners of the Admiralty の1人であるリー Sir Thomas Lee が王命によって、兵站部を含めて次年度のための海軍の歳出予算として、「1691年度のための海軍の費用及び船舶建造のための歳出予算；それに兵站部が含まれる」を提出した。これを表示したのが表5-2「1691年度海軍歳出予算：1691年度海軍費用及び船舶建造のための歳出予算(兵站部が含まれる)」である[合計£1,791,695]。これを受けて本会議は、「前記計算書の審議が、両陛下に与えられる議定費の動議の審議を付託した全院委員会に付託されること」を命じた。

続いて、「兵站部歳出予算」Ordinance Estimateについては、(兵站部役人の)リトルトン Sir Thomas Littleton が、前年度の「兵站部の会計」(具体的には、1688年1月から最近のヨハネの祭日 Midsummer [6月24日]まで、兵站部で受領し支出したすべての金銭の計算書、及び備品価額の計算書)を本院に提出した

[但し、その計算書は『庶民院議事録』には記載されていない] のち、次年度の会計については、(それは、軍事計算書がまだ調整されていない理由によって、粗で以外見積りえないので)海軍の全費用のうちの1/8の部分と陸軍の1/5の部分が、前記軍務と関連して兵站部の費用のために、割り当てられることを求めた。

以上の歳出予算の提出 [陸軍・海軍歳出予算の合計は今や、£3,702,255である]と付託を受けて、全院委員会に移行し、法務長官が委員長席に就いて審議し、その報告に基づいて、本会議は「アイルランドの完全鎮定、この王国の平和確保、そして強力なフランスとの戦争遂行のため、議定費が両陛下に与えられること」を決議した。

この議定費の金額について、まず、海軍費の場合、翌10日、全院委員会の報告を受けて、本会議は決議した、「本院に海軍委員会によって提出されたように、1691年度のために海軍の費用の歳出予算は、兵站部を含め、またそこで言及された新船舶をプリマス造船所で建造するためにも適切であること：また£1,791,695を超えない金額がその目的のために、両陛下に与えられる議定費の1部として、調達されること；また前記金額は前記用途に割り当てられること」と。議定費の金額とともに今や、その支出の割当も決議されたことに留意しておきたい。次に、陸軍費の場合、全院委員会の報告を受けて本会議は、13日に決議した、「アイルランドの完全鎮定と強力なフランスとの戦争遂行のため、次年度の軍務のため必要であると陛下が考えて本院に示したところの陸軍数である69,636人の陸軍の維持のために、ある議定費が両陛下に譲与されること」と。翌14日、続いて決議した、「次年度の軍務のため69,636人の陸軍を維持するため、また将官、守備隊、兵站部、病院、臨時費 Contingencie のため、両陛下に譲与される議定費が£2,294,560 [内訳は、69,636人の維持費として(表5-1のように) £1,910,560.7s., 残りが将官以下の費用であることに留意]であること」と。こうして、海軍の議定費と陸軍の議定費として、今や合計£4,086,255が議決されたのである。

〈議定費調達(財原)決議と11月10日「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法の成立〉

次に、この議定費を調達するための財源の審議に入り、16日、全院委員会の報告を受けて本会議は「両陛下に譲与される議定費を調達するために、月毎に£137,641.18s.2d.の査定税が、次の12月25日から始まる12ヶ月間、土地に賦

課されること（「現在の援助金を両陛下に譲与するための法律」と題された両陛下治世初年 [の 1689 年 3 月 21 日] に制定された法律における [カウンティ] 割当に従って）」を決議した、また翌 17 日、「(そのために)法案が上程されること:また同一物を作成し上程することが法務次官、法務長官、クラージズ Sir Tho. Clarges, ウォーガン Mr. Serjeant Wogan に勸奨されること」を命じた。

こうして 23 日、「12 ヶ月間、月毎に £137,641. 18s. 2d. を調達する法案」が提出されて第 1 読会を読まれ、翌 24 日には、第 2 読会が読まれた後、全院委員会に付託されるとともに、本会議は [従来の、調達額をカウンティ「割当」によって割当=査定する援助金譲与に戻り]「本院議員が本院に前記法案に挿入される各カウンティ、市、場所のための [査定] 委員会の名前を提出すること」を命じた。加えて 27 日、全院委員会の報告を受けて、本会議は「前記全院委員会が前記法案に、前記査定税の一部を海軍の用途に割り当てるための条項を上程すること:また同一物を作成することが法務長官と法務次官に勸奨されること」を命じた。こうして同法案に特定の割当条項が挿入されることになった。同法案はその後、11 月 3 日に庶民院を通過し、8 日、修正なしに貴族院を通過した。そして 10 日、同法案を庶民院議長は「陛下を効果的に援助するわれわれの約束を効果的に履行するため、またフランスと強力に戦争遂行するため」の法案として陛下に提出して裁可を受け、同日、表 4-3 に表示したように、成立したのである。

同法、正式には、「1,651,702 ポンド 18 シリングの金額の援助金を両陛下に譲与するための法律」<sup>140)</sup>は、最初の制定する条項でカウンティ「割当」等を規定したのち、借入条項として、第XXXI条「人は本法に基づいて両陛下に金銭を年間 7% で貸付けてもよい」ことを規定している。借入利子は 7% のみに戻っている。次に、特定の割当条項として、第XXXV条「本法によって調達される金銭から £1,000,000 が水兵及び備品の支払に適用される」ことを規定し、更に第XXXVIII条「財務府役人が前記 £1,000,000 の会計を別個に記帳すること」、第XXXIX条「海軍財務官が前記 £1,000,000 を保管し支出するための諸規則」、第XL条「そして海軍委員会がこのような金銭を支出するため海軍証書に署名するための諸規則」等を規定している。革命後の厳格な特定の割当条項が定着しているといえる<sup>141)</sup>。

---

<sup>140)</sup> An Act for Granting an Ayd to Their Majestyes of the Summe of Sixteene hundred fifty one thousand seaven hundred and two pounds eighteene shillings (2 Will. & Mary, Sess. 2, c. 1).

<sup>141)</sup> この「1,651,702 ポンド 18 シリングの金額の援助金」(First twelve month s' aid

〈11月25日勅語での庶民院議員への追加的議定費要求と1691年1月5日追加的消費税関係法の成立〉

ところで、同法成立に続いて11月25日、庶民院議長は両院を通過したもう一つの法案を、「効果的にアイルランドを鎮定し、またフランスと強力に戦争遂行するのを可能にするため」の法案として陛下に提出し、それが裁可を受けて、「1年間、ビール、エールその他の酒類に対する消費税を倍加するための法律」<sup>142)</sup>として成立した。続いて同じ25日、陛下は、「議定費に関する勅語」の中で、「あなた方、庶民院議員達が海軍と陸軍の急迫する要求のために、かくも多額の議定費を譲与するうえで示したところの迅速さ」に感謝を表明したうえで、同時に、「海軍と陸軍のために更に必要であるような追加的議定費」等を求めた。

この勅語を受けて、翌12月19日、全院委員会審議後、本会議は「両陛下に譲与される議定費のため、[陸軍・海軍議定費合計額たる] £4,086,255の金額を超えない金額の残額が、『…年間、ビール、エールその他の酒類に対する消費税を倍加するための法律』が満了する時から始まる、ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税のための法律」と題された両陛下の治世初年の[1689年6月22日に成立した]法律で言及されたところの、ビール、エールその他の酒類に対する消費税を倍加することによって、調達されること」を決議し、また「法案が前記決議に従って上程されること」を命じた。この決議に基づいて上程され、両院を通過して、翌1691年1月5日に成立したのが、表4-3に表示したように、「[1年間、ビール、エールその他の酒類に対する消費税を倍加するための法律]が満了する時から、4年間、ビール、エールその他の酒類に対するそれぞれの追加的消費税を両陛下に譲与するための法律」<sup>143)</sup>である。

同法は、借入条項としての第XIII条「3分の2に基づく£1,000,000のための信用の条項」において、本法により財務府受領部に支払われる金銭の総額で3

---

for 1691) の税収結果は、£1,613,747.9s.1d.であった。Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 339.

<sup>142)</sup> An Act for doubling the Duty of Excise upon Beere Ale and other Liquors dureing the space of one yeare (2 Will. & Mary, Sess. 2, c. 3).

<sup>143)</sup> An Act for Granting to their Majesties severall Additional Duties of Excise upon Beere Ale and other Liquors for foure yeares from the time that an Act for doubling the Duty of Excise upon Beere Ale and other Liquors dureing the space of one yeare doth expire (2 Will. & Mary, Sess. 2, c. 10).

分の2の信用にもとづいて、人が両陛下に総額で£1,000,000を超過しない金額を年間7%の利子付きで貸付けてもよいことを規定している。

更に、特定の割当条項としての第XIX条「本法の金銭の残りの、海軍及び3隻の戦艦建造への割当」において、次のように規定している。すなわち、(1)借入に基づいてと同様に、本法によって賦課され支払われる金銭から、£700,000の金額が、1691年度海軍に仕える水兵への支払、3級戦艦3隻の建造、海軍に支給される備品と糧食の支払、海軍に関する兵站部の経費、及び海軍のその他の必要な用途に割り当てられること、また(2)借入に基づいてと同様に、本法又は本議会会期のアイルランド鎮定又は対フランス戦争遂行のため両陛下に援助金又は議定費を譲与するその他の法律によって賦課され支払われる金銭から、(本法及び[先の1690年11月10日制定の]「1,651,702ポンド18シリングの金額の援助金を両陛下に譲与するための法律」によって、水兵への支払その他陛下の海軍に関連する支払に、前述のように割り当てられるもの以外に)£1,500,000の金額が、陛下の地上軍と陸軍の支払に割り当てられること、更に(3)前記諸法によって財務府に支払われ、本法で述べられた用途に割り当てられた金額を超える、その他すべての金額が、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定と前記戦争の理由による負債の支払に割り当てられ、どんなものであれその他の用途又は目的に割り当てられないこと、と。

このように、革命後の今や、アイルランド鎮定及び対フランス戦争のための多額の議定費調達のために、4年間に限定しての追加的消費税譲与法において、£1,000,000もの借入条項が規定されるのみならず、同法と同時に同会期のその他の援助金又は議定費法によって支払われる金銭すべてをも厳格に割り当てる、包括的な特定の割当条項が規定されるに至ったのである。

#### (4) 第2議会第3会期 (1691年10月22日~1692年2月24日) : 1692年度 予算審議

続く、1692年度予算審議においては、庶民院統制の観点からどのような進展があるのだろうか。

〈勅語、対フランス戦争遂行議定費の議決、3 軍事歳出予算の提出、議定費(調達)財源決議〉

1691 年 10 月 3 日、「リメリック条約」Treaty of Limerick が締結され、アイルランド鎮定が完了した後の 22 日、会期開始の「勅語」の中で国王は、「貴族と庶民院議員達」に向って、「アイルランド鎮定での成功」に続いて「次年度にフランスとの戦争遂行のための最良で最も効果的な財源」の審議を求めつつも、具体的には、再度、改めて「貴族と庶民院議員達」に向って、「次年度に強力な 1 艦隊を持つこと」、また「65,000 人」以下ではない「非常にかなりの陸軍」の必要を求めた。従って、前年度の場合のような「庶民院議員達」のみへの言及は継承されなかったのであるが、続く議定費審議において、表 4-4 に表示したように、海軍と陸軍に加えて、今や、兵站部の歳出予算が提出され、庶民院議事録にも記載されてくることに注目していきたい。

まず 27 日、庶民院では「国王への奉答文」として、「本院が、強力な対フランス戦争遂行で彼らの権能の最大限にまで陛下を援助すること」を決議したのち、30 日、「強力な対フランス戦争遂行のため議定費が両陛下に譲与される」旨の動議が出され、全院委員会での議定費審議を開始した。翌 11 月 6 日、審議報告を受けたのち、本会議は「強力な対フランス戦争遂行のために議定費が両陛下に譲与されること」を決議し、これに続いて、「諸会計が国王から望まれる」として、「艦隊との関連で次年度の軍務のため軍事計算書が本院に提出されること」、また「地上軍との関連で次年度の軍務のため軍事計算書が本院に提出されること」を命じた。このような庶民院の要求を受けて、9 日、「諸会計要求への回答」として、オンズロー Sir Rich. Onslow が「海軍費用の歳出予算」、ラネラ が「地上軍目録」を提出した。これを集計しつつ表示したのが、表 6-1 「1692 年度海軍費用の歳出予算(£)」[合計 £1,855,054] と表 6-2 「陸軍歳出予算:次[1692]年度陛下が維持する必要があると考える軍隊の目録」[合計 £1,805,671] である。

続いて、本会議は「前記歳出予算と目録の審議が、強力な対フランス戦争遂行のため両陛下に譲与される議定費を更に審議する全院委員会に付託されること」を命じた。海軍については、この全院委員会報告を受けて本会議は、「(クラージズ Sir Tho. Clarges 他からなる) 委員会が、本院に提出された 1692 年度のための海軍費用の歳出予算を検査する;またその意見を本院に報告するために設置されること」を決議した。そして 12 日、全院委員会報告を受けて本会議は、「強力な対フランス戦争遂行のため、両陛下に譲与される議定費のために、昨年 11 月

表6 「1692年度軍事歳出予算」

表6—1 「1692年度海軍費用の歳出予算（£）」		
海軍の通常歳出予算の費用		
1人1ヶ月 £4.5s. で、13ヶ月間、海上で船舶に仕える30,000人のため、賃金、糧食、摩損と兵站部備品の費用		100,000
各々1ヶ月 £40 で、7ヶ月間、主要艦隊に付随する30隻の貨倉ケッチの運送、糧食、賃金のため		1,657,500
各々1ヶ月 £300 で、7ヶ月間、前記艦隊に付随する4隻の貨倉病院船の運送、糧食、賃金のため		8,400
各々 £7,216 で48砲の4級船を4隻建造し艦装し、4ヶ月間水夫長、営繕係、海上備品の費用		28,864
ポーツマスに石製とトラップ製の1つの乾ドックと2つ係船渠を建造する費用		15,890
2つの海兵連隊の費用		30,000
主要艦隊が停泊中、大型船の50人の司令官、50人の副官と50人の船長の休職給の費用		6,000
合計		1,855,054

表6—2 「陸軍歳出予算：次[1692]年度陛下が維持する必要があると考える軍隊の目録」

	隊数	人数	年間賃金
騎兵合計	131	8070	£561,640. 7s. 4d.
竜騎兵合計	52	3,440	£142,808. 18s.
歩兵合計	809	53,414	£1,101,222. 9s. 10d.
総計	992	64,924	£1,805,671. 15s. 2d.

表6—3 「1692年度兵站部で地上軍のための軍事費用の歳出予算」

合計	£254,603. 16s. 3d.
----	--------------------



17日から1年間、ビール、エールその他の酒類のために支払われた消費税の方法による税が、当該11月17日から1年間、継続されること」を決議し、「法務長官が前記決議に従って法案を作成し上程すること」を命じた。こうして18日、「議定費法案：消費税」として、法務長官が「1年間、ビール、エールその他の酒類に対する一定の賦課金を両陛下に譲与する法案」を提出し、第1読会を読まれた。

陸軍については、19日、ラネラが王命によって、本院に提出された歳出予算で言及された地上軍の配置（イングランド10,916人、アイルランド12,960人、スコットランド2,038人、西インド960人、総計26,874人）を知らせたのち、その審議が全院委員会に付託された。その全院委員会報告を受けて、本会議は「王国の平和確保と強力な対フランス戦争遂行のため、1692年度の軍務のため、[陸軍歳出予算に記載されたように] 64,924人の陸軍が必要であること」を決議した。続いて、25日、全院委員会報告を受けて本会議は、アイルランドに関しては「1692年度のためにアイルランドで雇用される士官と兵士の賃金が国王チャールズ2世の治世にあったのと同様の方法と割合であること」、また「1692年度のためアイルランドで継続することが意図された12,960人はその数の士官と兵士からなること」を決議したのち、命令として「(法務長官他からなる)委員会が1692年度のためアイルランドでの陸軍の費用、またその王国がその費用の援助のためどれほど拠出しうるかを審議するために設置されること」を命じた。続く審議については後述する。

兵站部については、28日、リトルトン Sir Thomas Littleton が「1692年度のため兵站部で地上軍のための軍事費用の歳出予算」を提出し、これは全院委員会に付託された。それを表示したのが、表6—3「1692年度兵站部で地上軍のための軍事費用の歳出予算」[合計£254,603]である。こうして、今や、3つの軍事関係歳出予算が提出され、記載されたのである。その総計は£3,915,328になる。

〈対フランス戦争遂行議定費調達(財源)の議決と12月31日「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法の成立〉

次に議定費を調達する財源の審議に入り、翌12月4日、全院委員会報告を受けて本会議は、[前年度と同様に「割当」による援助金譲与として]「強力な対フランス戦争遂行のために両陛下に譲与される議定費のため、12ヶ月間、月毎に

£137, 641. 18s. 2d. の査定税が土地に賦課されること(両陛下に、1, 651, 702 ポンド18 シリングの金額の援助金を譲与するため両陛下の治世2年[=1690年11月10日]に作成された法律での「カウンティ」割当に従って)、また「前記月毎査定税は1691年12月25日から始まること」を決議したのち、「法案が前記決議に従って上程されること; またそれがクラーズ Sir Tho. Clarges, マズグレーヴ Sir Christopher Musgrave, 法務長官, シーモア Sir Edw. Seymour, 法務次官又はそのうちの3人に付託」されることを命じた。こうして12日、「議定費法案: 地租」として、法務長官が「フランスとの強力な戦争遂行のため、土地に対する1, 651, 702 ポンド18 シリングの金額を両陛下に譲与するための法案」を提出した。

続く、両議定費法案の庶民院通過、続いて(修正なしでの)貴族院通過後に、まず12月24日、「議定費法案: 消費税」が、「1年間、ビール、エールその他の酒類に対する一定の賦課金を両陛下に譲与するための法律」<sup>144)</sup>として成立し、続いて12月31日、「議定費法案: 地租」が、「フランスとの強力な戦争遂行のため、1, 651, 702 ポンド18 シリングの金額の援助金を両陛下に譲与するための法律」<sup>145)</sup>として成立した。この場合、成立に先立つ、庶民院議長演説は記載されていない。

後者の「1, 651, 702 ポンド18 シリングの金額の援助金」譲与法の場合、最初の制定する条項でカウンティ「割当」等を規定したのち、借入条項として、第XXXVIII条「人は本法に基づいて金銭を年間7%で両陛下に貸付けてもよい」旨を規定し、更に特定の割当条項として、第XLII条「本法によって調達される金銭から£1, 000, 000が水兵と備品、兵站部、その他必要な海軍軍務の支払に適用される」旨を規定している<sup>146)</sup>。

〈対フランス戦争遂行の地上軍議定費(調達)財源の議決と1692年2月24日四

---

<sup>144)</sup> An Act for granting to Their Majesties certain Impositions upon Beere Ale and other Liquors for One Year (3 Will. & Mary, c. 1).

<sup>145)</sup> An Act for granting an Aid to Their Majesties, of the Sum of Sixteen Hundred Fifty-one Thousand Seven Hundred and Two Pounds, Eighteen Shillings, towards the carrying on a vigorous War against France (3 Will. & Mary, c. 5).

<sup>146)</sup> この「1, 651, 702 ポンド18 シリングの金額の援助金」(Second twelve month s' aid for 1692)の収収結果は、£1, 613, 874. 13s. 5d. であった。Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 339.

## 季每人頭税の成立

陸軍についての続く審議として、翌1692年1月4日、全院委員会報告を受けて本会議は、「£1,935,787.16s.3d.を超えない金額が、アイルランドの収入から償われる£165,000と一緒に、フランスとの強力な戦争遂行のため、1692年度の軍務のため地上軍のための金額であること」を決議した。

この議定費を調達する財源については、「議定費法案：ローワインズ」等に加えて）直接税として、18日、「強力な対フランス戦争遂行のため、税が1年間四季每人頭税によって両陛下に譲与されること」が決議され、こうして27日、  
[従来の単一人頭税 Single Pollsと異なる四季每人頭税 Quarterly Pollsである]「議定費法案：人頭税」が提出され、庶民院通過後、（修正なしに）貴族院を通過したのち、翌2月24日、「フランスとの強力な戦争遂行のため、1年間、四季毎に支払う人頭税によって金銭を調達するための法律」<sup>147)</sup>として成立した。この場合にも、成立に先立つ、庶民院議長の演説は記載されていない。

同法は、最初の制定する条項で「全ての人によって四季毎に支払われる4シングの譲与」等を規定するのみで「従来のように人的財産や公的役職に対する課税規定がなく」、また第VI条「聖俗貴族」で「この王国の各聖俗貴族が…1692年5月3日に10ポンド、8月3日に10ポンド、11月3日に10ポンド、そして翌1693年2月3日に10ポンドを支払う」旨を規定する以外に、特に貴族の自己課税権等に関する規定はない。従って貴族院は修正等を必要としなかったのである。（なお、本税は最初の四季每人頭税であるが、その主要な課税諸規定の詳細については、1641年以来の単一人頭税の諸規定との対比で、また続く同様な四季每人頭税のそれとともに、表示したところの、表7「人頭税一覧、1641～1698年」<sup>148)</sup>を参照されたい。）

また借入関係条項としては、第XXXI条「もしも徴収される金銭が[次節で後

---

<sup>147)</sup> An Act for raising money by a Poll payable quarterly for One year for the carrying on a vigorous War against France (3 & 4 Will. & Mary, c.6).

<sup>148)</sup> この表7に記載した人頭税のうち、まだ言及していない制定法についていえば、最初の1641年税の場合、同年6月18日制定の「陸軍を解散し、イングランドとスコットランドの2王国を平和にするための金銭の迅速な支給のための法律」An Act for the speedie provision of money for disbanding the Armies and settling the peace of the two Kingdoms of England and Scotland (16 Car. I, c.9)、また最後の1698年税の場合、同年7月5日制定の「1年間、四季每人頭税によって、援助金を陛下に譲与するための法律」An Act for granting to His Majesty an Aid by a Quarterly Poll for One Year (9 & 10 Will. III, c.38)である。

表7 「人頭税一覽, 1641-1698年」

課税の範囲等【=課税対象、税目】		1641年6.18	1660年8.29	1667年1.13	1678年3.20	1689年5.1	1690年4.23	1692年3.14	1694年4.16	1698年7.5
		人頭税	人頭税	人頭税	人頭税	人頭税	人頭税	人頭税	人頭税	人頭税
		6d.	6d. M 1s. S	1s. A 1s.	1s. A 1s.	1s. A* 1s.	1s. 1s.	4 s. A 4 s.	4 s. A 4 s.	4 s. A 4 s.
<b>基礎税率</b>										
1, 成人 (16歳以上)										
2, 子孫 (16歳以下)										
<b>免除</b>										
1, 成人 (16歳以上)										
2, 教宗・教皇の私支払を免除される成人		×	×	×	×	×	×	×	×	×
3, 16歳以下の子孫		×	×	×	×	×	×	×	×	×
4, 16歳以上の親類の子供		×	×	×	×	×	×	×	×	×
5, 16歳以上の兄弟の子供		×	×	×	×	×	×	×	×	×
6, 16歳以上の兄弟の子供		×	×	×	×	×	×	×	×	×
7, 16歳以上の兄弟の子供と元本価値£50以下の財産を持つ両親の子供		×	×	×	×	×	×	×	×	×
<b>2倍税率</b>										
1, カトリックの国教忌避者		○ [=適用]								
2, 外国人		○								
3, 忠誠と至上種の宣誓をしない者										
A=成人, G=新紳以上										
<b>貴族</b>										
1, 侯爵族		£ 100	£ 100	£ 50	£ 50	£ 50	£ 50	£ 40	£ 40	£ 40
2, 公爵		£ 80	£ 80	£ 40	£ 40	£ 40	£ 40	£ 40	£ 40	£ 40
3, 侯爵		£ 60	£ 60	£ 30	£ 30	£ 30	£ 30	£ 30	£ 30	£ 30
4, 伯爵		£ 50	£ 50	£ 25	£ 25	£ 25	£ 25	£ 25	£ 25	£ 25
5, 子爵		£ 40	£ 40	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20
6, 公爵の長男		£ 40	£ 40	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20
7, 公爵の長男		£ 35	£ 35	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.
8, 伯爵の長男		£ 35	£ 35	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.	£ 17.10s.
9, 伯爵の長男		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
10, 子爵の次男		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
11, 伯爵の次男		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
12, 公爵の次男		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
13, 伯爵の次男		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
14, 伯爵の次男		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
15, 子爵の次男		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
16, 伯爵の次男		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
<b>職階士</b>										
1, 準男爵又はバネ勳爵士		£ 30	£ 30	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15	£ 15
2, 正勳爵士		£ 20	£ 20	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10
<b>紳階</b>										
1, 紳士 (「1667年までは21歳以上; 1678年から16歳以上)		£ 10	£ 10 B*	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5
2, 法律士を含む										
3, 以前又は現在の法廷議員、州長官、副院長、庶民院議員等										
4, 元本価値£300以上の財産を持つ紳士 (16歳以上)		£ 5	£ 5	£ 1	£ 1	£ 1	£ 1	£ 4	£ 4	£ 4
5, 紳士以下の以前又は現在の長老議員		£ 10	£ 10	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 4	£ 4	£ 4
6, 自然科学の博士		£ 10	£ 10	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 4	£ 4	£ 4
7, 法律の博士		£ 10	£ 10	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 4	£ 4	£ 4

	£ 25 £ 20	£ 20	£ 20 £ 15	£ 20 £ 15	£ 20 £ 15	£ 20 £ 15	£ 15		
<b>8. 勲章上級勲士</b>									
<b>9. 上級勲士</b>									
<b>女性</b>									
1. 寡婦：前夫の地位等の8分の1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
E=聖職者のそれを除く									
2. 寡婦：元本価値£1000以上の財産又は年£100以上の所得									
3. 寡婦：元本価値£1000以上の財産									
<b>財産</b>									
1. 物的及び人的財産：年£5以上の年価値に対する累進税	1%~5%	2%	1%	1%	0.50%	0.50%	£ 2 £ 4		
2. 人的財産：現在の価値									
3. 人的財産：元本価値£300~£400									
4. 遺産を除き、物的及び人的財産：元本価値£600以上									
<b>個業者</b>									
1. 聖職者									
2. 大主教									
3. 主教	£ 60	£ 50	£ 50	£ 50	£ 50	£ 50	£ 40		
4. 聖堂参事会首席司祭	£ 40	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20	£ 20		
5. 聖堂参事会員	£ 20	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10		
6. 参事会員聖職者	£ 10	£ 2.10s.	£ 2.10s.	£ 2.10s.	£ 2.10s.	£ 2.10s.	£ 2.10s.		
R=£30以下に評価される単一聖職者を除く									
7. 大牧師	£ 15	£ 2.10s.	£ 2.10s.	£ 2.10s.	£ 2.10s.	£ 2.10s.	£ 2.10s.		
8. その他聖職者	(£ 5)	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5		
9. 聖職者を持つ神学博士									
10. 聖職者を持つ神学博士									
11. 次に直する1つの聖職者を持つ国教会聖職者	£ 5 C	£ 2 C	£ 5 B	£ 5 B	£ 5 B	£ 5 B	£ 5 A		
A=年£150以上；B=年£120以上									
12. 次に直する1つの聖職者を持つ国教会聖職者									
A=年£80以上；B=年£60以上；F=年£50以上									
13. 次に直する1つの聖職者を持つ国教会聖職者									
A=年£300以上									
14. 次に直する1つの聖職者を持つ国教会聖職者									
A=年£150以上；G=元本価値£300以上									
D=年£60以上；E=年£60以上；H= 所得制限なし									
<b>職業</b>									
1. フリーマンでないロンドン商人	£ 5	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10		
2. ロンドンに住むイングランド没収財産管理人	£ 2	£ 2	£ 2	£ 2	£ 2	£ 2	£ 2		
3. ロンドンで年£30以上に値する家屋に住む小売店主、職人等									
4. ロンドンで内科又は外科の開業者									
5. 広範なロンドン夜職者、同業組合員等	[20]	[22]							
6. 貿易商人と貿易商人ローター									
7. 元本価値£300以上の財産をもつ商人、店主、ワイン商人									
H= 同上									
<b>外国人</b>									
1. 外国人商人	£ 40	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10		
2. 騎士身分の外国人商人	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10		
3. 海外貿易をする外国人商人	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5	£ 5		
4. イングランドで営業する外国人商人	5s.	10s.	10s.	10s.	10s.	10s.	10s.		
5. 世帯を持つ外国人小売店主、職人等									
6. ニダヤヤ人(1690年：16歳以上)									
7. ニダヤヤ商人									
8. ニダヤヤローター									
<b>祝儀</b>									
1. 年£10以上を受ける国王祝儀保有者(王室下僕除く)	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10	£ 10		
2. 年£20以上の国王からの年金受領者									
H= 所得制限なし									



述するように、調達するべく意図された] £1,341,700 に達しないならば、両陛下又は彼らの命令によって財務府が借入によって不足額を埋め合せてもよい」こと、「このような借入が財務府の信用一般に賦課される」ことを規定し、続いて第 XXXII 条「このような借入と年間 7% の利子が次[年度]の援助金から返済される」ことを規定している。

この四季每人頭税の結果は、[意図された £1,341,700 との対比でいえば、僅かに] 実に £579,178.11s.2.5d.<sup>149)</sup>のみであり、こうして次年度には新たな援助金又は借入方策が検討=提案されてくるのである<sup>150)</sup>。

#### (5) 第 2 議会第 4 会期 (1692 年 11 月 4 日～1693 年 3 月 14 日) : 1693 年度 予算審議

さて、当該期予算審議の完成期と想定してきた 1693 年度予算審議については、勅語に続く歳出予算の提出、それに基づく 1 年間を限度とする援助金譲与関連の諸法案の審議という、これまでの予算審議が集大成されてくるのみならず、その過程で貴族の自己課税権について最終的決着がつけられるとともに、新たに国債が創設されてくるので、幾分立ち入って、検討していきたい。

〈勅語での庶民院への議定費要求、対フランス戦争遂行議定費の議決、3 軍事歳出予算の同一日提出、海軍・陸軍議定費の議決〉

1692 年 11 月 4 日、貴族院での会期開始の「勅語」のなかで、国王は、「貴族と庶民院議員達」に向って、「現戦争遂行のために諸君が与えた多額の議定費に感謝する」とともに、「諸君の助言と援助によって、フランスの過度の支配力に対してわれわれの共通の利益を支持するために最も適切であるような措置をとりたい」旨を表明したのち、(庶民院議員のみに向って)「次の作戦に備えて、フランスは非常なる努力により海上での損失を回復しつつあり、また地上軍をかなり増加するべく企図している；このことは、われわれの安全のために、われわれが昨年有したのと少なくとも同じほどの軍隊を海上と地上で維持することを絶対的に必要としている：それ故に、私は、あなた方、庶民院議員達に、このよう

<sup>149)</sup> Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 340.

<sup>150)</sup> なお、1692 年度予算審議過程においては、「抗命処分法」は制定されていない。

に非常に大きな要求に適した議定費を求めねばならない」と、求めた。加えて、「王国から海外での軍隊の支払のため多額の金銭を送る不都合さは実にかなりのものである；またそれが除かれることを欲するので、もしも諸君がこの不都合を軽減する、軍隊援助のための方法<sup>を</sup>を提言しうるならば、当然にも満足してそれを受ける用意がある」旨をも表明した。

このように「勅語」での国王による「庶民院議員達」のみに向っての議定費要求が改めて導入され、以後これが慣例化してくるのであるが、これに対して庶民院は改めてどのような対応をしていくのであろうか。順次検討していきたい。

まず、このような勅語を受けて、10日、庶民院は、特に「陛下のすべての敵に対して、本院が常に政府を支持して助言し援助すること」を表明する「勅語奉答文」 Address on the King's Speech を全院一致で決議した。続いて、15日、「強力な対フランス戦争遂行のため、議定費が両陛下に譲与される」旨の動議が出され、これに基づく全院委員会審議後、その報告を受けて、22日、本会議は、「強力な対フランス戦争遂行のため議定費が両陛下に譲与されること」を決議し、続いて「陛下が海軍と地上軍に関連して1693年度のための軍事計算書 a State of the war を本院に提出すること」を命じるのを求める上奏文が、枢密院議員であるような本院議員によって提出されることを決議した。

この庶民院からの上奏＝要求に基づいて、25日、「海軍歳出予算」として、フォークランド Lord Falkland が王命により、「1693年度のための海軍費用の歳出予算」を提出した。これを集計して表示したのが表8-1「海軍歳出予算：1693年度海軍費用の歳出予算（£）」である[合計£2,077,216]。また「陸軍歳出予算」として、ラネラが王命により、「1693年度の軍務のためイングランド、スコットランド、そして海外で維持することが必要であると陛下が考える地上軍の目録」を提出した。これを、覚書での追加を含めて集計して表示したのが表8-2「陸軍歳出予算：1693年度地上軍の目録、及び将官等」である[合計£2,127,851]。本会議は両予算である「前記歳出予算と目録」を全院委員会に付託することを命じた。続いて、「兵站部歳出予算」として、リトルトンが王命により、「1693年度のため兵站部での軍事費用の歳出予算」を提出した。これを集計して表示したのが表8-3「兵站部歳出予算：1693年度兵站部軍事費用の歳出予算」である[合計£739,886]。本会議はこの「前記歳出予算」も全院委員会に付託することを命



表8「1693年度軍事歳出予算」

表8—1「海軍歳出予算：1693年度海軍費用の歳出予算（£）」	
<p>通常歳出予算の費用</p> <p>1人1ヶ月£4.5s.で、13ヶ月間、海上で船舶に仕える33,010人のため、賃金、糧食、摩損と兵站部備品の費用 各々1ヶ月£40で、9ヶ月間、主要艦隊に付随する30隻の貨物ケッチの運送、糧食、賃金のため 各々1ヶ月£300で、5隻（うち4隻は7ヶ月間、主要艦隊に同行する、また他の1隻は13ヶ月間、西インド小艦隊に 同行する）の貨物病院船の運送、糧食、賃金のため プリマス近くのヘイマスの海軍置場に士官用住宅、備品家屋、仕事場を建築し仕上げ、また前記置場を壁で 囲む等の費用</p> <p>各々£2,727で、4隻の爆弾船を建造する費用のため 1693年のための2つの海兵連隊の費用のため 各々£8,550で、各48砲の4級船を8隻建造し構築し、8ヶ月間水夫長、營繕係、海上備品の費用</p>	<p>100,000</p> <p>1,823,802.10s.</p> <p>8,400</p> <p>12,300</p> <p>23,406</p> <p>10,908</p> <p>30,000</p> <p>68,400</p> <p>2,077,216.10s.</p>
合計	

表8—2「陸軍歳出予算：1693年度地上軍の目録、及び将官等」

	隊数	人数	年間賃金
騎兵 合計	119	8,130	£471,569.7s.1d.
竜騎兵 合計	36	2,480	£100,253.6s.8d.
歩兵 合計	656	43,952	£876,909.12s.10d.
総計	811	54,562	£1,448,732.6s.7d.

寛書：上述総計に加えて、次が必要である  
将官のため等、合計

	£679,119.13s.1と1/2d.
上記目録と前述の総計	£2,127,851.19s.8と1/2d.

表8—3「兵站部歳出予算：1693年度兵站部軍事費用の歳出予算」

海上サービスのため、合計	£419,811.19s.1と1/2d.
地上サービスのため、合計	£320,075.10s.11d.
総計	£739,886

じた。以上の3軍事歳出予算の合計は実に£4,944,953という巨額に達することに留意しておきたい。

このような議定費の審議に先立ち、前年度関係の審議のため、収入面について本会議は、同日、「[前会期の]人頭税[法]に基づく借入」について、「大蔵委員会が人頭税に基づいて調達、及び借入れたものを本院に提出すること」、また「収入等」について、「大蔵委員会が歳入の計算書を本院に提出すること(またそれによる、またそれに対する、借入、負債と年金とともに)」を命じ、そして29日、提出された「諸会計の審議」をも全院委員会に付託した。

続いて言及しておくならば、このような全院委員会審議の報告をうけて、12月3日、本会議は「[前会期の]四季每人頭税法によって調達することが意図された£1,341,700の金額を埋め合わせるため[借入られた]£750,000の金額を超えない金額が両陛下に譲与されること」を決議し、こうして翌1693年2月22日、「議定費法案：人頭税」として「四季每人頭税を見直すための法案」が提出され、3月8日、庶民院を通過し、また10日、修正なしに貴族院も通過し、こうして3月14日、「現議会の昨年の会期に陛下に譲与された四季每人頭税の見直しのための法律」<sup>151)</sup>として成立したのである。

同法は、借入関係条項としての第V条「もしも本法下に支払われる金銭が[意図される]£300,000に達しないならば」では「財務府が財務府の信用一般に基づいて不足額を借入れてもよい」旨を規定し、続いて、第VI条「そのように借入れられる金銭は3ヶ月毎に年間8%の利子を受け、それは次[年度]の援助金から返済される」ことを規定している。今や、借入には従来の7%ではなく、ヨリ高い8%の利子が必要になっていた。

さて、議定費について、12月1日、本会議はさらに「海軍委員会が1693年度のために雇用されるような船舶の目録を本院に提出すること」を命じ、これを受けて3日、フォークランドが「1693年度に海上で雇用される船舶の数と等級の会計」を提出した。

議定費のうち、まず海軍議定費については、2日、全院委員会審議の報告を受けて、本会議は「強力な対フランス戦争遂行のための議定費の1部として、1693

---

<sup>151)</sup> An Act for Review of the Quarterly Poll granted to Their Majesties in the last Session of this present Parliament (4 & 5 Will. & Mary, c. 14).

年度の海軍費用（兵站部費用，及びプリマス近くのヘイマス Hamose の海軍置場の完成，4隻の爆弾船と4級新船8隻建造を含む）のため，£1,926,516,10s. が両陛下に譲与されること」を決議した。

次に陸軍議定費については10日，全院委員会審議の報告を受けて，本会議は「1693年度の軍務のため地上軍費用（地上軍務との関連で兵站部の通常ならざる費用，運送，病院，非常事態の費用，及び通常ならざる陸軍費用を含む）のために，£2,090,563.19s.6d.を超えない金額が両陛下に譲与されること」を決議した。加えて，勅語での言及を受けて，「イングランド産品を陸軍に支給する」として，「(テンプル Sir Richard Temple 他からなる)委員会が，鑄貨の輸出を阻止するために，海外における陸軍が賃金を本王国製のパンその他支給品で支給する方法を審議し，その意見を本院に報告するために設置されること」を決議した。この海軍・陸軍議定費の合計は実に約£4,017,080である。

#### 〈議定費(調達)財源の決議〉

以上の議定費を調達する財源について，まず13日，全院委員会審議の報告を受けて，本会議は「再度，ポンド当たり税率による援助金譲与に戻り」両陛下に譲与される議定費のため，1年間ポンド当たり4シリングの£当たり税率 a Pond Rate が，すべての土地，保有財産及び相続可能財産に対して，その本当の年価値 true yearly Value に従って，賦課されること」を決議した。続いて，15日，全院委員会での更なる審議後，本会議において，その委員会における次のような地租（＝ポンド当たり4シリング援助金）及び借入（＝後述する，£1m.のトンチン年金公債創設）関係の決議を報告した。

すなわち，

決議1「両陛下に譲与される議定費のため，すべての人的財産（家財，家畜 Stock upon Land 以外），また利益のあるすべての役職と雇用（陸軍と海軍での軍事役職以外）に対して，その本当の年利得に従って，1年間，ポンド当たり4シリングの賦課があること」，

決議2「両陛下に譲与される議定費のため，年間£70,000の資金が，£1m.の金額を任意に支払う[＝貸付ける]人々によって調達される£1m.の利子支払のために別にされる；また同一物を支払う人々は，彼らの生涯間，前記£70,000のうちの彼らそれぞれの割合を，彼らによって支払われる金額に従って，生存者権 Survivorship の利点をもって，すべての生涯が終了するまで，受領すること」，

決議3 「前記資金は1697年5月17日までは世襲的消費税から、また以後は、ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税のための法律と題された、両陛下治世初年の〔1689年6月22日に成立した〕法律における割合に従って、ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税によって得られること、

決議4 「£1m. が1693年6月24日以前に前記資金に基づいて支払われない場合、残額は年間7%を超過しない利子で集められ、議会によって両陛下に譲与される次〔年度〕の援助金からその貸付者に支払われること、と。

以上の決議報告に、本会議は「同意」したのち、「〔地租〕法案が、本院の各決議に基づいて、土地及び人的財産に対するポンド当たり4シリングの賦課のため上程されること」、「〔消費税〕法案が、前記の各決議に基づいて、前記の年間£70,000の資金に関して上程されること」を命じ、そして前記諸法案を作成し上程することが法務長官、マズグレーヴ、法務次官、フォーリー Mr. Foley、クラージズに付託された。

#### 〈「議定費法案：地租」と「議定費法案：消費税」の提出と庶民院通過〉

これを受けて、まず「議定費法案：地租」として、22日、法務長官が「1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を両陛下に譲与する法案」を提出し、その第1読会が読まれ、翌23日、第2読会が読まれて全院委員会に付託された。全院委員会報告を受けて本会議は、翌1693年1月2日、「法務長官が前記法案に追加される借入条項 a Borrowing Cloase を作成し、前記委員会に提出すること」、また3日、「本院議員がいつものように前記法案に挿入される各カウンティ、市及び場所のための〔査定〕委員会の氏名を作成し提出すること」、続いて5日、「前記委員会が、四季每人頭税法案の信用で借入れられた£750,000の金額を、前記〔地租〕法案の信用に移して負担させるための条項を作成し、前記法案に追加すること」をそれぞれ命じたのち、13日、法案が第3読会を読まれ、庶民院を通過して貴族院に送付されたのである。

同法案の貴族院審議に先だち、もう1つの「議定費法案：消費税」についていえば、10日、法務長官が、「消費税から年間£70,000の資金を、1693年6月24日以前に任意の支払〔＝借入〕によって調達される£1,000,000の利子を支払うために、設定する；支払われる元本は償還される；また同一物を支払う人々は、生存者権の利点付で、前記の年間£70,000のうちのそれぞれの割当を、生涯間、受領する」ための法案を提出し、その第1読会が読まれた。13日、第2読会が

読まれて全院委員会に付託されるとともに、それに「前記法案によって調達される金銭の貸付 *advancing* を鼓舞するように、拋出者間で毎年分割される [£70,000 の利払] 資金に関して [期日の] 空白を埋める権利を持つこと」が指示された。そして20日、法案が第3読会を読まれ、庶民院を通過して貴族院に送付されたのである。

く「貴族」身分の自己課税権剥奪と1693年1月20日「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法 (=地租法) の成立

さて、貴族院での「地租法案」審議については、封建王政以来の「貴族」身分の自己課税権との関連で特に注目に値する。

まず、1月13日、庶民院から送付された「強力な対フランス戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を両陛下に譲与するための法律」の第1読会が読まれた。翌14日、その第2読会が読まれたのち全院委員会に付託された。16日、全院委員会審議ののち、本会議でのゴドルフィン Lord Godolphin によるその報告、すなわち、「本委員会は、貴族が自らその役職と人的財産を査定し、またそれ自身の徴収者を指名する1条項が追加されること以外、修正なしに本法案を通過させた」という報告に、本会議は「同意」し、そして査定委員 Commissioners となる貴族を指名した。翌17日、本会議でゴドルフィンは「[地租] 法案に追加される1条項を作成したこと；本法案は [1年間、ポンド当たり4シリングの援助金が] 四季毎に支払われることを命じるので、以前の法律と異なること」を報告し、また「埋めるべき空白を、1693年3月25日で埋めること」を提案した。それに本会議は「同意」して、法案の第3読会が読まれ、「貴族が自らその役職と人的財産を査定し、またそれ自身の徴収者を指名する」但し書 Provisos が法案に追加されることに「同意」したのち、法案がこの但し書付きで通過することを決議して、それを庶民院に返付したのである。

これを受けて、庶民院では、同17日、貴族院が修正付きで [地租] 法案に同意した旨が報告されたのち、その修正が次のように読まれた。すなわち、「但し、本法によって、その役職又は人的財産のために査定されるすべての貴族は、王璽尚書 Lord Privy Seal ペンブルック伯爵 Thomas Earl of Pembroke・・・ [他25人の貴族] 又はそのうちの5人によって査定されること・・・。また但し、本法によって本王国の貴族が賦課される各自の査定額と税は貴族によって指名される

1人の徴収者によって受領される:前記徴収者は同一物を1693年3月25日以前にウェストミンスターにおける陛下の財務府受領部に支払わせることが宣言されること」と。

庶民院は、前記修正において貴族院に同意することを「否決」したのち、「(シーモア他からなる)委員会が、貴族院との協議会で提出されるところの、前記修正において貴族院に同意しない諸理由を作成するために設置されること:前記委員会が直ちに退出して同一物を作成すること」を決議した。この委員会からの報告として、クラージズは「貴族院に同意しない諸理由」を次のように読んだ、「国王に議定費を譲与する権利は、憲法の本質的部分として、庶民院のみに存する; 事柄、方法、尺度そして期間に関する、このような譲与の限定は庶民院のみに存する;それが基本的に庶民院で決定されることが非常によく知られているので、そのための諸理由を与えることは、われわれの先祖によってその権利の弱体化であると考えられた;また本法案に加えられたところの、貴族院によって返付された条項はそれの明白な違反である」と。

本会議は、末尾の語句を「違反」Violationからより強い「侵害」Invasionに修正した上で、これに「同意」した。「選挙」後の新議会=庶民院による「国王に議定費を譲与する権利」の主張として、このように修正した理由こそが、結局、封建王政以来の「貴族」身分の自己課税権の剥奪に至る理由書となるのである。

翌18日、両院協議会后、庶民院ではクラージズが、同協議会に出席して、貴族院による本法案への修正で貴族院に同意しない庶民院の諸理由を提示したことを報告した。

他方、貴族院では、王璽尚書が報告した、「庶民院は言う、本[地租]法案に対して貴族院によって加えられた但し書に同意しえない」と。これを受けて、「本議会に召集された聖職貴族と俗貴族によって、庶民院との本日の協議会の報告が明日審議されることが命じられた」。翌19日、貴族院<sup>152)</sup>は、協議会報告について、「討論の自由」のため、委員会に移行し、そこで長い時間が費やされたのち、本会議において、まず「この議題が特権委員会に付託される」旨の動議が「否決」(賛成は、モンタギュー Montagu 以下27名)され、続いて、「本院が当

---

<sup>152)</sup> 出席者は、聖職貴族20人、俗貴族74人の計94人である。

該条項を取り消す」旨の動議が「可決」(反対は、モンタギュー以下 21 名)された。

これを受けて、「庶民院との協議会で、貴族院がこの援助金法案[=地租法案]に追加した条項を取り消す際に、提出されること[=理由]を審議するための貴族院委員会が本院によって設置された」。翌 20 日、同委員会からの報告として、ロチェスター Earl of Rochester は「協議会で提出される、貴族院が修正を取り消し、金銭法案で修正する彼らの権利を主張する諸理由」を次のように読み、そして本会議はそれに「同意」した。

すなわち、「(1) 貴族院は最近の協議会で庶民院によって提出されたことに決して同意しえない;何故ならば、彼らの人的財産のため自らに課税するうえで以前の時期における多くの先例のほか、彼らは [1690 年 4 月 23 日に成立した] 「アイルランド鎮定とフランスとの戦争遂行のため人頭税及びその他によって金銭を調達する法律」と題された法律で非常に最近の事例を持つからである;そこで彼らは彼らの人的財産に課税するため彼ら自身の委員会を指名した。(2) また何故ならば、彼らは庶民院から送付された諸議定費法案において諸修正及び査定の減額をすることが貴族院の基本的で固有の疑いのない権利であり、それを貴族院は決して止めないからである;それ故に彼らはこの機会にもそれを主張する義務があると考えた。(3) しかし、この法案について 2 院間の相違がその成立のうで、現在の緊急事態において最も致命的結果を持つことを考慮して、貴族院は今回彼らの但し書に固執することを適切とは考えない」と。

こうして、同 20 日、国王が貴族院に出席し、庶民院議長が「援助金法案に関連して短い演説をした」後に、裁可をうけて、この法案が成立したのである。

本法、正式には、「フランスとの戦争遂行のため、1 年間、ポンド当たり 4 シリングの援助金を両陛下に譲与するための法律」<sup>153)</sup>は、最初の制定する条項で「現金、債権、財貨又はその他どんなものであれ人的財産 Personal Estateをもつ全ての人、法人等が、借入金と不良債権を控除し、また家畜と家財及び株式を除き、財貨の [年価値の] ポンド当たり 4 シリング、[資本価値の] 100 ポンド毎に 24 シリングを支払う」こと、第 II 条「(陸軍又は海軍における有給の軍人を除き) 利得ある役職又は雇用を持つ人が、俸給又は利得についてポンド当たり

---

<sup>153)</sup> An Act for granting to Their Majesties an Aid of Four Shillings in the Pound, for One Year, for carrying on a vigorous War against France (4 Will. & Mary, c. 1).

4 シリングを支払う」こと、第III条「全ての莊園, 土地, 保有財産 […10 分の 1 税 Tythes…], 年利得 yearly Profits, 及び相続可能財産が, [修繕, 税, 教区税又はその他の諸負担を顧慮せずに without respect to Repairs, Taxes, Parish Duties, or other Charges] その本当の年価値 true yearly Value のポンド当たり 4 シリングを支払う」こと、また第V条「(支払うべく指定されたそれぞれの金銭額をヨリよく査定, 命令, 賦課, 徴収するため, また本法をヨリ効果的に執行するため…以下で言及されるカウンティ, 市, バラ, 町, 場所の) 委員が指名される」こと等を規定する。

その上で、借入条項として、第LIV条「人は本法に基づいて両陛下に年間7% で金銭を貸し付けてもよい」ことを規定し、また第LVIII条「法律3 Will. & Mary, c. 6 [=前会期の四季每人頭税法] に基づいて借入られた £735, 391. 18s. 5½d. を超過しない金銭が本法の信用に移される」ことをも規定している。

更に特定の割当条項としての第LIX条「本法下に賦課される金銭から」は、(1) (前記の £735, 391. 18s. 5½d. を別にして) 借入に基づいてと同様に、本法によって賦課され支払われる金銭から、£700, 000 の金額が陛下の海軍に仕える将校と水兵への支払、海軍に支給される備品と糧食の支払、海軍に関する兵站部の経費、及び海軍のその他の必要な用途に割り当てられること、(2) その他すべの金銭が陛下の地上軍と陸軍の支払、陸軍軍需品の支払及び本戦争に付随するその他の費用の支払に割り当てられ、「その他に割り当てられない」ことを規定している。

税収面での結果についていえば、このいわゆる「ポンド当たり 4 シリングの援助金」(First 4s. aid for 1693) の結果は、£1, 922, 712. 19s. 4. 5d.<sup>154)</sup>であったので、このポンド当たり税率による援助金譲与が、以後、対フランス戦争中継続されていくことになるのである<sup>155)</sup>。

<1693年1月26日「追加的消費税」法(=トンチン年金創設関係法)の成立>

同法成立直後の1月23日、貴族院で、もう1つの法案たる「議定費法案: 消費税」の第1読会が読まれ、翌24日、第2読会後に全院委員会に付託され、「修正なしに前記法案を通過させた」旨のその報告を受け、26日、第3読会後に「通

<sup>154)</sup> Cf. A. Browning, ed., *op. cit.*, p. 340.

<sup>155)</sup> この「£当たり 4 シリングの譲与金」は「地租 land tax と呼ばれるようになったのであるが、それは「それが間もなく殆ど全く土地所得にかかった」からである。Cf. W. R. Ward, *op. cit.*, p. 7.



過すること」を議決した。こうして、同日、国王が貴族院に出席し、庶民院議長が「消費税法案に関連して短い演説をした」後に、裁可をうけて、同法案が成立したのである。

本法、正式には、「フランスとの戦争遂行のため、1,000,000 ポンドの金額を任意に貸付ける人々に本法で一定の報酬と利益を確保するため、ビール、エールその他の酒類に対する一定の消費税を両陛下に譲与するための法律」<sup>156)</sup>では、庶民院が「フランス国王に対する現下の戦争を遂行するために、陛下が要する多額の必要な経費を認め、また陛下の臣民にとって最も苦痛でないような方法」(＝従来よりも長期の借入)で、その経費を支給することを欲し、「それ故に、前記戦争を遂行するために、1,000,000 ポンドの金額を超えない金銭額を…任意に貸付けて陛下の財務府に支払うような人々の鼓舞のため」(最初)の制定する条項)、1693年1月5日から99年間、ビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税が譲与される(第II条)。本税によって調達される全ての金銭は、その他の金銭から別にされて毎週財務府に払い込まれる(第III条)。財務府では毎週の支払が別個に帳簿に記帳される(第IV条)。本税により99年間払い込まれる全ての金額は、本法で言及される「諸目的のための基金」となる(第VI条)。

続いて原住民と外国人は1693年5月までに1,000,000ポンドの金額に応募することを勧められる。(1,000,000ポンドの全額が応募＝貸付けられる場合)基金から年間£100,000が配分され、応募者は応募＝支払の日と1693年6月24日の双方から1700年6月24日まで、10%を受領する。この期日以後、年間£70,000のみが配分され、その金額は次のように分割される。すなわち、£100の応募者は彼が指名する人の生涯間1つの分け前 shareを受け取る、そして生存者たちは7人の被指名者が残るまでその利益を得る、その時、各人の死の際にその年金は終わる。もしもこの1,000,000ポンドの全額が貸付けられなかったならば、応募者たちは、£70,000の年金のうち、貸付けられた金額に比例するような部分を支払われることになる(第VII条以下)。この方法はイングランド最初の「トンチン年金」First English “Tontine”<sup>157)</sup>と呼ばれ、その条件に応募者には有益

---

<sup>156)</sup> An Act for granting to Their Majesties certain Rates and Duties of Excise, upon Beer, Ale, and other Liquors, for securing certain Recompenses and Advantages in the said Act mentioned to such Persons as shall voluntarily advance the Sum of Ten Hundred Thousand Pounds, towards carrying on the War against France (4 Will. & Mary, c. 3).

<sup>157)</sup> *National Debt. History of the Earlier Years of the Funded Debt, from 1694 to*

であったとしても、本法は、続いて、「もしも、1,000,000ポンドの全額が1693年5月までに調達されない」場合、生存者権に基づいて応募する人はそれを「単一の14%終身年金」 an Annuity of £14 per Cent. For Lifeに変えてもよいという、選択肢をも規定している（第XXII条、第XXIII条）。今や10%のみならず、14%という高利率が必要になっていた。

その結果についていえば、トンチン年金の条件で調達された金額は£108,100（1700年6月24日までに£10,810、またその後£7,567の年金を含む）のみであったのに対して、単一終身年金 Single Life Annuityで貸付けられた金額は、実に£773,393.14s.2d.であり、結局、後者がヨリ人気のある投資形態であることがわかった<sup>158)</sup>。

ともあれ、本法により、議会在起債を承認し、その利払を保証した最初の「国債」が創設されるに至ったのである。

〈対フランス戦争遂行の追加的議定費(調達)決議と3月14日商品への追加的賦課金議与法の成立〉

続いて、本会議は、強力な対フランス戦争遂行のため両陛下に譲与される議定費を調達するための財源を審議することを付託された全院委員会からの報告について、更に審議を再開して、1月26日、一定の商品への賦課金を決議した<sup>159)</sup>、

---

1786, pp. 3, 45.

<sup>158)</sup> 付言しておくならば、調達すべく意図された£1,000,000の全額のうちに残りである£118,506.5s.10d.の金額は、表4-6に記載したように、1694年2月8日に制定された「『フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を任意に前貸したような人々に、本法で言及される前述法律で一定の報酬と利益を確保するため、ビール、エールその他の酒類に対する一定の消費税を両陛下に譲与するための法律』と題された以前の法律によって調達される金銭の不足を支給するための法律」An Act to supply the Deficiency of the Money raised by a former Act, intituled, An Act for granting to Their Majesties certain Rates and Duties of Excise, upon Beer, Ale, and other Liquors, for securing certain Recompenses and Advantages in the said Act mentioned to such Persons as shall voluntarily advance the Sum of Ten Hundred Thousand Pounds towards carrying on the War against France (5 Will. & Mary, c. 5) によって、同じく「単一終身年金」によって調達されたのである。Cf. *Ibid.*, p. 3.

<sup>159)</sup> 具体的にいえば、

決議1「両陛下治世2年以前に同一物を支払う消費税と関税に加えて、2シリングが通常並みの強度のブランデー又は蒸留酒と呼ばれる蒸留酒又はブランデーの1ガロン毎に every Gallon of Strong Water, Aquavita, or Brandy, commonly called Single Brandy, or Strong Waters 賦課されること」、

決議2「両陛下治世2年以前に同一物を支払う消費税と関税に加えて、4シリングが通常

また翌27日にも一定の商品への賦課金を決議した<sup>160)</sup>、そして「前記諸決議に基づいて法案を作成し上程すること」を命じた。

これを受けて、翌2月13日、「議定費法案：商品への賦課金」として、法務長官が「商品に対する一定の追加的賦課金を両陛下に譲与する法案」を提出し、その第1読会が読まれ、翌14日、第2読会が読まれた後、全院委員会に付託された。24日、第3読会を読まれて庶民院を通過し、3月1日には、修正なしに貴族院も通過した。そして14日、国王が貴族院に出席し、庶民院議長が「金銭諸法案に関連して短い演説をした」後に、裁可を受けて、表4—5に表示したように、同法案が（抗命処分法案及び人頭税関係法案とともに）成立した。

同法、正式には、「フランスとの戦争遂行のため、商品に対する一定の追加的賦課金を両陛下に譲与するための法律」<sup>161)</sup>では、借入条項としての第XV条「£510,000のための信用条項」は、人が本法の信用にもとづいて、総額で£510,000の金額を超過しない金額を両陛下に貸付けて、年間8%を超えない利子を受領してもよいことを規定している。借入利子としては8%が必要であった。

更に特定の割当条項として、第XX条「本法及び[1693年1月20日に成立し、特定割当条項を規定する]前述法律1号を除いて本会期のその他の法律によって調達される金銭から、£1,226,516が海軍[具体的には、従来の規定のように、将校と水兵への支払、備品と糧食の支払、海軍に関連する兵站部の費用、及びそ

---

標準強度の2倍のブランデーと呼ばれる蒸留酒又はブランデーの1ガロン毎に every Gallon of Strong Water, Aquavitæ, or Brandy, commonly called Double Brandy, above Proof 賦課されること」、である。

<sup>160)</sup> 具体的にいえば、

決議1「(今、税率書 Book of Rates で賦課されるものに加えて) 5シリングの追加税が、1692年12月25日以後輸入される塩(魚の保蔵処理に使用されるような塩以外)の1大皿毎 every Weigh of Salt (except such Salt as shall be used in the Curing of Fish) に対して；また質での上下に比例して、賦課されること」、

決議2「(今、税率書で賦課されるものに加えて) 2シリングの追加税が、1692年12月25日以後輸入される精製絹の1ポンド毎に every Pound of Silk, wrought 賦課されること」、

決議3「(今、税率書で賦課されるものに加えて) 5ポンドの追加税が、1692年12月25日以後輸入される全ての種類の染料用木材(ギニアからの赤色染料木材 Redwood from Guinea, 染料用薬品 Drugs, ログウッド染料 Logwood 以外)の価額で100ポンド毎 every Hundred Pounds Value of all Sorts of Dying-wood に対して、質の上下に比例して賦課されること」、である。

<sup>161)</sup> An Act for granting to Their Majesties certain additional Impositions upon several Goods and Merchandize, for the prosecuting the present War against France (4 & 5 Will. & Mary, c. 5).

の他海軍の必要な用途」に割り当てられる」こと（そして「その他に割り当てられない」こと）を、今や、そのように割り当てられる金銭を他の用途に流用する陛下の収入部、財務府、海軍又は兵站部に属する「役人」に対する「罰則」（具体的には、役職の喪失）とともに規定している。

同法等の成立により 1693 年度予算審議が完了し、会期が閉会されたのである。

## （6）小括：名誉革命後における予算審議の歴史的位置

最後に、以上の名誉革命後イングランド議会における予算の審議過程に関する考察を踏まえて、庶民院の財政統制の観点から、年度毎予算審議の進展如何を概括しつつ、名誉革命後における予算審議の歴史的位置について指摘しておきたい。

〈1689年度予算審議について〉

1、名誉革命（＝新国王と女王の即位）後、国王は1689年 2月18日の「勅語」で、またより具体的には 3月8日の「勅語」で両院宛に援助要求をした。

2、これを受けて庶民院では、即位に伴う「国王収入」について、前国王ジェームズ 2世期の収入、支出会計を要求したうえで平時に「年間£1,200,000の収入」を設定＝議決した。更に、新たに民事統治支出と防衛支出を別々に見積るために、1689年度海軍歳出予算〔合計£1,128,140〕の提出を要求したうえで、平時の海軍、陸軍、兵站部の割当必要額〔合計額£588,680〕を議決した上で、4月20日、いわゆる「シビル・リスト」としての年間£600,000とともに、海軍議定費£700,000を議決した。

3、この海軍議定費£700,000を調達するため、庶民院の上奏文に基づく5月7日の対フランス戦争宣言後の 6月22日、〔従来の特定金額の「割当」による援助金譲与と異なるところの〕、「王国の必要な防衛のため」、「1年間、ポンド当たり12ペンスの援助金」譲与法が成立した。同法では人的財産の年価値、役職、土地等の年価値に対する「ポンド当たり12ペンスの援助金」が規定されるとともに、借入条項も規定された。税収結果は£496,108であった。

こうして、「革命」後、1689年度海軍「歳出予算」の提出とそれに対する「1年間、援助金譲与法」の制定という年度毎の予算審議が開始したのである。

4, 今1つ, 3月8日の「勅語」を受けて, 3月22日, 庶民院はアイルランド鎮定の議定費 [合計額約£411, 747] を議決し, それを調達するため, 「即金を調達する最も迅速で効果的な方法」として, 5月1日, 「アイルランドを鎮定するため」, 人頭税法が成立した。同法では人的財産と公的役職に対する課税等を規定するとともに, £300, 000を超過しない金銭の借入条項も規定された。税収結果は£288, 438であった。同法に続いて, 「継続する限り戦争費用に比例するような追加的援助金を支給する」べく, 庶民院を通過した「追加的人頭税のための法案」については, 貴族院が「貴族」の自己課税権を主張して修正条項を追加し, それに対して庶民院 (仮議会) がいわば審議技術的観点=理由から同意しなかったため, 結局, 放棄せざるをえなかった。

#### 〈1690年度予算審議について〉

1, 1689年10月19日の「勅語」で国王は「次年度のための戦争費用」の迅速な決定を求めた。

2, これを受けて庶民院は, 陸軍, 海軍及び兵站部の1690年度計算書=歳出予算の提出 [金額不明] を求めた上で, 11月2日, アイルランド鎮定と対フランス戦争遂行のため, £2, 000, 000の金額を超えない, いわゆる「信用議定費」を議決した。

3, この議定費を調達するために, 「現在金銭を調達する最も迅速で効果的な方法として」, £1, 400, 000を超えない金額を土地に賦課するべく議決し, 12月16日, 「1年間, ポンド当たり 2シリングの援助金」譲与法が成立した。同法では人的財産の年価値と公的役職の利得に対する課税等を規定するとともに, 借入条項, 加えて£400, 000の海軍への特定の割当条項をも規定した。税収結果は£1, 015, 732であった。また同法の担保での短期借入合計は£606, 057であった。

4, 同法成立後, 庶民院は, £1, 400, 000を超えない金額を調達するためには不十分であるとわかったため, 追加決議して, 翌1690年 1月16日, 「1年間, ポンド当たり12ペンスの追加的援助金」譲与法が成立した。同法では追加的援助金を規定するとともに, 借入条項も規定した。税収結果は£507, 866であった。

5, 続く3月21日, 「選挙」後の新議会の「勅語」で国王は, アイルランド鎮定と対フランス戦争遂行のため, 国王収入(財源)設定とともに, 議定費について「即金」調達のため「信用資金」をも要求した。

6, これを受けて庶民院は, 対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定のための

議定費の譲与を議決したのち、具体的には国王収入(財源)について、議定費調達のための(借入)担保条項付きで「一時的消費税」の生涯間譲与と「トン税・ポンド税の臨時税」の4年間のみの譲与を議決した。その上で、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定のための£1,200,000を超えない金額の「信用議定費」を議決した。それに基づいて£1,200,000の残りである£200,000の金額の調達のため人頭税が議決された。

7、こうして、4月23日に、貴族院での「貴族」の自己課税権に関する修正付きで人頭税法が成立し、同法は人的財産と公的役職に対する課税等をも規定した。同日成立した「一時的消費税」関係法では、同税をアイルランド鎮定と対フランス戦争遂行のため、£250,000のための「信用資金」にするべく、今や8%という高利子によって「即金」として借入＝調達することが規定＝企図された。また5月2日成立した「トン税・ポンド税の臨時税」関係法でも、同税を£500,000の「信用資金」にするべく、同様のことが規定された。

かくして、革命後の今や、従来の査定税や人頭税という直接税に加えて、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定のため議定費の即金での必要性により、1690年度には国王収入(財源)としての「一時的消費税」と「トン税・ポンド税の臨時税」という間接税に、税収を先取りしての短期借入制度が拡大されるに至ったのである。

#### <1691年度予算審議について>

1、1690年10月2日の「勅語」で国王は、特に「庶民院議員達」に向って議定費を要求したのであるが、このことは庶民院による議定費の排他的譲与原則の漸次的実現を反映する慣行の開始として注目される。

2、これを受けて庶民院は、王命により提出された陸軍歳出予算[合計£1,910,560]と海軍歳出予算[合計£1,910,560]を審議したのち、海軍議定費として£1,791,695を超えない金額と陸軍議定費£2,294,560[将官費含む]を議決した。こうして歳出予算額に対応した議定費金額が議決されたといえるのであるが、今や、その合計額は実に£4,086,255に達した。

3、この議定費を調達するために、11月10日、[従来の特定の調達額の「割当」による援助金譲与に戻り]「フランスと強力に戦争遂行するため」、「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法が成立した。同法では「割当」を規定し、

また借入条項とともに、£1,000,000の海軍への厳格な特定の割当条項も規定した。税収結果は£1,613,747.9s.1d.であった。

4、同法成立後の11月25日、国王は新たに「議定費に関する勅語」の中で特に「庶民院議員達」に向って追加的議定費を要求した。

5、これを受けて庶民院は、[陸軍・海軍議定費合計額たる] £4,086,255の金額を超えない金額の残額を調達するため、4年間、追加的消費税譲与を議決し、1691年1月5日、追加的消費税関係法が成立した。同法では税収の3分の2を担保として£1,000,000を超過しない金額の借入条項が規定された。さらに、割当条項として、(1) 同法によって賦課され支払われる金銭から£700,000の海軍への割当にとどまらず、(2) 本法又は本議国会期の同様な援助金又は議定費を譲与するその他の法律によって賦課され支払われる金銭から、(本法及び先の「1,651,702ポンド18シリングの金額」譲与法以外に) £1,500,000の金額の地上軍と陸軍への割当、更に(3) その他すべての金額の、対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定と前記戦争の理由による負債の支払への割当が、どんなものであれその他の用途又は目的に割り当てられないことともに、規定された。

かくして、革命後の今や、アイルランド鎮定及び対フランス戦争のための多額の議定費調達のために、会期末に成立する議定費譲与法たる、4年間に限定しての追加的消費税譲与法において、£1,000,000もの借入条項が規定されるのみならず、同法と同時に同会期のその他の援助金又は議定費法によって支払われる金銭すべてをも厳格に割り当てる、包括的な特定の割当条項が規定されるに至ったのである。

#### <1692年度予算審議について>

1、1691年10月3日の「リメリック条約」締結(=アイルランド鎮定完了)後の22日、「勅語」の中で国王は、一昨年度までのように「貴族と庶民院議員達」に向かって、対フランス戦争遂行のための海軍と陸軍を要求した。

2、これを受けて庶民院は、対フランス戦争遂行のための議定費譲与を議決し、続いて同院の要求により提出された1692年度の海軍歳出予算[合計£1,855,054]、陸軍歳出予算[合計£1,805,671]、そして今や、兵站部歳出予算[合計£254,603]を審議した。その総計は£3,915,328である。

3、続いて、対フランス戦争遂行のための議定費調達(財原)の議決を受けて、12月31日、「割当」による援助金譲与として「フランスとの強力な戦争遂行

のため」, 「1, 651, 702 ポンド 18 シリングの援助金」譲与法が成立した。同法は「割当」を規定するとともに, 借入条項, そして£1, 000, 000 の海軍への特定の割当条項をも規定した。税収結果は£1, 613, 874. 13s. 5d. であった。

4, 同法成立後, 翌1692年1月4日の(実に£1, 935, 787. 16s. 3d. を超えない金額の) 対フランス戦争遂行の地上軍議定費(調達)財源の議決をうけて, 2月24日, 「フランスとの強力な戦争遂行のため」, 「従来の単一人頭税と異なる」 「1年間, 四季每人頭税法が成立した。同法では四季毎の譲与等を規定するのみで, 「従来のように人的財産や公的役職に対する課税規定がなく」, また借入関係条項において, (1) 税収が「調達するべく意図された」 £1, 341, 700 に達しない場合, その不足額を財務府の信用一般に基づいて借入れうること, (2) その借入額と利子を次[年度]の援助金から返済することを規定していたことが注目される。

5, この四季每人頭税の税収結果は, 僅かに, £579, 178. 11s. 2. 5d. のみであり, こうして次年度には新たな援助金又は借入方策が検討=提案されてくるのである。

#### <1693年度予算審議について>

1, 1692年11月4日の「勅語」で国王は, 一昨年度に続いて, 特に「庶民院議員達」に向って対フランス戦争のための議定費を要求したのであるが, 以後これが慣例化してくるのである。

2, これを受けて庶民院は, 対フランス戦争遂行のための議定費譲与を議決し, 続いて同院の要求により25日に一緒に提出された1693年度の海軍歳出予算[合計£2, 077, 216], 陸軍歳出予算 [合計£2, 127, 851], 兵站部歳出予算 [合計£739, 886] を審議した。総計は実に£4, 944, 953である。そして海軍議定費(兵站部費含む)£1, 926, 516. 10s. , 陸軍議定費(兵站部費含む)£2, 090, 563. 19s. 6d. を超えない金額の譲与を議決した。この総計も実に約£4, 017, 080である。

3, この議定費の(調達)財源について, 「再度, ポンド当たり税率による援助金譲与に戻り」地租(=ポンド当たり4シリング援助金)と借入(=£1m. のトンチン年金公債創設)に関する決議の後, それを受けて, 「議定費法案: 地租」と「議定費法案: 消費税」が上程され, 庶民院を通過して貴族院に送付された。

4, 貴族院は地租法案に対して「貴族が自らその役職と人的財産を査定し, またそれ自身の徴収者を指名する」旨の但し書条項を追加=修正して庶民院に返付



したのであるが、「(選挙)後の」庶民院は今や「国王に議定費を譲与する権利は、憲法の本質的部分として、庶民院のみに存する…本法案に加えられたところの貴族院によって返付された条項はそれの明白な侵害である」と断固として議定費を譲与する権利を主張したので、結局、貴族院は「当該条項を取り消す」旨を決議した。こうして、1693年1月20日、「フランスとの戦争遂行のため」、1年間、「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法(=地租法)が成立した。

こうして、「革命」後の1693年「地租法」の成立に至って、「対フランス=ファルツ継承戦争」遂行のための議定費の増加による、庶民の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の譲与権限の強化の故に、「立憲王政」の物的基礎をなす予算の審議機構の面で、封建王政以来の「貴族」身分の譲与金の審議と譲与の会議としての「貴族院」の独自の自己課税権能が剥奪され、「庶民」の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の権能の下へ包摂=一元化されるに至った。

さて、同法では(1)人的財産の年価値、(2)役職又は雇用の俸給又は利得、(3)土地等の年価値に対するポンド当たり4シリングの援助金を規定するとともに、借入条項が規定され、更に割当条項として、(1)本法によって賦課され支払われる金銭から、£700,000の海軍への割当にとどまらず、(2)その他すべての金銭の地上軍と陸軍への割当を、「その他に割り当てられない」ことともに、規定した。この「ポンド当たり4シリングの援助金」の税收結果は、£1,922,712.19s.4.5d.であったので、このポンド当たり税率による援助金譲与が、以後、対フランス戦争中継続されていくことになった<sup>162)</sup>。

5、続いて、もう1つの法案たる「議定費法案：消費税」は修正なしに貴族院を通過し、こうして1693年1月26日、「フランスとの戦争遂行のため」、「追加的消費税」法(=トンチン年金創設関係法)が成立した。

こうして、同法により、議会在起債を承認し、その利払を保証した最初の「国

---

<sup>162)</sup> 付言しておくならば、この1693年「ポンド当たり4シリングの援助金」譲与法(=地租法)によって「成立」した「地租」は、1697年9月における「リスワイク条約」締結=「対フランス=ファルツ継承戦争」終結の後に、周知のように、1698年4月2日に制定された「1,484,015ポンド1シリング11と3/4ペンスの援助金」譲与法(=地租法)、正式には、「軍隊を解散し、海兵に支払い、本法で言及されるその他の用途のため、1,484,015ポンド1シリング11と3/4ペンスの金額を陛下に譲与するための法律」An Act for granting to His Majesty the Sum of One Million Four Hundred Eighty-four Thousand and Fifteen Pounds, One Shilling, and Eleven Pence Three Farthings, for disbanding Forces, paying Seamen, and other the Uses therein mentioned (9 & 10 Will. III, c.10)によって、「定着」してくるのである。

債」が創設されるに至ったのである。

6, 更に, 同 26 日と翌日の対フランス戦争遂行のための追加的議定費(調達)決議を受けて, 「議定費法案: 商品への賦課金」が上程され, 3 月 14 日, 「フランスとの戦争遂行のため」, 一定商品への追加的賦課金譲与法が成立した。同法では £ 510, 000 の金額を超過しない金額の借入条項が規定された。更に割当条項として, 本法及び [1693 年 1 月 23 日に成立し, 特定割当条項を規定する] 「ポンド当たり 4 シリングの援助金」譲与法 (=地租法) を除いて本会期のその他の法律によって調達される金銭から, £ 1, 226, 516 の海軍への割当を, 「その他に割り当てられない」こととともに, 今や, 「罰則」付きで規定している。

こうして, 会期末に成立する議定費譲与法における会期内譲与金の包括的な特定の割当条項の規定も定着するに至ったといえよう。

名誉革命後イングランド議会における予算の審議過程は, 以上のような歴史的  
位置を占めていたのである。

## 第 2 節 財政統制の漸次的拡大

次に, 名誉革命期における財政統制の漸次的拡大について検討していきたい。

### (1) 歳出入, 予算審議面

#### ① 1692 年, 「勅語」での「庶民院議員達」に対する議定費要求の慣例化

予算審議で言及したように, 1690 年 10 月の「開院勅語」で国王は, 特に「庶民院議員達」に向って議定費を要求したのであるが, 続いて 1692 年 11 月の「勅語」での同様な要求により, 以後, 慣例化した。これは, 庶民院による議定費の排他的譲与原則の漸次的実現を反映していた。

#### ② 1693 年, 3 軍事「歳出予算」提出と「1 年間, 援助金譲与法」制定による 年度毎予算審議の定着

予算審議で言及したように, 対フランス=ファルツ継承戦争遂行のため, 1689 年度に, 海軍「歳出予算」が提出され, それに対する「1 年間, 援助金譲与法」

の制定という年度毎の予算審議が開始したのであるが、続いて1693年度に、3軍事「歳出予算」の同時提出とそれに対する「1年間、援助金譲与法」の制定により、今年度毎の予算審議が定着した。

### ③ 1698年、「シビル・リスト法」の制定の開始

「通常の」支出に対する統制として、1698年に最初の「シビル・リスト法」が制定されてくることに注目したい。その歴史・具体的な経緯については長谷田氏の古典的研究<sup>163)</sup>があるので、ここでは法律的内容を立ち入って検討したい<sup>164)</sup>。

出発点として、1660年の「王政復古」後、仮議会在國王チャールズ2世に対して「陛下への一定の毎年援助」のため「年間£1,200,000」の収入を議決し、また議会在、続くジェームズ2世に対して1685年の即位の際に、同一額を議決していた。

これらの先例が名誉革命後に続けられてくるのであるが、その場合、議会在、「権利章典」の第6項において、平時に君主が議会の同意を得ることなしに常備軍を維持すべきでない旨を規定し、この規定を確実にするための明白な方法として、チャールズ2世とジェームズ2世の即位時の手続き、すなわち、通常支出全体を見積もり、その総計まで埋めるのに十分と思われる収入を譲与するという手続きを放棄し、「民事統治」Civil Governmentと防衛支出を別々に見積ることにした<sup>165)</sup>。

こうして、1689年3月20日に庶民院は「年間£1,200,000の収入が『平時に王位を維持する一定の必要費用のため、両陛下に設定される』こと」を議決した。この金額は公的支出全体を賄うと解釈された。

続いて、1689年4月25日、庶民院は、「民事統治」のためイングランド議会在の最初の特定譲与をおこなった。すなわち、予算審議で言及したように、庶民院

---

<sup>163)</sup> 長谷田泰三、前掲書、第2章及び第7章。なお、「シビル・リスト」に関する憲法史的研究として、金子利一「シビル・リストの憲法史的意義」『東北法学会雑誌』16、1966年；同「シビル、リストの憲法史的考察：其の一」『群馬大学【教育学部】紀要 人文・社会科学編』第16巻、1967年；同「シビル、リストの憲法史的考察：其の二」『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第17巻、1967年がある。

<sup>164)</sup> Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 585ff.

<sup>165)</sup> J. E. D. Binney, *British Public Finance and Administration 1774-92*, Oxford, 1958, p. 117.

は、「公的収入から、民事統治の費用・・・のために、年間£600,000の金額が支給されること」を決議した<sup>166)</sup>。そして4月27日には、更に詳細に決議した。決議1「年間£1,431.12s.になる永久年金 *perpetuities*が民事統治の費用の一部であること」、決議2「皇太后への年間£18,209.15s.4d.が民事統治の費用の一部であること」、決議3「裁判官、大法官府主事及びウェールズ裁判官のため年間£13,800の金額が民事統治の費用の一部であること」、決議4「年間£338になる関税等からの永久年金（Colonel Fairfaxの相続人への年間£100を除く）が民事統治の費用の一部であること」、決議5「デンマーク王子と王女への支給が民事統治の費用の一部であること」、と。このような決議に基づいて7月15日に「収入を設定する法案」が上程され第1議会を読まれたのであるが、(戦時の故に)立法化されるには至らなかったのである。

従って、この時点ではシビル・リストを表す年間£600,000のみが、全治世の間、議決＝譲与されたに留まり、その立法化はなされなかったのであり、年間£1,200,000のうち残る£600,000——軍事的必要を賄うことになる——は頻繁に更新されることになったのである<sup>167)</sup>。

これに対して、1689年5月に開始したファルツ継承戦争がようやく（共同統治者メアリー2世の死（1694年）後の）1697年9月の「リスワイクの和」で終結し、これを受けて、1697年12月20日、庶民院は「陛下が王国のためにしたことを公正に認め感謝して、£700,000を超えない金額が陛下に対してシビル・リスト *Civil List* の援助のために譲与されること」を決議した。

この決議に基づいて翌1698年7月5日に制定された法律の第XIV条において、一定の収入が資金 *funds*として列挙され、それから、この£700,000の金額が陛下に対して王室と王家のため、またその他必要な経費と要求のために支給されることが規定された。これが最初の「シビル・リスト法」*Civil List Act*であり、正式には、「陛下の生涯間、王室及び本法で言及されたその他の用途のために年額700,000ポンドを調達する一部として、追加的トン税・ポンド税の臨時税を陛下に譲与するための法律」<sup>168)</sup>である。

---

<sup>166)</sup> 同時に、「また£700,000が海軍の費用のために与えられること」も決議した。

<sup>167)</sup> P. Einzig, *op. cit.*, p. 142.

<sup>168)</sup> An Act for granting to his Majesty a further Subsidy of Tunnage and Poundage, towards raising the yearly Sum of seven hundred thousand Pounds, for the Service of his Majesty's Household, and other Uses therein mentioned, during his Majesty's Life (9 & 10 Will. III, c. 23).

この第 XIV 条の主要な規定内容を確認すると、第 1 に、国王ウィリアム 3 世のシビル・リストのために割り当てられ、またそれから「王室と王家のため、またその他必要な経費と要求のため」必要額が支給されるべく意図された資金であると宣言されたところの、収入は次のものである。

まず、① 国王の世襲的収入 Hereditary Revenues であり、これは本法で列挙された<sup>169)</sup>。

<sup>169)</sup> 具体的に確認しておくと、

(1) 世襲的消費税 Hereditary Excise,

(2) 世襲的郵便局税 Hereditary Post Office Duties,

(3) 世襲的収入の小諸部門 small Branches of his Majesty's Revenues (これを、具体的に原文を列挙すれば、First Fruits and Tenths of the Clergy; Fines for Writs of Covenant and Writs of Entry payable in the Alienation Office; Post Fines; Revenue of the Wine Licences; Monies arising by Sheriffs Profers and Compositions in the Exchequer, and by Seizures of uncustomed and prohibited Goods; Revenue of the Duchy of Cornwall, and any other Revenue arising by the Rents of Lands in England or Wales, or for Fines of Leases of the same, or any of them; Duty of four and an half *per Centum* in Specie, arising in *Balbadoes* and the *Leeward Islands* in America.) である。

このうち、まず (1) 「世襲的消費税」についていえば、これは、1660 年 5 月の王政復古に続いて 12 月 24 日に制定された「軍事的土地保有態様廃止法」、正式には、「後見裁判所、直属土地保有、騎士奉仕土地保有、及び徴発権を廃止するため、またその代りに陛下に収入を設定するための法律」(12 Chas. II, c. 24) によって廃止された「後見裁判所」及び「封建的土地保有態様」の諸利益に対する償いと賠償として、本法によってビール、リンゴ酒、蒸留酒その他アルコールに対する消費税の一定税率 (収入の 1/2) が、国王チャールズ 2 世、彼の相続人にして継承者に永久に、譲与されたものである。

これは最初の「永久税」であるが、具体的には、次の諸税である。

販売のため醸造された価額 6d. 以上のビール又はエールの各バレルに対して： 1s. 3d.

販売のため醸造された価額 6d. 以下のビール又はエールの各バレルに対して： 3d.

小売販売されるリンゴ酒 Cider とペリー-Perry の各大樽に対して： 1s. 3d.

小売その他で販売されるメテグリン Metheglin 又はミード Mead のガロンに  
対して： 1/2d.

販売のため製造された普通ヴィネガー-Vinegar beer と呼ばれるビールの  
バレル当たり： 6d.

販売のため製造された蒸留酒又はアルコール *qua vita* のガロン当たり： 1d.

海外から輸入されたビール又はエールのバレル当たり： 2s.

海外から輸入されたリンゴ酒又はペリーの  
大酒樽当たり

(またヨリ少量には比例して)： 5s.

輸入されたワイン又はリンゴ酒から製造された蒸留酒のガロン当たり： 2d.

輸入された完成蒸留酒のガロン当り： 4d.

販売のため製造されたコーヒーのガロン当たり： 4d.

次に、② 一時的消費税 Temporary Exciseであり、これはもともと1660年の法律<sup>170)</sup>によって国王の生涯間、譲与されたが、国王ウィリアム3世の死まで続けられる。

更に、③ 追加的トン税とポンド税の(形態の)臨時税 an additional subsidy of tonnage and poundage であり、これは「新臨時税」 new subsidy と呼ばれ、国王の生涯間、本法によって譲与される。

(付言すれば、「トン税とポンド税」は最初、1660年の法律<sup>171)</sup>によって、国王の生涯間、譲与されたのであるが、その金額のいずれも民事統治の経費に適用されえなかった。というのは、これは「旧臨時税」 old subsidy と呼ばれ、貿易を妨害する又は王国を侵略する全ての人に対して海を防衛し監視するために譲与されたからである<sup>172)</sup>。なお、チャールズ2世の治世中には、公然と貿易、製

---

販売のため製造されたチョコレート、シャーベット、茶のガロン当たり： 8d.

次に、(2)「世襲的郵便局税」についていえば、この郵便局収入は、もともと1663年に法律15 Chas. II, c. 14 (An Act for settling the Profits of the Post Office, and Power of granting Wine-Licences, on his Royal Highness the Duke of York and the Heirs Males of his Body.) によって、永続的に(のちにジェームズ2世となる)ヨーク公爵と彼の男子相続人に設定されていたのであるが、1685年にジェームズの王位即位の際に、法律1 James II, c. 12. (An Act for consolidating the Estates Tail and Reversion in Fee, which his Majesty has in the Post Office, and twenty-four thousand Pounds per Annum of the Hereditary Excise.) によって、前述の法律15 Chas. II, c. 14にも拘わらず、国王、彼の相続人にして継承者に帰属されることが宣言されたものである。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, pp. 456-458.

<sup>170)</sup> 正式には、「生涯間、陛下の収入の増加のため、ビール、エールその他の酒類に対する一定の税の譲与」 A Grant of certain Impositions upon Beer, Ale, other Liquors, for the Increase of his Majesty's Revenue during his Life (12 Chas. II, c. 23) という法律である。

この「一時的消費税」は消費税収入の他の1/2であり、「世襲的消費税」と同等な税率である。この2つの消費税の年間収入額は、最初の5年間平均で£610, 486. 10s. 9d. であった。なお、一時的消費税は、続く諸治世の各々において再賦課されることになるのである。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, pp. 410-411, 457.

<sup>171)</sup> 正式には、「トン税・ポンド税及び輸出入商品に対して支払うその他の金銭額の臨時税が国王に譲与される」 A Subsidy granted to the King of Tonnage and Poundage, and other Sums of Money, payable upon Merchandize exported and imported (12 Chas. II, c. 4) という法律である。

<sup>172)</sup> このような「トン税とポンド税」の名称の由来と税率について付記しておきたい。

まず名称の由来については、古来、関税は3つの亜部門に分割され、その1つは、議会によって君主に譲与されたこれらの全ての税のうち最初のおそらく最も古いもので、羊毛と皮革に対するものであり、それは主に又は全く輸出税だったようである。他の2つの部門は輸入税であり、うち1つはワインに対する税で、これはトン当たり幾らで輸入された

造業及び航海の鼓舞のため賦課された種々のその他の関税があり、これらの諸税からの収入は税関役人によって徴収され、そして民事統治の経費に適用されたようである。)

第2に、もしもこの「シビル・リスト資金」Civil List Funds を支給するこれらの収入のすべてが£700,000 より多くをもたらしたならば、その余剰は議会の承認なしには処分されえないことが規定された。

(付言すれば、この制限は1700年に法律12 & 13 Will. III, c. 12.<sup>173)</sup>の第IV条によって撤廃されたが、同法下にシビル・リスト資金は、世襲的消費税と一時的消費税から週£3,700の公的用途への割当額だけ、削減された。)

以上のような規定に基づく「シビル・リスト」の数量的実態を確認すると、ウ

---

のでトン税と呼ばれた。もう一つは、その他全ての商品に対する税で、それはそれらの想定された価額のポンド当たり幾らで賦課されたのでポンド税と呼ばれた。

このような「トン税とポンド税」の税率は一般的に国王に対して、1つのまた同一の議会の法律によって譲与され、「トン税とポンド税の臨時税」と呼ばれたのである。

議会によって賦課され、また(従来の外国人から)原住民 natives に拡大する、「トン税とポンド税」の最初の法的譲与は、エドワード3世 Edward III の治世下の1373年(47 Edw. III)においてであり、その時期以来これらの税はこの国で殆ど例外なしに存しているのであるが、その場合、ポンド税の臨時税は長い間、ポンド当たり1s. 又は5%で設定され、その結果臨時税は関税の場合、5%でのこの種の一般的税を示すようになった。このようなトン税とポンド税の臨時税が、王政復古後に可決された最初の法律の1つである前述の法律12 Chas. II, c. 4によって、国王の生涯間、譲与されたのである。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 406.

さらに付言すると、1698年の前述法律9 & 10 Will. III, c. 23 [=「シビル・リスト法」]によって賦課され、また国王のシビル・リストに割り当てられた「新臨時税」は、より多くの商品に対する追加的5%だった(いわゆる第2の5%)。

その後、1703年における法律2 & 3 Anne, c. 9 (An Act for granting to her Majesty an additional Subsidy of Tunnage and Poundage for three Years: and for laying a further Duty upon *French Wines* condemned as lawful Prize; and for ascertaining the Values of unrated Goods imported from the *East Indies*.) により、1/3 臨時税、また1704年における法律3 & 4 Anne, c. 5 (An Act for granting to her Majesty an additional Subsidy of Wines, and Merchandizes imported.) によって、2/3 臨時税が賦課されたのであるが、この両者がもう一つの5% (いわゆる第3の5%) となったのである。

<sup>173)</sup> 正式には「一定の消費税部門から週3,700ポンドを公的用途のために割り当てるための、また王室と王家、その他の必要な機会のために支給するための法律」An Act for appropriating three thousand seven hundred Pounds weekly out of certain Branches of Excise, for public Uses, and making a Provision for the Service of his Majesty's Household and Family, and other his necessary Occasions (12 & 13 Will. III, c. 12) である。

ィリアムの晩年の1700年と1701年のミカエルマス（9月29日）に終わる年度の2年間について、その明細は次のようであった。

まず、1700年ミカエルマスに終わる年度の純受取額は、下記のように、£739,084である。

世襲的・一時的消費税	£377,294
世襲的郵便局	77,384
世襲的収入の小諸部門	46,425
トン税とポンド税の追加的臨時税	<u>193,592</u>
小計	694,695
諸税の追加（当年中に適用が終わる）	44,389
<u>純受取総額</u>	<u>739,084</u>

また翌1701年ミカエルマスに終わる年度（これは、1702年3月8日に死んだ国王ウィリアム3世の治世の最後の完全な年度である）の純受取額は、下記のように、£840,544である。

世襲的・一時的消費税	£413,075
世襲的郵便局	75,258
世襲的収入の小諸部門	55,141
トン税とポンド税の追加的臨時税	<u>297,070</u>
<u>純受取総額</u>	840,544

従って、この2年間の純受取総額は£1,579,628になる。この金額から、下記のような、この2年間の総控除額£170,064を控除する。

公的支出へ年間約£700,000の収入の余剰、1700年クリスマスまでの	
1年間	80,299
週当たり£3,700の留保へ（1700年法による）	34,000
銀行家債務へ	466
インド絹から	<u>5,300</u>
<u>合計</u>	<u>170,064</u>

その結果、残る金額は£1,409,564であるが、これがこの2年間の「民事統治」費用の支払のための金額であり、平均純年間収入額としていへば、£704,782である。

この明細書は当時の「民事統治」費用に割当られた資金の一般的性質をしめしているのであるが、種々の控除額から、議会在時々この資金に影響する法律を可



決し、国務のための種々の費用を支払うことに割当てたことも確認できる。また、この「シビル・リスト」から実際に支払った費用は、1700年ミカエルマスに終わる年度には、£682,819であり、1701年ミカエルマスに終わる年度には£704,339であった。この支出は、議会によって支給されるその他の資金から支払われる「国債費」及び「軍事費」を除いて、この国のあらゆる支出を包含したのである。

こうして、民事費の場合、まず「シビル・リスト」として、(軍事支出と区別される) 民事統治の支出が新しい君主の即位時に、全治世の間、その毎年の割当——それは国王の大権であると看做された——に関する規定なしに、議会によって譲与されてくる<sup>174)</sup>のである。

#### 〈女王アンの「シビル・リスト」〉

議会の支出統制の進展の観点から、続く女王アンの「シビル・リスト」について、次の諸点を指摘しておきたい。

第1に、世襲的収入の譲渡の制限である。

すなわち、1702年3月8日の女王アンの即位の際、「シビル・リスト法」、正式には、「女王陛下の王室と国王の名誉と威厳のヨリよき援助のための法律」<sup>175)</sup>が制定された。同法において、議会は、予め「陛下に対して民事統治の費用のため、陛下の前任者たちによってその目的のために享受された収入に少なくとも等しい収入を設定するのを望む」ことを列挙したのち、一時的消費税及びトン税とポンド税の追加的臨時税を女王の生涯間継続し、またこれらの収入を、世襲的収入(公的用途のため、世襲的及び一時的消費税から週当たり£3,700の支払に従って)と一緒に、陛下の王室及び国王の名誉と威厳の援助のために割当てたのであるが、同時に、世襲的収入の譲渡を制限するために、(1)王領地については、女王又はその継承者によって、31年より長期間、又は3生涯間、又は1、2又は3生涯で決定するある年数間、譲与がおこなわれるべきでないこと(第V条)、加えて、(2)世襲的収入のどの部分も君主の生涯より長期間、女王又はその継承者によって譲渡又は譲与し得ないこと(第VII条)を規定した。

---

<sup>174)</sup> Cf. P. Einzig, *op. cit.*, p. 160.

<sup>175)</sup> An Act for the better Support of her Majesty's Household, and of the Honour and Dignity of the Crown (1 Anne, c. 7).

表9 「1703年と1713年における女王アンの「シビル・リスト」費の純収入(£)」

項目	1703年ミカエルマス までの年度		1713年ミカエルマス までの年度	
	受取 世襲的・一時的消費税 世襲的郵便局 世襲的収入の小諸部門 トン税とボンド税の追加的臨時税 総受取額	455,034		439,008
控除 消費税から週割当£3,700が支払われる 郵便局収入から£700が支払われる 1702年度公的経費へ陛下による£100,000の寄付の一部 世襲的収入の小部門から国務のため支払われる 総控除額	59,704 30,054 249,599	794,382	192,400 36,400 10,329	829,966
陛下のシビル・リスト経費のための残り		255,331		239,129
		539,051		590,837

[H. W. Chisholm's *Return*, p. 595. より作成。]

第2に、シビル・リスト収入から公的使用のための留保の拡大である<sup>176)</sup>。

例えば 1710 年に、(郵便局を改造した) 法律<sup>177)</sup>は、世襲的郵便局収入から、週 £700、又は年間 £36,400 をその他全ての支払に優先して国民の用途に割当てること、さらにこの金額に加えて、年間 £111,461.17s.10d. を超える余剰郵便局収入の 1/3 が、以前の議会の諸法下に前年中における郵便局収入の粗受取であると宣言され、国民の用途のため議会の処分に留保されることを規定した。

第3に、シビル・リスト債務を支払うための借入である

すなわち、1713 年 7 月 16 日に制定された法律<sup>178)</sup>は、「シビル・リスト資金」から多額が公的用途に割当てられ、また幾つかの通常ならざる費用が招かれた結果として、シビル・リスト費の債務と延滞金がかかりの金額になったことを列挙した上で、これらの債務と延滞金を支払うため、£500,000 の金額が、32 年間、£35,000 になる年金に基づいて調達されることを認め、またその年額をこの期間、その他全ての支払に優先して、国王の世襲的収入に賦課することを規定した。

数量的実態を確認すれば、1703 年ミカエルマスに終わる女王アンの治世の最初の完全な年度と、1713 年ミカエルマスに終わる最後の年度における、「陛下の王室」の援助及び「民事統治」の費用に適用しうる「シビル・リスト」費の純収入は、表 9「1703 年と 1713 年における女王アンの「シビル・リスト」費の純収入(£)」に表示した如くであった。先の国王ウィリアムの場合と対比して、とりわけ控除額が増加していることを確認しうるのである。

#### ④ 1689 年、「抗命処分法」の制定の開始

---

<sup>176)</sup> 関連事項として、予め、ウィリアム治世下の法律(12 & 13 Will. III, c.12)に基づく、陛下の生涯間、世襲的及び一時的消費税から週 £3,700 の控除についていえば、それは、1703 年の法律 2 & 3 Anne, c.3 (An Act for granting an Aid to her Majesty, for carrying on the War, and other her Majesty's Occasions, by selling Annuities at several Rates, and for such respective Terms or Estates as are therein mentioned.) の第 III 条によって、世襲的消費税から永続化され、また同法によって創設された債務の支払を賦課された基金の一部にされた。

<sup>177)</sup> An Act for establishing a General Post Office for all her Majesty's Dominions, and for settling a weekly Sum out of the Revenues thereof, for the Service of the War, and other her Majesty's Occasions (9 Anne, c.10).

<sup>178)</sup> An Act for the better Regulating the Forces to be continued in her Majesty's Service; and for the Payment of the said Forces, and of their Quarters (12 Anne, c.12).

「通常ならざる」支出として軍事費の場合の財政統制として、まず、1689年革命とともに、いわゆる「抗命処分法」 Mutiny Act が制定され始めてくることに注目したい。

すなわち、1689年4月3日、「抗命処分法」、正式には、「両陛下の軍務に抗命する又は脱走する将校又は兵士を罰するための法律」<sup>179)</sup>が制定された。

同法は、最初の制定する条項で、その理由を次のように規定する。すなわち、(1)「平時に王国内で常備軍を徴集し又は維持することは、もしも議会の同意を得ていないならば、法に反する」が、「この危急事態の間、王国の安全のため、新教の共同防衛のため、そしてアイルランドの鎮定のために、目下進軍中の軍隊それぞれが継続され、またその他が徴集されることが両陛下と現在の議会によって必要であると判断される」こと、また(2)「いかなる人も、軍法会議によって、又は彼の同輩の判断による、またこの王国の周知の確立された法に従う以外の方法で、生命又は手足を奪われ、又はいかなる種類の罰にも従われない」が、「にも拘らず、この軍務上の緊急事態の間、目下の又は徴集されるような軍隊を維持するためには厳格な規律が順守されること、しかも両陛下の軍務に抗命又は煽動又は脱走する兵士を通常の形態の法律が許すよりもより懲罰的で迅速な罰に従わせることが必要である」、と。

その上で、第II条は、このような兵士が「死刑又は軍法会議によって科されるようなその他の罰を受ける」ことを規定したのである。

なお、同法の場合、第VIII条「本法は1689年11月10日まで実施される」と、半年間実施される旨を規定していたのであるが、後続法の継続期間についていえば、表4の関係法の末尾に記載したような経緯をへて、1693年3月14日制定の1693年度法からは翌年3月1日（また1695年度法からは翌年4月10日）までの「1年間」を限度として毎年、制定されてくる。

以後、(ほぼ)毎年、軍事費議決に続いて、同様の法律が制定される慣行が成立してくるのである。

#### ⑤ 1689年、「信用議定費」の議決の開始

次に、1689年名誉革命に続く大戦争とともに、追加的譲与金（使途を限定しない、一括額での）「信用議定費」 Votes of Credit の形態で譲与されてくる

---

<sup>179)</sup> An Act for punishing Officers or Soldiers who shall Mutiny or Desert Their Majestyes Service (1 Will. & Mary, Sess. 1, c. 5).

ことに注目したい。

予算審議で言及したように、まず1689年11月2日、£2,000,000の議定費が、「アイルランドを征服し、またこの後に続く年に、海路と陸路の双方でフランスとの戦争遂行のため海外における陸下の同盟軍に加わるために」議決された。また翌1690年4月1日、£1,200,000の「信用議定費」が、「この期日とミカエルマスの間に、迅速かつ強力に、フランスとの戦争を遂行し、アイルランドを征服する」ために議決された。

その後、スペイン継承戦争中の1708年には、£500,000の「信用議定費」が「Saxony公爵を強化するために陛下の軍隊を増加するため、ポルトガル国王との同盟を履行するため、またスペイン王家のオーストリア王家への回復のための戦争を効果的に遂行するために」議決された。更に1711年には、「信用議定費」が「1711年にスペインとポルトガルでの戦争のために」議決された<sup>180)</sup>のである。

#### ⑥ 1691年、包括的な特定の割当条項の導入の開始

割当＝支出統制の進展についていえば、予算審議で言及したように、「借入及び割当条項」として、1691年の4年間に限定しての「追加的消費税譲与法」において、£1,000,000もの借入条項が規定されるのみならず、同法と同時に同会期のその他の援助金又は議定費法によって支払われる金銭すべてをも厳格に割り当てる、包括的な特定の割当条項が規定された。

#### ⑦ 1707年、全院委員会での財政負担の予備的審議の「議事規則」化

「全院委員会」での財政負担の予備的審議に関する1668年「決議」が、アン女王の治世下において、直接的には、国王に支払われるべき負債の「示談」compoundingを求める頻繁な請願を統制するために、1707年3月29日に「議事規則」Standing orderの形態で表現されることになったのであるが、その場合、それは短くされ、また1668年決議の任意的な「べき」oughtが命令的な「しない」will notになった。

すなわち、「本院は、全院委員会においてを除いて、金銭を譲与するための、或いは国王に帰される金銭額を免除する又は示談するための、請願、動議又は法案について手続を取らないこと」、と<sup>181)</sup>。

<sup>180)</sup> H. W. Chisholm's *Return*, p. 687.

<sup>181)</sup> Cf. *Standing orders. Standing orders of the House of Commons. 1685-1851*,

これは、庶民院の議事規則のうちの最も初期のものであるが、「非常に厳格に固執された」といわれる<sup>182)</sup>。

⑧ 1712年、(割当法での)陸軍(及び兵站部)費の「特定割当」の開始  
軍事費の「特定割当」について、1712年に(割当法で)陸軍(及び兵站部)費の特定割当が開始したことに注目したい。

従来、最も早い時期に「割当諸法」Appropriation Actsで列挙された陸軍のための議会議与金は、特定の金額を特別の役務に適用することなしに、「1つの金額」one amountでなされた。確認すると、1691年1月5日に成立した法律、正式には、「1年間、ビール、エール、その他の酒類に対する消費税率を倍加するための法律が満了する時から、4年間、ビール、エール、その他の酒類に対するそれぞれの追加的消費税率を両陛下に譲与するための法律」<sup>183)</sup>の第XXI条「金銭の残りの割当」は、「£700,000を海軍水兵支払等に割当てたのち」£1,500,000を「陸軍」に、すなわち、「イングランド又はアイルランド又はその他での地上軍及び武器、弾薬、運搬及びその他のすべての付随する諸負担」のために割当てた。特別の役務のために必要にされた金額の詳細な情報は、毎年の歳出予算annual Estimatesにより庶民院に提出された<sup>184)</sup>だけだった。

これに対して、陸軍の場合、1713年における「ユトレヒト講和条約」Peace of Utrechtの締結以前でさえ、その会期の「割当法」に列挙された議会議与金において、相異なる陸軍と兵站部費に適用されることになる特定金額を指定する慣行が開始され、またその時期以来、この「特定割当」specific appropriationの様式が統一的に続けられてくるといわれる。

確認すると、その最初の機会が1712年であり、この時、6月21日に成立した法律、すなわち、「獣皮…に対する追加税…を賦課するため…；及び議会の本会期に譲与された金銭を割当てるための法律」<sup>185)</sup>の第CXVI条「本会期に譲与さ

---

1851(644), p. 75.

<sup>182)</sup> G. Reid, *op. cit.*, p. 48.

<sup>183)</sup> An Act for granting to Their Majesties several additional Duties of Excise, upon Beer, Ale, and other Liquors, for Four Years from the Time that an Act for doubling the Duty of Excise upon Beer, Ale, and other Liquors, during the Space of One Year, doth expire ( 2 Will. & Mary, Sess. 2, c. 10).

<sup>184)</sup> *H. W. Chisholm's Return*, p. 670.

<sup>185)</sup> An Act for laying additional Duties on Hides and Skins, Vellum and Parchment, and new Duties on Starch, Coffee, Tea, Drugs, Gilt and Silver Wire, and Policies of

れたそれぞれの金額の割当」は、 (£2,260,000 を海軍に割当てたのち) 陸軍(及び兵站部)譲与金を、表 10「1712 年、法律 10 Anne, c. 26 による陸軍譲与金の割当」に表示したように、8つの特定項目に割当てた<sup>186)</sup>。

もう1つ確認すると、講和条約の締結後の1714年7月9日に成立した、法律、すなわち、「石炭と紙…に対する追加税を賦課するための…；及び陛下に譲与された金銭を割り当てるための法律」<sup>187)</sup>の第LXIX条「本会期に譲与されたそれぞれの金額の割当」は、 (£1,046,000 を海軍に割当てたのち) 陸軍(及び兵站部)譲与金を 1714 年クリスマスに終わる年度のために、表 11「1714 年、法律 12 Anne, stat. 2, c. 9 による、1714 年クリスマスに終わる年度のため陸軍譲与金の割当」に表示したように、11 (及び2) の特定項目に割当てたのである。

これに対して、海軍費の場合、別個の金額が議会によって1712年に、また続く諸年に、割当てられたとしても、「割当諸法」で、兵站部海上費 Ordnance Sea Service を含む、全ての海軍戦闘費 Navy Effective Services のための「1つの総額」one total sumを譲与する慣行がずっと後の時期まで継続された。庶民院に提出され、また『庶民院議事録』に印刷された諸会計のみが、それぞれ、水兵賃金、海軍通常費、船の建造、その他の臨時諸負担のために、戦時における運

---

Insurance, to secure a yearly Fund for Satisfaction of Orders to the Contributors of a further Sum of one Million eight hundred thousand Pounds towards her Majesty's Supply; and for the better securing the Duties on Candles; and for obviating Doubts concerning Payments in *Scotland*; and for suppressing unlawful Lotteries, and other Devices of the same Kind; and concerning Cake Sope; and for Relief of *Mary Ravenall*, in relation to an Annuity of eighteen Pounds *per Annum*; and concerning Prize Cocoa Nuts brought from *America*; and certain Tickets which were intended to be subscribed into the Stock of the *South Sea Company*; and for appropriating the Monies granted in this Session of Parliament (10 Anne, c. 26).

<sup>186)</sup> 更に£689,840の譲与金が、1712年のための議会譲与金の不足を埋めるために割当てられ、またその詳細な項Votesから、この金額のうち£234,391が種々の陸軍費のために適用されたようである。*H. W. Chisholm's Return*, p. 670.

<sup>187)</sup> An Act for laying additional Duties on Sope and Papers, and upon certain Linens, Silks, Callicoes and Stuffs, and upon Starch, and exported Coals, and upon stamp Vellum, Parchment and Paper, for raising one Million four hundred thousand Pounds by way of Lottery, for her Majesty's Supply; and for Allowances on exporting made Wares of Leather, Sheepskins and Lamb skins, and for Distribution of four thousand Pounds due to the Officers and Seamen for Gun-Money; and to adjust the Property of Tickets in former Lotteries; and touching certain Shares of Stock in the Capital of the *South Sea Company*; and for appropriating the Monies granted to her Majesty (12 Anne, stat. 2, c. 9).

表10 「1712年, 法律10 Anne, c. 26 による, 陸軍歳与金の割当 (£)」

次の兵員維持のため、 陛下の同盟軍とともに行動するために調達された40,000人、 また「低地帯」Low Countriesで1703年に陛下の国務を行うための追加的10,000人、 また1712年に低地帯でさらに追加的15,178人を超えない兵員数、 超えない金額として	1, 324, 729
1712年お告げの日までの1 四半期間、スペインで陛下の支給するブリテンその他軍の費用へ、 及び1712年クリスマスまでの3 四半期間、スペインでの戦費のうち陛下負担のため	475, 385
1712年間、ポルトガルでの戦争遂行のための給与、補助金その他費用のうち陛下負担のため	196, 453
大ブリテンでの騎兵、歩兵、竜騎兵の給与、親衛隊と守備隊の将官の給与、臨時費のため	514, 142
[ユトレヒト講和] 条約に従って、陛下の同盟軍への補助金うちの陛下の負担のため	328, 957
地上軍輸送のため	80, 000
戦争の臨時費のため	243, 021
<b>総陸軍</b>	<b>3, 162, 687</b>
<b>兵站部の地上軍費のため (スコットランドでのエディンバラ城等の要塞を含む)</b>	<b>116, 413</b>

[H. W. Chisholm's Return, p. 670より作成。]

表11 「1714年, 法律12 Anne, stat. 2, c. 9 による, 1714年クリスマスに終わる年度のため陸軍歳与金の割当 (£)」

陛下の大ブリテンでの親衛隊と守備隊	386, 428
Minorcaでの守備隊	54, 645
Gibraltarでの守備隊	31, 857
New York, Bermudas等での守備隊	20, 170
FlandersとDunkirkでの守備隊 (ミカエルマスまで)	107, 831
JamaicaとLeeward Islesでの守備隊、 地上軍と海兵隊休職給の延滞金	19, 308
陛下の特別指図書による将校休職給	37, 878
地上軍と海兵隊の将校休職給	5, 863
地上軍と海兵隊の将校休職給	123, 294
王立チエルシーChelisea病院維持、院外年金、北ブリテン竜騎兵軍の臨時手当	42, 786
地上軍と院外年金受給者への債務支払い、Barcelonaへ輸送された穀物のための£ 60, 095を含む	300, 000
<b>陸軍総額</b>	<b>1, 153, 060</b>
地上軍のための兵站部のため	55, 282
海外勤務の砲兵隊将校と従軍牧師の休職給を完済するため	2, 188
<b>地上軍のための兵站部総額</b>	<b>57, 470</b>

[H. W. Chisholm's Return, p. 671より作成。]



輸のためと同様に、必要とされる特定金額を示していた<sup>188)</sup>だけだった。

次に、歳入面に注目すると、議会の財政統制の漸次的拡大過程は、国王の収入と国家の収入を区別しつつ、後者の全体が議会によって支給されてくる過程であるといえる。

⑨ 1689年、国王の大権にもとづく課税賦課の破棄

まず、国王大権による課税についていえば、従来、議会課税と同時に、その他の賦課金 *imposts*が議会の同意を得て国王大権 *royal prerogative*によって賦課されていたのであるが、1689年の名誉革命により、議会は、1689年12月16日に制定された「権利章典」の第4項として「議会の譲与を得ずに大権の名を借りて国王のために金銭を徴収することは、違法である」ことを規定し、こうして国王の大権にもとづく金銭要求、端的に課税賦課を破棄した<sup>189)</sup>。

この時以来、国王の公的収入は（税外収入面での王領地収入等をなお残しつつも）議会に依存してくるのである。

⑩ 1700年頃、収入部局会計の収入部局間のみならず同一部局の会計間での相違

次に、個別的な租税についてはわが国に豊かな研究史<sup>190)</sup>があるので、ここでは、財務府でのミカエルマスに終わる会計年度のその後の変化を追跡する上で必要と思われる、収入部局「会計」が収入部局間でのみならず、同一部局の会計間でも相違してくることに注目しておきたい。その相違とは、とりわけ、海外貿易に関する関税と国内取引に関する消費税の間、及び後者の内部での相違である<sup>191)</sup>。

---

<sup>188)</sup> *H. W. Chisholm's Return*, p. 671.

<sup>189)</sup> Sir T. E. May, *op. cit.*, p. 587; G. Reid, *op. cit.*, p. 53.

<sup>190)</sup> 地租については、武田隆夫「イギリスの地租と日本の地租」（宇野弘蔵編『地租改正の研究』下巻、東京大学出版会、所収）、1958年；石坂昭雄「租税制度の変革」（『西洋経済史講座』第IV巻、所収）、1960年；隅田哲司『イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1971年、第6章など。また消費税と関税については、石坂昭雄「イギリスの名誉革命期における内国消費税の意義—重商主義的租税体系の成立をめぐって—」『土地制度史学』13号、1961年；隅田哲司、前掲書、第2、3、4、5章；酒井重喜『近代イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1989年など。

<sup>191)</sup> 以下の叙述は、R. C. Jarvis, *op. cit.*, pp. 44-47, に依拠している。

具体的に確認すると、まず、関税の場合、財務府においてその会計は、各年のミカルマス四季支払日(9月29日)まで作成された。また、革命期に入り(イングランドの)関税の最後の徴税請負は1671年のミカルマスに満了し、その結果、ある委員会 a board of commissioners が国王の開封勅許状(1671年9月27日)によって設立された、またこの委員会は直ちに前徴税請負人から引継いだ。それ故に、この「関税委員会」commissioners of customs の会計は、ミカエルマスから経過しなければならなかったし、また事実、すぐ次のミカエルマスまで経過し、その後ミカエルマスからミカエルマスまでに及んだ。

しかし、1689年から、革命的決定 Revolutionary Settlement の一部として、法律、正式には「公的歳入を徴収することに関する疑念と質問を防止する法律」<sup>192)</sup>により、関税は毎年クリスマスからクリスマスまで、議会によって国王に譲与された。それ故に、関税委員会は関税の会計が将来、ミカエルマスまでの代わりに、各年のクリスマス四季支払日まで作成されるべきことを提言し、また大蔵省が同意した。この1698年における関税委員会と大蔵省の間での取決めによって、関税収入の会計はその後クリスマスからクリスマスまで(つまり、12月26日から12月25日まで)作成されることになった。

これに対して、消費税の場合、会計の年はより複雑であった。

まず、1643年に消費税が最初に「長期議会」によって賦課された時、それはある委員会の管理下に置かれたのであるが、この「消費税委員会」Commissioners of Exciseはその会計を四季毎に作成することを求められた。会計の初年は1643年9月11日から1644年9月11日までに及んだが、翌年はミカエルマス四季支払日たる、1645年9月29日に終わることになった。その後、「それぞれの法令における消費税の会計を同一の終結日 Determination に限定するための」法令<sup>193)</sup>(1645年10月4日)によって、「イングランドで前記消費税又は新たな賦課の全ての会計は、四季毎に、年の通常の4つの祭日 four usual Feasts of Terms of the Year, すなわち、12月25日、3月25日、6月24日及び9月29日に、終結する」ことになった。

王政復古後、消費税を再制定する1660年の(前述の)法律 12 Chas. II, c. 23

---

<sup>192)</sup> An Act for preventing Doubts and Questions concerning the collecting the public Revenue ( 1 Will. & Mary, Sess. 1, c. 14).

<sup>193)</sup> Ordinance for ascertaining the Excise Accompts when to be determined.

の第 XXVII 条は 3 年を超えない期間の徴税請負を認め、1662 年の徴税請負はそのミカエルマスから 1665 年ミカエルマスまで行われたのであるが、1665 年の徴税請負はそのミカエルマスから 1668 年ヨハネの祭日 Midsummer Day（6 月 24 日）まで行われ、また続く徴税請負もそれぞれのヨハネの祭日の四季支払日まで行われた。1683 年のヨハネの祭日に、ある委員会が直接統制を開始したのであるが、その後この部局会計はヨハネの祭日からヨハネの祭日まで及んだ。

概略、以上の経過をへつつ、会計期日が単に相異なる部局間でのみならず、同一部局の相異なる会計でも相違するようになった。

こうして 1700 年頃には、関税の会計はクリスマスである 12 月 25 日に終わる年度で作成されたのに対して、消費税の会計は相異なる期日で作成された。例えば、アルコール消費税 liquor excises、すなわち、ビール、甘口ワイン、蒸留酒、リンゴ酒、ミードに対して、また醸造業者、酒類販売免許を持つ飲食店主及び小売り業者に対して賦課される税は、麦芽税と同様に、6 月 25 日から 6 月 24 日まで。しかし、ワイン免許税は 12 月 25 日まで。塩税はお告げの祭日たる 3 月 25 日まで。貸し馬車 hackney carriages と乗合馬車 stage coaches は、呼び売り商人と行商人に対する税とともに、6 月 24 日まで。また例外的に、紙税（子牛皮紙と羊皮紙を含む）は 8 月 1 日まで、その他として郵便局は 3 月 25 日まで。要するに、消費税の毎年の会計は、「賦課巡回」 charging rounds と「徴収巡回」 collecting rounds が四季毎である慣行の故に、4 つの四季支払日のどれかに終わるべく作成されていたのである。

このような会計面での不一致は、歳入面における関税と消費税の比重増加とともに一定の解決を不可避にしてくるのである。

## (2) 国債、国庫、決算審議面

借入・国債面に関して、予め、支出、とりわけ軍事支出を賄うためには、租税収入のみでは不十分であったので、借入を不可避にしていたことを指摘しておきたい。

1688 年以後におけるイギリスの借入能力に関して、アインツィグ P. Einzig は次のように指摘している。すなわち、「革命前の数世紀間、議会議与金を超過す

る軍事支出が国王による借入の主要原因であった。1688 年から議会は可能ならば課税の援助で、また必要ならば承認し保証した借入援助で、陸軍と海軍の財政的必要を賄う完全な責任を引き受けた。」その結果、「ブリテンで政府が、1688 年以後、議会によって保証された収入を担保に広範に借入れえた事實は、世界史において決定的役割を演じた。それは大部分ブリテンの一級国としての出現の原因であった…大規模に借入れる能力にもとづく国家財政制度のお陰で、ブリテンは革命に続く数世紀間、費用のかかる戦争を賄い、あるいは大陸の同盟者を援助することができたのである。」と<sup>194)</sup>。

この指摘を受けて、1689 年名誉革命後のフランスとのファルツ継承戦争の期間 (1689 年～1697 年) に制定された法律の中から、「フランスとの戦争遂行のため」と明記した法律を、*Statutes at Large* の関係箇所から抜粋して表示したものが、表 12 「1689 年～1697 年、対フランス戦争遂行関係法一覧」である。この 9 年間の戦争期間中に、実に 21 本もの財政関係法が制定されており、この点からみても、議会が「課税の援助」及び「借入援助」の面から戦争遂行を援助していったことを確認する。また、このような戦争遂行後にこそ、議会が本表末尾に記載した最初の「シビル・リスト法」を制定したことをも確認しておきたい。

ところで、本表記載の関係法のうち、借入、特に国債に関連するのは、表 12 の左側に記載した通し番号で網掛けの 5 (と 8), 9 と 11 (及び 14 と 17) の法律である。したがって、この時期の国債に関しても長谷田氏の古典的研究を中心に多数の研究<sup>195)</sup>があるので、これらの関係諸法に基づいて、国債の成立に関する史実のみを簡単に指摘することとどめたい。

---

<sup>194)</sup> P. Einzig, *op. cit.*, p. 179. こうして、周知の「財政革命」financial revolution の指摘になる。Cf. P. G. M. Dickson, *The Financial Revolution in England*, 1967.

<sup>195)</sup> 長谷田泰三、前掲書、第 1 章及び第 3 章；加藤三郎「イギリス大蔵証券の成立」(大塚久雄編『帝國主義下の国際経済』東京大学出版会、所収)、1967 年；舟場正富『イギリス公信用史の研究』未来社、1971 年；山根誠一郎「名誉革命後のイギリス公債」『経済学年誌 (法政大学大学院経済学会)』第 11 号、1974 年；仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』法律文化社、1976 年；岡本英男「コンソール国債成立前史」『研究年報・経済学(東北大学)』第 41 巻 3 号、1979 年；仙田左千夫『18 世紀イギリスの公債発行』啓文社、1992 年；千田左千夫『イギリス減債基金制度の研究』法律文化社、1998 年；坂本優一郎「18 世紀のロンドン・シティとイギリス政府公債」『西洋史学』200、2000 年など。また訳本としては、J. クラップム著、英国金融史研究会訳『イングランド銀行：その歴史』、I, II, ダイヤモンド社、1970 年；E. L. ハーグリーヴズ著、一ノ瀬篤他訳『イギリス国債史』、新評論、1987 年など。

表12 「1689年～1697年、対フランス戦争遂行関係法一覽」

番号	年次(月日)	法律の番号	法律の名称
1	1690( 4. 23)	2 W. & M., Sess. 1, c. 2	アイランドの征服のため及びフランスとの戦争遂行のため、人頭税及びその他によって金銭を調達する法律。
2	1691(12. 31)	3 W. & M., c. 5	フランスとの戦争遂行のため、1,551,702ポンド18シリングの金額の援助金を陛下下に譲与するための法律。
3	1692( 2. 23)	3 & 4 W. & M., c. 6	フランスとの戦争遂行のため、1年間、四季毎に支払う人頭税によって金銭を調達するための法律。
4	1693( 1. 26)	4 W. & M., c. 3	フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を陛下下に譲与するための法律。
5	1693( 3. 14)	4 & 5 W. & M., c. 5	フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を陛下下に譲与するための法律。
6	1694( 1. 25)	5 W. & M., c. 1	フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を陛下下に譲与するための法律。
7	1694( 2. 8)	5 W. & M., c. 5	フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を陛下下に譲与するための法律。
8	1694( 3. 23)	5 & 6 W. & M., c. 7	フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を陛下下に譲与するための法律。
9	1694( 4. 16)	c. 14	フランスとの戦争遂行のため、1年間、四季毎に支払う人頭税によって金銭を調達するための法律。
10	1694( 4. 25)	c. 20	フランスとの戦争遂行のため、1,500,000ポンドの金額を陛下下に譲与するための法律。
11	1694( 4. 25)	c. 21	フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの金額を陛下下に譲与するための法律。
12	1695( 2. 11)	6 W. 3, c. 3	フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を陛下下に譲与するための法律。
13	1695( 2. 22)	6 & 7 W. 3, c. 5	フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を陛下下に譲与するための法律。
14	1695( 2. 22)	c. 6	フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を陛下下に譲与するための法律。
15	1695( 5. 3)	c. 18	フランスとの戦争遂行のため、ガラス製品、石炭、陶磁器、石炭及び粉石に対する一定の税金を陛下下に譲与するための法律。
16	1696( 1. 21)	7 W. 3, c. 2	フランスとの戦争遂行のため、陛下で買及される以前に譲渡された年金を取得する期間を拡大するための法律。(併換法)
17	1696( 2. 13)	c. 5	フランスとの戦争遂行のため、1年間、ポンド当たり4シリングの援助金を陛下下に譲与するための法律。
18	1696( 3. 7)	7 & 8 W. 3, c. 10	フランスとの戦争遂行のため、ワイン、ヴァイネガールに対して、またタバコ、東インド商品及びその他の輸入商品に対して、以前の法律によって課与された幾つかの税を継続するための法律。
19	1696( 4. 27)	c. 31	フランスとの戦争遂行のため、石炭、陶磁器製品、ガラス製品、石炭、陶磁器製品、石炭、陶磁器製品、石炭及び粉石に対する一定の税金を陛下下に譲与するための法律。
20	1696( 4. 27)	c. 31	フランスとの戦争遂行のため、石炭、陶磁器製品、ガラス製品、石炭、陶磁器製品、石炭、陶磁器製品、石炭及び粉石に対する一定の税金を陛下下に譲与するための法律。
21	1697( 4. 16)	8 & 9 W. 3, c. 24	フランスとの戦争遂行のため、年々及び毎年の33年の期間、輸入商品に対して追加的トロン税・ポンド税を、また1年間、追加的地租を陛下下に譲与するための法律。
22	1698( 7. 5)	9 & 10 W. 3, c. 23	フランスとの戦争遂行のため、陛下の生涯間、年々及び毎年の33年の期間、輸入商品に対して追加的トロン税・ポンド税を、また1年間、追加的地租を陛下下に譲与するための法律。

[Statute s at Largeの関係箇所から抜粋。]

① 1690年、税金を先取りしての短期借入制度の(直接税から)間接税への拡大  
予め、税金を先取りしての短期借入制度についていえば、予算審議で言及した  
ように、1690年の「一時的消費税」関係法、及び「トン税・ポンド税の臨時税」  
関係法により、(従来の査定税や人頭税という直接税に加えて)対フランス戦争  
遂行とアイルランド鎮定のため議定費の「即金」での必要性により、1690年度  
国王収入(財源)としての「一時的消費税」と「トン税・ポンド税の臨時税」とい  
う間接税に、税金を先取りしての短期借入制度が拡大された。

## ② 1693年、「国債」の創設

さて、1693年「国債」創設について、予め、その背景についていえば、国王  
ウィリアム3世の治世の初めに、金銭は公的収入の特定部分を一時的に先取りし  
て発行された「貸付割符」Loan on Talliesの方法によって調達されたのである  
が、このように担保に設定された公的収入部分がそれに対する負担を賄うために  
全く不十分であったため、その結果、割符の所有者が過度の割引をしてそれを処  
分しなければならず、こうして公信用を危うくするほど大きな損失をもたらした  
ことだった。そのため、フランスとの戦争遂行のため、子孫に対する諸負担を従  
来慣習的であったよりも長期間にすることによって、金銭を調達するその他の手  
段を工夫することが必要になったのである<sup>196)</sup>。

こうして、1693年度予算審議過程で検討したように、1693年1月26日に成立  
した「フランスとの戦争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を任意に貸付ける  
人々に本法で一定の報酬と利益を確保するため、ビール、エールその他の酒類に  
対する一定の消費税を両陛下に譲与するための法律」(表12、番号5)により、  
イングランド最初の「トンチン年金」<sup>197)</sup>が創設されたのであるが、これは、議  
会が起債を承認し、その利払を保証した最初の「国債」が創設されたことを意味  
していた。

続いて、1694年3月23日、同様な名称の法律、正式には、「フランスとの戦  
争遂行のため、1,000,000ポンドの金額を任意に貸付ける人々に本法で一定の報

---

<sup>196)</sup> *National Debt. History of the Earlier Years of the Funded Debt, from 1694 to 1786*, 1898 [C.9010.] Vol. LII, p.3

<sup>197)</sup> なお、「トンチン年金」の名称は、この仕組みの最初の発明者であり、1653年に  
枢機卿マザラン Cardinal Mazarin にそれを始めて提案したといわれる、ナポリ人のトンテ  
ィ Lorenzo Tonti からそう呼ばれた。

酬と利益を確保するため、塩に対する、またビール、エールその他の酒類に対する一定の諸税を両陛下に譲与するための法律<sup>198)</sup>(表 12, 番号 9)が制定された。本法の冒頭で、制定理由として、庶民院は、同様に「フランス国王に対する現下の戦争を遂行するために、陛下が要する多額の必要な経費を認め、また陛下の臣民にとって最も苦痛でないような方法で、その経費を支給することを欲して」いること、「それ故に、前記戦争を遂行するために、1,000,000 ポンドの金額を超えない金銭額を、本法で後述されるそれぞれの条件と報酬で、任意に貸付けて陛下の財務府に支払うような人々の鼓舞のため、…庶民院が、召集された本議会で、陛下に本法で後述される幾つかの追加的諸税を後述される期間譲与する」ことを記している。

本法では、塩税が3年間譲与され(第 II 条)、またビール、エールその他の酒類に対する追加的消費税が 16 年間譲与され(第 XXVII 条)、これを担保にして 1,000,000 ポンドを調達する意図で、いわゆる「富籤公債」Lottery Loans が起債された。

こうして、年金が売られる又は償還しうる借入が契約される又は無基債が有基化されるときにはいつでも、追加課税を賦課し、そしてその調達額を厳格に年金又は借入利子の支払に割当てるという慣行が成立してくるのである<sup>199)</sup>。

### ③ 1694 年、「イングランド銀行」の創設

次に、「イングランド銀行」創設等により、永続的形態での有基債が成立してくることに注目したい。

まず、1694 年 4 月 25 日に法律、正式には、「フランスとの戦争遂行のため、1,500,000 ポンドの金額を任意に貸付ける人々に本法で一定の報酬と利益を確保するため、船舶トン数に対する、またビール、エールその他の酒類に対する幾つかの税を両陛下に譲与するための法律」<sup>200)</sup>(表 12, 番号 11)が制定された。

---

<sup>198)</sup> An Act for granting to their Majesties certain Rates and Duties upon Salt, and upon Beer, Ale, and other Liquors, for securing certain Recompences and Advantages in the said Act mentioned, to such Persons as shall voluntarily advance the Sum of ten hundred thousand Pounds, towards carrying on the War against *France* (5 & 6 Will. & Mary, c. 7).

<sup>199)</sup> J. E. D. Binney, *op. cit.*, p. 89.

<sup>200)</sup> An Act for granting to their Majesties several Rates and Duties upon Tonnage of Ships and Vessels, and upon Beer, Ale, and other Liquors, for securing certain Recompences and Advantages in the said Act mentioned, to such Persons as shall

本法でイングランド銀行が創設されるのであるが、国債との関連でいえば、トン税（第II条）とビール等への追加的消費税（第X条）が譲与され、それを担保にして1,500,000ポンドを調達する意図で、うち300,000ポンドについては「終身年金」Life Annuities が起債され、また残る1,200,000ポンドについては、周知のように、イングランド銀行から貸付けさせ、それに対して、8%の利子（96,000ポンド）と管理費用のため年間4,000ポンド（一緒にして100,000ポンドの年金an annuity）を1694年6月1日から支払うことにした。加えて、政府は1705年以後、1年間の予告で元本等を償還してその特権を取り消す権利を有した（第XXI条）。こうして永続年金の形態での有基債が成立したのである。

この方法は以後、1698年7月5日に成立した法律<sup>201)</sup>により設立された「新東インド会社」New East India Companyに適用され、この場合には、資本の全額である2,000,000ポンドを政府に貸付けさせ、これに対して8%の利子で年間160,000ポンドの利子(年金)を1698年9月29日から支払うことにした<sup>202)</sup>。続いて1711年6月12日に成立した法律<sup>203)</sup>により設立された「南海会社」にも適用され、この場合、政府への貸付額は£9,177,967、これに対して1711年12月25日からの6%の利子額£550,678と管理費用年間£8,000の合計額は£558,678であった<sup>204)</sup>。

以上が、概略、いわゆる「有基債」Funded Debtの初期の形態であるが、この用語は、「公債」Public Debtの利子が賦課される税、収入或いは基金fundsからそのように呼ばれたのであるが、その後、この用語はその利子が支払われる際の「元本」額Capital sumに適用されてくる<sup>205)</sup>。またその制度面についてい

---

voluntarily advance the Sum of fifteen hundred thousand Pounds, towards carrying on the War against *France* (5 & 6 Will. & Mary, c.20).

<sup>201)</sup> An Act for raising a Sum not exceeding two Millions, upon a Fund for Payment of Annuities after the Rate of eight Pounds *per Centum per Annum*, and for settling the Trade to the *East Indies* (9 & 10 Will. III, c.44).

<sup>202)</sup> *H. W. Chisholm's Return*, p. 532.

<sup>203)</sup> An Act for making good Deficiencies, and satisfying the public Debts; and for erecting a Corporation to carry on a Trade to the *South Sea*, and for the Encouragement of the Fishery; and for Liberty to trade in unwrought Iron with the Subjects of *Spain*; and to repeal the Act for registering Seaman (9 Anne, c.21).

<sup>204)</sup> *H. W. Chisholm's Return*, pp. 522-523.

<sup>205)</sup> *National Debt. History of the Earlier Years of the Funded Debt, from 1694 to 1786*, p. 4.



えば、いわゆる「基金制度」Funding System, すなわち、公債又は既存の累積債務がその利子支払（及び時々元本返済）のために割当てられる特定収入基金 a particular fund of revenueを提供される制度が成立してくるのである<sup>206)</sup>が、この制度の下では、このような収入基金が十分であることが条件であることに留意しておきたい。

#### ④ 1696年、「財務府証券」の発行の開始

更に、いわゆる「無基債」（短期債）に関しては、1696年4月27日に成立した法律<sup>207)</sup>により、「財務府証券」 Exchequer Billが創設されたことを確認するに留めたい<sup>208)</sup>。

以上のような借入、国債の増加は、歳出面ではその利払等のために「国債費」を増加させてくることにも留意しておきたい。

次に、国庫面についていえば、

#### ⑤ 「受取と支出の公的会計」を記帳する様式

まず国庫金の取扱面について、1689年の名誉革命後、「受取と支出の公的会計」を記帳する独自の様式が定着してくることに注目したい。

すなわち、この様式の下では、単にすべての別々の受取項目のみならず、すべ

---

<sup>206)</sup> J. E. D. Binney, *op. cit.*, p. 89.

<sup>207)</sup> すなわち、正式には、「フランスとの戦争遂行のため、陛下に塩、ガラス製品、石製・陶製製品に対する一定の諸税を継続するための、また煙管その他陶製製品に対する幾つかの諸税を譲与するための；また全国土地銀行を設立するため、また船舶トン数に対する及び石炭に対する諸税を廃止するための法律」An Act for continuing to His Majesty certain Duties upon Salt Glass Wares Stone and Earthen Wares and for granting several Duties upon Tobacco Pipes and other Earthen Wares for carrying on the Warr against France and for establishing a National Land Bank and for taking off the Duties upon Tunnage of Shippes and upon Coals (7 & 8 Will. III, c. 31) である。

<sup>208)</sup> H. W. Chisholm's *Notices*, p. 95 ; H. E. Fisk, *English Public Finance: From the Revolution of 1688*, London, 1921, p. 95.

なお、「財務府証券」に関するわが国の研究として、周知のように、長谷田泰三、前掲書、第3章「英国国庫証券 Exchequer Bill の成立」；舟場正富、前掲書、第4章「国庫証券の成立と変貌」；仙田左千夫、前掲書、第5章第2節「国庫証券」等があるが、これらの研究においては、対象とする時期がいずれも、18世紀末(1797年イングランド銀行の兌換停止)までに限定されている。管見の限り、続く19世紀中葉までの時期における研究が欠落している。そのため、近代イギリス予算制度成立期における「財務府証券」乃至(後述する1834年財務府廃止以後は)「国庫証券」について、その歴史的位罫乃役割が十分に把握されるに至っていない。

ての特定の税の収入が、法律によって、支出の特定項目の支払に、特別に割り当られ、また別個の会計項目の下に記帳されるようになってくるのである<sup>209)</sup>。

このような様式は、いわゆる基金制度を反映しているのであるが、その後の基金の新たな増加とともに、記帳上のその複雑さは行政費用をいたるところで増加させてくるのである<sup>210)</sup>。

#### ⑥ 1697年～1710年、公債の支払のための基金の統合の開始

次に基金の統合について、元々、法律によって最初に創設された時に公債の各々の項目の時々元本と同様に利子の支払に割当てられた特別の諸基金が統合されてくることにも注目しておきたい。

すなわち、これらの基金の多くが、その後、それに対する負担を支払うためには不足した結果として、またこうして公的債権者に支払われるべき年金について、多額の延滞金が生じたので、公債の累進的増加とともに、このような基金の統合が実際に絶対的に必要になった。

具体的にいえば、1689年名誉革命後の最初の大戦争であるファルツ継承戦争の終結＝「リスワイクの和」(1697年9月)直前の、1697年4月1日に成立した法律、正式には、「本法で言及されるそれぞれの基金の不足を埋め合わせるため、またイングランド銀行の資本金を拡大するため、また公的信用を上げるための法律」<sup>211)</sup>以来、1710年までの期間に、6つの一般的「抵当法」Mortgage Acts が制定され、これらの利子付きの累積債務を支払うための追加的規定をするためと同様に、6つの「一般的抵当基金」General Fund or Mortgageとしてそれぞれの基金を統合した<sup>212)</sup>。続く戦争のための新たな基金の増加は、結局、それらの統一化を不可避にしてくるのである。

以上のように、庶民院の財政統制が漸次的に拡大してきた。

---

<sup>209)</sup> H. W. Chisholm' s Return, p. 327.

<sup>210)</sup> J. E. D. Binney, *op. cit.*, p. 106.

<sup>211)</sup> An Act for making good the Deficiencies of several Funds therein mentioned; and for enlarging the Capital Stock of the Bank of England, and for raising the Public Credit (8 & 9 Will. III, c. 20).

<sup>212)</sup> H. W. Chisholm' s Return, p. 327.

### (3) 国王との関係：「発議権」の国王への限定：1706年「決議」と1713年「議事規則」化

国王との関係について、まず、譲与金＝税金の特定目的への「割当」慣行の成立によって、庶民院は行政それ自体をコントロールするための機構を必要とするに至ったことに注目したい。この目的は、(後のアメリカ議会 American Houses of Congressやフランス議会 French Chambersの場合と異なり)、(1) いわゆる議院内閣制度 system of Cabinet governmentの導入と (2) 庶民院の新たな議事手続きの方法によって、達成されることになった<sup>213)</sup>。

(1) まず、議院内閣制度により、「内閣を、第一義的には議会自体に対して責任をもつところの議会の一委員会 a Committee of Parliament に転換させる」ことによって、庶民院はすべての行政に対して究極的コントロールを獲得することになった。

(2) 他方、議事手続きの方法についていえば、このような議院内閣制度がなお初期段階にあった1706年当時、庶民院は「割当」統制の厳格さの一結果として困難に直面した。というのは、国王に譲与した諸税の幾つかが、庶民院が支出のために割当てていたよりも多くの収入をもたらし、その結果、費やされない残高があった。また「執行上の責任を欠いているので、庶民院は、個人の請求の履行にそれを適用すること以外、この金銭について彼ら自身の用途をみだしえなかった。金銭上の救済を求める諸請願が非常に増加した…」からである。

そのため、1706年12月11日、庶民院は「決議」した。すなわち、「本院は、国王から勸奨されるものを除いて、国務に関連して金銭額を求める請願を受理しないこと」、と<sup>214)</sup>。

続いて6年半後の1713年6月11日、庶民院はこの決議を「議事規則」の形態にした。すなわち、「本院は、国王の勸奨であるものを除いて、国務に関連して金銭を求める請願を受理しない」、と<sup>215)</sup>。

こうして、庶民院は「国王のために〔庶民院に〕提出される歳出予算及び課税案に、質問、批判、削減、あるいは(最後の手段として)否決する権利」を留保

---

<sup>213)</sup> G. F. M. Campion, *op. cit.*, pp. 23, 27-29.

<sup>214)</sup> G. Reid, *op. cit.*, p. 36.

<sup>215)</sup> Cf. *Standing orders. Standing orders of the House of Commons. 1685-1851*, 1851 (644), p. 75.

したうえで、国家の歳出・歳入に関する「登議権」を国王の大臣達を通して国王に委ねたのである。

### 第3節 小括：「名譽革命」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大

「名譽革命」期における以上の考察を概括しておきたい。

(1) まず、市民革命の政治的な基本的課題である主権についていえば、1689年「権利章典」により「議会主権」が成立する、またそれにより宗教面では国王の「一元的支配体制」もいわば「立憲体制」化したといえる。

(2) その上で、王政の物的基礎をなす財政＝国制面では、封建王政下の3身分のうち今や「貴族」身分に関して、1693年「地租法」の成立に至って、封建王政以来の「貴族」身分の譲与金の審議と譲与の会議としての「貴族院」の独自の自己課税権能を最終的に剥奪され、「庶民」の譲与金の審議と譲与の会議としての「庶民院」の権能の下へ包摂＝一元化されるに至った。

(3) 歳出入、予算審議面について

① 会期開始「勅語」について、庶民院による議定費の排他的譲与原則の漸次的実現を反映して、1692年、会期開始「勅語」で国王が「庶民院議員達」に向かって議定費要求することが慣例化した。

② 「歳出予算」について、対フランス＝ファルツ継承戦争遂行のため、1693年度に、今や3軍事「歳出予算」が同時に提出され、またそれに対する「1年間、援助金譲与法」制定により、年度毎の予算審議が定着した。

③ 通常の支出に対する統制として、「シビル・リスト」についていえば、王政復古期の先例を受けて、「名譽革命」＝「権利章典」以後、「民事統治」と防衛支出を別々に見積ることになり、1689年3月に平時費用として£1,200,000を議決した後、4月に民事統治として£600,000を議決した。

そして対フランス＝ファルツ継承戦争後の1698年、最初の「シビル・リスト法」が制定され、同法は、国王ウィリアム3世のシビル・リストとして、「王室と王家のため、またその他必要な経費と要求のための」必要額として年間

£700,000 を支給し、それを賄う「収入」たる「シビル・リスト資金」として、(1) 国王の世襲的収入（具体的には、①世襲的消費税、②世襲的郵便局税、③世襲的収入の小諸部門）、(2) (1660 年法により国王の生涯間譲与される) 一時的消費税、(2) (本法により国王の生涯間譲与される) 追加的のトン税とポンド税の形態の新臨時税を規定した。

こうして、議会は、今や「シビル・リスト」として（軍事支出と区別して）民事統治の支出を新国王の即位時に、全治世の間、譲与した。

④ 通常ならざる支出としての軍事費に関して「抗命処分法」についていえば、1689 年 4 月、軍事費議決に続いて最初の「抗命処分法」が制定された。以後、毎年、軍事費議決に続いて、同様の法律が制定される慣行が成立してくる。

⑤ 「信用議定費」の開始として、1689 年 11 月、追加的議定費が最初の（使途を限定しない、一括額での）「信用議定費」として譲与された。以後、大戦争のために議決されてくる。

⑥ 割当＝支出統制の進展として、「借入及び割当条項」について、1691 年、4 年間に限定しての「追加的消費税譲与法」において、£1,000,000 もの借入条項が規定されるのみならず、同法と同時に同会期のその他の援助金又は議定費法によって支払われる金銭すべてをも厳格に割当てる、包括的な特定の割当条項が規定された。

⑦ 庶民院の財政的手続きの進展として、「全院委員会」での財政負担の予備的審議に関する 1668 年「決議」が、1707 年、(国王に支払われるべき負債の「示談」を求める) 頻繁な請願を統制するために、今や「議事規則」化された。これは「厳格に固執」された。

⑧ 軍事費の「特定割当」の開始として、1712 年「割当法」により、(従来の「1つの金額」に代わり) 陸軍費に限定して「特定割当」が規定された。

⑨ 歳入面で国王大権課税について、1689 年「権利章典」により、国王の大権にもとづく課税賦課が破棄された。この時以来、国王の公的収入は(税外収入面での王領地収入等をなお残しつつも) 議会に依存してくる。

⑩ 収入部局の「会計」についていえば、1700 年頃、収入部局間でのみならず同一部局の会計間でも相違していた。このような会計面での不一致は、歳入面における関税と消費税の比重増加とともに一定の解決を不可避にしてくるのである。

#### (4) 国債、国庫、決算審議面について

① 税収を先取りしての短期借入制度の拡大として、1690年の「一時的消費税」関係法、及び「トン税・ポンド税の臨時税」関係法により、(従来の査定税や人头税という直接税に加えて)対フランス戦争遂行とアイルランド鎮定のため議定費の「即金」での必要性により、1690年度国王収入(財源)としての「一時的消費税」と「トン税・ポンド税の臨時税」という間接税に、税収を先取りしての短期借入制度が拡大された

② 「国債」創設について、1693年、対フランス戦争遂行のための「追加的消費税」法(=「トンチン年金」創設関係法)により、議会が起債を承認し、その利払を保証した最初の「国債」が創設された

③ 「イングランド銀行」創設について、1694年、対フランス戦争遂行のためいわゆる「トン税法」により、「イングランド銀行」を創設し、£1,200,000を貸付けさせて8%利子と管理費用を支払うことを規定した。こうして、永続年金の形態での有基債が成立したのである。この方法は以後、1698年法で「新東インド会社」に、また1711年法で「南海会社」に適用された。

④ 無基債(短期債)として、1696年法(7 & 8 Will. III, c. 31)により、「財務府証券」の発行が開始した。

⑤ 国庫金の取扱について、1689年革命後、いわゆる「基金制度」を反映する「受取と支出の公的会計」の記帳様式として、単にすべての別々の受取項目のみならず、すべての特定の税の収入が、法律によって、支出の特定項目の支払に、特別に割当られ、また別個の会計項目の下に記帳されるという独自の様式が定着した。この様式の下では、その後の基金の新たな増加とともに、記帳上のその複雑さが行政費用を増加させてくるのである。

⑥ 基金の統合として、これらの基金の多くが、その後、それに対する負担を支払うためには不足した結果として、このような基金の統合が実際に絶対的に必要になった。こうして、1697年~1710年に、公債の支払のための基金の統合が開始した。続く戦争のための新たな基金の増加は、結局、それらの統一化を不可避にしてくるのである。

#### (5) 国王との関係について

庶民院は1706年に、国王から勸奨されるものを除いて、国務に関連して金銭額を求める請願を受理しないことを「決議」し、それを1713年に「議事規則」

とし、こうして国家の歳出・歳入に関する「発議権」を国王の大臣達を通して国王に委ねるに至った。

このように、「名誉革命」期に予算審議と財政統制を更に拡大した。

こうして、予算制度面では、この市民革命(前後)期に、「国王の家計」から「国家の財政」への基本的移行が実現し、予算制度の全体について「立憲体制」が基本的に成立したといえる。

### 〈イングランド「立憲王政」の成立〉

以上のことを、従来のイングランド「封建王政」、「絶対王政」期における財政的＝国制的統治体制との関連で、イングランド「立憲王政」について、次のように指摘しておきたい。

すなわち、この市民革命(前後)期に、

① まず、経済面で、1660年「軍事的土地保有態様廃止法」により、軍事的土地保有＝封建的土地所有が原則的に廃止された。

② それを基礎として主権面で、1689年「権利章典」により「議会主権」が成立する、またこれにより宗教面では国王の「一元的支配体制」がいわば「立憲体制」化した。

③ このような体制の形成とともに、王政の物的基礎をなす財政＝国制面では、まず1665年に「聖職者」身分、次に1693年には「貴族」身分の自己課税権能を剥奪し、「庶民」身分の「庶民院」の譲与権能の下へ包摂して最終的に一元化した。

③ こうして、イングランド「立憲王政」は、その物的基礎をなす財政機構の面から、18世紀初頭に「庶民院」が1671年と1678年の決議により「貴族院」を排除して、単独で譲与する形態で、また1706年の決議とそれの1713年議事規則化により「発議権」を国王に限定する形態において、「成立」した、といえるのである。





## 第2部 重商主義期 (1714年～1815年)

次に重商主義期。これは時期的には、1714年8月1日、スチュアート Stuart 王朝のアン女王の死によるハノーヴァー Hanover 王朝のジョージ1世 George I の即位の時から、1815年のナポレオン戦争終結までの時期である。この時期は、周知のように、1760年代後半から産業革命が開始してくる時期でもある。

名誉革命期に基本的に成立した財政面での「立憲体制」がこの「重商主義期」にどのように進展してくるのであろうか。このような観点から、この時期における予算制度の進展過程とそれに即した会計年度制定の経緯を、それらを規定した歴史的要因を踏まえつつ、関係法に即して具体的に検討していきたい。

### 序 財政構造と予算制度

(1) 財政面：「軍事費及び国債費膨脹型＝間接税及び国債依存型」重商主義財政の本格的展開

まず、予算制度面を検討するに先立ち、その背景として財政の数量的実態をごく簡単に検討しておきたい。

この時期には、表13「1714年～1801年の純歳出、歳入額(大ブリテン)、及び国債残高(連合王国)の推移(£m.)」の網掛け部分として表示した時期に、周知の一連の重商主義戦争、すなわち、1739年10月19日の対スペイン戦争宣言<sup>216)</sup>から引き続き1748年10月18日のエクストラシャペル[アーヘン]条約 Treaty of Aix-la-Chapelle 締結までの「オーストリア継承戦争」War of Austrian Succession, 続いて1756年5月17日の戦争宣言から1763年2月10日の「パリ条約」Treaty of Paris 締結までの「7年戦争」Seven Years' War, そして1775年6月17日から1783年9月3日の「パリ条約」締結までの対アメリカ植民地＝

---

<sup>216)</sup> 以下の戦争の初めと終わりの期日については、次の文献に依拠している。House of Commons Parliamentary Papers 1868-69, Vol. XXXV, Public Income and Expenditure, Part I [366], Appendix, No. 6. Table of approximate Dates, as nearly as can be ascertained, of the Beginning and End of the several Wars, and Naval and Military Operations, in which this Kingdom has been engaged since 1688, pp.478-479.

表13 「1714年～1801年の純歳出、歳入額(大ブリテン)、及び1714年～1815年の国債残高(連合王国)の推移(£m.)」

年次	純歳出総額				純歳入総額				国債残高				
	国債費	民事費	軍事費	軍事費	関税	消費税	印紙税	郵便局	地租・査定税	総額	有基債	無基債	
1714(a)	6.2	3	1.2	2	5.4	1.6	2.1	0.1	0.1	1714 (c)	36.2	27.8	8.4
1715	6.2	3.3	0.7	2.2	5.5	1.7	2.3	0.1	0.1	1715	37.4	29.6	7.8
1716	7.1	3	0.9	3.2	5.6	1.5	2.4	0.1	1.4	1716	37.9	29.5	8.4
1717	5.9	3.4	1	1.4	6.5	1.8	2.4	0.1	2	1717	39.3	31.7	7.6
1718	6.4	2.8	0.8	2.7	6.1	1.7	2.4	0.1	1.6	1718	39.7	34.1	5.6
1719	6.2	2.7	0.8	2.7	6	1.6	1.5	0.1	1.6	1719	41.6	37.2	4.4
1720	6	2.8	1	2.3	6.3	1.7	2.5	0.2	1.5	1720	54	49.8	4.1
1721	5.9	3.3	1	1.6	6	1.4	2.5	0.1	1.6	1721	54.9	50.3	4.6
1722	7	3	1.2	2.8	6.2	1.5	2.7	0.1	1.6	1722	52.7	48.4	4.3
1723	5.7	2.9	0.9	1.8	6	1.6	2.8	0.1	1.2	1723	53.6	49.1	4.4
1724	5.4	2.9	1	1.6	5.8	1.6	2.6	0.2	1.2	1724	53.8	48.6	5.2
1725	5.5	2.8	1.3	1.5	6	1.7	2.7	0.2	1.1	1725	52.7	48.6	4.1
1726	5.5	2.7	1.1	1.8	5.5	1.4	2.7	0.2	1.1	1726	52.9	49.1	3.8
1727	5.9	2.8	0.9	2.1	6.1	1.6	2.9	0.2	1.3	1727	53	48.4	4.5
1728	6.5	2.3	1.1	3.1	6.7	1.8	2.6	0.2	1.2	1728	52.7	48.5	4.2
1729	5.7	2.3	1	2.4	6.3	1.7	2.6	0.2	1.6	1729	52.1	48.4	3.7
1730	5.6	2.3	0.9	2.3	6.3	1.6	2.8	0.2	1.6	1730	51.4	47.4	4
1731	5.3	2.1	0.9	2.3	6.1	1.5	2.8	0.2	1.2	1731	51.7	47.9	3.7
1732	5	2.2	0.9	1.8	5.8	1.7	2.7	0.1	1.1	1732	50.1	46.4	3.7
1733	4.6	2.1	1	1.5	5.5	1.5	3	0.1	0.7	1733	50	46.4	3.6
1734	6.4	2.1	1.1	3.3	5.4	1.6	2.9	0.1	0.7	1734	49.1	45.4	3.7
1735	5.9	2.2	0.9	2.7	5.7	1.5	2.8	0.1	1.1	1735	49.3	45.4	3.9
1736	5.8	2.1	0.9	2.7	5.8	1.5	2.8	0.1	1.1	1736	49.7	46	3.7
1737	5.1	2.1	0.9	2	6.1	1.7	3	0.1	1.1	1737	48.5	45	3.6
1738	4.7	2.1	0.9	1.7	5.7	1.4	2.9	0.1	1.1	1738	47.5	44	3.5
1739	5.2	2	2.3	1	5.8	1.4	3	0.1	1.1	1739	46.9	43.3	3.7
1740	6.2	2.1	0.8	3.2	5.7	1.4	2.8	0.1	1.3	1740	47.4	43.3	4.2
1741	7.4	2	0.8	4.5	6.2	1.4	2.6	0.1	2	1741	48.8	43.3	5.4
1742	8.5	2	0.8	5.6	6.4	1.3	2.8	0.1	2.1	1742	51.3	45	6.4
1743	9	2.1	0.9	6	6.6	1.3	2.9	0.1	2.1	1743	53.5	47.6	5.9
1744	9.4	2.2	0.9	6.3	6.6	1.1	3.1	0.1	2.1	1744	57.1	50.4	6.7
1745	8.9	2.3	0.8	5.8	6.5	1.2	2.9	0.1	2.1	1745	60.1	52.4	7.7
1746	9.8	2.3	0.8	6.7	6.2	1	3	0.1	2.1	1746	64.9	56.3	8.5
1747	11.5	2.7	1.4	7.4	7	1.3	3.2	0.1	2.2	1747	69.4	61.8	7.6

1748	11.9	2.8	1	8.2	7.2	1.4	3.4	0.1	0.1	2.2	1748	76.1	68.7	7.4
1749	(d)12.5	3	1.1	(d)8.4	7.5	1.6	3.4	0.1	0.1	2.2	1749	77.8	71.8	6
1750	7.2	3.2	1	2.9	7.5	1.5	3.5	0.1	0.1	2.2	1750	78	72.8	5.2
1751	6.4	3	1.1	2.4	7.1	1.6	3.5	0.1	0.1	1.8	1751	78.1	72.4	5.7
1752(b)	7	3	1.1	3.1	7	1.6	3.4	0.1	0.1	1.7	1752	76.9	71.5	5.5
1753	6	2.8	1.1	2	7.3	1.8	3.6	0.1	0.1	1.7	1753	75	71	4.1
1754	6	2.8	1.1	2.2	6.8	1.6	3.7	0.1	0.1	1.3	1754	72.2	70.9	1.3
1755	7.1	2.7	1	3.4	6.9	1.8	3.7	0.1	0.1	1.2	1755	72.5	71.8	0.7
1756	9.6	2.8	1.3	5.5	7	1.7	3.6	0.2	0.1	1.4	1756	74.6	73.8	0.8
1757	11.2	2.8	1.1	7.3	8	1.9	3.3	0.2	0.1	2	1757	77.8	76.8	1.1
1758	13.2	2.9	1.3	9	7.9	1.9	3.5	0.3	0.1	2.1	1758	82.1	81.8	1.4
1759	15.4	2.9	1	11.4	8.2	1.8	3.6	0.3	0.1	2.2	1759	91.3	89.3	1.9
1760	18	3.4	1.2	13.4	9.2	2.1	4.2	0.3	0.1	2.4	1760	101.7	97.6	4.2
1761	21.1	3.9	1.3	16.1	9.6	2.2	4.7	0.3	0.1	2.3	1761	114.2	109.9	4.4
1762	20	4.4	1.2	14.6	9.5	1.8	4.8	0.3	0.1	2.4	1762	126.6	121.9	4.7
1763	(d)17.7	4.7	1.1	(d)12.1	9.8	2.3	4.8	0.3	0.1	2.3	1763	132.6	129.1	3.6
1764	10.7	4.9	1.1	4.7	10.2	2.3	5	0.3	0.1	2.3	1764	134.2	129.2	5
1765	(d)12	4.8	1.1	(d)6.2	10.9	2.3	4.9	0.3	0.2	2.2	1765	133.6	130.6	3
1766	10.3	4.7	1.1	4.6	10.3	2.5	4.9	0.3	0.2	2.2	1766	133.3	131.2	2.1
1767	9.6	5	1	3.6	9.9	2.5	4.5	0.3	0.2	2.2	1767	133.9	131.9	1.9
1768	9.1	4.9	1	3.2	10.1	2.5	4.7	0.3	0.2	1.9	1768	132.6	130.3	2.3
1769	9.6	4.8	1.5	3.2	11.1	2.7	5	0.3	0.2	1.8	1769	130.3	128.6	1.7
1770	10.5	4.8	1.2	3.8	11.4	2.8	5.1	0.3	0.2	1.8	1770	130.6	128.6	2.1
1771	10.1	4.6	1.1	4	11	2.7	4.8	0.3	0.2	1.8	1771	128.9	127.1	1.8
1772	10.7	4.7	1	4.5	11	2.5	5	0.3	0.2	2.1	1772	128.7	126.4	2.2
1773	10	4.6	1	3.7	10.5	2.7	5.1	0.3	0.2	1.8	1773	128.9	125.8	3.1
1774	9.6	4.6	1.1	3.8	10.6	2.6	4.9	0.3	0.2	1.8	1774	127.7	125.3	2.4
1775	10.4	4.7	1.2	3.9	11.1	2.8	5.1	0.4	0.2	1.8	1775	127.3	124.3	3.1
1776	14	4.6	1.3	7.4	10.6	2.7	5.4	0.4	0.2	1.9	1776	131.2	125.9	5.3
1777	15.3	4.7	1.8	8.8	11.1	2.4	5.3	0.4	0.2	2.3	1777	136.6	130.9	5.7
1778	17.9	5	1.4	11.1	11.4	2.3	5.4	0.4	0.1	2.5	1778	143.1	137.1	6
1779	19.7	5.6	1.2	12.5	11.9	2.5	5.6	0.5	0.1	2.5	1779	153.4	144.1	9.4
1780	22.6	6	1.3	14.8	12.5	2.8	6.1	0.5	0.1	2.5	1780	167.2	156.1	11.2
1781	25.8	6.9	1.4	17	13.3	3	6.1	0.6	0.1	2.6	1781	190.4	177.4	11.9
1782	29.2	7.4	1.3	20.2	13.8	2.9	6.4	0.7	0.1	2.7	1782	214.3	197.5	16.8
1783	23.5	8.1	1.4	13.6	12.7	2.9	5.5	0.9	0.2	2.6	1783	231.8	212.8	19
1784	(d)24.2	8.7	1.3	(d)13.7	13.2	3	6.1	1	0.2	2.5	1784	242.9	228.7	14.2
1785	(d)25.8	9.2	1.5	(d)14.9	15.5	4.5	6.1	1.2	0.3	2.7	1785	245.5	239.6	5.8
1786	17	9.5	1.5	5.5	15.2	3.8	6.4	1.3	0.3	2.8	1786	246.2	239.7	6.4
1787	15.5	9.3	1.5	4.2	16.5	4.1	7	1.2	0.3	2.9	1787	245.8	239.2	6.6

1788	16.3	9.4	1.5	4.9	16.8	4	7.3	1.3	0.3	3	1788	245.1	237.7	7.4
1789	16	9.4	1.7	4.5	16.7	3.7	7.3	1.3	0.3	3	1789	244.3	236.2	8.1
1790	16.8	9.4	1.7	5.2	17	3.5	7.7	1.3	0.4	3	1790	244	234.6	9.4
1791	18	9.4	1.9	6.2	18.5	4	8.4	1.4	0.3	2.9	1791	243.2	233	10.1
1792	17	9.3	1.6	5.5	18.6	4.1	8.7	1.5	0.4	3	1792	241.6	231.5	10
1793	19.6	9.1	1.8	8.1	18.1	3.6	8.6	1.5	0.4	3	1793	242.9	229.6	13.3
1794	(d)28.7	9.8	1.6	(d)16.8	18.7	4.3	8.4	1.5	0.5	3	1794	249.6	234	15.6
1795	(d)40	10.5	1.8	(d)26.3	19.1	3.4	9.9	1.5	0.4	2.9	1795	267.4	247.9	19.6
1796	(d)42.4	11.6	2	(d)28.2	19.4	3.6	9.1	1.8	0.5	3	1796	310.4	301.9	8.5
1797	(d)57.6	13.6	2.5	(d)41	21.4	3.9	10.3	2	0.6	3.4	1797	359.2	351.5	7.7
1798	47.4	16	2.2	28.7	26.9	4.7	11.6	2.3	0.7	4.6	1798	391.2	378.6	12.6
1799	47.4	16.9	2.2	27.9	31.8	7.1	11.9	2.4	0.7	6.4	1799	426.6	408.1	18.5
1800(e)	12.4	3.4	0.5	8.5	9.7	2.4	3.2	0.8		1.6	1800	456.1	441.4	
1801(f)	51	16.7	2.1	31.7	31.6	6.8	10.6	2.6		5.1	1801	498.6	478.1	20.5
											1802	498.6	478.1	20.5
											1803	516.4	501	15.4
											1804	523.8	504.3	19.5
											1805	539.6	514.2	25.3
											1806	564.4	538	26.3
											1807	583.1	556	27.1
											1808	591.3	559.2	32.1
											1809	599	559.8	39.3
											1810	607.4	567.7	39.7
											1811	609.6	570.8	37.9
											1812	626	583.4	42.6
											1813	652.3	607.5	44.8
											1814	725.5	677.5	48.1
											1815	744.9	684.6	60.3

[B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, pp. 386, 389, 401. より作成。]

(a) 以後1751年まで、9月29日に終わる年度。

(b) 以後1799年まで、10月10日に終わる年度。

(c) 会計年度は次の期日で終わった：Great Britain(有基債)の1714-51年は9月29日、1752-86年は10月10日、1787-1815年は2月1日、Great Britain(有基債以外)の1714-51年は9月29日、1752-99年は10月10日、1801-15年は1月5日；

Irelandの1714-1726年は12月25日、1727-18000年は3月25日、1801-15年は1月5日。

(d) 有基債の要素を含む。

(e) 1月5日に終わる四半期。

(f) 1月5日に終わる年度。

アメリカ独立戦争、更には1793年2月1日の戦争宣言から1802年3月27日の「アミアン条約」Treaty of Amiensまでの対フランス革命戦争、続いて1803年5月18日の戦争宣言から1815年11月20日の「パリ条約」までの対ナポレオン戦争、以上のような一連の戦争が勃発したので、歳出面では軍事費が段階的に増加し、またそのため純歳出総額も段階的に増加している。

他方、歳入面では直接税の地租・査定税に加えて、とりわけ間接税の関税と消費税を中心に純歳入総額も微増しているのであるが、これでは先の歳出額の増加を賄いえない。そのため、国債を発行して借入に依存せざるをえなかったのが、国債面では有基債を中心に国債残高が顕著に増加している。無基債に関しては、1792年から1802年の対フランス革命戦争期に残額が£10m. から£20m. と(有基債残額と同様に)倍化したのち、アミアン休戦後の1804年から1815年の対ナポレオン戦争期には残額が約£20m. から£60m. と(有基債残額の1.4倍化に対して)実に3倍化していることに留意しておきたい。

因みに、戦争費用とその支払財源を数量的に確認すると、すでに表1「1688年～1815年、戦争の費用とその歳入・国債別支払額(£)と割合(%)」として表示したように、対スペイン・オーストリア継承戦争では戦費4,366万ポンドのうち68%を、7年戦争では戦費8,262万ポンドのうち73%を、そしてアメリカ独立戦争では戦費9,760万ポンドのうち実に97%を国債によって調達して支払っていた。続く対フランス革命、ナポレオン戦争の場合、(後述するように)1799年に所得税が導入されてくるのであるが、戦費8億3,145万ポンドのうち、なお53%をも国債によって調達していた。

更に注目しておきたいことは、このような戦費の国債依存のために、表13の歳出面では国債の利子等を支払うための「国債費」が戦争毎に着実に増加していることである。そのために(後述するように)戦後の平和時にこそ、その削減策等が提案され実現されてくるのである。

以上の数量的検討から、財政構造としていえば、「軍事費及び国債費膨脹型＝間接税及び国債依存型財政」として、イギリス重商主義財政が本格的に展開してくるといえる。

このような重商主義財政の展開を背景にして、まさに「重商主義」的財政政策として、議会とりわけ庶民院による財政統制が展開されてくるのである。

## (2) 予算制度面：重商主義的予算制度の進展

財政構造に規定されて予算制度面では、予め結論的にいえば、まさに重商主義的予算制度が進展してくるのである。

従って、以下では、庶民院の財政統制の観点から、チャンピオンの指摘した3段階を念頭にしつつも、具体的には、この時期を(1)国王ジョージ1世・2世の治世期(1714年～1760年)と次の(2)国王ジョージ3世の治世期(1760年～1815年)に2区分し、前者に1751年「暦(新暦)法」による財政的四季支払日等の変更を加えつつ、以下、順次、検討していきたい。

## 第1章 国王ジョージ1世・2世期（1714年～1760年）における重商主義的予算制度

まず、この時期の前半である「国王ジョージ1世・2世の治世期」（1714年～1760年）における新たな財政統制について検討していきたい。

### （1）歳出入、予算審議面

歳出入、予算審議面における財政統制に注目したい。

#### ① 1714年、1727年「シビル・リスト法」

〈1714年「シビル・リスト法」〉

シビル・リストについて、（後述する1717年「減債基金」創設に関連する諸規定を含めて）まず、1714年8月1日に即位したジョージ1世の「シビル・リスト法」の規定内容に注目したい。

同年8月21日に成立した1714年「シビル・リスト法」、正式には「陛下の王室及び大ブリテン王位の名誉と威厳のヨリよい援助のための法律」<sup>217)</sup>は、「前文」で制定理由として、「陛下の民事統治の経費を支払い、また大ブリテン王位の威厳をヨリよく援助するための十分な収入を陛下に、生涯間、設定する」ことを記したうえで、「一時的消費税」及び「トン税とポンド税の追加的臨時税」を国王の生涯間継続し、またこれらの税収入を、「世襲的収入」（その小諸部門のうち、4と1/2%税、Cornwall 公領の収入、及び初収入税と10分の1税を除いて）——それらに対する諸負担に従って——と一緒に、陛下の王室及び王位の名誉と威厳の援助に割当ててを規定している。

この1714年法に関連して、次の会期の1715年8月20日に法律、正式には「財務府証券に関連するイングランド銀行の基金を拡大するため；また民事統治のため陛下の生涯間年間120,000ポンドの追加的収入を陛下に設定するため；…本

---

<sup>217)</sup> An Act for the better Support of His Majesty's Household, and of the Honour and Dignity of the Crown of Great Britain (1 Geo. I, Stat. 1, c. 1).

法で言及されるその他の目的のための法律」<sup>218)</sup>が制定された。本法の第 I 条は、「2/3 [トン税とポンド税の] 臨時税、コーヒー等に対する諸税、及び法律 7 Anne, c. 7 の 1/2 臨時税が、本法の用途のための一般的資金 general Fund の一部分である」ことを規定し、後に「集合基金 Aggregate Fund として知られる基金を設立したのであるが、予め、この規定に留意しておきたい。

本法のシビル・リストの追加額に関する条項として、第 XVIII 条は、「£ 120, 000 の年額がシビル・リストのために支払われる」こと、条文では「£ 120, 000 の年額が、陛下の王室その他必要な費用のため、陛下に四半期毎に、前記 1715 年のミカエルマス Feast of St. Michael the Archangel から、等しい割合で陛下の生涯間、前記諸税又は収入によって生じる前記一般的又は集合基金 General or Aggregate Fund の金銭から、支払われるようになり支払われること」を規定した。

さらに、この追加額を含めてシビル・リストとしての £ 700, 000 を超過する金額＝過剰に関する条項として、第 XXV 条は「シビル・リストのための £ 700, 000 の過剰は集合基金 Aggregate Fund の一部である」こと、条文では「もしも、『陛下の王室及び大ブリテン王位の名誉と威厳のヨリよい援助のための法律』と題された、陛下の初年の議会制定法によって、陛下の王室及び王位の名誉と威厳のため設定され指定された収入が、本法によって前述のように支給されるべく意図された前記の追加的年間 £ 120, 000 の収入と一緒に、1715 年ミカエルマスから、陛下の生涯のどの時期かに、年間 £ 700, 000 以上の純金銭を結果するならば、このような結果の過剰は、本法によって、前述のそれぞれの目的のために設立され、従って割当、支出、適用されるべく意図された一般的又は集合基金に入り、その一部分になると考えられること」を規定した。この規定にも留意しておきたい。

---

<sup>218)</sup> An Act for enlarging the Fund of the Governor and Company of the Bank of England relating to Exchequer Bills; and for settling an additional Revenue of One Hundred and Twenty Thousand Pounds per Annum upon His Majesty, during His Life, for the Service of the Civil Government; and for establishing a certain Fund of Fifty-four Thousand Six Hundred Pounds per Annum, in order to raise a Sum, not exceeding Nine Hundred and Ten Thousand Pounds, for the Service of the Public, by Sale of Annuities, after the Rate of Six Pounds per Cent. per Annum, redeemable by Parliament; and for satisfying an Arrear for Work and Materials at Blenheim, incurred whilst that Building was carried on at the Expence of Her late Majesty Queen Anne of Blessed Memory; and for other Purposes therein mentioned (1 Geo. I, Stat. 2, c. 12).



〈1727年「シビル・リスト法」〉

次に、1727年6月11日に即位したジョージ2世の「シビル・リスト法」、正式には、「陛下の王室及び大ブリテン王位の名誉と威厳のヨリよい援助のための法律」<sup>219)</sup>の場合、次のことを規定した。すなわち、(1)「シビル・リスト収入」の名称下に知られる「諸税」が、新国王の治世の間継続され、以前の諸法によるそれに対する諸負担を賦課されること、(2) またもしもこれらの収入が1727年6月24日から計算してどの年内かに、以前の諸法によりそれに賦課された諸負担を超えて、また陛下の前任者たちのだれかによってこれらの収入に対してなされた全ての譲与を超えて、£800,000をもたらさなかったならば、その不足は議会によって埋め合わされること、しかし余剰は国王に帰属すること、と<sup>220)</sup>。

## (2) 国債、国庫、決算審議面

次に、国債、国庫、決算審議面における財政統制に注目したい。

予め、研究史との関連についていえば、この時期における借入・国債面、国庫面に関しては、周知のように、わが国においてウォルポールSir Robert Walpoleの(旧)減債基金、コンソルの成立、ピット W.Pittの(新)減債基金や1787年の統合国庫資金設立等を中心としてすでに重厚な研究史<sup>221)</sup>が存在しているのであるが、それらはいわば国庫制度的観点からおこなわれており、予算審議との有機的関連は必ずしも十分には把握されるに至っていない。というのは、本書で想定している近代イギリス予算制度の完成期に予算審議を経て歳出関係予算が立法化される法律である(後述する)「1871年割当法」は、その正式名称である「1872年3月31日に終る年度の国務に統合国庫資金からある金額を適用し、また議会の本会期に譲与された議定費を割当てる法律」が示しているように、「統合国庫資金」の存在を前提にして、それとの関連において制定されていること(さらに、加えていえば、このような割当法に基づく割当の結果が、国庫レヴェルで

---

<sup>219)</sup> An Act for the better Support of His Majesty's Household, and of the Honour and Dignity of the Crown of Great Britain (1 Geo. II, Stat.1, c. 1).

<sup>220)</sup> Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 597.

<sup>221)</sup> 注195)に記載した、特に、舟場、前掲書、第3章；岡本、前掲稿；仙田、前掲書『イギリス減債基金制度の研究』など。

は「国庫決算書」として、最終的には支出部局レベルでの「割当決算書」として議会に提出されてくることを指摘しうるからである。

従って、本章では、イギリス重商主義財政に伴い本格化してくる借入・国債面、国庫面での庶民院による財政統制として、「減債基金」設立、そして1787年「統  
合国庫資金」設立に関連する基本的史実を中心に、予算審議＝割当法制定とも関  
連させつつ、関係法に即して検討していくことにしたい。

#### ① 1717年、いわゆる「減債基金」の設立

まず、1717年におけるいわゆる「減債基金」の設立について検討したい。

時期的には「スペイン継承戦争」終結の直後であるが、国債費の増加等に対する対応策として、1717年7月15日に、次のような3つの「基金」関係法が制定された。

##### 〈「南海基金」の設立〉

*Statute at Large* に印刷されている順序でいえば、まず、法律3 Geo. I, c. 9., 正式には「(年6%の利率の) 南海会社の年基金を削減するため；また前記会社  
に、議会によって償還しうる年5%の利率の年基金を設立するため；また国債  
と諸負担削減に用いられる£2,000,000 を超えない金額を年5%の年金債で調  
達するため；また前記年基金と年金債をのちに本法によって規定される時期と方  
法で削減させるための法律」<sup>222)</sup>によって、南海会社依存の公債の支払利率が6%  
から5%に引下げられ、「南海基金」South Sea Fund が設立された。これによっ  
て生じる余剰金は後述する減債基金に繰入られることになる。

##### 〈「集合基金」の永続化〉

次に、法律3 Geo. I, c. 8., 正式には、「イングランド銀行のそれぞれの基金  
を以前の削減但し書に従って削減するため；またイングランド銀行に、議会によ

---

<sup>222)</sup> An Act for redeeming the Yearly Fund of the South Sea Company (being after the Rate of Six Pounds per Centum per Annum) ; and settling on the said Company a Yearly Fund, after the Rate of Five Pounds per Centum per Annum, redeemable by Parliament; and to raise, for an Annuity or Annuities at Five Pounds per Centum per Annum, any Sum not exceeding Two Millions, to be employed in lessening the National Debts and Incumbrances; and for making the said new Yearly Fund and Annuities to be hereafter redeemable, in the Time and Manner thereby prescribed (3 Geo. I, c.9).

って償還しうるそれぞれの新しい基金と手当を担保するため;またイングランド銀行に、国債と諸負担削減に必要と認められる£2,500,000を超えない更なる金額を、5%で貸付させるため;また陛下の民事統治費用のため以前になされた一定の支給を継続するため;また5%の利率で以前に取得された年金債の支払のため;また本法で言及されるその他の諸目的のための法律<sup>223)</sup>によって、とりわけイングランド銀行依存の公債の支払利率も6%から5%に引下げられ、(前述のように法律1 Geo. I, stat. 2, c. 12によって設立されていた)「集合基金」Aggregate Fundが永続化された<sup>224)</sup>。これによって生じる余剰金も減債基金に繰入られることになる。

〈「一般基金」の設立といわゆる「減債基金」の設立〉

最後に、法律3 Geo. 1, c. 7., 正式には、「故女王陛下の治世9年と10年に成立した4つの富籤法 Lottery Acts に基づいて作成された支払命令による元本及び利子を支払うために設定された税と収入を削減するため;またそのための以前の法律に従って世襲的消費税から支払命令により支払われる一定の年金債を削減するため;またそれぞれの利率でイングランド銀行において支払われ譲渡しうる、また議会によって償還しうる、年金債の将来の支払のためのみならず、即金で前記元本及び延滞利子が支払われることを選択するような前記命令の所有者のための金銭を調達するための一般的年基金 a general Yearly Fund を設立するため;また本法で言及されるようなその他の不足と支払を埋め合わせるため;また輸入される亜麻仁と輸出されるブリテン亜麻布に対する税を廃止するための法律<sup>225)</sup>によって、まず、上記の富籤公債の利子が6%から5%に引下げ

---

<sup>223)</sup> An Act for redeeming several Funds of the Governor and Company of the Bank of England, pursuant to former Provisos of Redemption; and for securing to them several new Funds and Allowances, redeemable by Parliament; and for obliging them to advance further Sums, not exceeding Two Millions Five Hundred Thousand Pounds, at Five Pounds per Cent. as shall be found necessary to be employed in lessening the National Debts and Incumbrances; and for continuing certain Provisions formerly made for the Expences of His Majesty's Civil Government; and for Payment of Annuities formerly purchased at the Rate of Five Pounds per Centum; and for other Purposes in this Act mentioned (3 Geo. I, c. 8).

<sup>224)</sup> *Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890*, [C. 6539.], 1891, p. 4.

<sup>225)</sup> An Act for redeeming the Duties and Revenues, which were settled to pay off

られ、その利払抵当にしていた諸税を永久化して、簡単にいえば「一般基金」General Fundが設立される。またこれによって生じる余剰金をもって、次のようにいわゆる「減債基金」設立を規定している。

すなわち、第 XXXVII 条は「過剰金銭が、1716 年 12 月 25 日以前に招かれた国債を返済するために、将来の諸法によって指定されるように用いられる」こと、条文では (1) イングランド銀行の基金を削減するために作成された前記法律による前記「集合基金」の 超過又は剰余金、(2) また南海その他アメリカの諸部分との貿易のため及び漁業を鼓舞するための大ブリテン商人の会社 [= 南海会社] の基金を削減するために作成された前記法律による前記「南海基金」の 超過又は剰余金と同様に又はそのために、(3) また前述のように本法によって割当てられた前記諸税と収入の前記超過又は剰余金及び前述のように本法によって確立され又は確立されるべく意図された前記一般的年基金 [= 「一般基金」] の前記過剰金銭のために、時々生じる全ての金銭は、1716 年 12 月 25 日以前に招かれ、また議会の法律によって国債 National Debts であると宣言され規定されるような、国債と諸負担の元本と利子を、支払うべく将来の議会の法律によって命じられ又は指定されるような仕方と形態で、支払うことに、またそのために——決して、何であれその他の用途、意図又は目的にまたそのためでなく——割当てられ、留保されまた使用されること、を規定している。

こうして、いわゆる「減債基金」設立が制定されたのであるが、ブリテンの「国債」が、本法の本条項の下で、正式に制定されるに至ったことにも留意しておきたい。もう 1 つ、この「減債基金」が (後述するような、新減債基金の場合の「減債委員会」とは異なり) 大蔵省の監督下で財務府によって管理されること<sup>226)</sup> にも。

---

Principal and Interest on the Orders made forth on Four Lottery Acts, passed in the Ninth and Tenth Years of Her late Majesty's Reign; and for redeeming certain Annuities, payable on Orders out of the Hereditary Excise, according to a former Act in that Behalf; and for establishing a general Yearly Fund, not only for the future Payment of Annuities, at several Rates, to be payable and transferrable at the Bank of England, and redeemable by Parliament, but also to raise Monies for such Proprietors of the said Orders as shall choose to be paid their Principal and Arrears of Interest in ready Money; and for making good such other Deficiencies and Payments as in this Act are mentioned; and for taking off the Duties on Linseed imported, and British Linen exported (3 Geo. I, c. 7. ).

<sup>226)</sup> *H. W. Chisholm's Return*, p. 711.

## ② 「減債基金」会計と新たな「その他の公的支出に適用」機能、及び単一割当法の制定

### 〈「減債基金」会計と新たな「その他の公的支出に適用」機能の開始〉

このような「減債基金」の会計についていえば、それは「受取と支出の毎年の貸借対照表化された会計」として当初から作成されて議会に提出され、また『庶民院議事録』にも記録されたのであるが、その一般的結果を集計して要約して表示したのが、表 14 「1717 年～1787 年の減債基金会計の要約(大ブリテン、£)」である。年度はミカエルマスに終わる年度、すなわち、1751 年度までは 9 月 29 日、新暦採用後の 1752 年からは 10 月 10 日である。

本表について、(後述する) 1752 年の国債の統合(「コンソル」等の成立)以前の時期に注目すると、まず、左側の「受取」項目のうち「減債基金繰入の集合基金と一般基金等の余剰及びその他の金銭額」の内訳は、殆んど全てが 3 大「基金」からの余剰金であり、その内訳は、1734 年度の場合、総額 £1,045,711 のうち、「集合基金」余剰が £601,204 (57%)、「一般基金」余剰が £311,276 (30%)、「南海基金」余剰が £133,231 (13%) である。また 1751 年度の場合にも同様であり、総額 £1,320,802 のうち、「集合基金」余剰が £771,611 (58%)、「一般基金」余剰が £471,660 (36%)、「南海基金」余剰が £77,530 (6%) で、「集合基金」余剰金が全体の約 6 割を占め続けている。従って、まだ「その他の金銭」の繰入はない。

他方、右側の「適用」(＝支出)項目の場合、最初の「公債の元本支払に適用」が 1720 年代から 30 年代初めまで主要な適用項目であり、この限りで「減債基金」たる機能が果たされていたといえる。しかし、その後、とりわけ 1733 年以降、「その他の公的支出に適用」が増加し<sup>227)</sup>、1740 年代には主要な適用項目になっ

---

<sup>227)</sup> その背景について、この 1733 年の場合についていえば、同年、首相兼大蔵大臣であるウォルポール Sir Robert Walpole が、地租を £ 当たり 1 シリングで維持する目的のため、その年の議定費に £500,000 を減債基金から支出する動議を提出したのであるが、その際、彼は、もしもこの動議が可決されないならば、彼は公的経常支出に必要な支給をするため、£ 当たり 2 シリングの地租を動議することを余儀なくされること、更に討論中に、地主階級が「地租の」軽減を求めたこと、また急いで「国債」を返済する時ではないことをも指摘した。その結果、結局、庶民院が同意したのである。Cf. *Report by the Secretary and Comptroller General of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890*, [C. 6539.], 1891. pp. 4-5.

表14 「1717年～1787年の減価基金会計の要約 (大ブリテン、£)」

年度 (ミカエル マスに終 わる年度)	減価基金繰入の受取 年度内の減価基金繰入の 集合基金と 減価基金の 残高	償い賦金を 含む、 一般基金等の 余剰及びその 他の金銭額	償い賦金を 含む、 番付と遺贈	減価基金繰入 の借入又は 財務師証券に よる調達金	残高を含む 総受取	年度中の支出 に対する 所得の余剰	起債調達金 に対する減価 適用金の超過	減価適用金 に対する起債 調達金の超過	年度中の所得 に対する 支出の超過	減価基金の運用 公債の 元本支払 に適用	公債の 利子支払 に適用	その他の 公的支出 に適用	年度末に 残る残高
1718	569,505	569,505						261,224	263,896	1,233,287	41,879		569,505
1719	254,670	254,670		500,000	1,324,175	320,931	4,381	1,361,152	1,256,016	422,025	11,843		49,009
1720	49,009	561,794		630,803	630,803	80,537		465,207		12,480	191,029	2,700	162,963
1721	196,935	171,837			368,772		431,748		828,078	964,800	27,229	8,897	92,896
1722	162,963	400,128		531,130	1,093,821	321,400	1,326,008			2,339,586	40,092	13,476	280,137
1723	82,896	476,743		62,635	1,620,237	334,183	1,435,999			463,448	71,997	20,886	283,957
1724	280,137	507,515		234,438	1,854,675	444,842	605,693			497,692	107,374		409,351
1725	496,935	377,880		1,114,114	2,968,789	514,818	1,483,132		24,785	1,328,176	9,721		504,367
1726	147,944	980,330	120	176,182	1,884,586	242,075	94,333			898,179	1,471		377,693
1727	376,693	1,413,857		132,551	1,924,101	327,449	310,053			1,204,052	141		515,653
1728	594,367	1,065,715	59	63,948	1,724,044	583,743	580,543			2,276,582	20		1,207,530
1729	515,653	1,063,874		63,945	1,602,872	690,982	818,282			2,000,148			426,152
1730	426,152	1,056,452			2,337,492	829,332	1,735,732		122,916	1,100,017			913,589
1732	1,207,530	1,090,809		39,353	2,413,589	927,182	362,623			1,000,000			406,903
1733	337,344	1,045,711		133,136	2,092,438					1,431			930,893
1734	918,589	1,115,614			1,866,981	948,032	1,163,628			337,808	652		972,145
1735	405,903	981,078		37,558	1,684,065	991,108	1,120,446			585,083			675,912
1736	490,893	1,115,614			2,307,651					1,000,000			472,097
1737	978,145	1,228,906		600,806	2,354,969	610,068	692,136						524,986
1738	875,912	1,078,249		96,791	1,758,183					176			370,143
1739	472,097	1,196,295			1,724,017								411,965
1740	524,986	1,399,631			1,392,483								280,984
1741	370,143	1,022,940			1,827,869								356,184
1742	1,115,614	1,022,940		262,662	1,993,333								895,706
1743	29,377	1,907,923		963,662	2,861,585								309,334
1744	295,988	913,554		185,096	1,304,336								422,698
1745	356,184	942,370		19,291	1,217,845								333,420
1746	309,334	787,989		309,334	1,270,547								463,853
1747	422,698	1,099,879		173,233	1,639,370								1,204,651
1748	333,420	1,104,933		136,085	1,574,438								1,183,969
1749	463,853	1,225,918			1,689,771								303,068
1750	467,494	1,337,058		230,717	1,835,269								513,414
1751	421,570	1,320,802		209,548	1,851,920								581,070
1752	543,414	1,451,652		296,280	2,056,746								611,913
1753	581,070	2,456,871		16,512	3,065,653								675,315
1754	913,731	2,456,871		5,960	3,183,391								804,204
1755	675,315	2,440,694	109	833	3,116,852								1,685,371
1756	828,227	2,450,243			3,276,170								1,808,459
1757	804,204	2,722,407			3,526,011								1,367,874
1758	683,214	2,870,710			3,658,924								1,367,874
1759	809,629	3,153,387	624		4,045,189								1,367,874
1760	809,629	3,153,387			4,668,296								1,367,874
1761	1,328,855	3,686,570		127,403	5,143,830								1,367,874
1762	1,247,949	3,644,262		166,840	5,059,051								1,367,946

1763	1,363,946	4,342,570	75,602	5,782,118	8,165,444	7,929,985	2,327,717	1,942,963	1,511,408
1764	1,511,408	4,824,131		6,335,539	1,46,962	465,598	2,789,619	1,811,340	1,734,580
1765	1,794,580	4,951,898	384,854	7,071,322	1,163,163	1,089,015	2,994,390	2,354,278	1,722,666
1766	1,722,666	5,097,170	227,723	7,048,160	449,625	37,457	2,880,318	1,933,194	1,671,276
1767	1,671,276	4,860,265	127,227	6,706,768			3,084,105	981,023	2,215,252
1768	2,215,252	4,926,106	209,990	7,351,348	228,985		3,113,437	1,197,601	1,835,207
1769	1,835,207	5,400,357	56,482	7,302,098	1,860,357		3,077,767	2,410,984	1,814,185
1770	1,814,185	5,789,664	46,461	7,650,313	846,189	88,158	3,028,774	2,645,296	1,976,243
1771	1,976,243	5,963,729		7,539,922	896,193	1,139,880	3,022,447	2,494,068	2,043,462
1772	1,778,402	5,349,474	42,445	7,349,849	838,017	936,017	2,845,368	2,275,785	1,725,825
1773	1,738,400	5,788,589	178,570	7,614,265	968,813		2,992,939	2,407,860	1,940,860
1774	2,407,060	5,593,660	48,246	7,941,120	1,047,138	1,374,465	2,918,971	3,047,348	1,974,744
1775	1,974,801	5,700,244	45,000	7,720,045	1,359,602		2,905,916	3,063,415	1,750,714
1776	1,750,714	6,092,163	44,096	7,886,973	3,123,645	3,408,775	2,891,057	2,912,258	2,083,658
1777	2,083,658	5,682,414	44,600	7,810,972	4,384,000	4,153,884	2,936,963	2,917,826	1,962,183
1778	1,968,183	5,864,502	300	7,690,412	6,608,137	6,503,960	3,273,349	2,483,668	1,933,295
1779	1,903,295	6,064,468	400	8,649,158	7,971,722	7,861,274	3,587,183	2,416,167	1,903,888
1780	1,903,888	6,208,561		8,649,715	11,390,258	10,681,698	3,587,928	3,334,034	1,717,758
1781	1,717,758	6,983,523	689,072	8,440,353	12,314,875	12,630,038	3,885,547	2,680,767	1,924,039
1782	1,924,039	6,507,137	474,529	8,905,705	15,245,822	15,468,830	4,172,518	2,587,664	2,145,529
1783	2,145,529	5,433,523	551,978	8,130,135	11,451,945	10,832,354	4,603,453	1,802,266	1,924,416
1784	1,924,416	5,814,861	353	8,672,487	11,291,064	11,030,706	4,910,896	1,690,178	2,071,411
1785	2,071,411	7,207,306	10	9,581,633	10,954,652	10,305,411	4,907,656	1,881,141	2,391,096
1786	2,391,098	6,781,496		11,033,225	565,922	1,332,140	260,000	3,773,649	2,108,608
1787	2,106,608	8,353,583	364	6,769,271	908,882		3,297,013	2,176,938	
1788		126,771		428,771	441,099			428,771	
計	71,794,746	208,607,110	6,583	15,390,978	207,700,417	19,889,955	21,964,085	189,417,658	184,615,814
							23,984,344	93,251,704	71,704,746

[ House of Commons Parliamentary Papers 1868-69, Vol. XXX, Public Income and Expenditure, Part II [366-1], Appendix 6, Sinking Fund.  
 II. General Abstract of the Pressing Sinking Fund Accounts, for each Financial Year from 1716 to 1869; showing also the Accounts of  
 the Surplus Income or Excess of Expenditure, in each Year, from 1688, as stated in the preceding Income and Expenditure Accounts together  
 with the Net Excess of Money applied to the Reduction of Debt, or of Money raised by the Creation of Debt, pp.284-285, 2. ヲ作成。 ]

ている。この限りでいえば、減債基金の機能が逸脱され、いわば新たな「その他の公的支出に適用」機能が開始されるに至ったといえるのである。

#### 〈単一割当法の制定の開始〉

このような減債基金の設立、とりわけその新たな機能を受けて、結論的にいえば、予算審議面との関連では単一の「割当法」が制定されてくるのであるが、この点は、管見の限り、内外の研究史では全く指摘されていないので、幾分、立ち入って検討していきたい。

「減債基金」設立以降、減債基金の「適用」に関する法律が制定されてくるのであるが<sup>228)</sup>、減債基金との関連で「割当法」と呼ぶ法律が制定されてくるのは1730年が最初であり、表14では多額の「公債の元本支払に適用」があった年度である。具体的にいえば、法律3 Geo. II, c. 16, 正式には「陛下に譲与された議定費のため財務府証券によって£550,000を調達するため；また減債基金の結果の更なる適用のため；以前の地租の延滞金を適用するため；議会の本会期に譲与された議定費を割当てるため；…の法律」<sup>229)</sup>が制定されている。その「前文」では庶民院が、「陛下に喜んで譲与した必要な議定費を、陛下の臣民にもっとも容易で負担にならない方法で、調達することを望み」、第 [I] 条では「大蔵省が£550,000の財務府証券を発行してもよい」旨を規定するとともに、第 XI 条では「本会期に譲与された金銭の割当」を規定している。本法は、割当規定法ではあるが、なお、財源「調達」規定法であるといえよう。

1731年度の場合には、減債基金の適用法である「南海年金債£1,000,000を返済することによる、減債基金の更なる適用のための法律」(4 Geo. I, c. 5)に続いて、割当法として法律4 Geo. I, c. 9, 正式には「本法で言及される方法で年金債と富籤債によって£1,200,000を調達するため；また議会の本会期に譲与された

---

<sup>228)</sup> 例えば、1720年の法律6 Geo. I, c. 10, 1728年の法律1 Geo. II, c. 8, 更に1729年の法律1 Geo. II, c. 3. など。

<sup>229)</sup> An Act for raising five hundred and fifty thousand Pounds by Exchequer Bills, towards the Supply granted to his Majesty; and for the further Application of the Produce of the sinking Fund; for applying the Arrears of former Land Taxes; for appropriating the Supplies granted in this session of Parliament; and for giving Relief with respect to an Overpayment to the Land Tax, for the Year 1721, by the Receiver General for the County of Salop ( 3Geo. II, c. 16). 本法は1730年5月15日に成立した。



議定費を割当てるため；また…の法律」<sup>230)</sup>が制定されているが、本法では減債基金への明示がない。翌1732年の場合、割当法として法律5 Geo. I, c. 17, 正式には「南海債£1,000,000を返済することによる、減債基金の更なる適用のため；議会の本会期に譲与された議定費を割当てるため；…の法律」<sup>231)</sup>が制定されたが、本法はなお、減債基金の適用法でもあるといえる。

これに対して、表14で「その他の公的支出に適用」がいわば本格化した1733年の場合、割当法として法律6 Geo. II, c. 25, 正式には「1733年度の国務に、陛下が減債基金から£500,000を適用しうるようになるため；また南海年金債£1,000,000を支払うことによる、前記基金の更なる処分のため；また…；また議会の本会期に譲与された議定費を割当てるため；また…ための法律」<sup>232)</sup>が制定され、本法で初めて「1733年度の国務に…適用」する旨が規定されるに至った。しかし、本法の場合、省略した個所での追加規定が多い。

---

<sup>230)</sup> An Act for raising one million two hundred thousand Pounds by Annuities, and a Lottery, in Manner therein mentioned; and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament; and for making forth Duplicates of Exchequer Bills, Lottery Tickets and Orders, lost, burnt or otherwise destroyed ( 4 Geo. I, c. 9). 本法は1731年5月7日に成立した。

<sup>231)</sup> An Act for the further Application of the Sinking Fund, by paying off one million of South Sea Stock; and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament; and for making forth Duplicates of Exchequer Bills, Lottery Tickets and Orders, lost, burnt or otherwise destroyed ( 5 Geo. I, c. 17). 本法は1732年6月1日に成立した。

<sup>232)</sup> An Act for enabling his Majesty to apply five hundred thousand Pounds out of the Sinking Fund, for the Service of the Year 1733, and for the further Disposition of the said Fund, by paying off one million of South-sea Annuities; and for enabling his Majesty, out of the Monies arisen by Sale of the Lands in the Island of St. Christopher, to pay the Sum of eighty thousand Pounds, for the Marriage Portion of the Princess Royal, and ten thousand Pounds to the trustees for establishing the Colony of Georgia in America; and for making good all Deficiencies and Charges, by taking of Broad Pieces into the Mint out of the Coinage Duty; and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament; and for issuing to the Subdean, Treasurer, and Steward of the Collegiate Church of St. Peter Westminster, out of the Monies reserved for building Fifty New Churches within the Cities of London and Westminster, and Suburbs thereof, and for making Provisions for the Ministers of the same, four thousand Pounds for the Repair of the said Collegiate Church, and twelve hundred Pounds for finishing the Dormitory belonging thereunto (6 Geo. II, c. 25). 本法は1733年6月13日に成立した。

特に注目すべきは、翌1734年度の場合の法律7 Geo. II, c. 12, 正式には「1734年度の国務に、陛下が減債基金から£1,200,000の金額を適用しうるようにするため;また議会の本会期に譲与された議定費を割当てるための法律」<sup>233)</sup>である。その「前文」では、庶民院が「議会の本会期に陛下に譲与された議定費を陛下の臣民にもっとも負担でない方法によって調達するのが望ましいので、1734年度の国務のため陛下に譲与された議定費に、陛下が、通常減債基金 *Sinking Fund* と呼ばれる余剰、超過及び過剰金銭 *Surplusses, Excesses, and Overplus Monies* から、£1,200,000の金額を支出し適用しうることを決議した」旨を明示したのち、第 [I] 条で「現年度の国務に£1,200,000が減債基金から支出される」ことを規定するとともに、第IV条では、このような金額を含めて、「本会期に譲与された金銭の割当」規定として、「財務府に入る全ての金銭…:また1735年におけるお告げの祭日 *Feast of the Annunciation of the Blessed Virgin Mary* 前に、陛下の財務府受領部に、通常減債基金 *Sinking Fund* と呼ばれる余剰、超過及び過剰金銭から本法によって譲与された£1,200,000の金額;また…は、本法で明示されたそれぞれの用途、意図と目的に…割当られ適用される」ことを規定し、続く諸条項で具体的に割当規定している。したがって、この1734年法は(完成形態における1871年「割当法」を念頭にしていえば)「割当法」たる内実を有するに至った法律であるといえる。

割当法としてのその後の定着度を見るため、続く関係法を確認しておくと、1735年度の場合、減債基金の適用法<sup>234)</sup>はあるが、*Statute at Large* から確認しうる限りでは、例年の割当法はなく、例年の「地租法」に続いて(割当法、或いはその一部であろうか)「CXLII」「本会期に譲与された金銭の割当」が詳細に記載されているのみである。続く1736年度の場合、割当法として法律9 Geo. II, c. 34, 正式には「陛下が議会によって償還しうる、通常減債基金と呼ばれる余剰、

---

<sup>233)</sup> An Act for enabling his Majesty to apply the Sum of one million two hundred thousand Pounds out of the Sinking Fund, for the Service of the Year one thousand seven hundred and thirty-four; and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament (7 Geo. II, c. 12). 本法は1734年4月16日に成立した。

<sup>234)</sup> すなわち、「1735年度の国務に、陛下が減債基金から£1,000,000の金額を適用しうるようになるための法律」An Act for enabling his Majesty to apply the Sum of one million two hundred thousand Pounds out of the Sinking Fund, for the Service of the Year one thousand seven hundred and thirty-five (8 Geo. II, c. 11) .

超過、過剰金銭に賦課されるところの£600,000を超えない金額を借入れうるため、また南海債£1,000,000を返済することによる前記基金の更なる処分のため、また議会の本会期に譲与された議定費を割当てるための法律<sup>235)</sup>が制定されているが、この場合には「…年度の国務」規定がない。続く1737年度の場合、割当法として法律10 Geo. II, c. 17, 正式には「砂糖菓子 Sweetsに対する現行税を撤廃するため、それに対するより低い税を譲与するため；また…ため；また議会の本会期に譲与された議定費を割当てるため；また…の法律<sup>236)</sup>」が制定されているが、減債基金に関連する規定がない。次の1738年度の場合の割当法として法律11 Geo. II, c. 27, 正式には「1738年度の国務のために£2,000,000の金額を陛下に譲与するため；またイングランド銀行に、同行に支払われる£400,000の年金を償還するため、£1,000,000を支払うため；また議会の本会期に譲与された議定費を更に割当てるための法律<sup>237)</sup>」が制定されている。同法には減債基金関連の明示はないが、その第 [I] 条では「£1,500,000が減債基金から支払われる」旨を規定している。

これらに対して、続く1739年度の法律12 Geo. II, c. 19, 正式には「1739年度の国務のために減債基金から£500,000の金額を陛下に譲与するため；また陛下が前記基金の増大する結果から£500,000の更なる金額を調達しうるため；またまた議会の本会期に譲与された議定費を更に割当てるため；また…の法律<sup>238)</sup>」

---

<sup>235)</sup> An Act for enabling his Majesty to borrow any Sum or Sums of Money not exceeding six hundred thousand Pounds, to be charged upon the Surplusses, Excesses, or Overplus Monies, commonly called The Sinking Fund, redeemable by Parliament and for further Disposition of the said Fund, by paying off one million of South Sea Annuities, and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament ( 9 Geo. II, c. 34). 本法は1736年5月20日に成立した。

<sup>236)</sup> An Act for repealing the present Duty on Sweets, and for granting a less Duty thereupon; and for explaining and enforcing the Execution of an Act passed in the ninth Year of his Present Majesty's Reign, intituled, An Act for laying a Duty upon the Retailers of Spirituous Liquors, and for licensing the Retailers thereof; and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament; and for making forth Duplicates of Exchequer Bills, Lottery Tickets and Orders, lost, burnt or otherwise destroyed (10 Geo. II, c. 17). 本法は1737年6月21日に成立した。

<sup>237)</sup> An Act for enabling his Majesty to apply the Sum of two millions for the Service of the Year one thousand seven hundred and thirty-eight; and for paying to the Governor and Company of the Bank of England one million, for redeeming an Annuity of forty thousand Pounds payable to them; and for licensing the Retailers thereof; and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament (11 Geo. II, c. 27).

<sup>238)</sup> An Act for granting to his Majesty the Sum of five hundred thousand Pounds

続く 1740 年度の法律 13 Geo. II, c. 23, 正式には「1740 年度の国務のために減債基金から £1,000,000 の金額を陛下に譲与するため; また陛下が前記基金の増大する結果から £200,000 の更なる金額を調達しうるため; また…ため; また議会の本会期に譲与された議定費を更に割当てたるための法律」<sup>239)</sup> の場合, 1734 年割当法のような「…年度の国務に…適用」ではなく, 「…年度の国務に…譲与」となり, (まさに金銭譲与=課税賦課たる両者未分離の側面を特徴とする) 重商主義的な割当法としてであるが「割当法」として定着したことを示しているといえる。

従って, 「減債基金」の設立と「その他の公的支出に適用」という新たな機能を背景にして予算制度面との関連では単一の(まさに重商主義的な)「割当法」が 1730 年代に制定され定着するに至ったといえるのである。

次に, 「減債基金」のもう 1 つの新たな機能たる「公債の利子支払に適用」機能を検討するに先立ち, その前提として 1751 年「暦(新暦)法」と翌 1752 年における国債の統合(「コンソル」等の成立)について検討しておきたい。

### ③ 前提: 1751 年「暦(新暦)法」による財政的四季支払日等の変更

まず, 前提として 1751 年「暦(新暦)法」<sup>240)</sup>に注目し, その規定内容を具体

---

for the Service of the Year one thousand seven hundred and thirty-nine; and for enabling his Majesty to raise the further Sum of five hundred thousand Pounds on the growing Produce of the said Fund; and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament; and for giving Time for the Payment of Duties omitted to be paid for the Indentures and Contracts of Clerks and Apprentices (12 Geo. II, c. 19). 本法は 1739 年 6 月 14 日に成立した。

<sup>239)</sup> An Act for granting to his Majesty the Sum of one million out of the Sinking Fund, for the Service of the Year one thousand seven hundred and forty; and for enabling his Majesty to raise the further Sum of two hundred thousand Pounds out of the growing Produce of the said Fund; and for granting to his Majesty the Sum of twenty-one thousands one Shilling and eight Pence Half-penny, remaining in the receipt of his Majesty's Exchequer, arisen by Sale of the Lands in the Island of St. Christopher's; and for appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament (13 Geo. II, c. 23). 本法は 1740 年 4 月 29 日に成立した。

<sup>240)</sup> 本法に関しては, わが国でも, 例えば, 「新暦の採用」(青木康稿)『世界歴史大系 イギリス史 2—近世—』山川出版社, 1990 年)で(いわず文部省的歴史学で必要な限り)概説されているのであるが, その場合, 本法における(後述する)「私的財産の保護」のための規定を欠落しているため, 新暦採用に伴う変化, 例えば, 周知のミッチェルの歴史統計書における 1752 年における会計年度の変更(本書表 13 の注記参照)の事情, さら

的に検討しておきたい。

時期的には「オーストリア継承戦争」終結後の平時である1751年になってイギリスでも改暦＝新暦採用が具体化してくる。すなわち、同年の1月17日、開院勅語の中で国王は「貴族院と庶民院議員諸君」双方にむかって「現在の静穏な状態を最もよく利用して、わが王国の商工業を改善すること」に尽くすことを求めた。これを受けつつ、2月25日、貴族院でチェスターフィールドLord Chesterfieldは、「年の開始を規制するための、また目下使用している暦を是正するための法案」を上程し、続く2週間後の3月18日、その第2読会でマックルズフィールド Macclesfield 伯が支援演説を行い、法案は、結局、反対なしに両院を通過した<sup>241)</sup>。

#### 〈制定理由〉

こうして1751年5月22日に成立した「暦（新暦）法」Calendar (New Style) Act, 正式には「年の開始を規制するため；また目下使用している暦を是正するための法律」<sup>242)</sup>は、その「前文」において、制定理由を次のように記している。

すなわち、まず(1)大ブリテンのうちイングランドと呼ばれる部分における西暦年の法律上の開始 legal Supputation ——これに従うと、年は3月25日に開始する——は、単にそれが「1月1日に開始する」近隣諸国の用法と異なるのみならず、大ブリテンのうちスコットランド<sup>243)</sup>と呼ばれる部分における法律上の計算方法及び全王国中での共通の用法とも異なり、それによって頻繁に誤りが証書及びその他の書類の期日で惹き起され、また紛争が生じているので、経験に

---

には現行の（所得税等のための）税年度が4月5日に終わる事情等は理解されないままである。

<sup>241)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803*, Vol. XIV, 1809, pp. 789, 979-981.

<sup>242)</sup> An Act for Regulating the Commencement of the Year; and for Correcting the Calendar now in Use (24 Geo. II, c. 23).

<sup>243)</sup> 長老派のスコットランドはすでに1600年に1月1日の開始を 採用していたので、1707年3月6日に制定された周知の「イングランドとスコットランドの2王国の連合のための法律」An Act for a Union of the two Kingdoms of England and Scotland (5 Anne, c. 8) によるイングランドとの連合（1707年5月1日施行）により、今や、2つの異なる合法的暦をもつ1つの国が創出されていた。Cf. Robert Poole, “‘Give us our eleven days!’: calendar reform in eighteenth-century England”, *Past & Present*, 149(1), November 1995, pp. 95-139.

より種々の不都合をもたらしていること。次に (2) 目下、陛下の全てのブリテン領土中で使用している暦——一般にユリウス暦 The Julian Calendar と呼ばれる——は、誤りであると認められ、それによって春分 Vernal or Spring Equinox ——それは、西暦 325 年におけるナイス Nice [ニカイア Nicaea の英語名] の一般評議会 General Council の時期に、3 月 21 日又はその頃に起った——は、今や、同一月の 9 日又は 10 日に起る；また前記の誤りはなお増加している、またもしも放棄されないならば、時の経過でそれぞれの分点 Equinoxes 及び至点 Solstices を暦年 Civil Year でそれらが以前にあつたものから非常に異なる期日にあたるようにさせるだろう、このことは前記の変質に無知な人々を誤り導く傾向をもつこと。これに対して (3) 分点及び至点が将来前記一般評議会の時期に起つたのと同一の名目上の日頃にあたるかもしれないような仕方、この暦を是正する方法 [=グレゴリウス暦] が受け入れられ確立されている、また目下、一般的に殆ど全ての他のヨーロッパ諸国によって実行されていること。従って (4) もしも、陛下の領土で、同様の是正が受け入れられ確立されるならば、それは、他の諸国及び諸地方と通信している商人やその他の人々にとって一般的便利となるだろう、また書簡及び勘定の期日で又はそれに関して誤りや紛争をなくす傾向をもつだろうこと、と。

#### 〈規定内容〉

このような理由から制定された本法の規定内容を順に確認していきたい。

まず、第 I 条では (1) 「年の旧い開始が 1751 年 12 月以後使用されない、年は将来 1 月 1 日に開始する」こと<sup>244)</sup>、また (2) 「日々は 1752 年 9 月 2 日まで今のように数えられる；また続く日は、11 日間を省き、9 月 14 日と数えられる」こと<sup>245)</sup>、続いて (3) 「ヒラリー開廷期 Hilary Terms [1/11 から 1/31 まで昔

---

<sup>244)</sup> 条文では次のように規定する。すなわち、「大ブリテンの王位に属するもしくはそれに服する、ヨーロッパ、アジア、アフリカとアメリカにおける陛下のすべての領土と地方において、前記開始——これに従うと、西暦年は 3 月 25 日に開始する——は、1751 年 12 月末日から以降使用されないこと；また前記 12 月末日に続く 1 月初日は西暦 1752 年の初日であると計算され見做され考えられて説明されること；また前記西暦 1752 年 1 月初日以後の 1 月初日が西暦 1753 年の初日である；またそのようにいづれ来るすべての年における 1 月初日とその年の初日であること、従って各新年は、このような年が現在の開始に従って開始する 3 月 25 日に先行するこのような 1 月の初日から計算され始めること」、と。

<sup>245)</sup> 条文では次のように規定する。すなわち。「前記 1752 年 1 月初日から以後、各月のそれぞれの日は、同一の順に進み計算され数えられる、また復活祭及びそれに依拠して

の上級裁判所の開廷期] とミカエルマス開廷期 Michaelmas Terms [11/2 から 11/25 まで昔の上級裁判所の開廷期], 及び全ての法廷は, 同一の名目上の日々に開催される」こと, また「縁日又は定期市と共に開催される法廷は, 除外される」ことを規定している。

次の第 II 条では, 来るすべての時期に同一の規則的方針で, 暦又は年の日々を計算する方法を継続し保持するために, (1) 「100 番目の諸年は, 各 400 番目を除いて, 365 日の平年となる」こと, 条文でいえば「西暦 1800, 1900, 2100, 2200, 2300 のそれぞれの年, 又はその他のいずれ来る西暦 100 年目は, すべての西暦 400 年目——西暦 2000 年がその最初である——を除き, 閏年 bissextile or leap years であるとは判断されずに, 365 日のみからなる平年 common years であると思われること」, また (2) 「366 日の潤年 Years Bissextile」について, 条文でいえば「西暦 2000, 2400, 2800 の年及び前記 2000 からその他すべての西暦 400 年目, また現在の開始によって閏年であると判断されるその他すべての西暦年は, 将来また来るすべての時期に, 今西暦 4 年目に関して使用されるのと同じの種類と方法で, 366 日からなる閏年であると判断されること」を規定する。

なお, 続く第 III 条では「復活祭, 及びその他の移動する祭日は, (本法末尾に添付の)「新暦, 表及び規則」に従って執行される」こと, また「祭日と断食等は, 新暦に従う」ことを規定しているが, 詳細は省略する。

続く 3 つの条項の内容を検討するに先立ち, 予め, その制定上の意図を確認しておきたい。法案の貴族院第 2 読会におけるマックルズフィールド伯の説明によ

---

移動するその他の祭日は, 前記 1752 年 9 月 2 日まで, 今と同一の方法に従って確認されること; また前記 9 月 2 日に直接的に続く自然日は, 目下の共通の暦の介在する名目的な 11 日間を除き, 9 月 14 日であると呼ばれ計算され説明されること; 前記 9 月 14 日に続くそれぞれの自然日は, それぞれ, 現行暦で今使用されている日の順に従って, 前記 9 月 14 日から数の順で呼ばれ, 計算され, 数えられること」, と。

なお, このように 1752 年の 9 月 3 日から 13 日までの 11 日間が省かれたのであるが, その理由は主要な祭日 festivals 及び裁判開廷期間 law-terms との衝突を回避しよう期間だったからである。こうして 9 月 2 日水曜日に 9 月 14 日木曜日が続いたのである。

ると、「提案された様式変化 [=新暦採用] によって、さもなければ受けるかも知れない損害から、私的財産の保護のために立案され」たものである。

伯曰く、「というのは、もしも、この様式変化が生じる前に存した契約によって規定されたところの、賃料その他の金銭額の支払、及びその他の行為の履行が、一般的にその名目的日々とともに加速され繰り上げられたならば、非常に多くの多様な割引、減額及び控除が必然的にこの法案によって確定されるだろうからである」。従って法案では「(私的財産と) ヨリ関係のない性質の全ての事柄はその名目日に取りされること；しかし、私的財産に影響を及ぼすかもしれない全ての事柄は加速されずに、もしもこの様式変化がなされなかったならばそれらが存する又はなされるであろうところの、まさに同一の自然日に取りされる又は生じることを規定したのである、と<sup>246)</sup>。

このような意図から制定された条文の規定内容を確認すると、この3つの条項の最初である第IV条では「スコットランドにおける民事控訴院Court of Sessionと財務府裁判所Court of Exchequer、及び市場、縁日と定期市は、同一の自然日に開催される」こと、次の第V条では「入会地の開放と閉鎖のための期日は、変更されない」ことを規定している。

本書の観点から最も注目すべき最後の第VI条では、「賃料、年金等の支払の期日、又は財貨の引渡し、賃貸借契約の開始又は満了等の[期日]、又は21歳到達等の[期日]は、変更されない」ことを、条文では、not, butの長文で、「(1) 本法に含まれるいづれも… [期日等を] 拡大しない、又は拡大すると解釈されないで、…(2) 本法が作成されなかった場合に、…自然日と時期に支払われる又は行われるべきである」旨を規定している。

本書に関連する、冒頭の「賃料、年金等」に関連する部分について確認すると、次のように規定している。すなわち、(1) 「本法に含まれるいづれも、目下現存する、又は前記9月14日以前の期日に作成、署名、押印又は締結される、いづれかの慣行、慣習、賃貸借契約、証書、書類、債務証書、覚書、契約、又はどんなものであれその他の合意によって又はその結果として、支払うべきであるところの、或いは、目下実施されている、又は前記9月14日以前に又はそれに関連

---

<sup>246)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803*, Vol. XIV, 1809, p. 990.



して作成されるような議会の法律によって命じられ又は求められる事柄を行う期日に作成される、議会の法律によって、支払うべきであるところの、賃料、年金又はどんなものであれ金銭額の支払の期日を速める又は先取りするべく拡大しない、又は拡大すると解釈されないこと; 或いは、前記のように支払うべきである金銭額の支払を加速する、又はその利子を増加させるべく [拡大しない、又は拡大すると解釈されないこと]; …或いは、年金又は賃料の開始、満了又は終結の時期を [加速させるべく拡大しない、又は拡大すると解釈されないこと]; …。 (2) 「しかし、本法が作成されなかった場合に、同一物が支払われる又は行われるべきである、また起こったであろうように、同一のそれぞれの自然日と時期に」, 「すべてのこのような賃料、年金、金銭額、及びその利子は、支払われるべきままであり続ける」こと、と。

以上のような「私的財産の保護」規定の意味するところについて、プール R. Poole は次のように指摘する、すなわち、「財産権 property rights は影響されるべきでない」という原則が作用したので、「すべての財政的取引 financial transactions は、欠落する 11 日間にも拘らず、その完全な自然的期間を経過し、そして名目的な 11 日間後に満了することになった。…またそれ [規定] は、決定的なことに、すべての縁日に適用した、それは自然年にその場所を維持し、こうしてその名目的期日を変えることになった。こうして (例えば)、1751 年ミカエルマス (9 月 29 日) に雇用された労働者は彼の最後の賃金賦払を満 365 日後 (1752 年 10 月 9 日) に受領し、それから彼の次年の契約を始めるために旧ミカエルマス (10 月 10 日) における雇用縁日 a hiring-fair に出席するだろう」, と<sup>247)</sup>。

〈予算及び会計上の年度の変更に関してもつ意味〉

以上のような本法、特に本書の観点からその第 I 条及び第 VI 条の規定内容が予算及び会計上の年度の変更に関して意味するところを結論的にいえば、次のように指摘しうる。

(1) 公的受取と支出に関するいわば予算乃至予算審議の期間として、1752 年以後、(従来 3 月 25 日に代わり) 1 月 1 日に開始する暦年乃至法律上の年度 (実際には、新たな財務四季支払日である 1 月 5 日に終わる年度)<sup>248)</sup> が採用されて

<sup>247)</sup> Robert Poole, *op. cit.*, pp. 95-139.

<sup>248)</sup> このことに関して、チザムは次のように指摘している。

すなわち、本法において、年度についてそれぞれの公的受取と支出をある一定の固定日

くること。

(2) 「公的受取と支出の毎年の会計」といういわば決算書が作成される期間に関して、まず財務四季支払日 *fiscal quarter-days* について、従来の期日に 11 日間加えて<sup>249)</sup>、1752 年以後、お告げの祭日四季支払日が(3 月 25 日から)4 月 5 日<sup>250)</sup>に、ヨハネの祭日四季支払日が(6 月 24 日から)7 月 5 日に、ミカエルマス四季支払日が(9 月 29 日から)10 月 10 日に、クリスマス四季支払日が(12 月 25 日から) 1 月 5 日になること<sup>251)</sup>、従って、「毎年の会計」という決算書が作成される期間としての財務会計年度たる「ミカエルマスに終わる 1 年」も(従来の 9 月 29 日から)10 月 10 日に終わる 1 年に変更されること<sup>252)</sup>、また関税の会計も(従来の 12 月 25 日から) 1 月 5 日に終わる年度に変更されること、である。

#### ④ 1752 年、国債の統合(「コンソル」等の成立)と支払期日規定

---

に賦課し、こうして会計年度を規制するための、統一的規則は採用されなかった。その結果、1752 年度の「割当法」たる 25 Geo. II, c. 25 [1752 年 3 月 26 日成立] は、「財源面では」 毎年の財源地租法 *annual Ways and Means Land Tax Act* [1751 年 12 月 19 日成立、正式には「1752 年 3 月 25 日から 1 年間、大ブリテンで調達される地租によって陛下に援助金を譲与する法律」*An Act for granting an Aid to His Majesty, by a Land Tax, to be raised in Great Britain, within the Space of One Year, from the Twenty fifth Day of March One Thousand Seven Hundred and Fiftytwo* (25 Geo. II, c. 3).] を、1752 年 3 月 25 日から開始し 1 年の期間——結局 1753 年 4 月 5 日に終わるのである——譲与されたものとして列挙した；「支出割当面では」 議定費譲与金 *supply grants* は 1752 年度のためになされたとしても、最初の譲与金たる、海軍のためのそれは、「355 日から成る、1752 年度のため」であるが、こうしてそれを、法律 24 Geo. II, c. 23 [=1751 年「暦(新暦)法」] の諸規定に従って、12 月 31 日に締めくくった。しかし、この時期から、会計年度は 1 月 5 日に終結するものと看做されるかもしれない、と。Cf. *H. W. Chisholm's Notices*, p. 104 .

<sup>249)</sup> Cf. *2nd Report from Public Accounts Committee Session 1990-91* (HC71), Appendix 2. Memorandum submitted by Inland Revenue, p. 23.

<sup>250)</sup> 付言しておけば、旧暦の開始日たる「3 月 25 日」は、年の初日 *first day* であると同時に、財務四半期末日 *last day of the financial quarter* でもあったので、新暦での対応する財務四半期末日は、正確に 11 日後の「4 月 5 日」であることに留意しておきたい。Cf. Robert Poole, *op. cit.*, pp. 95-139.

<sup>251)</sup> このような新たな期日は、(次項で後述する)翌 1752 年 3 月 26 日に成立した「国債の統合」(「コンソル」等の成立)のための法律で、明白に制定されてくることになる。

<sup>252)</sup> 因みに、チザムは指摘する、「財務諸部局において、年度のための所得と支出の会計を 1752 年における暦法の変化以前には、ミカエルマスまで、また以後には各年に 10 月 10 日まで、作成することが慣行であった」、と。Cf. *H. W. Chisholm's Notices*, p. 104 .

さて、このような1751年「暦（新暦）法」制定を前提として、翌1752年に国債の統合（「コンソル」等の成立）が実現してくるので、注目したい。

時期的には、1748年の「エクストラシャペル条約」による「オーストリア継承戦争」終結後の時期であるが、国債費の増加（表13参照）等に対する新たな対応策として、「国債」利子の3%への引下げと各種国債の統合がおこなわれてくるのである。当時、対象となる有基債は、イングランド銀行、南海会社と東インド会社に支払うべき負債を別にすると、それぞれの議会の法律下に異なる時期に契約され、また多くの異なる基金に賦課された種々の国債から構成されたので、結論的にいえば、この機会に3%年金を統合し、それらを2つの異なる年金債——「3%統合年金債」£3. per Cent. Consolidated Annuities [=コンソル国債]と「3%引下げ年金債」£3. per Cent. Reduced Annuities [=リデュースト国債]と呼ばれる——に統合することになるのである<sup>253)</sup>。

すなわち、1749年12月20日制定のいわゆる「低利借換法」<sup>254)</sup>に続いて、1751年「暦（新暦）法」制定後の1752年3月26日に、法律25 Geo. II, c. 27, 正式には「本法で言及されるそれぞれの年金債を、減債基金に賦課されイングランド銀行で譲渡しうる、それぞれの統合年金債 Joint Stocks of Annuitiesに借り換えるため；また本法で言及されるその他のそれぞれの年金債を南海会社で譲渡しうる、それぞれの統合年金債に統合するための法律」<sup>255)</sup>が制定された。

その「前文」は、制定理由として、庶民院が「もしも、…1つの統合年金債に統合されるならば、公共にとって有益でありまた前記年金の所有者たちにも一大便益であろう」と考えること、また前記年金の規則的支払 punctual Payment を規定し、それに対する支払の不足又は遅延を防止することが望ましい」ことを記している。

---

<sup>253)</sup> Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 537.

<sup>254)</sup> 正式には、「目下年間4%の利率をうむそれぞれの年金債を本法で言及される利率に引下げするための法律」An Act for reducing the several Annuities, which now carry an Interest after the Rate of Four Pounds per Centum per Annum, to the several Rates of Interest therein mentioned (23 Geo. II, c. 1).

<sup>255)</sup> An Act for converting the several Annuities therein mentioned into several Joint Stocks of Annuities, transferrable at the Bank of England, to be charged on the Sinking Fund; and also for consolidating the several other Annuities therein mentioned, into several Joint Stocks of Annuities, transferable at the South Sea House (25 Geo. II, c. 27).

表15-1 「『3%統合年金債 [=コンソル]』に統合された3%年金債(£)」

[利払] 基金の種類 (関係法)		元本	年金
イングランド銀行支払			
追加印紙税	1731年	800,000	24,000
減債基金	1742年	800,000	24,000
減債基金	1743年	1,800,000	54,000
余剰蒸留酒税	1744年	1,800,000	54,000
ワイン賦課金	1745年	2,000,000	60,000
減債基金	1750年	1,000,000	30,000
小計		<b>8,200,000</b>	<b>246,000</b>
財務府支払			
一般基金	1721年	37,821	1,136
減債基金	1736年	600,000	18,000
減債基金	1738年	300,000	9,000
総計		<b>9,137,821</b>	<b>274,136</b>

表15-2 「『3と1/2%統合年金債 [=リデュースト国債]』に統合された3と1/2%年金債(£)」

[利払] 基金の種類 (関係法)		元本	年金
イングランド銀行支払			
ガラス税	1746年	2,824,429	98,855
家屋税	1747年	4,189,365	146,628
四輪馬車税	1747年	929,277	32,525
雑品税	1748年	6,660,007	233,100
減債基金	1749年	2,968,496	103,897
小計		<b>17,571,574</b>	<b>615,005</b>
財務府支払			
細工皿税	1720年	129,750	4,541
総計		<b>17,701,324</b>	<b>619,546</b>

[H. W. Chisholm's Return, p. 538 より作成。]

このような理由から制定された本法の規定内容を確認すると、まず、表 15-1 『3 %統合年金債[=コンソル]』に統合された 3 %年金債」の「イングランド銀行支払」箇所に表示したような年金債に関して、第 I 条は「£8,200,000 になり、また 3 %利子をもたらす前述の金額が、イングランド銀行で譲渡可能な 1 つの統合年金債 one Joint Stock of Annuities に借り換えられる」ことを規定する。その上で「減債基金」との関係では、第 IV 条は「以後、それらは減債基金に賦課される；また半年毎に支払われる」こと、条文では「…1752 年 6 月 24 日以後、全体で£8,200,000 の金額になる、前述のようにイングランド銀行で譲渡しうる前記のそれぞれの元本金額は、管理費のためイングランド銀行に支払われる金銭額と同様に、本法によって、前記減債基金に賦課される、また半年毎に [1751 年「暦（新暦）法制定後の新たな四季支払日である」各年の 1 月 5 日と 7 月 5 日]に、減債基金及び前記減債基金を構成するその他の諸税と収入から、支出され支払われる、また議会によるその償還まで、それに対する負担であると考えられること…」を規定している。

さらに、表 15-2 『3 と 1/2 %統合年金債[=リデュースト国債]』に統合された 3 と 1/2 %年金債」の同じく「イングランド銀行支払」箇所に表示したような年金債に関して、第 XI 条は「£17,571,573.16s.4d.になる [年間 3 と 1/2 %の利子 an Interest of three Pounds ten Shillings per Centum per Annum をもたらす] 前述の金額が、イングランド銀行で譲渡可能な 1 つの統合債に統合されてもよい」ことを規定する。その上で「減債基金」との関係では、第 XIV 条は「それ以後、それらは減債基金に賦課される、また半年毎に支払われる」こと、条文では「…1752 年 10 月 10 日以後、…金額は、管理費…と同様に、本法によって前記減債基金に賦課され、また半年毎に [1751 年「暦（新暦）法制定後の新たな四季支払日である」各年の 4 月 5 日と 10 月 10 日]に、減債基金及び前記減債基金を構成するその他の諸税と収入から、支出され支払われる、また議会によるその償還まで、それに対する負担であると考えられること…」（なお、第 XX 条では、1758 年 4 月 5 日以後、3 %に引き下げられること）、を規定している。

本法によって、このように統合された 2 種類の国債は、その後、時々の「借入法及び基金法」Loan and Funding Acts の諸規定下に追加され増加されたのであるが、とりわけ、前者の「コンソル国債」が、その後、有基債の中心となることは周知のことである。それに加えて、特にここで指摘しておきたいことは、その

支払期日が「各年の1月5日と7月5日」と規定されるに至ったことである。というのは、続く「7年戦争」、とりわけ「アメリカ独立戦争」に伴う国債の累積により、この期日（特に1月5日）における（公信用維持のための）「年金の規則的支払」と「それに対する支払の不足又は遅延を防止する」（=1752年法「前文」）ために、新たな立法措置が不可欠になってくるからである。

### （3）小括：「国王ジョージ1世・2世期」（1714年～1760年）における重商主義的予算制度

「国王ジョージ1世・2世期」における以上の考察を概括しておきたい。

#### （1）歳出入、予算審議面について

① シビル・リストについて、両国王即位時の1714年と1727年の「シビル・リスト法」により、「陛下の民事統治の経費を支払い、また大ブリテン王位の威厳をヨリよく援助するための十分な収入」として、前者の場合£700,000、後者の場合£800,000の支給額を賄う「シビル・リスト収入」の名称下の諸税を、諸負担に従って、新国王の生涯間継続して譲与した。

② 庶民院の予算審議手続きとしての割当について、（国庫面での1717年「減債基金」設立とそれの「その他の公的支出に適用」機能を受けて）1730年代に、今や単一の「割当法」の制定が開始して定着した<sup>256</sup>）。

#### （2）国債、国庫、決算審議面について

① 減債基金として、「スペイン継承戦争」終結直後に国債費の増加等に対する対応策として、1717年に「南海基金」設立、「集合基金」永続化、「一般基金」設立に関係する諸法が制定され、関係する公債利率を6%から5%に引下げることによって生じる余剰金をもって、いわゆる「減債基金」が設立された。

② この「減債基金」の「適用」（=支出）面に注目すると、1720年代から30

---

<sup>256</sup>） こうして、チャンピオンが指摘するように、すべての税が特別に、（1）ある継続的費用のための基金を形成するために、あるいは（2）毎年の議定費を賄うために、割当てられた。またこのような割当は、（1）税を賦課する法案の中の1条項によって、あるいは（2）同一会期のある法律「単一の割当法」の中の1条項によって、行われるようになったのである。Cf. G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 27.

年代初めまで、「公債の元本支払に適用」(＝まさに「減債基金」機能)が主要な適用項目であったが、その後、とりわけ1733年以降、「その他の公的支出に適用」機能が増加し、1740年代には主要な適用項目になった。こうして、減債基金の機能が逸脱され、新たな機能が開始されてくるに至った。

③ 続く政策の前提として、平時の1751年に「暦(新暦)法」が制定された。

同法は、主要な規定内容として、(1)1751年12月以降、年は(従来の3月25日に代わり)「1月1日に開始する」こと、また1752年9月2日に続く日は、「11日間を省き」9月14日とすること(第I条)。(2)暦については、要するに(ユリウス暦に代わり)「新暦」を採用すること(第II条)。(3)しかし、「私的財産の保護」のため、「賃料、年金等の支払の期日、又は財貨の引渡し、賃貸借契約の開始又は満了等の[期日]、又は21歳到達等の[期日]は、変更されない」(第VI条)こと、等を規定した。

このような本法の第I条及び第VI条の規定内容が予算及び会計上の年度の変更に関して意味していることは、次の2点である。

(1)公的受取と支出に関するいわば予算乃至予算審議の期間として、1752年以後、(従来の3月25日に代わり)1月1日に開始する暦年乃至法律上の年度(実際には、新たな財務四季支払日である1月5日に終わる年度)が採用されてくること。

(2)「公的受取と支出の毎年の会計」といういわば決算書が作成される期間に関して、まず財務四季支払日について、従来の期日に11日間加えて、1752年以後、お告げの祭日四季支払日が(3月25日から)4月5日に、ヨハネの祭日四季支払日が(6月24日から)7月5日に、ミカエルマス四季支払日が(9月29日から)10月10日に、クリスマス四季支払日が(12月25日から)1月5日になること、従って、「毎年の会計」という決算書が作成される期間としての財務会計年度たる「ミカエルマスに終わる1年」も(従来の9月29日から)10月10日に終わる1年に変更されること、また関税の会計も(従来の12月25日から)1月5日に終わる年度に変更されること。

④ 続いて、この1751年「暦(新暦)法」制定を前提として、「オーストリア継承戦争」後の国債費の増加等に対する新たな対応策として、1752年法(25 Geo. II, c. 27)が制定された。同法は、国債利子を3%に引下げ、各種国債を2

つの異なる年金債（それぞれ、「3 %統合年金債」 [=コンソル国債] と「3 %引下げ年金債」 [=リデュースト国債] と呼ばれる）に統合した。

統合された2種類の国債は、その後、時々の「借入法及び基金法」の諸規定下に追加され増加されたのであるが、とりわけ、前者の「コンソル国債」が、その後、有基債の中心となること、またその支払期日が「各年の1月5日と7月5日」と規定されるに至ったことに留意しておきたい。というのは、国債の累積により、この期日（特に1月5日）における（公信用維持のための）「年金の規則的支払」と「それに対する支払の不足又は遅延を防止する」（=1752年法「前文」）ために、新たな立法措置が不可欠になるからである。

このように、18世紀前半の「国王ジョージ1世・2世期」には、重商主義政策、とりわけ重商主義戦争を推進するために、まさに重商主義的予算制度が必要とされ構築されてきたといえる。



## 第2章 国王ジョージ3世期（1760年～1815年）における重商主義的 予算制度

次に、この時期の後半である「国王ジョージ3世の治世期」（1760年～1815年）における財政統制について検討していきたい。

### （1）歳出入、予算審議面

歳出入、予算審議面における財政統制に注目したい。

#### ① 1760年「シビル・リスト法」によるイングランド世襲的収入の放棄

シビル・リストについて、1760年10月25日に即位したジョージ3世の場合、国王が「国民の効用と満足に最も資するような処分が彼の〔イングランド〕世襲的収入についてなされる」ことに同意したので、従来とは異なる取り決めが議会によって規定された<sup>257)</sup>ことに注目したい。

すなわち、1760年10月25日に成立した「シビル・リスト法」、正式には「陛下の王室及び大ブリテン王位の名誉と威厳の援助のための法律」<sup>258)</sup>は、次のことを規定した。

まず「一時的消費税」、「追加的」トン税とポンド税の臨時税及び1760年10月24日に国王の維持のために支払われるその他全ての臨時税が、ジョージ3世の生涯間、従来のように賦課され支払われること（第I、II条）。次に、これらの全ての税収が、世襲的収入（Cornwall 公領収入等を除く）と一緒に、それらに対して賦課された諸負担に従って、今や「集合基金」に繰り入れられ、その一部分にされること（第III条）。その上で、この「集合資金」から、陛下に1760年10月24日から、年間£800,000の固定された「シビル・リスト収入」が王室の援助のため、また「民事統治」の費用のため、（皇太子未亡妃 Princess Dowager of Wales への£50,000、カンバーランド Cumberland 公爵への£15,000、アミ

---

<sup>257)</sup> Cf. *H. W. Chisholm's Return*, pp. 597-598.

<sup>258)</sup> An Act for the Support of his Majesty's Household, and of the Honour and Dignity of the Crown of Great Britain (1 Geo. III, c. 1).

ーリア王女 Princess Amelia への£12,000 というそれぞれの年金に従って) 譲与されること (第IV条), 等。

こうして初めて, 国王の(イングランドにおける)世襲的收入が放棄され, (大ブリテンの) 庶民院の統制下に入った。なお, その後シビル・リストへの追加的年間譲与金として£100,000 が, 法律 17 Geo. III, c. 21<sup>259)</sup>によって, 1777年1月5日から譲与された。従って, 今や£900,000 になったことに留意しておきたい<sup>260)</sup>。

## ② 1782年, シビル・リスト支出への議会の直接的干渉の開始

このようなシビル・リスト支出への議会の直接的干渉として, アメリカ独立戦争中の1780年2月11日における庶民院での節約的改革 economical reform に関する演説のなかで, パーク E. Burke が, 「シビル・リスト支出」改革計画を提案したこと, そしてこの提案が, 一定程度まで, 1782年7月11日制定の法律, 正式には, 「陛下がシビル・リスト収入に基づいて契約した負債を支払うようにするため; また前記収入の支払様式を規制することによって, また目下シビル・リスト収入から支払われる一定の役職を抑制又は規制することによって, 将来同一物が延滞するのを阻止するための法律」<sup>261)</sup>として実現したことが注目される。

---

<sup>259)</sup> An Act for the better Support of his Majesty's Household, and of the Honour and Dignity of the Crown of Great Britain (17 Geo. III, c. 21).

<sup>260)</sup> ジョージ3世は, イングランド世襲的收入の大ブリテン議会への放棄に続いて, アイルランド世襲的收入をアイルランド議会に放棄した。

すなわち, 対フランス革命戦争開始直後の1793年7月10日, アイルランド庶民院に対する「国王書信」Royal Messageにおいて国王ジョージ3世は, 「本院がこの王国の民事統治, 及び国王の名誉と威厳の援助のため支給を行うことを考慮する時にはいつでも, 国民の効用と満足に最もよく資するような処分が, 国王の世襲的收入における陛下の権利について行なわれる」ことに同意を表明した。これに基づいて, アイルランド議会の法律として「アイルランド・シビル・リスト法」Irish Civil List Act (33 Geo. III, c. 34) が制定され, これによって初めて, アイルランドの世襲的收入が放棄され, 「アイルランド・シビル・リスト」がアイルランド議会の権限によって規制されることになったのである。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 384.

<sup>261)</sup> An Act for enabling his Majesty to discharge the Debt contracted upon his Civil List Revenue; and for preventing the same from being in Arrear for the future, by regulating the Mode of Payments out of the said Revenues, and by suppressing or regulating certain Offices therein mentioned, which are now paid out of the Revenues of Civil List (22 Geo. III, c. 82).

本法では、授与される年金を制限したのみならず、シビル・リストの支出をなすそれぞれの支払を「款」 classes に分割し、それらの款のために支払われるべきことを規定した。またその他の多くの規制がその支出を統制する目的でなされた。具体的にいえば、第 XXXI 条で、シビル・リストに対する諸負担を次の8つの「款」に分割し、1783年4月5日からそのように支払うべきことを規定したのである。すなわち、

款1、王家への年金と手当

款2、大法官、裁判官達及び庶民院議長の俸給

款3、Foreign Courts に居住する在外公使の俸給

款4、陛下の王室の商人の勘定 Tradesmen's Bills

款5、陛下の王室の使用人の俸給

款6、年金

款7、シビル・リスト収入から支払うその他の俸給

款8、大蔵委員会と大蔵大臣の俸給と年金、以上である。

### ③ 1798年、海軍費の「特定割当」の開始

軍事費の場合、1798年に今や「海軍費」の「特定割当」が開始した。具体的にいえば、対フランス革命戦争中の1798年6月29日に成立した「割当法」、正式には、「陛下が本法で言及された用途と目的のために£1,000,000を調達するため、また本法で言及された一定の金額を1798年度の国務のために適用するため；議会の本会期に譲与された議定費を更に割当てるため；また…の法律」<sup>262</sup>は、海軍費に関して、（従来のような「1つの総額」割当に代わり、今や）次のような8つの特定項目別に「特定割当」を規定したのである。すなわち、

「£13,449,388.19s.7d.が1798年度の海軍費 Naval Services のため、すなわち、

£2,645,500が20,000人の海兵隊員を含む110,000人の兵員の賃金

---

<sup>262</sup>) An Act for enabling His Majesty to raise the Sum of One Million for the Use and Purposes therein mentioned, and for applying a certain Sum of Money therein mentioned for the Service of the Year one thousand seven hundred and ninety eight; for further appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament; and for making forth Duplicates of Exchequer Bills, Lottery Tickets, Certificates, Receipts, Annuity Orders, or other Orders, lost, burnt or otherwise destroyed (38 Geo. III, c. 90).

のため；  
£2,717,000 が彼らの糧食のため；  
£4,290,000 が艦船の摩損のため；  
£357,500 が海軍軍需部 Sea Service Ordnance のため；  
£1,200,000 が囚人の輸送と維持のため；  
£689,858.19s.7d. が退職給を含む海軍通常費用 Ordinary of Navy  
のため；  
£639,530 が艦船の建造と修繕及び超過工事のため；  
£910,000 が10,000人の追加兵員のため」と。

#### ④ 1799年、戦時「所得税」の導入

歳入面では、対フランス革命戦争の財源調達ため、産業革命による所得諸範疇の成立を歴史的前提として、1799年、「所得税」が導入されたことに注目しておきたい。

すなわち、1799年1月19日、法律、正式には、「戦争の遂行のため援助金及び賦課金を譲与するため、議会の昨会期に作成された法律によって、賦課された諸税を撤廃し；また前記諸税の代りに、所得税 Duties upon Incomeを譲与することによって同様の目的のためより効果的に支給する法律」<sup>263)</sup>が制定され、それによって、戦時「所得税」<sup>264)</sup>が1799年4月5日から賦課されたのである。

## (2) 国債、国庫、決算審議面

次に、国債、国庫、決算審議面に注目したい。

---

<sup>263)</sup> An Act to repeal the Duties imposed by an Act, made in the last Session of Parliament, for granting an Aid and Contribution for the Prosecution of the War; and to make more effectual Provision for the like Purpose, by granting certain Duties upon Income, in lieu of said Duties (39 Geo. III, c.13).

<sup>264)</sup> 同税に関するわが国の研究史として以下を参照。土生芳人「ナポレオン戦争期のイギリス所得税」『岡山大学法経学会雑誌』12(4), 1963年；佐藤進「ピットの財政政策とナポレオン戦時の所得税」(同『近代税制の成立過程』東京大学出版会, 1975年所収)；木原 孜「イギリス初期の所得税制度について」『福岡大学商学論叢』37(1), 1992年；伊藤栄晃「ナポレオン戦争期英国の所得税記録」『研究年報 経済学(東北大学)』62(4), 2001年など。

### ① 1786 年、新減債基金の設立と割当法

#### 〈「減債基金」の新たな「公債の利子支払に適用」機能の強化〉

1786 年に新減債基金が設立されてくるのであるが、その背景として、予め、1752 年の国債の統合（「コンソル」等の成立）に続いて、「減債基金」がもう 1 つの新たな機能として、「公債の利子支払に適用」する機能を強化してくることに注目しておきたい。

表 14 の左側の「受取」のうち「減債基金繰入の集合基金と一般基金等の余剰及びその他の金銭額」の項目下の金額が、国債統合後の 1750 年代以降着実に増加し、1785 年度には実に £7,207,306 に達しているのであるが、そのうち、3 大「基金」余剰金額は、「集合基金」余剰の £1,735,547、「一般基金」余剰の £931,984、「南海基金」余剰の £271,001 の合計たる £2,938,532（総額の 43%）のみであり、今や「その他の金銭額」が実に £3,842,924（総額の 57%）をも占めるに至っていたのである。これに伴い右側の「適用」のうち、「公債の利子支払に適用」項目下の金額が、国債統合後の 1750 年代から着実に増加し、1760 年代からは「その他の公的支出に適用」項目下の金額を凌駕し、1786 年度には実に £4,908,968 に達している。この金額は、「有基債」に対する利子総額の実に 1/2 を占めたのである。加えて、「その他の公的支出に適用」項目下の金額は 1786 年度には £3,779,649 であるが、この金額は「議定費譲与金」に適用される財源の実に 3/5 以上を占めたのである<sup>265)</sup>。

このように、1786 年までに、「減債基金」の元々の性格が全く変えられていたこと、今や、それが（利払とその他支出の双方を含めて）公的支出の費用が支払われるところの主要な基金 principal fund になっていた<sup>266)</sup>ことを確認しうる。この新たな機能に向かって統合国庫資金が設立されてくるのであるが、その第 1 歩として、この「減債基金」が廃止され、新たないわゆる「ピットの減債基金」が設立されてくるのである。

#### 〈1786 年、新減債基金の設立〉

時期的には「アメリカ独立戦争」終結後の時期であるが、多額の国債の累積とそれに伴う国債費の増加等に対する対応策として、1786 年 5 月 26 日に「減債基

---

<sup>265)</sup> H. W. Chisholm's *Return*, p. 711.

<sup>266)</sup> *Ibid.*, p. 711.

金法」、正式には、「1年の各四半期末に、国債の削減に適用されるべき一定金額を〔減債〕委員会に帰属させるための法律」<sup>267)</sup>が制定された。

その「前文」は、制定理由として、(1) これまで作成され制定されたそれぞれの議会制定法によって、1年の各四半期末にそれぞれの公的基金のそれぞれの余剰、超過、過剰金銭から生じる全ての金銭が国債の元本と利子及び諸負担を支払うために、どんなものであれその他の用途、意図又は目的のためでなく、減債基金として割当てられ、留保され、用いられることが制定されたこと、(2) しかし、前記諸法の本当の意図に従っての前記金銭の不断の適用のための十分な規定の欠如のために、その良い目的が果たされなかったこと、(3) にもかかわらず、国債の大増加によって今や、同一物の削減のための永続的計画を確立することが必要になったこと、を記している。

このような理由から制定された本法の主要な規定内容を、期日に注目しつつ、確認していくと、(1) 第 I 条は「£250,000 が、四半期毎に〔具体的には、1786年に7月5日と10月10日それぞれに終わる1年の2つの四半期の末に、また続く各年に1月5日、4月5日、7月5日そして10月10日それぞれに終わる1年の各四半期末に〕減債基金等の余剰から別にされる」こと、(2) 第 IV 条は「〔1月5日から翌年の1月5日まで計算されて、このような〕年度末における不足は同一年度に譲与された議定費から埋め合わされる」こと、(3) 第 V 条は「四半期毎に別にされた金銭はイングランド銀行に払込まれ、そして国債の削減に適用される」こと、(4) 第 VIII 条は「本法で列挙された年金が、譲渡された期間の満了によって終了する時、その支払に適用される諸税は引き続き賦課され、それに対して支払われる金銭はイングランド銀行に支出される」こと等、(5) 第 X 条では「〔減債〕委員会の勘定に置かれた金銭は、額面又はそれ以上で年金の償還に適用される」こと等、を規定している。

なお、このような新減債基金の「会計」も議会に提出されてくるのであるが、表14の末尾に記載した典拠史料において、表14関係の会計に続いて記録されている「ピットの減債基金」会計の「年度」は、1786年8月2日～1787年1月5日を初年として、以後、「1月5日に終わる年度」を採用していることに留意しておきたい。今や、国債、減債(の支払)に関する会計年度として、財務府でも「1月5日に終わる年度」が採用され始めていたといえる。

---

<sup>267)</sup> An Act for vesting certain Sums in Commissioners, at the End of every Quarter of a Year, to be by them applied to the Reduction of the National Debt (26 Geo. III, c. 31).

### 〈1786年割当法の制定〉

このような1786年減債基金法に続いて制定された1786年割当法は、「減債基金」との関連で制定された最後の割当法であるので、その到達点如何という観点から、簡単に言及しておきたい。

この1786年7月3日に制定された割当法、正式には「減債基金から一定額の金銭 [£2,600,000] を陛下に譲与するため、また1786年度の国務に本法で言及された一定の金銭を適用するため;そして議会の本会期に譲与された議定費を更に割当てするための法律」<sup>268)</sup>では、「年度の国務に…適用」を規定するとともに、このような適用を確実に裏付けるために、次のように、大蔵省には借入権能、イングランド銀行には貸付権能を付与する旨を規定していることが注目される。

すなわち、(1) £2,600,000が減債基金から現年度の国務のために譲与される。

(2) 大蔵省は£2,600,000 又はその一部分の金額を借入又は財務府証券によって、減債基金の信用で調達する権能を付与される。もしもそれがより望ましいと判断されるならば、大蔵省は前記金額を借入の代わりに財務府証券によって調達してもよい;またこのような場合本証券は本会期の地租法によって規定された方法で作成される。前記財務府証券、利子と諸負担は、減債基金から支払われる。

(3) イングランド銀行は£2,600,000 の金額を陛下に貸付ける権能を付与される…」, と。

従って、(1787年統合国庫資金の制定前の)「減債基金」の段階で、予算審議面ではそれと関連して「割当法」が、今や「割当」に必要な十分な裏付けをもって制定されるに至っていたことを確認しうるのである。

### ② 1787年、統合国庫資金の設立と統合国庫資金会計及び割当法

#### 〈1787年、統合国庫資金の設立〉

続いて、翌1787年、統合国庫資金法が制定されてくるのであるが、予め、制定に至る経緯をごく簡単に検討しておきたい。

---

<sup>268)</sup> An Act for granting to Majesty a certain Sum of Money out of the Sinking Fund; and for applying certain Monies therein mentioned for the Service of the Year one thousand seven hundred and eighty-six; and for further appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament ( 26 Geo. III, c. 61).

周知のように、「公的会計委員会」Commissioners of Public Accountsが、すでに1785年3月18日の日付をもつ『第13次報告書』において、複雑な制度によって惹起された「公的会計」での困難と混乱<sup>269)</sup>に言及し、そして「公的収入のすべての流れがそこに流入し、またそれから、すべての国務のための議定費 supply が流出するところの、1つの『資金』one Fund の設立」を勧告していた<sup>270)</sup>。加えて、このような「国家の毎年収入から成る一大収入基金はあらゆる公的債権者にとって必要を満たすのに十分な担保 ample Securityになるだろう、と<sup>271)</sup>。

これを受けて、同法成立に至る経緯についていえば、1787年1月23日、貴族院での開院勅語で国王は、(前会期終了後の1786年9月26日に締結された)「フランス国王との航海・通商条約 Treaty of Navigation and Commerce [=いわゆる1786年イーデン条約]を実施するための立法措置、さらに「商人達の軽減のため、また種々の収入部門における会計を簡素化するため」の諸規則の実施を求めた<sup>272)</sup>。

これを受けて2月26日、庶民院の全院委員会で、首相ピットは種々の収入部門で公的会計を簡素化することに関連する動議として、「関税と消費税の全ての税、及び印紙税の一定の税が終了すること、またそれらの代わりにその他の税が代置されること(この動議には一定の特別の例外が含まれる、すなわち、地租と同様に毎年議定税である] 麦芽、マム mum、リンゴ酒、ペリー perry 等に対する税である。)という決議案を提出した。

ピットはこの提案演説のなかで「今、存するすべての税を廃止すること、またそれらの代わりに、すでに支払われた種々の臨時税全ての総額にできるだけ近くなる、各商品に対する単一の税に代替すること」、それらによる「税の統合」が「支払の優先権」を持つ「公的債権者の担保」に対する影響についても言及して、次のように指摘した。

---

<sup>269)</sup> しばしば引用されるように、「関税」Customs の項目の下に、1785年に、74もの別個の「会計」があった、しかも、その各々において、国庫の残額、受取、及びそれぞれの役務のための支給が、別個に示されていた。Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 327.

<sup>270)</sup> Cf. *H. W. Chisholm's Return*, p. 327.

<sup>271)</sup> Cf. Sir N. Chester, *English Administrative System 1780-1870*, Oxford, 1981, p. 178.

<sup>272)</sup> *Cobbett's Parliamentary History of England, from the Norman Conquest, in 1066, to the Year 1803*, 1809, Vol. XXVI, p. 211.



すなわち、「この優先権は、最初に1群の年金をそれぞれの基金から支払い、そして残りの年金をこれらの基金の余剰から支払うことによって維持されると同様に、それらすべてを1つの一般的基金 one general fund から支払うことによっても維持される、ただし、その一般的基金から、最初の支払が実際にその優先権を与えられた年金になされることを条件として」と<sup>273)</sup>。

この動議が同意されたのち、3月7日には合計で実に2,537の決議が同意され、それにもとづいて統合法案 Consolidation Billが上程され<sup>274)</sup>、こうして統合国库資金法案の本格的審議が開始したのである。成立した法律においては、この一般的基金からの支払の「優先権」がどのように規定されてくるのかについて、特に注目していきたい。

こうして1787年5月10日、いわゆる「統合国库資金法」、正式には、「それぞれの関税と消費税を撤廃し、その代わりにその他の税を譲与するため、また前記諸税を、公的収入を構成するその他の税とともに適用するため；この王国へのフランス王のヨーロッパ領土の一定の商品、産物又は製造品の輸入を許可するため；また、終身年金の支払のため財務府に残る一定の未請求の金銭を国債の削減に適用するための法律」<sup>275)</sup>が制定された。

その「前文」は、制定理由として、次のように記している。すなわち、(1) イングランドとスコットランドそれぞれにおいて、それぞれの関税と消費税及び消費税委員会の管理下にあるその他の税を賦課し計算する現行の様式が、多くの場合、錯綜し複雑であり、また同一物を支払う人々には多大なる当惑を、公的収入の会計における大混乱と同様に、生ぜしめていること、(2) また、本法によって譲与される諸税の徴収を簡素化するためには、相異なる前記諸税部門が割当てられているそれぞれの諸負担の支払について、新たな諸規定が作成されることが必要であること、(3) またすべての相異なる収入諸部門を包含し、今や同一物から

---

<sup>273)</sup> *Ibid*, pp. 626–633.

<sup>274)</sup> *Ibid*, p. 733.

<sup>275)</sup> An Act for repealing the several Duties of Customs and Excise, and granting other Duties in lieu thereof, and for applying the said Duties, together with the other Duties composing the Public Revenue; for permitting the Importation of certain Goods, Wares, and Merchandize, the Produce or Manufacture of the European Dominions of the French King, into this Kingdom; and for applying certain unclaimed Monies, remaining in the Exchequer for the Payment of Annuities on Lives, to the Reduction of the National Debt (27 Geo. III, c. 13).

支払われるすべての諸負担を課されるところの、1つの一般的基金 one general Fund が設立されるべきであるが、それは常に公的信用 Public Credit を強化する傾向をもつこと、と。

このような理由から制定された本法は、一般的基金への (1) 収入面、次いでそれからの (2) 支出面、最後に (3) 両者の会計面について、概略、次のように規定している。

基金の (1) 収入面 に関しては、まず「関税」について、第 [I] 条 では「1787年5月10日から現在の関税と現在の戻税が撤廃される」こと等、また第II条 では「1787年5月10日から、撤廃される諸税の代わりに、本法に添付された附表に含まれる諸関税が賦課され、戻税が許可される」こと。また第XXII条 では「ブリテン王とフランス王の間の条約」について「1787年5月10日から1800年5月10日まで条約で列挙された品物が、添附表 (C.) 及び (F.) で指定された税を支払って、フランス王のヨーロッパ領土から輸入されてもよい」こと。続いて「消費税」について、第XXXV条 では「1787年5月10日から、一定の場合を除き、現在の消費税が撤廃される」こと、第XXXVI条 では「その代りに、添付された附表 (F.) で指定された諸消費税が賦課される」こと。続いて、第XLVII条 では「1787年5月10日から、関税、消費税と印紙税、及び貸し馬車 Hackney Coaches 等に対するそれぞれの税が、統合国庫資金 The Consolidated Fund と呼ばれる1つの基金に繰入れられる」こと<sup>276)</sup>。加えて、第XLVIII条 では「陛下の生涯間、郵

---

<sup>276)</sup> 本条は、統合国庫資金の税収面を規定しているので、全文を掲載すると、次のようである。

すなわち、1787年5月10日から、本法によって譲与又は統合された、それぞれの関税、消費税及び印紙税が、次の諸税、[具体的には、すなわち、アン女王治世9年の法律とジョージ3世治世11年の法律によって譲与された貸し馬車と軽装馬車 Chair に対する税；またジョージ3世治世24年の法律によって譲与された貸し馬車税；ジョージ1世治世1年の法律によって永久税にされた行商人税；またジョージ3世治世25年の法律によって譲与された行商人税；ジョージ3世治世6年の法律によって譲与された家屋、窓、明り取り税；ジョージ3世治世19年の法律によって譲与された居住家屋税；ジョージ3世治世24年の法律によって譲与された家屋税；ジョージ3世治世17年と21年の法律によって譲与された男子使用人税の延滞金；また男子・女子使用人税；塩税；イングランド銀行によって半年毎に支払われる年間£2,000の金額；年金に対するポンド当たり6s.の税、俸給と年金に対するポンド当たり1s.の税；店舗、四頭立て四輪大型馬車、その他馬車、荷馬車に対する税；家屋税] と一緒に、繰入れられて統合国庫資金と叫ばれる1つの基金を構成する；また同一物は下文で命じられるような用途と目的に支出され適用されること、と。

便局収入等が前記資金に繰入れられる」こと等が続く。そして第 LII 条では「1787 年 5 月 10 日から、財務府に払い込まれ別様には割当てられない、全ての金銭はこの資金に繰入れられる」こと、と。

次に、基金の (2) 支出面に関して、優先順位として、まず「年金債」に関して、第 LIII 条では「1787 年 7 月 5 日から、公共から支払われる全ての年金債等が、統合国庫資金から支払われる」こと、次に第 LIV 条では「前記資金から次に、四半期毎に、南海会社、イングランド銀行に、また東インド会社に支払われる年金が支出される」こと、また第 LVIII 条では「統合国庫資金が年金債等を支払うために不十分である時にはいつでも、大蔵省はその不足をその年度の議定費から埋め合わせてもよい、それは前期資金の将来の余剰から返済される」こと。

次に「減債基金」に関して、第 LIX 条では、「1786 年減債基金法 26 Geo. III, c. 31」について「1787 年 7 月 5 日から、同法によって四半期毎に財務府で支出されるべく命じられた £250,000 の金額が、統合国庫資金から支出される」こと。第 LX 条では「1787 年 5 月 10 日から、1787 年 1 月 5 日以前に 3 年間、請求されていないところの、又はそれ以後 3 年間請求されないところの、終身年金の支払のため留保されたすべての金銭は、国債削減委員会の勘定に置かれる」こと。

続いて「シビル・リスト」に関して、第 LXIII 条では「法律 1 Geo. III, c. 1 [=1760 年 10 月 25 日制定の 1760 年「シビル・リスト法」] 及び法律 17 Geo. III, c. 21 [=1777 年法、£100,000 増額] について「これらの法律によって集合基金から支払われる £800,000 と £100,000 は 1787 年 5 月 10 日から、統合国庫資金から支払われる」こと。加えて、第 LXIV 条「造幣局」、第 LXV 条「アサとアマ等の鼓舞」、第 LXVI 条「裁判官等の俸給」等が続く。

最後に基金の (3) 会計面に関して、第 LXXII 条では「四半期毎会計が、それぞれの公的収入部門の相異なる委員会 Boards によって作成される、また大蔵省は議会に毎年関税等の総結果の会計を提出する」こと<sup>277)</sup>、と。

---

<sup>277)</sup> 本条は、制定理由として、「今後、国務の緊急事態が毎年の公的収入結果を超えて通常ならざる経費を必要とすることが起こるかもしれないこと；また公的信用の維持のため、また王国の強さと安全のために、このような経費によって惹起される追加的年負担に比例して前記収入を増加する効果的立法措置が採られることが非常に重要である」ことを記した上で、次のように規定する。

すなわち、(1) 徴収した相異なる公的収入諸部門を管理するために任命されたそれぞれの委員会によって、年の各四半期に彼らの管理下のそれぞれの税の総額について、同一物が賦課される際のそれぞれの品物を（可能な限り）区別して、相異なる会計が作成されること；(2) また大蔵委員会が、関税、消費税、印紙税及び付随事項 Incidents それぞれ

以上のように、1787 年法による「統合国庫資金」設立により、(1) 収入面では「関税」等が統合されるとともに、(2) 支出面では今や、国債の利払に最優先権が与えられるに至った、また(3) そのために会計面で、公的収入部門に限定してではあるが、各四半期会計の作成とその毎年議会提出が規定されるに至ったのである。加えて、庶民院の財政統制の方法に即していえば、従来の税の収益の指定 earmarkingの方法による議会統制から、今や単に支出の承認 authorizingによる統制へ転換する<sup>278)</sup>に至ったことも指摘しうるのである。

#### 〈統合国庫資金の会計〉

続いて、このようにして設立された統合国庫資金の「会計」に関して、その後の対フランス戦争・ナポレオン戦争の開始に伴う変化、とりわけ 1798 年法<sup>279)</sup>による毎年議定税であった地租の永続化、更に(後述する)1799 年法による所得税創設等が制定された後の時点における会計ではあるが、表 16 「1804 年 1 月 5 日に終わる年度について統合国庫資金の所得と負担の会計 (£)」に注目しておきたい。

本表から、この統合国庫資金の設立により、「所得」=受取面では公的収入のうち、永久税を中心とする永続的収入を受取り、他方「負担」=支出面では公的支出のうち、国債の利払などの永続的性質の支出 [=いわゆる「既定費」支出]をまさに「優先」的に負担=支出する体制が構築されるに至ったことを確認しう

---

の総結果の会計を、このような会計の期日に先行する 4 つの四半期に、各部門で税が £1,000 以上になるそれぞれの品物に対する結果を区別して、作成させて各会期開始後 14 日以内に両院に提出させること；(3) また本法成立後に、またこのような会計の期日に先行する 10 年の期間内になされたところの、借入の勘定で利子又は年金によって、公債の年負担に対してなされるすべての追加の会計；賦課される税の先行する年内の結果の、又はこのようなすべての借入それぞれによって惹起された増加負担を支払う目的のため、収入に対してなされる追加の会計とともに、と。

<sup>278)</sup> Cf. Sir N. Chester, *op. cit.*, p. 179.

<sup>279)</sup> すなわち、1798 年 6 月 21 日に成立した「地租永続化法」Land Tax Perpetuation Act, 正式には、「1798 年 3 月 25 日から、1 年間地租として大ブリテンで目下賦課されるそれぞれの金銭額を、本法で述べられる方法で償還と購入に従って、永続化するための法律」An Act for making perpetual, subject to Redemption and Purchase in the Manner therein stated, the several Sums of Money now charged in Great Britain as a Land Tax for One Year, from the twenty-fifth day of March one thousand seven hundred and ninety-eight (38 Geo. III, c. 60)である。

表16 「1804年1月5日に終わる年度について統合国庫資金の所得と負担の会計(£)」

所得	負債	
永久税	26,410,706	1803年1月5日以前に創設した公債の利子等の年負担
砂糖, 麦芽, タバコ税の延滞金	2,205,986	1803年に創設した公債の利子等の年負担
地租	1,190,174	シビル・リスト
1799, 1800, 1801年所得税	357,470	年金, 俸給及び手当
前渡金	282,824	付随的諸負担
追加査定諸税の延滞金	21,450	
1798年, 財貨・船舶の延滞金	248,858	
任意供出金	3,500	
年金と人的財産への地租	117,767	1804年1月5日に終わる年度に統合国庫資金の金剩
アイルラン ド統治の勘定で支払われた金銭	983,274	
1789年 トンチン年金債, 留保金	24,282	
運河, 埠頭税	1,421	
1798年以前, 地租と麦芽税の延滞金	15,244	
	31,862,961	

[Hansard's Parliamentary Debates, Commons, Vol. I, 1113-1114より作成。]

る。国債費の優先的支払体制の構築という点で、この統合国庫資金法制定は、まさにイギリス型重商主義財政の構造に適合しそれを更に強化する重商主義的財政政策であるといえるのである<sup>280)</sup>。

#### <1787 年割当法の制定>

今一つ、このような「統合国庫資金」設立による、割当法の新たな規定内容についても注目しておきたい。

同法に続いて 1787 年 5 月 30 日に制定された「割当法」、正式には、「統合国庫基金から一定額の金銭[£2,400,000]を陛下に譲与するため、また 1787 年度の国務に本法で言及された一定金銭を適用するため;そして議会の本会期に譲与された議定費を更に割当てるための法律」<sup>281)</sup>は、「減債基金」に代わり新たに「統合国庫資金」を規定しているのであるが、1786 年割当法の場合と同様に、「年度の国務」への適用を確実に裏付けるために、次のように、大蔵省には借入権能、イングランド銀行には貸付権能を付与していることを確認しておきたい。

すなわち、(1) £2,400,000 が統合国庫資金から現年度の国務のために譲与される。(2) 大蔵省は£2,400,000 又はその一部分の金額を借入又は財務府証券によって、統合国庫資金の信用で調達する権能を付与される。もしもそれがヨリ望ましいと判断されるならば、大蔵省は前記金額を借入の代わりに財務府証券によって調達してもよい;またこのような場合本証券は本会期の麦芽法によって規定された方法で作成される。前記財務府証券、利子と諸負担は、統合国庫基金から支払われる。(3) イングランド銀行は£2,400,000 の金額を陛下に貸付ける権能を付与される・・・、と。

従って、「減債基金」と関連していた 1786 年割当法を継承しつつ、今や新たに「統合国庫資金」と関連して、1787 年割当法が「割当」に必要な十分な裏付けをもって、改めて制定されるに至ったことを確認しうるのである。

---

<sup>280)</sup> わが国の研究史との関連でいえば、金子勝、前掲稿は、1780-87 年の時期の行財政改革を対象として、それを「自由主義」的改革と把握しているのであるが、その根拠は不明であり、妥当な把握とは言い難い。

やはり、イギリス型重商主義財政の展開に規定されて、その更なる展開を促進し確実にすることを意図したところの「重商主義」的財政政策と把握すべではあるまいか。

<sup>281)</sup> An Act for granting to Majesty a certain Sum of Money out of the Consolidated Fund; and for applying certain Monies therein mentioned for the Service of the Year one thousand seven hundred and eighty-seven; and for further appropriating the Supplies granted in this Session of Parliament (27 Geo. III, c. 33).

③ 1802 年法による 1 月 5 日に終わる会計年度規定及び公的会計の毎年議会提出規定

〈1802 年法制定の一般的背景〉

次に、1802 年法を検討するに先立ち、予めその一般的背景について指摘しておきたい。

まず、国庫制度面で、1787 年統治国庫資金法により、とりわけ、支出面で、1 月 5 日などの特定の支払期日における国債の利子支払を優先的に支出しうる体制が構築されると、対フランス革命戦争による、そのような国債の更なる累積とともに、収入面ではこのような 1 月 5 日に国債利子支払等を確実に支出しうるような収入の確保を図る体制が求められてくるであろう。加えて、予算審議面では、(1787 年統治国庫資金法では収入面での「関税等の総結果の会計」の毎年議会提出を規定するに留まっていたのであるが)「減債基金」との関連を継承して、今や「統治国庫資金」と関連する「割当法」が制定されてくると、そのような割当の金額の増大とともに、庶民院が割当てたように、実際に割当＝支出がなされたのかどうかを示すような会計＝決算書が、毎年割当法に対応して、毎年議会に提出されることが求められてくるであろう。

このような国庫制度面と予算審議面の双方の観点から、結論的にいえば、1802 年法により、1 月 5 日に終わる会計年度が規定されるとともに、公的会計＝決算書の毎年議会提出が規定されてくるのである。以下、同法成立に至る具体的な経緯と同法の規定内容を検討していきたい。

〈1786 年「財務委員会」の『報告書』と 1797-8 年「財務委員会」の『報告書』勧告〉

まず、同法制定に至る経緯を検討すると、1751 年の「暦（新暦）法」制定以来のミカエルマスたる 10 月 10 日に終わる財務会計年度を、変更する最初の試みがおこなわれたのは、1786 年減債基金法制定と同じ 1786 年である。

すなわち、この 1786 年に、庶民院特別委員会として、「議会の本会期に本院に提出されたそれぞれの会計及びその他の文書を検討し詳述する」ために「財務委員会」Finance Committee が設置された。同委員会は、1786 年 3 月 21 日に『報

告書』を提出し、その中で、「1785年10月10日に終る年度のための公的収入と支出」の「明細書」を（将来の収入と支出の見積りのための基礎として）提出するとともに、それに加えて、「本院が、もしも諸会計が1786年1月5日に終る年度の受取に基礎づけられたならば、どんな相違がその結果において生じるのかを伝えられるべきことが重要である」と考え、それ故に、1786年1月5日に終る年度のための公的収入と支出の更なる明細書を添付した。これ以後、同様の方針が採用され、ミカエルマスに終る年度のための通常の明細書 ordinary statement に加えて、1月5日に終る年度のための補足的明細書 supplementary statement が議会に提出されたようである<sup>282)</sup>。

その後、1793年2月における対フランス革命戦争の勃発後、周知の金融的財政的危機の年である1797年に、（とりわけ、公的支出のそれぞれの部門を統制するためにどんな規則と照合が適用されていたのか、またどれほど同一物が効果的だったのか等を審議し検討するために）庶民院特別委員会として「財務委員会」Finance Committeeが設置された<sup>283)</sup>。同委員会は1797年会期中に実に22もの『報告書』を作成して提出したのであるが、そのうち、『第22次報告書』の中で、この委員会が「会計検査委員会」Commissioners of Auditに要請して提出させたところの、ヨリ良い会計のための次の規則を議会に勧告した。

すなわち、「それぞれの収入諸部門の定期的会計 [=税関での、関税の場合、1月5日に終わる年度会計<sup>284)</sup>] と支出の毎年の会計 [=財務府での、関税等の財務府への支払会計の場合、4月5日に終わる年度会計<sup>285)</sup>] が、年の異なる期間まで作成されているので、本[会計検査]委員会は特定の期間で、相異なる部局の会計の作成と比較を促すことにより、統一性の利益がもたらされないかどうかを提起する・・・」こと、そして「このような立法措置が採用される場合、新暦に従って、4つの四季支払日、又は3月、6月、9月及び12月の4つの四半期月 four quarterly monthsの末日が、最も適切と認められるものとして固定されるかもしれない」、と<sup>286)</sup>。

この「財務委員会」は翌1798年会期にも継続設置され、1798年6月26日に、

---

<sup>282)</sup> H. W. Chisholm' s Return, p. 329.

<sup>283)</sup> H. W. Chisholm' s Return, p. 677.

<sup>284)</sup> Cf. *Twenty-third Report from the Select Committee on Finance. Public Revenue for the Year 1797*, 1798, p. 45.

<sup>285)</sup> *Ibid*, p. 170.

<sup>286)</sup> H. W. Chisholm' s Return, p. 330.



更に14の追加的報告書を作成したのであるが、その『第23次報告書』の中で、再度「会計検査委員会」の提案、すなわち、「すべての公的会計を同一の一年の期間にまで作成することの妥当性」に言及し、更に、次のことを加えた。

すなわち、「1月5日は、関税の毎年の諸会計と帝国の一般的商業及び航海のそれが作成される期間であるので、その他全ての会計がその期日までに作成されることが、国民にとって最も適確であるのは明白であろう」、と<sup>287)</sup>。

この勧告を受けて、「公的収入と支出」の四半期会計 a quarterly accountが1799年10月10日から1800年1月5日までの四半期間作成されるとともに、1800年1月5日から、財務諸部局で実施されたのである<sup>288)</sup>。従って、実際的には1800年から1月5日に終わる年度が実施されたといえるのである。

<1802年法による1月5日に終わる会計年度規定及び公的会計の毎年議会提出規定>

その上で、この「財務委員会」勧告を受けて、法律的にも、1月5日に終わる1年の「公的会計」＝「国庫決算書」の作成と議会提出が制定されてくるのである。

すなわち、1802年3月の「アミアン条約」締結後の一時的平穏期である1802年6月22日に法律42 Geo. III, c. 70, 正式には「一定の公的会計が毎年議会に提出されることを命じるため、また目下使用されている一定のその他の会計形式を停止するための法律」<sup>289)</sup>が制定された。

その「前文」は、制定理由として、次のように記している。

すなわち、(1) 次の法律、すなわち「それぞれの関税及び消費税を撤廃し、またその代りにその他の税を譲与するため、また前記諸税を、公的収入を構成するその他の税とともに適用するため；この王国へのフランス王のヨーロッパ領土の一定の商品、産物又は製造品の輸入を許可するため；また、終身年金の支払のため財務府に残る一定の未請求の金銭を国債の削減に適用するための法律」と題された、現陛下治世27年に制定された大ブリテン議会の法律 [=1787年統合国庫

---

<sup>287)</sup> *Twenty-third Report from the Select Committee on Finance. Public Revenue for the Year 1797, 1798*, p. 17.

<sup>288)</sup> *H. W. Chisholm's Return*, p. 330.

<sup>289)</sup> An Act for directing certain publik Accounts to be laid annually before Parliament, and for discontinuing certain other Forms of Account now in Use (42 Geo. III, c. 70).

資金法]によって、とりわけ、大蔵委員会が前記法律で指定された方法で、関税、消費税、印紙税及び付随事項それぞれの総結果の会計を作成させ、両院に各会期開始の14日以内に提出することが制定されていること、(2) また公的役所のそれぞれで記帳されている会計が、しばしば両院に提出される目的のために、年の異なる期間に求められていること、(3) またこのような会計が、[一方で] もしもそれぞれの役所で使用されているものと異なる期間までに作成されることを求められるならば、国務に重大な遅延と不都合を引き起こし、また[他方] もしも連続する諸年に対応する方法でまた対応する期間までに作成されないならば、前記諸税と諸負担について比較しうる金額と毎年の総結果を明白にまた適切には示さないこと、(4) 従って、前記の関税、消費税、印紙税及び諸負担、またその他全ての通常の収入と通常ならざる資源を含めて、大ブリテンの毎年の総収入を述べる会計が作成されること、また同一物が、その他一定の公的会計と一緒に、毎年議会に提出されることが適切であること、と。

このような理由から制定された本法の主要な規定内容を確認すると、第I条は、「大蔵省に、関税、消費税、印紙税及び付随事項の結果の[四半期毎]会計を毎年議会に提出することを命じる法律 27 Geo. III, c. 13. [=1787年統合国库資金法]の第LXXII条が、撤廃される」こと、また第II条では「イースターとミカエルマス[の開延期]になされる財務府での受取りと支出の宣言が、廃止される」ことを規定したのち、第IV条では「1803年1月5日以後、大蔵省は毎年、大ブリテンの歳入、歳出、国債等の会計[=公的会計]を1月5日まで作成させ、また毎年3月25日以前に議会に提出させる」ことを規定している<sup>290)</sup>。

---

<sup>290)</sup> 条文は次のように規定する。

すなわち、「1803年1月5日から、当面の財務府長官役所 Office of Lord High Treasurer を執行する大蔵委員会は、毎年、(前記関税、消費税、印紙税及び付随事項、またその他のすべての通常の収入及び通常ならざる財源を含めて) 大ブリテンの総収入の会計を、各年 1月5日に終わる1年について作成させること、次の諸会計 [すなわち、このような各年について大ブリテンの統合国库資金の収入、また前記年内にそれからの実際の支払、またその日に存したような前記資金に対する将来の年負担の会計、また前記年内大ブリテンの全ての永久税の純結果の会計、また各年の前記1月5日にすべての公的会計官から支払われる延滞金と残高の会計、また大ブリテンの輸出と輸入の、また前記年内に陛下の領土のそれぞれの港で登録される又はそれに属する船舶の会計、また前記年内の大ブリテンの公的支出の会計、また各年の1月5日にそれぞれ存したような大ブリテンの公的有基債の、またその削減の会計、また大ブリテンの無基債の未支払の会計、また前記の1月5日に先行する年度について大ブリテンの国務のため与えられた金銭が如何に処分されたかを示す会計] と一緒に ; また前記委員会は、各年にこのような諸会計を両院に、もしも議会が当

こうして、1802年法制定により、(1)「毎年の会計」という決算書が作成される期間としての財務会計年度に関していえば、1751年「暦(新暦)法」制定以来のミカエルマス四季支払日たる「10月10日に終わる1年」(といういわば慣行)に代わり、今や、歳入、歳出、国債等の会計[＝公的会計]が作成される財務会計年度として、重商主義財政＝間接税依存体制において増加している「関税収入の会計に合わせて「1月5日に終わる1年」が制定される<sup>291)</sup>とともに、(2)それに基づいて公的会計[＝国庫決算書]が作成され、毎年議会に提出されることも制定されるに至った、とりわけ、初めて、支出会計(＝公的支出の金額)の議会提出(＝組織的公表)が制定されるに至ったのである。

〈1月5日に終わる年度の「公的会計」(＝「国庫決算書」)の議会提出〉

この1802年法の制定を受けて、実際にも、1802年1月5日に終わる年度の「公的会計」(＝「国庫決算書」)が作成されて議会に提出された。表17-1「1804年1月5日に終る年度について大ブリテンの公的収入の概略明細書(£)」と表17-2「1804年1月5日に終る年度について大ブリテンの公的支出の会計(£)」は、周知の『庶民院討論集』に掲載されたものから作成したものである。

「統合国庫資金」との関係についていえば、この両者の中間に、先の表16「1804年1月5日に終わる年度について統合国庫資金の所得と負担の会計(£)」が記録＝掲載されている。つまり、全体像としていえば、「公的収入」のうち永続的な収入が「統合国庫資金」の「所得」に繰込まれ、またそれからの「負担」が「公的支出」のうち永続的固定的支出として支出されるのである<sup>292)</sup>。

---

時開会されているならば各年の3月25日以前に、又はもしも議会が当時開会されていないならば次の議会開会后14日以内に、提出させること」と。

<sup>291)</sup> このことは、公的受取と支出に関するいわば予算乃至予算審議の期間として、1752年以後、実際には、新たな財務四季支払日である1月5日に終わる年度が採用されていたので、このような「公的受取と支出に関するいわば予算乃至予算審議の期間」としての「1月5日に終わる年度」が、今やこの1802年法により、「毎年の会計」という決算書が作成される期間としての財務会計年度として採用＝制定されたことを意味しているといえよう。

<sup>292)</sup> わが国の研究史との関連でいえば、金子勝、前掲稿「『自由主義』的行政改革の形成(一)(二)」は、その(二)の123頁注(20)で、「統合国庫基金の設立によって、公共支出全体は、形式上、(1)…議定歳出費と、(2)…統合国庫基金との2つの部分から構成されることとなった」と把握しているのであるが、これは率直に言えば「誤り」である。

表17-1 「1804年1月5日に終る年度について大ブリテンの公的収入の概略明細書(£)」

収入の諸項目	納受現	純収入	片務給への増益
関税	*9,680,886	7,207,570	6,803,820
酒税	*729,694	569,204	375,800
消費税 E	18,193,954	16,930,670	16,889,373
スロットランド(以下,S)	1,394,323	1,441,541	1,086,000
印紙税 S	3,241,791	3,144,633	2,897,134
地租と車注諸税 E	194,278	201,942	180,470
郵便局 S	5,215,839	5,085,729	5,188,400
年金と船給への利,Eの税 E	1,156,556	997,649	797,550
年金と船給への利,Eの税 S	47,222	137,950	97,449
年金と船給への利,Eの税 S	3,860	3,629	45,056
貸付車税	51,539	50,516	50,516
行商税	2,668	2,649	2,642
通常の純収入	8,345	5,622	5,259
	40,636,311	36,650,354	34,656,867
<b>[II] 非課税収入の小部分</b>			
課税材料 Alienation Fines	7,125	11,680	2,000
郵便料料 Post Fines	511	3,248	5,702
宗務金 Licences	79,359	79,359	79,359
宗務金 Compositions	3	3	3
賭物 Profits	637	637	637
王領地	33,157	48,390	966
<b>[III] 通常ならざる財源</b>			
アイルランド借入利子の返済	983,274	983,274	983,274
財務府証券発行助定	174,000	174,000	174,000
公租へ戻された金銭	30,915	30,915	30,915
租額財務府証券機手続料	4,539	4,539	4,539
会計官からの前渡金	73,369	73,369	73,369
賞職公債利益	352,333	332,507	323,203
援助金・拠出金	3,500	3,500	3,500
援助金・拠出金法下の延滞金	14,550	14,550	14,550
所得税	343,359	414,096	360,971
	16,917	16,917	16,917
<b>計</b>	42,760,805	38,858,373	36,757,131
	11,950,000	11,950,000	11,950,000
<b>合計</b>	54,710,805	50,808,373	48,707,131

[注: 1800年1月5日に財務府における相当現額 appropriated Balancesは£9,659, また1804年1月5日には £8,842,330, 前記のうちに317万£は1799年5月5日以前に預けられたものである。1800年1月5日と1804年1月5日の間に、この期間内には提出された。また£16,722が輸送証券Transport Billsで支出され、£769,614が担保税 Duties Coast-wiseのため受領された。]

[Hansard's Parliamentary Debates, Cammors, Vol.1, 1103-1104 より作成。]

表17-2 「1804年1月5日に終る年度について大ブリテンの公的支出の会計(£)」

I 人々の利子と費用	898,000	24,384,434
II 財政部長の利子	50,038	301,797
III シェル・リスト	13,858	
IV その他の配定費	287,645	
V 王家への手当	2,556	
VI 債務の返済	305,379	1,346,043
VII 海軍	108,405	79,502
VIII 兵站	709,465	441,465
IX 兵站	6,275,522	
X 借入、送金、アイルランド	2,555,859	
XI 借入、送金、アイルランド	244,641	
合計	11,299,406	9,800,500
	2,117,444	52,057,523
		2,117,444
		50,530,079

[Hansard's Parliamentary Debates, Cammors, Vol.1, 1119-1120 より作成。]

なお、本表に関して、(1)民事費については、シビル・リストその他既定費に加えて、議定費として、今や多額の「種々雑多[＝民事]費」が支出されていること、また(2)この段階では公的収入[＝純収入]の総計と公的支出[＝支出部局支出]の総計は一致していないことに留意しておきたい。

#### ④ 1808年「財務府証券法」と「議定費証券」発行の本格化

「無基債」(短期債)について、対ナポレオン戦争期に「無基債」残額が(「有基債」残額の1.4倍化に対して)実に3倍化したので、そのことの制度的意味として、1808年「財務府証券法」と「議定費証券」発行について、わが国で研究史が欠落しているので、検討しておきたい。

「無基債」は、チザムの区分では「公債」のより一時的形態であり、その元本は明記された一定期間に支払われたのであるが、具体的形態としていえば、いわゆる「収入の先取り」の初期の形態が、本格的には1665年「議定費法」以来の、「貸付割符」と「返済指図書」による方法であり、後の形態が(1696年創設の)「財務府証券」による方法であった。前者の方法が1728/9年以降用いられなかったようであるのに対して、後者の方法が「将来の収入を先取りするために用いられる唯一の残る方法」になった。このような財務府証券は、1726/7年に初めて毎年の「麦芽税」を先取りするために使用され、また毎年の「地租」の部分についても復活された。こうして、この時期からこの証券は、時々通常ならざる源泉であることをやめ、その発行が規則的な毎年の事柄になった、といわれている<sup>293)</sup>。

このような無基債としての財務府証券の残額が特にナポレオン戦争期に3倍化した制度的意味を理解するために、表18-1「1802年1月5日における未支払の財務府証券での無基債残額」に表示した賦課資金[＝担保]に注目すると、従来からの毎年税と異なり「議定費」とする証券発行が(表示されている限りでは)1800年法から開始していること、更に、表18-2「1815年1月5日における未支払の財務府証券での無基債残額」に表示した賦課資金の場合、殆どが「議定費」を賦課資金として発行されていることを確認するので、その経緯を簡単に検討したい。

---

もちろん、庶民院の財政統制の進展にともない、(後述するように)1830年代になると、公的支出は「既定費」と「議定費」に2区分されてくるのではあるが。

<sup>293)</sup> J. E. D. Binney, *op. cit.*, p. 127.

表18-1 「1802年1月5日における未支払の財務府証券での無基債残額」

起債法	(成立日)	賦課資金	未支払金額 (£)
39 Geo. III, c. 2	1799, 12/7	麦芽税: 1800年法	433, 000
39 & 40 Geo. III, c. 28	1800, 3/28	援助金: 1806年, Extension of Bank Charter	3, 000, 000
39 & 40 Geo. III, c. 33	1800, 5/1	援助金: 1800年法	1, 650, 200
39 & 40 Geo. III, c. 102	1800, 7/28	議定費: 1800年法	47, 700
39 & 40 Geo. III, c. 104	1800, 7/28	更なる金額[=議定費]: 1800年法	38, 600
40 Geo. III, c. 8	1800, 12/78	年金, 役職, 人的財産, 及び砂糖, 麦芽, 煙草, かぎ煙草に対する諸税: 1801年法	90, 000
41 Geo. III, c. 2	1801, 3/12	年金, 役職, 人的財産, 及び砂糖, 麦芽, 煙草, かぎ煙草に対する諸税: 1802年法	2, 000, 000
41 Geo. III, c. 4	1801, 3/12	援助金: 1800年法	6, 849, 400
41 Geo. III, c. 7	1801, 3/24	麦芽税: 1801年法	750, 000
41 Geo. III, c. 81	1801, 6/27	信用議定費: 1801年法	3, 300
41 Geo. III, c. 82	1801, 6/27	議定費: 1801年法	88, 900
41 Geo. III, c. 83	1801, 6/27	議定費: 1801年法 (Bank)	3, 000, 000
42 Geo. III, c. 1	1801, 11/21	麦芽税: 1802年法	750, 000
42 Geo. III, c. 9	1801, 12/11	借入: 1802年法	1, 887, 000
合計額			20, 588, 100

[ I. Accounts, presented to the House of Commons, respecting the public income of Great Britain, for the year ending fifth of January 1802, 1801-02 (44) (46) (72) (73) (83) (96) (106) (113), p. 299等より作成。 ]

表18-2 「1815年1月5日における未支払の財務府証券での無基債残額」

起債法	(成立日)	賦課資金	発行額 (£)	未支払金額 (£)
48 Geo. III, c. 3	1808, 2/27	なし		3, 000, 000
c. 53	1808, 5/27	議定費: 1814年		3, 000, 000
53 Geo. III, c. 42	1813, 5/1	議定費: 1813年		3, 106, 600
c. 119	1813, 7/10	議定費: 1814年	1, 000, 000	441, 200
c. 161	1813, 7/22	議定費: 1814年	5, 000, 000	1, 196, 000
54 Geo. III, c. 18	1813, 12/10	議定費: 1815年	10, 500, 000	8, 183, 100
c. 39	1813, 12/20	議定費: 1815年	5, 000, 000	5, 000, 000
c. 53	1814, 5/4	議定費: 1814年		16, 979, 800
c. 79	1814, 7/1	議定費: 1815年	6, 000, 000	6, 000, 000
c. 80	1814, 7/1	議定費: 1815年	1, 500, 000	1, 500, 000
c. 158	1814, 7/29	議定費: 1815年	3, 000, 000	3, 000, 000
55 Geo. III, c. 3	1814, 12/1	麦芽税等: 1815年	3, 000, 000	954, 000
c. 4	1814, 12/1	議定費: 1816年	12, 500, 000	5, 621, 000
合計額				57, 941, 700

[ Finance accounts of Great Britain, for the year ended fifth January 1815, Class page I. Public income for the year ended 5 Jan, 1815 I. II. Consolidated Fund 53. III. Arrears and balances 83. II. Trade and navigation 189. V. Public expenditure 197. VI. Public funded debt 221. VII. Unfunded debt 231. VIII. Disposition of grants 243. 1814-15 (189), p. 234等より作成。 ]

まず、最初の1800年7月28日に制定された法律、正式には「1800年の国務のため借入又は財務府証券によって£3,500,000の金額を調達するための法律」<sup>294)</sup>は次のように規定している。すなわち、大蔵省は本会期の麦芽税法の下でのように、[1801年1月5日前に]借入又は財務府証券によって£3,500,000を調達してもよいこと。(1)発行される財務府証券は1801年4月5日以前に、税の支払にも交換にも受取られないこと(第I,II条)。(2)元本と利子は、費用とともに、次の会期に譲与される最初の議定費 first Suppliesから返済されること(第III条)。イングランド銀行は本法のクレジットで前記金額を貸付ける権限を付与されること(第IV条)等、と。

このように発行方法は、例年の麦芽税法で規定された方法であるが、その元本と利子支払のための担保資金として、(従来のような毎年税たる麦芽税の収入ではなく)今や、次の会期に譲与される最初の議定費が規定されるに至った。こうして、「議定費」を担保資金として発行される財務府証券として、「議定費財務府証券」Supply Exchequer Bills、簡単には「議定費証券」Supply Billが発行されるに至ったのである。

対ナポレオン戦争の進展とともに、このような「議定費証券」発行が開始したので、1808年2月27日、制定理由として「今後、議会議承認の下で金銭調達のため発行されるかも知れない全ての財務府証券の作成、発行及び支払をすることに関連して永続的な規則が確立されることが適切である」ことを「前文」で記した1808年「財務府証券法」、正式には、「財務府証券の発行と支払を規制するための法律」<sup>295)</sup>が制定された。

この1808年法の規定する方法にもとづいて、以後、[議定費]財務府証券が発行されてくるのである。因みに、同法に続いて、1808年5月27日、法律、正式には「1808年の大ブリテンの国務のため、財務府証券によって£1.5m.の金額を調達するための法律」<sup>296)</sup>が制定されたのであるが、同法は次のように規定して

---

<sup>294)</sup> An Act for raising the Sum of three millions five hundred thousand Pounds by Loans or Exchequer Bills for the Service of the Year one thousand eight hundred (39 & 40 Geo. III, c. 102).

<sup>295)</sup> An Act for regulating the issuing and paying off Exchequer Bills (48 Geo. III, c. 1).

<sup>296)</sup> An Act for raising the Sum of One million five hundred thousand Pounds, by Exchequer Bills, for the Service of Great Britain for the Year One thousand eight hundred and eight (48 Geo. III, c. 54).

表19 「1802年～1873年の国債残高(連合王国), 財務府[国庫]証券の起債と償還の推移(£m.)」

年次	国債残高			財務府[国庫]証券(b)		
	総額	有基債	無基債	起債	償還	増減(-)
1802(a)	498.6	478.1	20.5	23.6	27.4	-3.8
1803	516.4	501	15.4	16.4	22.4	-6
1804	523.8	504.3	19.5	18.9	16.2	2.7
1805	539.6	514.2	25.3	18.7	12.3	6.4
1806	564.4	538	26.3	27.7	26.1	1.6
1807	583.1	556	27.1	30.9	30.3	0.6
1808	591.3	559.2	32.1	34.5	29.6	4.9
1809	599	559.8	39.3	45.1	38.6	6.5
1810	607.4	567.7	39.7	36.1	36.2	-0.1
1811	609.6	570.8	37.9	37.7	38.7	-1
1812	626	583.4	42.6	41.2	36.8	4.4
1813	652.3	607.5	44.8	45.8	42.8	3
1814	725.5	677.5	48.1	54.2	52.5	1.7
1815	744.9	684.6	60.3	52.3	42.4	9.9
1816	778.3	733.6	44.7	44.8	60.6	-15.8
1817	766.1	716.3	49.8	46.6	43.5	3.1
1818	843.3	780.6	62.6	54.8	42.3	12.5
1819	844.3	795.6	48.7	39.4	52.8	-13.4
1820	840.1	798.5	41.6	17.1	18.7	-1.6
1821	838.3	804.9	33.3	26.2	40.3	-14.1
1822	831.1	798.5	32.7	33.1	34.2	-1.1
1823	836.1	797.4	38.7	43.6	40	3.6
1824	828.6	792.9	35.8	37.5	39	-1.5
1825	820.2	782.3	37.9	40.8	37.6	3.2
1826	811	779.3	31.7	28.7	35	-6.3
1827	810	785	25	26.2	32.9	-6.7
1828	806.4	778.7	27.6	31.2	28.1	3.1
1829	801.3	773.6	27.7	30.5	30.8	-0.3
1830	798.2	772.6	25.5	28.5	30.8	-2.3
1831	786.2	758.9	27.3	30.5	27.7	2.8
1832	784.2	757	27.2	29.2	29.2	0
1833	783	755.6	27.4	27.1	26.5	0.6
1834	781.3	753.2	28.1	27.9	27.7	0.2
1835	774.9	745.3	29.6	29.2	27.8	1.4
1836	790.4	760.3	30.1	29.1	28.5	0.6
1837	790.9	763.2	27.7	28.3	30.6	-2.3
1838	788.9	763.6	25.3	24.6	26.9	-2.3
1839	788.2	762.8	25.5	24.4	24.2	0.2
1840	788.7	768	20.6	24.6	29.4	-4.8
1841	790.2	767.9	22.2	21.9	20.3	1.6
1842	793.9	774.3	19.6	21.5	24.1	-2.6
1843	793.5	774.9	18.7	18.5	21.1	-2.6
1844	794.5	774	20.5	20.1	18.3	1.8
1845	789.9	771.1	18.8	18.8	20.5	-1.7
1846	787.2	768.8	18.4	18.4	18.7	-0.3
1847	785.2	766.8	18.4	18.3	18.4	-0.1
1848	792.7	774.7	18	18	18.4	-0.4
1849	794.3	776.5	17.8	17.8	17.9	-0.1
1850	793.5	775.7	17.8	17.7	17.8	-0.1
1851	789.7	772	17.8	17.7	17.7	0
1852	785.7	767.9	17.7	17.7	17.7	0
1853	782.3	764.5	17.7	17.7	17.7	0
1854	774.4	758.4	16	17.5	19.2	-1.7



1855 (c)	779.7	755.6	24.2	17.1	16	1.1
1856	806.5	779.4	27.1	22.4	18.4	4
1857	812	784	28	21	21.2	-0.2
1858	808.9	782.9	25.9	20.9	21	-0.1
1859	808.8	790.5	18.3	20.2	27.8	-7.6
1860	806	789.7	16.3	13.1	13.2	-0.1
1861	805.7	789	16.7	13.1	13.2	-0.1
1862	804.7	788.2	16.5	12.9	13.1	-0.2
1863	803.9	787.4	16.3			0
1864	794.8	781.7	13.1		2.4	-2.4
1865	790.9	780.2	10.7		2.1	-2.1
1866	782.1	773.9	8.2		2.6	-2.6
1867	778.1	770.2	8	5.6	5.8	-0.2
1868	749.8	741.8	7.9			0
1869	751	741.1	9.9			0
1870	748.3	741.5	6.8		0.1	-0.1
1871	738.1	732	6.1		0.1	-0.1
1872	736.9	731.8	5.2	5.1	5.4	-0.3

[B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, pp. 402-403より作成。]

- (a) 以後1854年まで、1月5日に終わる年度
- (b) 1817年まで大ブリテン、以後連合王国
- (c) 以後3月31日に終わる年度

いる。すなわち、大蔵省は£1,500,000を借入及び財務府証券によって法律48 Geo. III, c. 1 [=1808 年法] によって規定されるような方法で調達してもよいこと。

(1) 前記証券は次の会期に「最初の議定費」First Suppliesから支払われること(第 I, II条)。(2) 利子年間 5%(第 III条)。(3) 前記証券は 1809 年 4 月 5 日以後、収入の支払等で受け取られてもよいこと(第 IV条)。(4) イングランド銀行は本法のクレジットで前記金額を貸付ける権能を付与されること(第 V条)等と。

本法の「議定費証券」については、年間利子が 5 %と高いこと、また本証券発行によって 1808 年に調達された金額が、結局、[1808 年の国務のためではなく]前年に「法律 47 Geo. III, s. 2, c. 7 によって調達された同様の金額を支払う」<sup>297)</sup> こと(という、いわば年度毎の資金繰り)に充当されたことに留意しておきたい<sup>298)</sup>。このような「議定費証券」の発行=起債が、表 19「1802 年~1873 年の国債残高(連合王国), 財務府[国庫]証券の起債と償還の推移 (£m.)」に表示したように、対ナポレオン戦争の進展とともに本格化し、その結果として、表 18 - 2「1815 年 1 月 5 日における未支払の財務府証券での無基債残額」に表示したように、無基債としての財務府証券の残額が 3 倍化=累積したのである。

### (3) 小括: 「国王ジョージ 3 世期」(1760 年~1815 年)における重商主義的 予算制度

「国王ジョージ 3 世期」における以上の考察を概括しておきたい。

#### (1) 歳出入, 予算審議面について

- ① シビル・リストに対する財政統制として、ジョージ 3 世が即位の際にイン

---

<sup>297)</sup> *Finance accounts of Great Britain, for the year ended fifth January 1809. Class I. Public income, for 1809 p. 1. II. Consolidated Fund 73. III. Arrears and balances 101. IV. Trade and navigation 239. V. Public expenditure 251. VI. Public funded debt 273. VII. Unfunded debt 285. VIII. Disposition of grants 299, 1809 (98), p. 308.*

<sup>298)</sup> 因みに、このような「議定費証券」について、ビニーはいう、「それは毎年その年の国務のために起債されるが、一般的用語でのみ翌年の議定費或いは収入で担保され、また慣習的に償却と新証券との交換の形式によって更新された」と。J. E. D. Binney, *op. cit.*, p. 129.

グランド世襲的収入を放棄し、今やそれが庶民院の統制下に入ったので、1760年「シビル・リスト法」は、「一時的消費税」, 「[追加的] トン税とポンド税の臨時税」及びその他全ての臨時税が国王の生涯間賦課され支払われること、これらの全ての税収が、(従来と異なり) 今や「イングランド」世襲的収入と一緒に、「集合基金」に繰入れられること、その上で、この「集合資金」から、年間£800,000の固定された「シビル・リスト収入」が王室の援助のため、また「民事統治」の費用のため譲与されること、を規定した。

② このようなシビル・リスト支出に対する議会の直接的干渉として、アメリカ独立戦争中に成立した1782年法(22 Geo. III, c. 82)は、最初の直接的干渉として、授与される年金を制限したのみならず、シビル・リストの支出をなすそれぞれの支払を8つの「款」に分割し、その款のために支払われるべきことを規定した。

③ (1787年統合国库資金設立に先立つ) 全院委員会の2機能について、追加指摘すると<sup>299)</sup>、18世紀の過程で、支出承認が課税賦課から明白に区別されるようになった時、歳出予算の議決が「議定費委員会」の特別な機能になった、また支出の益々多くが歳出予算に移されたので、この「議定費委員会」での予備的段階が支出統制における主要な段階になった。他方、「財源委員会」の機能は、「議定費委員会」で毎年議決された金額を賄うために、課税によって金銭を調達する機能のままだった。

④ (1787年統合国库資金設立に続く) 庶民院の財政機構として、追加指摘すると<sup>300)</sup>、(1) まず、全院委員会の2機能に関していえば、統合国库資金が設置され、また税の収益がもはや直接的には特定の国務に指定されずに、一般的資金に払込まれたのち、「財源委員会」はこの統合国库資金から金銭支出を承認することによって、「議定費委員会」の議決に応じ、こうして課税機能と同様に、支出機能を獲得した。(2) 割当手続きに関していえば、以前の小さな各々の基金の集合に代わりに単一の統合国库資金によって簡素化されたのち、ある1年に議決される議定費に応じるために支出される金銭の全体が、単一の[割当]法によって、割当られるようになった。

⑤ 軍事費の「特定割当」の拡大として、対フランス革命戦争下の1798年「割当法」により、今や「海軍費」についても(従来の「1つの総額」割当に代わり)

---

<sup>299)</sup> Cf. G. F. M. Campion, *op. cit.*, p. 26.

<sup>300)</sup> Cf. *Ibid.*, pp. 26-27.

「特定割当」が開始した。

⑥ 他方、歳入面での新たな財源として、対フランス革命戦争の財源調達ため、産業革命による所得諸範疇の成立を歴史的前提として、1799年法(39 Geo. III, c. 13)により、初めて戦時「所得税」が導入された。

## (2) 国債、国庫、決算審議面について

① 18世紀後半のイギリス型重商主義財政の進展に対する対応策として、まず、減債基金に注目すると、1752年「コンサル国債」成立後に「減債基金」の適用＝支出においてももう1つの新たな機能として「公債の利子支払に適用」機能が強化され、こうして(1786年までには)「減債基金」の元々の性格が全く変えられ、今や、それが(利払とその他支出の双方を含めて)公的支出の費用が支払われるところの主要な基金になっていた。

これを背景として、まず、「アメリカ独立戦争」後の多額な国債累積にともなう国債費の増加等に対する対応策として、1786年「減債基金法」により、新減債基金(いわゆる「ピットの減債基金」、定額£250,000)が設立された。

② 続いて、国庫面での対応策として、翌1787年、国債累積に伴う「公信用を強化する」(「前文」)必要性から、「統合国庫資金法」が制定された。

同法は、主要な規定内容として、「[大ブリテン]統合国庫資金」を設立し、(1) 収入＝「受取」面では、予め、関税等を統合(各商品に対する単一税化)するとともに、公的収入のうち、永久税を中心とする永続的収入を受取ること、(2) 他方、支出＝「負担」面では、公的支出のうち、国債の利払などの永続的性質の支出[＝いわゆる「既定費」支出]をまさに「優先」的に負担＝支出すること、(3) 会計面では、公的収入部門に限定してではあるが、各四半期会計の作成とそれを毎年議会に提出すること等を規定した。

このように、公信用強化策としての国債費の優先的支払体制の構築という点で、この1787年「統合国庫資金法」制定は、まさにイギリス型重商主義財政の構造に適合しそれを更に強化する重商主義的財政政策であった。

③ 更に、1802年法が制定されてくるのであるが、その一般的背景についていえば、まず、(1) 国庫制度面で、1787年統合国庫資金法により、とりわけ、支出面で、1月5日などの特定の支払期日における国債の利子支払を優先的に支出しうる体制が構築されると、続く対フランス革命戦争による、そのような国債の更なる累積とともに、収入面ではこのような1月5日に国債利子支払等を確実に支

出しうるような収入の確保を図る体制が求められてくるであろう。

加えて、(2) 予算審議面では、旧「減債基金」との関連を継承して、今や「統合国库資金」と関連する「割当法」が制定されてくると、そのような割当の金額の増大とともに、庶民院が割当てたように、実際に割当＝支出がなされたのかどうかを示すような会計＝決算書が、毎年割当法に対応して、毎年議会に提出されることが求められてくるであろう。

このような国库制度面と予算審議面の双方の観点から、対ナポレオン戦争の一時的平穩期に 1802 年法 (42 Geo. III, c. 70) が制定された。同法は、とりわけ「1803 年 1 月 5 日以後、大蔵省が毎年、大ブリテンの歳入、歳出、国債等の会計 [= 公的会計] を 1 月 5 日まで作成させ、また毎年 3 月 25 日以前に議会に提出させる」(第 IV 条) こと等を規定した。

こうして、1802 年法により、(1) 従来、「毎年の会計」という決算書が作成される期間としての財務会計年度に関して、1751 年「暦(新暦)法」制定以来のミカエルマス四季支払日たる「10 月 10 日に終わる 1 年」(といういわば慣行) に代わり、今や、歳入、歳出、国債等の会計 [= 公的会計] が作成される 財務会計年度として、重商主義財政＝間接税依存体制の進展とともに増加している「関税収入の会計に合わせて、「1 月 5 日に終わる 1 年」が制定された<sup>301)</sup>。(2) また、それに基づく「公的会計」(＝「国库決算書」) が作成され、とりわけ、初めて、支出会計 (＝公的支出の金額) の議会提出 (＝組織的公表) が制定されるに至ったのである。

④ 財務府証券 (無基債) の新たな役割として、対ナポレオン戦争の本格化とともに、「有基債」(利子 3 %)に加えて、今や「無基債」(財務府証券、利子 5 %)の発行も必要になっていたのであるが、1800 年以来の新たな発行方法として、(従来のような毎年税の収入ではなく)今や次会期に譲与される「最初の議定費」を担保資金として発行される財務府証券として、「議定費財務府証券」(簡単には「議定費証券」) が発行されるに至った。

このような「議定費証券」が、1808 年「財務府証券法」に基づいて、ナポレオン戦争の本格化とともに、いわば(従来のような年度内資金繰り)としてでなく、

---

<sup>301)</sup> このように、重商主義期には財務会計年度が、とりわけ関税収入を確保するために、それに適合的のように、従来の 10 月 10 日から 1 月 5 日に終わる年度に変更された。一言でいえば、「重商主義期」には、まさに収入を確保するために 1 月 5 日に変更したといえるのであるが、この点、(後述する)日本の会計年度との関連で特に留意しておきたい。

今や) 年度毎の資金繰りとして、本格的に発行されて累積したのである。

このように、18世紀後半から19世紀初頭の「国王ジョージ3世期」に、重商主義戦争の本格化にともない、イギリス型重商主義財政における対応策として、重商主義的予算制度の構築も本格化した。

こうして、予算制度面では、まさに重商主義的予算制度が本格的に構築されるに至ったといえる。結局、それによって重商主義戦争、とりわけ「第2次英仏百年戦争」に最終的に勝利したのである。